

令和7年11月定例会会議録

令和7年11月21日開会
令和7年12月10日閉会

宮崎県議会

令和七年十一月定例会会議録

宮崎県議会

令和7年11月宮崎県議会定例会会議録 目次

11月21日（金曜日）

1.	出席議員 -----	3
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	3
1.	開 会 -----	4
1.	会議録署名議員指名 -----	4
1.	議会運営委員長審査結果報告 -----	4
	日高博之議会運営委員長 -----	4
1.	会期決定 -----	4
1.	議案第1号から第21号まで上程 -----	4
1.	知事提案理由説明 -----	5

自11月22日（土曜日）

休 会

至11月26日（水曜日）

11月27日（木曜日）

1.	出席議員 -----	11
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	11
1.	一般質問 -----	12
	河野通博議員質問 -----	12

- ・人口減少・少子高齢化対策について
- ・本県観光について
- ・学校教育について
- ・県立高校について
- ・ゼロカーボン政策について

	川添 博議員質問 -----	24
--	-----------------------	-----------

- ・知事の政治姿勢について
- ・企業誘致対策について
- ・県の危機管理体制について
- ・違法薬物対策について
- ・台湾との交流について
- ・農業政策について
- ・地域のインフラ整備の状況について

	脇谷のりこ議員質問 -----	36
--	------------------------	-----------

- ・知事の政治姿勢について
- ・地域未来投資促進法に基づく計画・支援事業について
- ・物価高に対応した重点支援地方交付金について

- ・給食費無償化の状況について
- ・宮崎県環境基本計画の改定について
- ・気候変動を踏まえた治水対策について
- ・温暖化による雑草繁茂への対策について
- ・複合災害に備える防災体制について
- ・ストーカー犯罪の対応について
- ・ひなたの「とも活」について

11月28日（金曜日）

1. 出席議員 -----	53
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	53
1. 一般質問 -----	54
福田新一議員質問 -----	54
・子ども・若者プロジェクトにおける出会い・結婚支援について	
・宮崎国スポに向けた取組について	
・U I Jターンのさらなる促進について	
・農業構造転換について	
・南海トラフ地震対策について	
下沖篤史議員質問 -----	65
・知事の政治姿勢について	
・畜産・農業振興について	
・防災・減災について	
・動物愛護事業について	
・教育行政等について	
・移住、U I Jターンの促進について	
二見康之議員質問 -----	79
・知事の政治姿勢について	
・日本一挑戦プロジェクトについて	
・人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくりについて	
・第八次農業・農村振興長期計画（後期計画）について	
・物価高騰と県内賃金の状況について	
・バス運転士の確保について	
・行政の効率化について	
・太陽光発電パネルとF I T終了時を見据えた対応について	
・不登校の状況について	
・自転車ヘルメット着用について	

自11月29日（土曜日）
至11月30日（日曜日）
12月1日（月曜日）

休 会

1. 出席議員 -----	97
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	97
1. 一般質問 -----	98
松本哲也議員質問 -----	98
・重点施策の推進について	
・医療機関支援について	
・ツール・ド・九州について	
・交通安全について	
・森林病虫害被害について	
・水産業振興について	
・豪雨災害について	
・高等特別支援学校について	
・中山間地域振興について	
岩切達哉議員質問 -----	112
・人口減少問題に対する重点施策の推進方針等について	
・警察本部長所信について	
・高校教育について	
・職員の確保について	
・新田原基地F-35B訓練実施の件について	
・子供の福祉について	
・環境問題について	
・スポーツランドみやぎづくりについて	
・道路管理の問題について	
山口俊樹議員質問 -----	127
・これまでの質問のその後の対応等について	
・#9910（道路緊急ダイヤル）について	
・樋門について	
・文化財について	
・警察行政について	
・大学入試への対応について	
・救急車の適正利用について	
・HPVワクチン接種について	

12月2日（火曜日）

1. 出席議員 -----	147
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	147
1. 一般質問 -----	148
今村光雄議員質問 -----	148
・ 公金の運用について	
・ 障がい者施策について	
・ 県社会福祉協議会への支援について	
・ 高齢者施策について	
・ 県営住宅について	
・ スポーツランドみやぎきについて	
・ 学校の安全について	
・ 県のホームページについて	
・ 住民票の取扱いについて	
・ 民生委員・児童委員について	
・ 災害ボランティアについて	
佐藤雅洋議員質問 -----	161
・ 人口減少について	
・ 置県150年について	
・ 東京一極集中について	
・ 世界農業遺産の継承について	
・ 高校教育について	
・ 神楽のユネスコ登録について	
・ 宮崎国スポ・障スポについて	
・ 農畜産業、小水力発電について	
・ 森林・林業行政について	
・ 中小企業支援について	
・ 観光行政について	
・ 県土行政について	
・ 匿名・流動型犯罪グループについて	
重松幸次郎議員質問 -----	175
・ 令和8年度当初予算の編成について	
・ 日本遺産について	
・ 再造林について	
・ 港湾の活用について	

- ・ 狹隘道路について
- ・ 日本学生支援機構の奨学金について
- ・ 医療提供体制について
- ・ 障がい福祉について
- ・ 学校教員への支援について
- ・ 一ツ瀬川県民ゴルフ場の活用について

12月3日（水曜日）

1. 出席議員 -----	193
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	193
1. 議案第22号から第32号まで追加上程 -----	194
1. 知事提案理由説明 -----	194
1. 一般質問 -----	195
黒岩保雄議員質問 -----	196
・ チャレンジ県政について	
・ 医療環境の充実について	
・ 県有施設の管理について	
・ 宮崎国スポ・障スポについて	
・ 外国人労働者の住居確保について	
・ 日南市に係る懸案事項等について	
山内いっとく議員質問 -----	210
・ 自殺対策について	
・ 子供の居場所について	
・ 高齢者の居場所について	
・ 女性の県外流出と看護師確保について	
・ 文化の継承について	
・ コウライオヤニラミの駆除について	
・ 公私協定について	
・ 学校支援について	
・ 関係人口の創出について	
・ 選挙の公平性の担保について	
前屋敷恵美議員質問 -----	224
・ 知事の政治姿勢について	
・ 中小企業賃上げ支援について	
・ 教員不足と働き方改革について	
・ 補聴器購入支援について	

・学生等の公共交通機関利用について

1. 議案第19号から第21号まで採決 -----	234
1. 議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号まで委員会付託 -----	234
12月4日(木曜日) 常任委員会	
12月5日(金曜日)	
自12月6日(土曜日) 休 会	
至12月7日(日曜日)	
12月8日(月曜日) 特別委員会	
12月9日(火曜日) 休 会	
12月10日(水曜日)	
1. 出席議員 -----	237
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	237
1. 常任委員長審査結果報告 -----	238
佐藤雅洋総務政策常任委員長 -----	238
重松幸次郎厚生常任委員長 -----	239
内田理佐商工建設常任委員長 -----	241
川添 博環境農林水産常任委員長 -----	242
荒神 稔文教警察企業常任委員長 -----	243
1. 討 論 -----	245
前屋敷恵美議員 -----	245
1. 議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号採決 -----	247
1. 議案第2号、第4号、第5号、第7号から第15号まで、第17号、第18号及び第22号から 第31号まで採決 -----	247
1. 請願第11号採決 -----	247
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	247
1. 議員派遣の件 -----	248
1. 閉 会 -----	248
<hr/>	
1. 資 料 -----	249
令和7年11月定例会日程 -----	251
議案送付文書 -----	253
一般質問時間割 -----	255
議案・請願委員会審査結果表 -----	256
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	258
1. 議案議決件名一覧表 -----	259

1. 議員発議案等 -----	263
議員派遣（令和7年度九州各県議会議員交流セミナー） -----	265
1. 請願一覧表 -----	267
1. 議事経過 -----	273

11月21日（金）

令和 7 年 11 月 21 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出席議員 (35名)

1 番	河野通博	(みやざき未来灯)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	山口俊樹	(同)
7 番	下沖篤史	(同)
8 番	齊藤了介	(同)
9 番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
公安委員長	松山昭
警察本部長	高井良浩
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 開 会

○外山 衛議長 これより令和7年11月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○外山 衛議長 会議録署名議員に、二見康之議員、岩切達哉議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○外山 衛議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る11月14日の議会運営委員会において、本日招集されました令和7年11月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計21件、その内訳は、補正予算2件、条例7件、予算・条例以外12件であります。このほか1件の報告があります。

また、職員の給与改定等に係る議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から12月10日までの20日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりでございます。

本定例会は、11月27日から5日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了後、人事案件を採決し、その他

の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。

12月4日及び5日の2日間で各常任委員会を開催し、12月10日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりでございます。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山 衛議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○外山 衛議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月10日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第21号まで上程

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第21号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和7年11月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点御報告を申し上げます。

1点目は、ツール・ド・九州についてであります。

先月13日、本県で初めての開催となる「マイナビ ツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージ」を、ツール・ド・九州初となる県境をまたぐコースにより大分県と共同で開催しました。

大会最終日を飾るレースは、最後まで優勝争いが混沌とする白熱の展開となり、ゴール地点となった佐伯市では、トップ選手による熱い戦いに多くの方がくぎづけになって大いに盛り上がりました。

スタート地点の延岡市でも、パブリックビューイングや松田丈志宮崎応援団長によるステージイベント等が実施され、約1万5,000人の観客でにぎわいました。

また、ユーチューブでレースが中継されたことにより、山下新天街でのパレード走行、これは実際のスタートの前に行われるデモンストレーション走行ではありますが、その様子をはじめ、コース沿線の観光名所やグルメが紹介され、本県の魅力を国内外に発信できたものと考えております。

来年の大会は、初参加の佐賀県を含む九州6県での開催となり、本県は単独で開催する予定です。

引き続き、ツール・ド・九州の開催を通じて本県の魅力を国内外へ発信しつつ、九州各県と

連携してサイクルツーリズムの推進を図り、九州のさらなる発展につなげてまいります。

2点目は、県総合運動公園庭球場の一部供用開始についてであります。

24面の人工芝コートであった本庭球場について、昨年度より、屋外コート18面及び屋内コート6面のハードコートへの改修及び管理棟の整備を行ってまいりました。このたび、屋外コートのうち12面が完成し、先月18日にオープニングセレモニーを行いました。

専門的な観点からアドバイスをいただいた日本テニス協会をはじめ、多くの関係の皆様の大御支援、御協力により、「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」として新たなスタートを切ることができましたことに深く感謝申し上げます。

今回の改修により世界基準のハードコートに生まれ変わり、早速、来月には男子テニス日本代表の合宿が決定するなど、テニス関係者から高い評価と期待が寄せられております。

今後は、2年後の国スポはもとより、国内外の大会の開催、代表レベルの合宿、ジュニアの育成、車椅子テニスの振興など、多様な利活用を通じて、テニスの聖地と言われる「有明テニスの森」と並ぶ、西の聖地としての地位を確立し、「スポーツランドみやざき」の新たな展開を図ってまいります。

3点目は、高速道路の4車線化工事の完成についてであります。

先月15日、西日本高速道路株式会社より、宮崎パーキングエリアー清武インターチェンジ間の4車線化工事が12月20日に完成するとの発表がありました。暫定2車線区間の4車線化は、これが県内の東九州自動車道で初めてとなります。

今回の完成により、災害時においては、信頼性の高い通行機能が強化され、平常時においても、時間信頼性や事故防止に大きく寄与することが期待され、大変うれしく思っております。

引き続き、県議会をはじめ、関係自治体等と連携を図りながら、県内高速道路の一日も早い全線開通と併せ、暫定2車線区間の早期4車線化に向けて、全力で取り組んでまいります。

4点目は、地方税財政に関する国への要請活動についてであります。

先月21日に高市内閣が発足し、総合経済対策の策定に向けた総理大臣指示が出されました。また、国会での所信表明演説においては、「責任ある積極財政」に基づく財政出動や、物価高対策、税制の見直しなどに取り組むことが表明され、今月5日には、ガソリン税等の暫定税率廃止について、与野党6党による合意がなされたところであります。

政権の枠組みや政策面で国政が大きく動く中、物価高対策の裏づけとなる補正予算については、地方が地域の実情に応じた経済対策を機動的に講じることができるよう、重点支援地方交付金や地方財政措置などを追加・拡充すること、令和8年度予算については、物価高対策や地方創生の推進、人口減少対策、インフラ老朽化対策など、地方の重要課題への対応に必要な地方税財源を増額確保・充実することなど、国に強く求めていく必要があります。

また、いわゆるガソリン暫定税率の廃止などの減税については、地方財政への影響等を十分に考慮した上で、代替財源の確保など、将来世代の負担にも十分配慮の上、国として責任ある議論を丁寧に進めていただくことが極めて重要であります。

これらの地方の声を国へしっかりと届けてい

くため、私は、全国知事会地方税財政常任委員長として、今月5日、12日から13日、17日と計3回にわたり上京し、木原内閣官房長官をはじめとする政府関係者や自民党、日本維新の会に加え、立憲民主党、公明党、国民民主党の政調会長など与野党の関係者に対し、総合経済対策及び令和8年度税財政等に関する要請活動を行ったところであります。本日も午後、上京し、引き続き要請を行ってまいります。

今月26日には政府主催の全国知事会議も予定されておりますので、高市総理大臣に直接、減税に伴う代替財源を含めた地方税財源の確実な確保を強く求めてまいります。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計14億1,607万3,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,836億438万円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金3億5,708万5,000円、繰入金2億6,458万8,000円、県債7億9,440万円であります。

続きまして、今回の補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「硫黄山河川白濁対策推進事業」は、硫黄山に設置した水質改善施設の補修や施設内の火山噴出物等の処分を行うための経費です。

次に、「国際テニス大会開催支援事業」は、国際テニス大会開催に向け関係機関で組織する委員会に対して、大会の広報に係る費用を負担するための経費です。なお、年度をまたいで広報を実施することから、別途、債務負担を設定いたします。

このほか、国庫補助事業の決定等に伴う事業

を計上しております。

次に、主な債務負担行為についてであります。

「日本のひなた宮崎 国スポ競技別リハーサル大会運営準備補助事業」は、関係市に対して、国スポ競技別リハーサル大会の運営準備に要する費用を補助するため、債務負担を設定するものです。

なお、議案第2号「宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算」は、細島港のガントリークレーンのレール更新工事について、繰越明許費を変更するものです。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第3号は、「森林環境税」の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更するとともに、県民税均等割における超過課税措置について、適用期間を5年間延長するため、関係規定の改正を行うものです。

議案第4号は、政治資金規正法等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第5号は、ひなた宮崎県総合運動公園の改修等に伴い、関係する使用料の改正を行うものです。

議案第6号は、「森林環境税」の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更することに伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第7号は、土地改良法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第8号は、住民基本台帳法に基づき、本人確認情報を利用できる事務を追加する等の関係規定の改正を行うものです。

議案第9号は、児童福祉法等の改正に伴い、関係規定の改正を行うものです。

議案第10号は、串間市の国道448号石波工区

(仮称)石波トンネル工事(1工区)の請負契約の締結について、議会の議決に付するものです。

議案第11号は、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修工事の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第12号は、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場管理棟再整備事業の請負契約の変更について、議会の議決に付するものであります。

議案第13号は、母子福祉資金貸付金に係る貸金返還請求の訴えを提起することについて、議会の議決に付するものです。

議案第14号から第17号までは、県立芸術劇場など5つの施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決に付するものです。

議案第18号は、令和8年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、議会の議決に付するものです。

議案第19号は、教育委員会委員1名が令和7年12月23日をもって任期満了となりますので、柳和枝氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

議案第20号及び第21号は、収用委員会委員2名が令和7年12月28日をもって任期満了となりますので、大迫敏輝氏の後任委員として原田真一氏を任命するとともに、岩本愛氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。

なお、国の総合経済対策を踏まえた補正予算につきましては、本県として迅速かつ適切に対応すべく、国の動向を注視し、提案時期等も含めて今後検討してまいります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

令和7年11月21日(金)

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日22日から26日までは、議案調査等のため
本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、一般質問
であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時18分散会

11月27日（木）

令和 7 年 11 月 27 日 (木曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (35名)

1 番	河野通博	(みやざき未来灯)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	山口俊樹	(同)
7 番	下沖篤史	(同)
8 番	齊藤了介	(同)
9 番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博稔	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局 局長	川畑敏彦
事務局 次長	久保範通
議事課 課長	菊池博
政策調査課 課長	西久保耕史
議事課 課長補佐	古谷信人
議事課 議事担当主幹	池田憲司
議事課 主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、河野通博議員。

○河野通博議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。串間市選出、みやざき未来灯の河野通博でございます。

本日は発言をお許しいただき、ありがとうございます。今回、私にとりましては、県議会での初めての一般質問となりますが、質問順を決めるくじ引で1番を引いたため、まだ議会の様子等よく分からない中での一般質問となります。スムーズにいかない点多々あるかと思いますが、どうぞ御容赦ください。

そして、傍聴席、またインターネット等で議事を御覧の皆様、ありがとうございます。改めて、これから、宮崎県発展のため、そして県民の皆様の生活向上のために、一生懸命努めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、県議会議員になりまして約2か月がたち、この間、たくさんの公務、政務をさせていただきました。例えば、みやざき・霞が関フォーラム、林産や観光の九州大会、また、地元においては、戦没者慰霊祭や在京串間会、秋祭りの神事などでございます。各分野の取組を知るだけでなく、関係する方々との出会いがあり、ふだん気づかないところで宮崎や地元をたくさんの方々が支えてくださっていて、つなが

ることの大切さを感じております。

また、視察も幾つか行きました。その中で、島留学で有名な島根県隠岐の島の隠岐島前高校に行きました。私も教育に長年関わっておいりましたので、同校やその自治体である海士町のこれまでの取組は、先進事例として有名であり、テレビなどでも取り上げられておまして、知っておりました。

この町は、かつて人口減少、高齢化が急激に進み、財政破綻の可能性があり、差し迫った危機感を持って取り組み、それから10年以上がたち、今では多くの若者が来て、学校や町を盛り上げています。

その中でも特に中心的な役割を担っているのが一般財団法人島前ふるさと魅力化財団で、この団体は、高校にコーディネーターとして入ったり、また公立の塾や学生寮の運営も行い、生徒と密に関わり、学びを支援しておりました。高校や行政だけでなく、この第三者の存在が不可欠であると感じています。今では、同財団の還流事業として大人の島留学を行い、大学や就職で島を離れた若者が再びたくさん島に戻ってきております。

今回の国勢調査では、この島では初の人口増加に転じる期待があるとお話でした。もちろん島留学や移住政策もそうですが、日本全体で見たら人が移動しているだけで、増えたわけはありませんけれども、人が動くことで産業や経済が活性化します。この島については、かなりの成功事例であり、同じ取組を本県にそのまま当てはめることができるわけではないとは思いますが、そこで感じた関わる人々の真剣さや熱量は、絶対に必要であると感じています。

さて、本県にも問題は多くありますが、そのほとんどが人口減少、高齢化、もっと言うと、

人口ピラミッドのバランスの悪さに起因していると考えています。

例えば、人手不足や産業の縮小、病院の赤字経営、県立高校の存続、老朽化したインフラ対策、そして財政。人がたくさんいれば、高齢化していなければ出ていない課題であります。人口減少、少子高齢化の問題は、議会や他の場でも頻繁に議論されておりますが、人口が減ること、高齢社会であることは避けられないので、もっと減っても、もっと高齢化しても大丈夫なように、前もって備える、対応することに全力を注ぐべきであります。

そこで、人口についての現状把握と未来予測が重要になってまいります。皆さんは、30年前は何をしていたでしょうか。また、30年後は何をしているのでしょうか。その時々町の様子はどうかだったでしょうか。また、未来の町の様子はどうかでしょうか。

私は、30年前は16歳、高校1年生でした。地元の串間、福島高校でサッカーを続ける日々でした。当時、バブルは弾け、就職は厳しいと言われた時代でしたが、それでも人もお店もまだまだ多く、にぎやかだった記憶があります。

あれから30年、地元の串間では人口が1万人以上減り、お店や病院なども少なくなりました。ただ、少子化はそれよりもずっと以前に始まっていて、少なくとも人口がこうなることは、ずっと以前から予測はできていたわけですので、実は驚くことではないのかもしれませんが。この30年間の変化を基にこれからの30年を想像すると、危機感が強くなってまいります。

そこで、まずは最初の項目として、人口減少、少子高齢化について質問させていただきます。

政策を考える上で、人口データは重要である

と考えています。どの世代が、どの地域に、どれくらい住んでいて、どの産業に従事しているか、そしてそれらがどう推移していくか、できる限り踏まえて政策を決め、必要なこと、できること、不要なこと、できないことを見極めていくということが重要であります。

高市首相は、人口減少を最大の問題と位置づけ、「子供・子育て政策を含む対策を検討していく体制を構築する」と表明し、人口戦略本部を新設するとのことであります。

県も令和8年度重点施策の推進方針において、「縮小する人口規模への「適応」」という新たな視点を掲げておりますので、しっかりと進めてほしいと思います。

そこで、知事にお伺いします。本県では、人口減少に伴い、今後どのような課題が顕在化、深刻化していくのでしょうか。

壇上からは以上とし、後は質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

人口減少は、本県の根幹を揺るがしかねない喫緊かつ最重要の課題であり、私は強い危機感を持って、子ども・若者プロジェクトなど、その対策に取り組んでいるところであります。

昨日、官邸で行われました全国知事会議におきましても、高市総理より、国全体の重要課題であると、そのような認識が示されたところであります。

このような中、想定を超える人口減少が今後も進んでいくと、様々な産業分野でこれまで以上に人手不足が深刻化するとともに、消費需要の低下等による経済活動の縮小にもつながることを懸念しております。

特に、人口減少が先行する中山間地域におい

ては、この先、買物や交通など日常生活に欠かせないサービスはもとより、県民の命や健康に関わる医療・介護、そして社会インフラや集落機能の維持がますます厳しくなる地域が広がっていくことも危惧しております。

このため、まずは人口減少の速度を緩やかにし、その影響を抑えながら、日々の生活に必要な機能をどう維持していくか、地域の産業や雇用をどう維持発展させていくかという観点から、人口規模が縮小しても全ての県民が安心して豊かに暮らすことができるよう、引き続き、この困難な課題と正面から向き合ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野通博議員 今後、至るところに問題が生じてくるものと考えています。また、今いただいた答弁から、私のイメージを少し具体的に申し上げますと、例えば、財政の問題からごみ収集車も出せなくなる、空き家が増えて台風などのときには屋根や窓が飛んでいって危険な状態になる、医師不足によって診察に丸1日かかってしまう、農業や林業の従事者が減って田畑が荒れ動物も増えてしまう、また、理容室等もなくなってしまい自分で髪を切ることになる。様々な生活、また命に関わるような問題が多くなってくるかと思っております。

では、人口が減っていることについてですが、日本では出生率が2を切ったのは1975年ということで、それから少子化に入っていると考え、50年前からということになります。ただ、その後も人口は増え続けて、長い期間、少子化であるということが隠れておりました。そして、2000年代に人口減少に転じ、急に深刻な問題として言われるようになったと認識しております。

そこで、総合政策部長に伺います。本県にお

ける人口減少の要因についてはどうでしょうか。

○総合政策部長（川北正文君） 本県人口は、平成8年の約117万7,000人をピークに減少が続いており、自然減と社会減が同時に進行する中、近年は年間1万人以上減少しており、直近の人口は、今月1日現在で約101万7,000人となっております。

年々拡大する自然減の主な要因は、高齢化に伴う死亡数の増加及び出生数の減少であり、社会減は、進学や就職を契機とした若者・女性の県外流出による影響が大きいと認識しております。

ここ数年、県外からの移住者や外国人労働者等の増加により、社会減の幅は縮小傾向にあったものの、コロナ禍後の都市部回帰の流れもある中、足元では再び減少幅が拡大しつつあり、今後、各分野における担い手不足が一層深刻になることを懸念しております。

○河野通博議員 死亡者数の増加は、高齢社会においてさらに加速していくと思いますし、また、そこからさらに未婚率も上昇しておりますので、出生数の減少も加速していきます。

近年よく言われておりますが、結婚や出産を望む人が、安心してそれをかなえられるような支援、また社会状況をつくっていくということが急務であると考えています。そして、人が減っていくと、産業でも地域でも担い手が不足してまいりますので、社会の在り方も変わっていくと思います。

そこで、総合政策部長にお伺いします。本県産業における人手不足の見込みと、県としての取組はどうでしょうか。

○総合政策部長（川北正文君） 人口減少の進行に伴い、あらゆる産業分野において人材不足

が顕在化する中、民間のシンクタンクによりますと、本県の人手不足数は2030年に約4万人との推計も出されるなど、今後ますます深刻化する見込みであります。

このような中、県では、産学金労官で構成する産業人財育成プラットフォームを基盤として、若者の県内定着に取り組むとともに、女性や高齢者、外国人材といった多様な人材の活躍促進、さらにはデジタル技術を活用した生産性の向上など、就業人口の減少を見据えた取組を進めているところです。

今後、企業の人材ニーズを踏まえ、大学や産業界などの関係機関とも連携しながら、県内産業の維持・活性化に向けて、これらの取組を着実に進めてまいります。

○河野通博議員 特に、医療、福祉といった高齢社会に関する分野で不足感が大きいかと思っております。また、1次産業や建設業など、産業全般でも不足してまいります。5年後には4万人不足するというので、これにどう対応していくか。県内就職率を高めること、望む企業には外国人材を、また働いていない方々もいると思いますので、そういった方々の掘り起こしも必要になっていくかと思っております。また、一人一人の生産性も上げつつ、不要な業務、なくても何とかなるサービスと活動を諦めることもやらなければならないのかもしれない。

先月、東京にあるふるさと回帰支援センターで、移住やUターン就職に関する制度や支援、活動内容を伺ってきたのですが、都会には地方で暮らしたいと思う人が今でも年々増えているようですので、人材ニーズを踏まえて、都会からの移住政策もさらに強化をお願いしたいと思います。

では、人は減る、高齢化は進む、人手が不足

する状況の中で、どのように人口減少・高齢社会に適応していくのかという観点から、知事に伺います。人口減少が進む中で、地域の暮らしや産業を支えるため、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 今後、長期にわたりまして、人口規模が縮小する見通しの中で、持続的な地域社会の構築に向けては、県民の暮らしに必要な機能をこれからも維持していくとともに、地域産業の活力ある成長を支えていくことが重要であると考えております。

このため、遠隔医療を可能にするオンライン診療、事前予約により柔軟に運行するデマンド型交通など、あらゆるデジタル技術や民間ノウハウを駆使しながら、地域における日常サービスの維持充実に取り組んでまいります。

また、人手不足の解消や事業拡大のため、外国人材を含む産業人材の確保に努めるとともに、AIやロボット等の先端技術を活用し、農林水産業、製造業などの生産性向上にも取り組みながら、高付加価値型の産業振興を図ってまいります。

私としましては、これまで以上に市町村や民間事業者、関係団体との連携を密にし、これらの施策を全力で展開していくことで、全ての県民が安心して住み続けることができ、将来に希望を持つことができる宮崎づくりを推進してまいります。

○河野通博議員 人が減っても、産業の成長というのは目指していかないといけないと思います。私は、大規模化、自動化、少人数化が図れて、かつ県外、また海外に販路があるような産業は、まだまだ伸ばしていけるのではないかと考えています。今いただいた答弁にあったように、農林水産業はまだまだ成長できると思って

います。令和8年度重点施策の推進方針にも、高付加価値型の「稼ぐ」産業づくりというのがありますので、今後とも力強い取組をお願いしたいと思っております。

では、次の項目、本県観光についてです。

さきの答弁にもありましたように、高付加価値型の産業と併せまして、観光も振興し、さらに稼ぐ産業にしていってほしいと思っております。観光は、宿泊や飲食、交通など恩恵を受ける裾野も広く、宮崎には、食べ物、神話、スポーツ、海や森林など、強い自然資源、歴史資源があります。

そこで、商工観光労働部長に伺います。行政が観光振興に取り組む意義について、県のお考えはどうでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 観光産業は、旅行業や宿泊業だけではなく、農林水産業、商工業など幅広い分野に関連する産業であり、その振興は、地域経済の活性化や雇用機会の増大に貢献するものであります。

また、観光を通じて、旅行者と地域住民との交流や相互理解が促進されるとともに、自らの文化や地域への誇りを感じられるなど、活力に満ちた地域社会の形成にもつながるものであります。

人口減少、少子高齢化が進む中、観光の振興は、交流人口、関係人口の拡大や地域の活力の維持・発展に不可欠であり、県としましても、市町村や観光事業者等と連携しながら、積極的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

○河野通博議員 やはり人々が活動して交流することで、地域社会の活力を醸成していくという役割も大きいかと思っております。そして、観光は稼ぐことが一番の目的であると思えます

ので、稼ぐということにこだわってほしいと思っております。

では、本県の観光の傾向を確認するために、商工観光労働部長に伺います。本県で入り込み客の多い観光地、観光施設とその傾向はどうでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 直近の令和5年観光入込客統計調査によると、入り込み客数の多い順に、高千穂が約131万人、青島が約117万人、道の駅都城N i Q L Lが約110万人、鶴戸神宮が約102万人、えびの高原が約79万人となっております。

これらの観光地は、本県の強みである自然や食、神話などの魅力的な資源を有する代表的な観光地であるとともに、体験型観光などの観光メニューが充実していることから、旅行先として選ばれているものと考えております。

本県は、このほかにも魅力ある観光地を数多く有しておりますので、市町村や観光関連団体等と連携しながら、観光メニューの造成や磨き上げを行うなど、魅力あふれる観光地域づくりを推進しているところであります。

○河野通博議員 観光は、その時々のはやりもあると思います。ただ、高千穂、青島、鶴戸神宮などの神話、これだけの神宮があるというのは本当にすごいことだと思いますので、いつの時代でも変わらない魅力を持っていると思っております。

道の駅都城のように、食事を楽しんだりできる場所も人気があるようです。ほかにも体験型というの伸びているようですし、私も地元串間の都井岬を盛り上げたいと考えておりますので、野生馬や海、素晴らしいものがあるんですけども、ただそれらを見るだけじゃなくて、食事や体験、アクティビティー、そういつ

た仕掛けも考えていけたらと思っております。

今回は入り込み客について伺いましたけれども、その稼ぎ、また経済効果、そういったものも今後の議会の中で質問させていただきたいと思っております。

では次に、既にある観光地、観光施設をもっと生かすために、商工観光労働部長に伺います。稼ぐ力を備えるには、それぞれの観光地域で活躍する観光人材、人の育成が重要かと思いますが、県の考えはどうでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県内の観光地域が稼ぐ力を備えるには、それぞれの地域で活躍する観光人材の育成が不可欠であります。

このため県では、魅力的な観光地域づくりに必要となる商品開発やマーケティングなどのスキルを学ぶ場として、平成28年度から観光みやぎき創生塾を実施し、これまで多くの方に受講いただいております。

修了生の中には、所属企業で新規事業を立ち上げられたり、地域に根差した旅行会社を設立し、その地域の観光資源を生かした旅行商品の企画・販売を行うなど、活躍されている方もおります。

こうした人材の広がりや、持続可能な観光地域づくりにも寄与すると考えていることから、県としましては、引き続き人材育成に取り組んでまいります。

○河野通博議員 観光みやぎき創生塾といった学び場があるということですが、私も10年ほど前になりますけれども、日南、串間で振徳塾という人材育成の講座がありまして、その年間講座に参加しておりました。そのとき出会ったメンバーで、その後、起業した人もおりますし、また、観光だけじゃなくて、行政、飲食その

他、あらゆる分野で今も活躍していますし、そのメンバーと今でも交流があります。結果的に観光に進まない可能性もありますけれども、こういった人材育成講座というのは人脈を広げて、また、そこで学んだことを必ず何かしらつなげてくださると思いますので、ぜひ、引き続き積極的に人材育成を行ってほしいと考えております。

では次に、観光地をPRするに当たって、かつては、テレビや雑誌など広く広告を打ってきた時代もありましたが、今はやはりSNSの時代、ターゲットを絞って、より効果的に宣伝していくことが大事になります。

そこで、商工観光労働部長に伺います。観光誘客のため、県はどのように情報発信を行っているでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、国内外からの観光誘客を促進するため、年代や居住エリアなど、ターゲットの属性に応じた情報発信を行っております。

具体的には、自然等による癒やしをテーマにしたデトックス・トリップでは、20代から40代の都市部在住女性をターゲットに、SNS等を活用し、写真で感覚的に魅力を訴求しています。

また、神話をテーマとしたキキタビでは、中高年齢層の旅行者が多いことから、紙媒体による情報発信を強化しているところです。

インバウンド向けには、現地のトレンド等を熟知した海外旅行会社等と連携した情報発信のほか、訪日旅行の傾向として、個人旅行の割合が増加していることから、SNSやオンライン旅行代理店と連携したプロモーションを強化しております。

○河野通博議員 テーマをすごく細かく絞っ

た、よい発信をされているのではないかと
思っております。かつてのように、大人数の団体で
来るような旅行というのも、以前よりは減った
かと思えます。今は、1人、2人で日帰り、ま
た1泊といったような小さな旅行も人気かと
思っています。計画もあまり早い段階から立て
ずに、急に何かネット等で見つけて、ここいい
な、行ってみたいな、じゃ1泊で行ってみよう
みたいな、気軽な感じで行かれる方も増えてい
ると思っておりますので、またこれからター
ゲットを絞った発信をお願いしたいと思ってお
ります。

では、魅力あふれる本県をさらに盛り上げて
いくために、知事に伺います。今後、本県観光
をどのように発展させていくのか、その思いを
お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、豊かな自然や
充実したスポーツ環境、食や神話など、国内外
に誇る数多くの魅力的な資源を有していると思
えております。

県としては、これらの魅力や強みをさらに磨
き上げるとともに、観光地域の稼ぐ力を高める
キーパーソンとなる観光人材の育成や、私自身
のトップセールスを含めた情報発信などを進め
てまいります。

本県から直行便が飛んでおります台湾や韓国
でプロモーションを行っておりますと、日本へ
の観光の人気の高まりというものを肌身で感じ
ますし、特に、韓国では小都市旅行という表現
をしてしておりますが、大都市とか必ずしも有名
観光地ではない日本の地方への旅行の人気の高
まっているということで、しっかりとそういう
人たちに情報を届けることで、本県のさらなる
インバウンド誘客にもつながるのではないかと
手応えも感じております。

昨年、サンマリスタジアムで初めて行われ
た音楽イベント、「ひなたフェス」において
は、関連イベントを通じて多くの皆様に県内を
周遊していただき、こうした新たな取組にも手
応えを感じております。

さらには、国スポ・障スポに向けて、世界基
準で整備を進めておりますスポーツ施設等
では、今後、国際大会や大規模イベントの開催も
期待されます。

今後とも、こうした充実したスポーツ施設の
活用をはじめ、宮崎でしか味わうことができな
い感動や体験を提供するなど、国内外から選ば
れる観光地域づくりを進めながら、本県観光の
発展に全力を尽くしてまいります。

○河野通博議員 ありがとうございます。既に
ある観光地、観光施設に加えて、今、答弁の最
後にありました国スポ・障スポ、これから整備
していく施設というのも、宮崎県の新たな資源
になっていくと思います。個人的には、テニス
等の国際大会、こういったイベントが大きく開
催されることをすごく期待しております。これ
から大いにこれらの施設を活用していただきま
すようお願い申し上げます。

次に、学校教育について伺います。

日本経済は、失われた30年と言われるよう
に、賃金も上がらず低成長にとどまっています
が、これから国が成長を遂げていくために、ま
た、人口減少、高齢化に対応するために、そし
て何よりも、それぞれの人々が生き生きと楽し
く暮らしていくために、個人の力を上げていく
ということも重要になると思います。学校教育
が、時代の変化が激しいこの時代を生きていく
ための力にもっとつながっていかねばなら
ないと思っております。本県においても、これま
で、学校教育やICT、アクティブラーニン

グ、地域学、職業講話など、様々な新しい取組をしてきたと思います。

そこで、本県における教育の基本的な方針の確認として、教育長に伺います。これからの未来を切り開く本県の子供たちに、どのような教育が必要と考えていますでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 先行き不透明で、将来予測が困難な時代にあって、宮崎の豊かな自然と温かい人情の中で育つ子供たちが、これからの時代をたくましく生き抜き、地域の担い手として成長できるよう、生きる力を育む教育が必要と考えます。

その実現のため、心身ともに健全な人づくりを土台とし、多様性を尊重するインクルーシブ教育や、個別最適で協働的な学びを通じた確かな学力を育む教育、郷土愛を育み、幅広い視野でグローバル化に対応できる教育に取り組んでいるところです。

今後「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとする宮崎県教育振興基本計画に基づき、学校、家庭、地域が連携しながら、子供たち一人一人の可能性を大切に育てる教育を推進してまいります。

○河野通博議員 今取り組んでおられることを継続してほしいと思います。

また、働き方とか人生の送り方というのは、これからどんどん変化していくと思います。例えば、職業というの、何回も変わっていくのが当たり前になるかもしれません。そうなる、仕事によって必要な技量、能力というの異なりますし、時代の変化も激しいですから、そこで培った経験というのなかなか生かせない、そういった状況で常に学びを続けていかないといけない、そういう時代になってくるかと思えます。これからの時代を生きていくための

考え方というのを早い時期に身につけることが、教育の上で大事かと思っております。

では次に、不登校についてであります。

不登校は、その子の今の生活や将来に不安があることはもちろん、その家族の負担も大きいものであります。要因は様々であると思いますが、現状について、教育長に伺います。本県公立学校における不登校対策の方向性はどのようになっているのでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 本県では、不登校対策として、将来的に児童生徒が社会的に自立できるように、一人一人に寄り添った学びの保障に取り組んでおります。

具体的には、児童生徒が安心して学校に通えるよう、よりよい人間関係や自己存在感を育むために、お互いのよさを認め合う活動を様々な場面で行っているほか、スクールカウンセラー等の専門家と連携して、早期かつ専門的な対応を行っております。

また、クラスに入ることや登校することが困難な児童生徒に対し、その状況に応じた居場所が選択できるよう、県教育支援センター「コネクト」の運用に加え、市町村と連携した校内教育支援センターの設置や、フリースクール等との連携も進めております。

○河野通博議員 不登校になって、また再び同じ学校に通うというのは、とても大変なことでありますので、まずは、不登校にならないような事前の対策をお願いしたいと思います。また、不登校になってしまった場合にも、学校以外の違う道として、教育支援センター、フリースクール等、さらに充実を図っていただきたいと思っております。

次に、長年、教員の長時間労働や多岐にわたる業務など、働き方については問題が指摘され

てきましたが、本県において、今年度の教員採用試験で、小学校教員について倍率1を切ったとのことでありました。今後も小学校については、しばらく退職者も多い見込みということで、採用予定者数は今の水準で募集していくものと思っております。

そこで、教育長にお伺いします。教員採用選考試験における出願者確保に向けた教育委員会の取組はどうでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 出願者確保につきましては、年齢制限の撤廃や社会人採用枠の導入、宮崎大学教育学部における地域枠の設置などを行っており、地域枠の1期生が今年度、採用試験に臨んでおります。

また、本年度より、教職を目指す人材を早期に確保するため、大学3年生を対象としたチャレンジ試験を導入しております。

さらに、教職の魅力発信の取組として、将来を担う中高生を対象に、若手教員が魅力ややりがいを直接伝える「ひなた教師ドリームカフェ」の実施や、教員免許は有しているものの教職経験がない、いわゆるペーパーティーチャーの方などがスムーズに教壇に立つことができるよう、きめ細やかな説明会や研修会を実施するなど、幅広い年代や経歴の方に対応した取組を行っております。

○河野通博議員 既に多くの取組をされているということでもあります。今あった、ひなた教師ドリームカフェというものも、学校以外の場で学校の先生のお話を聞くというのは、すごく面白い取組だと思っております。また、昨年、説明会に参加した方の中から、講師登録につながったというお話も聞いておりますので、いろんな方面にアプローチしていただいて、出願者確保に努めていただきたいと思います。

そして、途中で辞めてしまう人を減らしていくというのも大事でありますので、そういった対策も講じていかないといけないと思っております。

そこで、教育長にお伺いします。教員の業務が多様化する中、精神疾患の発症を未然に防ぐために、教育委員会として今後どのような取組を行っていくのでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、教員の負担軽減を図るために、校務DXの活用による時間外勤務の縮減や、業務支援スタッフの配置など、働き方改革に資する取組を進めております。

また、ストレスチェックによるセルフケア意識の向上や、臨床心理士による専門的な相談体制の充実、校長経験者等が学校を直接訪問して相談を行う、きめ細やかな支援を行っております。

しかしながら、いじめや不登校、保護者対応など、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、心理的負担を抱える職員が増えております。

このため、現在の取組を一層進めますとともに、対応困難な事例における弁護士への積極的な相談や、コミュニティ・スクールの機能を生かして、学校、地域、家庭の役割を明確にし、それぞれが責任を持って担っていくこと等により、学校の負担軽減を図っていきます。

○河野通博議員 教員の働く環境というのは改善が進んでいると思いますけれども、それでも、業務の大変さ、また保護者対応などに苦んで、途中で辞めていく方がおられます。せっかく学校の先生になりたいと思って、大学を経て先生になられた方が、そういった形で学校を辞め、先生を辞めてしまうというのは、非常に

もったいないことであると思っております。

その中で、予算、人材不足等の課題はあるとは思いますが、こういった先生に代わって、保護者とか、そういった外部に対応する専門の人を各学校に配置するということが検討していただけないかと思っております。教員希望者も減って行って、採用された人も辞めていくという形では、先生不足がさらに深刻化して、結果的には教育環境が悪くなるということにつながってしまうと思っておりますので、ぜひ早い対応のほうをお願いしたいと思っております。

では、次の項目、県立高校について伺います。

多くの学校で定員を満たしていない状況であります。私の地元串間の福島高校も同様であります。

生徒確保のために各学校では取組をしておりますが、基本的には、通学できる範囲の中学校に宣伝していく、要するに、隣の市から来てもらえるように取り組むので、結果的には、少ないもの同士で生徒を取り合うような形となっております。どこかが増えたらどこかが減るという形であります。ただ、東京など人口が多い地域から募集するのであれば、人口の一極集中の是正は必要だという観点からも意味があると思っております。

高校の生徒募集には、県外から生徒を募集する全国募集というものがありません。壇上でも取り上げました島根県の隠岐島前高校は、その先進校でもあります。

そこで、この全国募集について、教育長に伺います。全国で取り組んでいる、高校入試における全国募集導入の背景についてはどうでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 全国募集は、少子化

が進行する中、背景は様々ではございますが、例えば、中山間地域の公立高校を中心に、教育活動の維持が将来的に難しくなる状況や、高等学校を核とした地方創生の取組等により、全国各地で導入が広がり、現在、本県を含む40道府県で実施されております。

○河野通博議員 背景は様々あると思いますが、もともとは地方創生の流れをくんでいる、そのような認識であります。

この全国募集は本県でも取り組んでおると思っていますので、そこで、教育長に伺います。本県における全国募集の状況についてはどうでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 本県では、県立高校4校で全国募集を実施しており、飯野高校が令和元年度入試から、高鍋農業高校が令和4年度入試から、高千穂高校及び宮崎海洋高校が令和7年度入試から、それぞれ実施しております。

令和7年度の入学状況につきましては、飯野高校3名、高鍋農業高校5名、高千穂高校10名、宮崎海洋高校4名の合計22名となっております。

○河野通博議員 県内4校で実施されているということで、令和7年度は合計で22名ということになります。

生徒数が大きく減少している県立高校においては、1人でも2人でも来てくれたら本当にありがたいという状況であります。私の母校、福島高校でも、今、全国募集について検討させていただいているところであります。また、これからほかにも全国募集を実施したいという学校も出てくると思っております。

そこで、教育長に伺います。県立高校で全国募集の導入に当たって、その要件を伺います。

○教育長（吉村達也君） 小規模高校であって

も、生徒にとって魅力と活力ある教育環境を維持するため、本県では、全国募集の導入に当たり、1学年4学級以下の学校を対象としております。

また、特色ある学校づくりや特徴ある教育活動が行われていること、県外出身者が安心して生活できるよう、住居や身元引受人について、地元自治体等とも連携の上、確保されていることを要件としております。

○河野通博議員 全国募集については、県立高校の取組なんですけれども、基本的には、学校がある自治体が主導して取り組むものだと私は認識しております。特に、住居等の整備は予算も必要になりますが、コーディネーター等も含めて、受入れ体制というのを地元自治体を中心につくっていかないといけないと思っております。あとは何より、全国からその学校に通いたいと思ってもらうためには、魅力、特徴がないと応募は来ないと思っておりますし、何をもちょう魅力、特徴とするかというのは、まだまだ議論の余地が各学校あるのかなと思っておりますので、その協議について、今後とも深めていただきたいと思いますと思っております。

では、また教育長にお伺いします。高校の魅力づくりの一環として、全国募集を行うことの意義について、教育長のお考えはどうでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 全国募集で入学した生徒は、宮崎の豊かな自然や温かな県民性に触れ、充実した学生生活を送っております。

また、本県の生徒も、県外から入学した生徒の様々な価値観や好奇心旺盛な姿に刺激を受けるなど、お互いに切磋琢磨する環境等が生まれ、学校の特色の一つとなっております。

さらに、地域の行事に共に積極的に参加する

など、地域ににぎわいをもたらしております。

なお、全国募集のさらなる拡充につきましては、導入した学校の状況や地域のニーズ等も十分考慮し、地元自治体と連携の上、検討してまいります。

○河野通博議員 全国募集は、単なる生徒数の減少対策だけじゃなくて、県外から生徒が来ることで、地元の生徒たちの視野も広がったり、閉塞感ある地域に新しい風が吹いてくると思いますので、これからさらに、高校、また地元自治体と深い連携をお願いしたいと思っております。

では、最後の項目になります。ゼロカーボン政策についてであります。

ゼロカーボン政策や再生可能エネルギーについては、昨今、様々な議論がありますが、国のほうも、現時点においては推進していくこととあります。環境に配慮した社会づくりやエネルギーの確保はとても重要である一方、そのコスト、費用対効果のような議論は、これからも続いていこうと考えております。

そこで、環境森林部長に伺います。県の再生可能エネルギー導入の取組はどうでしょうか。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 太陽光、水力などの自然の力からつくり出す再生可能エネルギーは、化石燃料と異なり、資源が枯渇せず、発電時に温室効果ガスをほとんど排出しないため、地球温暖化の緩和に貢献するものであります。

また、地域内にある資源の地産地消は、災害に強い地域づくりにもつながるものであることから、その導入拡大が求められております。

このため県では、県民参加型のイベントや事業者向けセミナーの開催、SNS等を活用した広報を行い、県民及び事業者に対して、その導

入意義や重要性の理解促進を図るとともに、太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援することにより、再生可能エネルギーの導入促進に努めているところであります。

○河野通博議員 再生可能エネルギーの導入については、いろんな広報等も含めて活動されているということでもあります。

本県には水力発電所も多くあります。ただ、水力は、今後、新しい建設はなかなか難しいという状況です。また、風力も本県にはあまり向いていないのではないかという話もありました。メガソーラー等も、場所、また森林を切り開くなど、様々な御意見も出ているところであります。その中で、家庭用のソーラーパネル、太陽光パネルというのは、まだまだ設置箇所も余地があるかと思えます。その導入がこれから推進の中心になっていくのかなとは認識しております。

では次に、自動車について、環境森林部長に伺います。県内における電動車の普及状況はどうでしょうか。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本年2月に策定されました国のエネルギー基本計画では、乗用車の新車販売のうち、電気を動力とする電動車の割合を2035年までに100%とすることを目指すとされております。

九州運輸局によりますと、本県の軽自動車等を除く自動車保有台数に占める電動車の割合は、本年3月末時点で32%と全国平均と同程度であり、このうち、電気モーターとエンジンを動力源とするハイブリッド自動車が大半を占めております。

なお、電気のみを動力にして走行する電気自動車につきましては、車両本体が高額なことや航続距離への不安、充電インフラ不足などの課

題もあるため、保有台数の0.4%と普及が進んでいない状況にあります。

○河野通博議員 2035年までに100%を目指すということでもあります。電気のみで動く電気自動車というのは、現在の状況を見ると、普及はなかなか厳しいのかなとは思っております。そこで、ハイブリッド自動車というのが現実的であるかなと思っておりますが、いずれにしても、一番の課題は、購入時の費用面ということになるかと思っております。

ただ、購入時の負担等がもし解決できるのであれば、ガソリン代の軽減など、県民の皆様にもかなりのメリットがあると思っておりますので、今行っている支援制度、補助制度の拡充というのも、また検討が必要ではないかと思っております。

続いて、環境森林部長にお伺いします。2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた今後の取組はどうでしょうか。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 2050年ゼロカーボン社会の実現に向け、本県では、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で50%削減とし、省エネの推進や再エネの導入拡大など様々な取組を進めております。

具体的には、県民や事業者向けに太陽光発電設備や省エネ設備の導入支援などを実施するほか、環境イベントの開催や事業者向け行動ブックの配布等により、幅広く啓発を行っております。

また、今年度新たに、温室効果ガス削減目標について、2035年度及び2040年度の目標を追加することとしており、県民や事業者に自分事として意識していただき、行動変容を促すため、これまでの取組を継続的に実施し、ゼロカーボン社会の実現を目指してまいります。

○河野通博議員　ゼロカーボン政策、温暖化の問題というのは、世界的に取り組むべき課題であると思います。特に、温室効果ガスの排出が多い国というのは、その役割は大きいかと思っています。

私たちにできることというのは、一人一人それほど大きなことではないとは思いますが、それぞれが意識を高めていくということは大切でありますので、今答弁いただいたような啓発活動も継続していただきたいと思っております。

また、本県は自然豊かなところでありますので、ゼロカーボン社会を実現していくという活動は、1次産業、観光業においても、イメージアップにつながっていく、よい影響があると考えておりますので、引き続き取組をお願いしたいと思っております。

それでは、私からの質問は以上になります。

今回、初めての一般質問ということで、基本的には、県の方針や取組の状況の確認といった意図で質問させていただきました。また、具体的な提案等については、今後の議会や委員会、また日々の活動の中でさせていただけたらと思っております。今後ともよろしく願い申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長　次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手)　おはようございます。自由民主党の川添博でございます。

質問の機会を与えていただき、県民の皆様や関係各位に感謝を申し上げます。また、多くの方々にインターネットでの視聴や傍聴にいただき、重ねて感謝を申し上げます。

今年、南海トラフ地震対策特別委員会の視察で、高知県庁と黒潮町役場に伺いました。高知

県では、各市町村と連携して、全自治会の避難訓練を年2回、昼間と夜間に行っていて、住民の約半数が参加しているとのことでした。さらに、黒潮小学校、中学校では、何と毎月避難訓練を行っていて、防災の意識を高めているそうです。

黒潮町長が言われたのは、避難訓練が習慣化した子供たちは、やがて大人になって家族をつくる、そして、その子供たちが避難訓練を行うと、世代を超えて防災意識を共有し、防災によって世代間や地域の絆が生まれていく、やがて防災が地域の文化になっていくとのことでした。その話を聞いて、私はとても感銘を受けました。防災先進県のよい取組を本県も取り入れていく必要があると思ったところでもあります。

さて、10月21日に、その防災にも力を入れていくという高市新内閣が誕生いたしました。戦後80年、自民党結党70年の節目に、憲政史上、初の女性総理大臣の誕生であります。また加えて、片山さつき氏が初の女性の財務大臣に任命されました。今の暮らしや未来への不安を希望に変えて、強い日本経済をつくり、総じて、強く豊かな日本にしていくとしております。

責任ある積極財政を掲げて、AIや半導体等の成長分野への投資を拡大させるため、戦略的な財政出動を行い、所得を増やして消費マインドを改善し、事業収益が上がる好循環を実現するものであります。

こういった強い日本経済を取り戻していくために、日本成長戦略会議を立ち上げました。これは、安倍政権のアベノミクスにおいて、金融緩和、財政出動、経済成長の3本の矢のうち、経済成長については結果が不十分で、課題が残ったことへの反省から考えられたものであります。

そのために高市総理は、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化目標を単年度から複数年度へ変更して、バランスを見ていくと表明しました。

また、健全化の物差しである国の債務残高のGDP比が2024年では236.1%と、債務残高がGDPの2倍強となっています。この債務残高の伸びを経済成長率の範囲内に抑えて、政府債務残高の対GDP（国内総生産）比を引き下げるとしています。これは、分母のGDPを将来的に増加させることにより、債務残高の比率が低くなることを意味しています。経済成長による増収により、中長期の視点で財政規律の改善を図っていくとしております。

そして早速、先日、21兆3,000億円の経済対策案を閣議決定いたしました。物価高対策として、ガソリンの暫定税率の廃止が与野党合意で決定されました。さらに、自治体向けの重点支援地方交付金を拡充して、冬場の電気・ガス料金等の支援等を行います。

また、地方の活力は日本の活力だとして、中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備で、地方に大規模な投資を呼び込むとしております。

この責任ある積極財政については、賛否ございます。借入れが増大し、財政健全化への不安から、マーケットの信認を得られるのか。

しかしながら、例えば民間金融のセオリーでは、大きな設備投資をするために借入れをしますと、一時的には経営は赤字となりますが、その後の投資による売上げの増収により、赤字から黒字転換できた企業は多いと思います。それらの借入れを経営悪化として、一律にネガティブな評価はできません。そのときに大事なことは、近い将来、増収につながる明確な投資ビ

ジョンと収支計画を確立することであります。

いずれにしても、借入れが増加する局面での財政への信認低下か、経済成長による税の増収により財政規律を改善させて信頼回復か、明確なビジョンを打ち出し、結果で指し示していくほかはないと思います。

そこで、こういった高市政権の財政運営や減税の方針について、全国知事会地方税財政常任委員長としての知事の受け止めと今後の対応についてお伺いいたします。

以下の質問は質問者席にて行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

高市政権が発足し、責任ある積極財政に基づく総合経済対策が先週閣議決定されたことは、国民の暮らしを支えながら、強い経済の実現を図っていく決意の表れであると、大変心強く受け止めております。

一方で、国、地方のプライマリーバランスの単年度の黒字化目標の見直しが表明されましたが、為替レートや長期金利の動向など、市場の反応というものに警戒のアンテナを立てる必要があります。今後、財政健全化と経済対策をどのように両立させていくのか、国の動向を注視していく必要があると考えております。

また、いわゆるガソリン暫定税率の廃止や年収の壁のさらなる引上げなどの税制の見直しが検討されておりますが、地方税等の減収に伴う財源保障が手当てされない場合、地方の様々な行政サービスに大きな影響が生じることとなります。

このため私は、全国知事会地方税財政常任委員長として、政府・与野党に対して、減税については、地方財政への影響等を十分に考慮した

上で、代替財源の確保など、将来世代の負担にも十分配慮の上、国として責任ある議論を丁寧に進めていただくよう求めてまいりました。

昨日は、政府主催の全国知事会議において、高市総理に直接、減税に伴う代替財源を含めた地方税財源の確実な確保を強く訴えてきたところでもあります。高市総理からは、地方財政に十分配慮し、地方の声を伺いながら丁寧に議論していく、そのような回答をいただいたところでもあります。

引き続き、国の動向を注視しながら、減税などが地方の行財政運営に影響を及ぼすことがないように、国へ強く要請していくとともに、経済対策については、国と足並みをそろえながら、速やかに事業化を図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。税制の見直しにより地方自治体の税収減にならないように注視していくことは大事であると思います。

次に、企業誘致対策について伺います。

高市新政権は、地域未来戦略を掲げて、地方の中小企業にも補助金を増やし、成長分野に投資をしていく方針であります。大胆な投資促進策により、地方に産業クラスターを戦略的に形成していくこととしており、本県としても、積極的な企業誘致の機会到来とも言えます。

ただし、その場合、本県において誘致企業による工場や社屋を建設する場所は、そもそもどれぐらいあるのでしょうか。高原町や宮崎港等の工業団地がまだ売れ残っていることは承知しております。

現在分譲中の県内の工業団地の現状及び今後の見通しについて、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 分譲中の工業団地につきましては、現在、整備途中ではありますが、分譲申込みを受付中の1か所を含め県内に5か所あり、区画数は19区画、面積は20.3ヘクタールであり、企業の投資が活発化する中、工業団地不足が課題となっております。

このため県では、市町村の企業立地担当者を対象とした工業団地整備に関する研修会を開催するとともに、市町村が実施する工業団地整備のための調査事業に補助を行うなど、工業団地の確保に向けた支援を行っており、現在、都城市、延岡市、日南市、日向市が新たな工業団地の整備に着手しております。

県としましては、今後とも、市町村と連携しながら、企業ニーズに即した工業団地整備を促進してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。現在のところ、5か所、19区画で20.3ヘクタールということであります。

ちなみに、令和6年度の企業立地数は18社ということであります。長年にわたり売れ残っている区画もありますが、ぜひ積極的な販売促進をお願いいたします。

次に、県の危機管理体制について伺います。

高市新政権は、南海トラフ地震対策等を念頭に置いて、防災体制の抜本的強化を図るべく、来年度の防災庁設置に向けて準備を加速させています。

南海トラフ地震が起きた場合に、指定避難所の運営が課題となっております。発災直後には、自衛隊や行政が全ての指定避難所に駆けつけることは困難であると言われております。したがって、状況によっては、住民だけで避難所を立ち上げなければなりません。日頃から住民による避難訓練や避難所運営の訓練が必要と考

えます。先日、県が避難所運営訓練を行ったと聞きました。

そこで、避難所の開設・運営訓練を促進するための取組について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 平時から地域住民や自治体などの関係機関が連携し、円滑な避難所の開設・運営に向けて、訓練を重ねながら地域の防災力を高めていくことは、非常に重要であります。

このため県では、地域が訓練を実施する際に必要な経費に対する財政支援や、活動が停滞している自主防災組織に防災士を派遣し、訓練に対する助言などを行っております。

さらに、今月には、宮崎市内の指定避難所において、幅広い年齢層の参加者が役割を分担し、テントやダンボールベッドの設置、夜間時の避難誘導や宿泊などを通して、避難所の開設・運営を体験する啓発イベントを開催したところであり、来月には、延岡市内においても開催することとしております。

引き続き、市町村等の関係機関と連携しながら、避難所開設・運営訓練に係る支援や啓発に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。避難所運営訓練を行っている地域はまだまだ少なく、周知されておられません。そんな中、夜間時の避難所運営訓練を行ったとのことで、参加された方々にとっては、防災力の一助になったと思います。

県内の各地域では、自治会の高齢化などから、避難訓練も十分に行われていない地区もあります。特に、沿岸部の自治会などが避難訓練をしっかりと実施されているか、県と市町村がさらに緊密に連携して、引き続き、その実施状

況を集計して把握し、実施されていない場合は、避難訓練の実施を県が促していくことが必要ではないかと存じます。

その活動を通して、地域の中で要配慮者が明確になり、低調となっている個別避難計画の策定にもつながっていくと考えます。

また、自治会や自主防災組織による避難訓練を実施した際に、参加した住民たちにより、防災倉庫の備蓄品の在庫を確認したり点検したりすることができます。

冒頭でも述べましたように、避難訓練や避難所運営訓練は、住民のつながりを深めて、改めて私たちのコミュニティーを再構築する機会でもあるのです。地域活性化事業の最たるものであると私は信じております。そして、それらが防災の活動に役立ってまいります。また、県民の命を守る喫緊の、最重要の事業であると存じます。今後、各地域での避難所運営訓練につながるような、市町村とも連携したモデル事業の構築をぜひお願いいたします。

東日本大震災等の避難所においては、環境の劣悪さから災害関連死も少なくなく、その改善は課題とされました。特に、ダンボールベッドや簡易のパーティション等は最低限必要と考えます。各指定避難所において十分に備蓄されているのでしょうか。

そこで、避難所の環境改善のための資機材等の整備について、県としてどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 大規模災害時には、不十分な生活衛生環境の下で長期の避難生活を強いられ、災害関連死のリスクが高まることから、避難所の環境改善は喫緊の課題であります。

このため県では、市町村が指定避難所に整備

する簡易ベッドやパーティションなどの資機材購入に対し、財政支援を行っております。

また、市町村の指定避難所となっている県有施設について、エアマットやテント、スポットクーラー等の購入や、マンホールトイレの整備を行うとともに、広域的に活用するためのトイレカーを今年度中に導入する予定です。

引き続き、市町村と連携しながら、資機材の整備支援など、避難所の環境整備に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ちなみにスフィア基準では、1人につき3.5平米の居住スペース、また、トイレについては20人に1基と基準が示されています。また、トイレの数の男女比率は、男性1に対して女性3とのことであります。仮設の入浴施設は50人につき1基ということでもあります。今後、そういったところも踏まえた整備も必要であると考えます。

次に、指定避難所となる県立学校の体育館における空調設備の設置状況及びトイレの洋式化の状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 指定避難所となる33の県立学校の体育館における空調設備につきましては、昨年度までにスポットクーラーの設置を完了しております。

また、33校のトイレの洋式化につきましては、令和7年4月1日現在で約79%となっております。

引き続き、危機管理局と連携を図り、避難所となる県立学校の機能向上に努めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。指定避難所となっている県立学校の体育館には、全てスポットクーラーが設置されているとのことですが、ただし、エアコンについては、多額の工

事費用がかかることもあり、設置されている例はありません。

次に、本県における津波避難タワー等についてであります。

ハザードマップの浸水想定エリアにおいて、いまだ津波避難タワーが必要な場所が残っているのでしょうか。

本県における津波避難タワーの整備状況と県の財政支援について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 津波避難タワーや盛土高台などの津波避難施設は、津波による浸水が想定され、津波の到達予想時間までに安全な高台やビル等に避難できない地域に整備しており、令和4年3月までに県と沿岸市町で合計26施設を整備しております。

その後、延岡市において、地域の細かな地形条件等を踏まえ、避難速度を見直した上で改めて検証を行った結果、新たに避難困難地域が発生したため、現在、追加で4施設の整備が進められているところです。

沿岸市町が避難タワー等を整備した際には、国の交付金及び公共事業等債を活用しており、起債充当後の残額については、県が全額財政支援を行っております。

○川添 博議員 ありがとうございます。延岡市において、4か所の津波避難タワー整備が行われているということでもあります。

ちなみに高知県では、来年度までに、沿岸部に位置する指定避難所の半数にエアコンの設置を計画しているとのことですが。

また、津波避難タワーについては、本県が26基つくっているのに対して、高知県は120基つくっているそうです。もちろん本県と比べると地政学的条件は違いますが、防災先進県である

と感じました。

高市新政権でも、指定避難所の環境整備や備蓄品の充実等に取り組むとしております。ぜひとも積極的な取組をお願いいたします。

さて、南海トラフ地震が発生しますと、その被害は、東海地方から四国、九州と、最大で29都府県に及ぶことが予想されております。南海トラフ地震は規模が大き過ぎて、東日本大震災の災害復旧のように、自衛隊による限定された東北地方3県への集中支援とはいかないと言われております。その6分の1程度という説もあります。

すなわち、東海地方や四国地方など、甚大な被害が広域に及べば、本県への救援物資の支援が4日目以降のいつなのか、全く約束されたものではないというのが専門家の説です。

そこで、九州管内の被害が少ない近県の後方支援が重要となってまいります。現在、災害時応援協定といって、熊本県などと後方支援の協力体制を構築していると聞いております。どのような内容でしょうか。

南海トラフ地震への対応を想定した九州地方知事会の体制及び取組について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 大規模災害時は、被災した県単独での対応が十分にできないため、九州地方知事会では、九州・山口における災害時応援協定を締結し、広域連携の体制整備を図っております。

この協定に基づき、発災直後には、会長県に被災地支援対策本部を設置し、被災県への先遣隊の派遣や国の現地対策本部との調整等を行うとともに、災害のフェーズに応じた応援職員の派遣など、迅速かつ広域的に対応することとしております。

現在、会長県である本県が総合調整を担っておりますが、南海トラフ地震に際し、本県は甚大な被害が想定されることを踏まえ、今年5月の知事会議において、南海トラフ地震発生時は、熊本県を会長代行県とする合意がなされました。

これを受け、先月には、九州・山口各県の職員も参加し、熊本県において、南海トラフ地震を想定した広域的な訓練を実施し、課題の検証等を行ったところであります。

今後とも、九州地方知事会長としてリーダーシップを発揮し、平時から各県との広域的な連携をさらに深めるとともに、万全な対応のため、必要な取組を進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ九州地方知事会長として、九州管内の近県との広域連携を深める取組をお願いいたします。

続きまして、違法薬物対策について伺います。

先日、県内の中学生が大麻の所持で検挙されるという、大変ショッキングな事件が報道されました。高校生も検挙される例が続いています。近年増加しております大麻等の違法薬物事犯については、高校生をはじめとして、10代、20代の若者の検挙数の増加が深刻な課題となっております。そこで、その対策について伺いたいと思います。

これらの違法薬物は、大麻草の乾燥物や、大麻の主成分を含む薬物、いわゆるマリファナ由来のドラッグが、様々な形で海外から我が国に持ち込まれるなどして、本県にも流入しています。

また、中学生や高校生が薬物で検挙される報道を見て、検挙された子供たちは氷山の一角であり、もっと広範囲に深く大麻などの薬物乱用

が広がっているのではと危惧しているところがあります。

全国を見ますと、大麻事犯では、令和6年度で6,078人、そのうち、10代から20代の検挙人員は4,478人と、約73.7%を占めています。今年の9月現在の検挙人員では、昨年同月を上回り、増加傾向となっております。

そこで、最近の県内における薬物事犯の現状について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 本年1月から10月末までの間の薬物事犯全体の検挙人員は142名となっております、昨年同期比で59名増加しております。

その内訳といたしましては、大麻事犯が111名で前年同期比55名と大幅に増加しているほか、覚醒剤事犯が27名で前年同期比3名の増加、大麻を除く麻薬等事犯が4名で前年同期比1名の増加となっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。本県においても、薬物事犯全体の検挙人員が、今年度は昨年度よりも大幅に増加する見通しであります。その増加のほとんどが大麻事犯の増加にあるようですが、大麻事犯は若者層の検挙が多いと思います。

県内における大麻事犯と覚醒剤事犯の20歳代以下の検挙人員について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 大麻事犯の20歳代以下の検挙人員につきましては、令和7年10月末現在、20歳代が64名、20歳未満が25名の合計89名となっております、これは総検挙人員の約80%を占めております。

覚醒剤事犯の20歳代以下の検挙人員につきましては、令和7年10月末現在、20歳代が2名、20歳未満が4名の合計6名となっております、これ

は総検挙人員の約22%を占めております。

○川添 博議員 大麻事犯の検挙に当たっては約8割を、覚醒剤事犯の検挙でも約2割を、若者層が占めているわけです。

県内の薬物事犯全体の検挙人員、特に大麻事犯の検挙は大幅に増加していることから、今後若者層の検挙が増加していくことが考えられます。

これらの現状を踏まえ、警察による薬物対策について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 警察における薬物対策は、需要の根絶と供給の遮断を旨として行っております。

まず、需要の根絶の観点からは、社会全体の薬物乱用を防止する機運を高めるため、関係機関と連携して広報啓発活動を推進しており、特に青少年の薬物乱用防止に向けた取組といたしましては、小中高での薬物乱用防止教室、大学や民間企業等での薬物講話、SNSを活用した情報発信、報道機関に対する積極的な情報提供などを行っております。

一方、供給の遮断の観点からは、末端乱用者の徹底検挙のみならず、薬物密売グループの実体解明や中枢被疑者の検挙を通じた薬物犯罪組織の壊滅を目指しております。

今後さらに、違法薬物の薬物乱用防止やその根絶に向けて、広報啓発活動、取締りを推進してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。従来は、売人から買う事例も多かったと思いますが、最近では、SNSを活用するなど、入手のハードルが下がってきております。

その中でも、テレグラムという、時間がたとメッセージ履歴が消去されるなど、秘匿性の高いアプリを使ったり、野菜やブロッコリーな

どの隠語を使ったり、入手の手口も年々巧妙になってきております。

中高生の検挙数が増加していることから、公立学校における薬物乱用防止の取組と今後の対策について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 各学校では、保健の授業等において、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、薬物乱用の危険性に加え、誘いを断る方法をロールプレイング等を通して実践的に学んでおります。

また、別途、薬物乱用防止教室を開催し、県警職員や薬剤師などの専門家から、薬物に関する事件の発生状況や薬物乱用が心身に与える影響等について、具体的な事例に基づく説明を受けるなど、危険性をより深く認識させる学習を行っております。

教育委員会では、今年度、授業等において効果的に活用できる資料や教材を各学校に提供したところであり、今後、児童生徒に、薬物に対する理解や意識が根づいているかアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、さらなる取組の充実に努めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。より実践的な、誘いを断るロールプレイング等を行っているということでもあります。

それでは、県が私立学校に対して行っている薬物乱用防止の取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 若年層の違法薬物所持や使用疑いの事案が相次いでいることについては、私立学校の所管部局としても大変重く受け止めております。

そのため、県といたしましては、県警や教育委員会との連携を密にし、私立学校に対して、薬物乱用防止に関する啓発の徹底や生徒への指

導強化について、重ねて通知を行ったところがあります。

さらには、私立学校の校長会や学校訪問などのあらゆる機会を捉えて、取組事例の共有や助言などの支援を行っており、各学校においても、薬物乱用防止教室など様々な取組が実施されております。

今後とも、関係機関とさらなる連携を図りながら、私立学校における取組がより一層強化されるよう、効果的な支援を行ってまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。少子化の中で、本県の未来を担う貴重な人材となる子供たちです。薬物犯罪を撲滅するために、関係機関が連携して、きめ細かな防犯教育に一度、力を入れていただきたいと存じます。

ところで、私は保護司を拝命しております。

せっかくですから、保護司の紹介をさせていただきます。

これは、法務大臣任命の非常勤公務員となります。罪や非行を犯して、刑務所や少年院に收容されて、その後、出所してきた方や、裁判所において執行猶予や保護観察となった方々の、社会復帰や立ち直り支援を行うものであります。さらには、犯罪予防活動も行う更生保護ボランティアであります。本県全体では約600名、宮崎市だけでも150名の保護司が活動しております。

保護司の立場から思うのは、検挙された子供たちは、いずれ社会に復帰します。再出発をしようとするときに、行政や地域が緊密に連携しながら支援することが大変重要であると考えます。

本県では、令和2年3月に宮崎県再犯防止推進計画を策定し、令和6年に改定されております。この計画は、罪に陥った方々の社会復帰

を、国や県、各自治体や民間団体などと連携しながら、粘り強く支援していく総合計画となっております。

ちなみに現在、本県では、薬物依存症で精神科病院に入院している方が18名、精神科医療機関に通院している方が121名と推計されております。

また、精神保健福祉センターで、月1回、家族会が開かれたり、薬物乱用防止指導員による薬物乱用防止教室が開かれております。

薬物事犯が増加傾向であることを深刻に捉えて、どうか関係部局がより一層連携しながら、計画に基づいた取組を徹底していただきたいと存じます。

次に、台湾について質問いたします。といっても台湾有事ではなく、台湾との交流についてであります。

本県は、他県と比べてインバウンド客数が少ないと言われております。その中でも、台湾からの誘客を増加させるために、知事をはじめとして、航空会社への増便の依頼や、台湾の各自治体との友好交流協定の締結や交流事業、また宮崎物産フェアなどを行ってまいりました。

昨年度の台湾からの延べ宿泊者数は約2万3,000人となっております。しかしながら、台湾からのインバウンド数は、全国でも42位と低位であり、九州でも最下位に甘んじています。

台湾からのインバウンド誘客の状況と取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の台湾からの延べ宿泊者数は、国の統計調査の速報値では、今年1月から8月は2万7,690人で、前年同期比で95%増となっており、昨年11月の台北線再開や、今年3月に週2便へ増便されて以降、台湾からの観光客は着実に回復しており

ます。

県では、台北線の再開や増便を踏まえ、本県が誇る自然や食などの魅力について、SNSやオンライン旅行代理店を活用した観光プロモーションを強化するとともに、現地旅行会社と緊密に連携し、本県旅行商品の造成や販売促進に取り組んでおります。

今後も伸びが期待される台湾からのインバウンド需要をしっかりと取り込むため、さらなる誘客に努めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。航空便の増便により、着実に増加してきているとのこと。今後は、宮崎県ならではの神話やグルメ、また自然などの魅力的なコンテンツをそろえたツアーの企画や、台湾の人たちが好む企画を立案していくことが求められると思います。よろしく願いいたします。

本県の牛肉の輸出先の第1位は台湾であり、農畜水産物全体では約32億円の輸出金額となっております。本県にとっては、とても可能性のある地域であると思います。

今年、台中市で行われた宮崎フェアを視察することができました。本県の物産品を余すことなく陳列していただき、大盛況のうちに終わりました。

開催していただいたスーパー裕毛屋の謝社長から御意見をいただきました。それは、宮崎の野菜等の農産物をさらに台湾に輸入したいのだが、台湾の残留農薬の基準と日本の残留農薬の基準が合わないために、簡単には輸入できないとのことでありました。宮崎県も輸出拡大を視野に研究が必要ではないかとのことでありました。

そこで、残留農薬基準への対応を含め、台湾への農産物の輸出拡大に向けた県の取組について

て、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 台湾は、日本との交流も多く、日本の食文化が浸透している地域であることから、本県にとって重要な輸出先であると認識しております。

このため県では、県内企業と連携したフェアの開催や現地メディア向けのプロモーションなど、販路拡大に向けた取組を進めております。

また、議員御指摘のとおり、台湾の残留農薬基準値は日本と異なる場合があります、その対応が必要であることから、例えば春節の贈答用として需要が高いキンカンについて、県内25戸の農家に対し、農薬による防除方法の転換など、基準に対応した生産を支援しております。

今後とも、残留農薬基準などの規制緩和について国に要望するとともに、ジェトロや関係団体と連携し、台湾への輸出拡大に向け、取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。台湾の残留農薬基準に合わせた農薬の変更は、なかなか簡単にできることではないと思います。その中でも、キンカンについては、農薬による防除方法の転換を図って、見事に台湾への輸出を増やしているとのこと。すばらしい取組だと思います。これからますます台湾との交流を深めていくべきと考えます。

最近では、高校の研修旅行やスポーツ少年団などで、学生や子供たちとの交流も行われていると聞いております。

今後、台中市をはじめとする台湾との交流促進について、どのように取り組んでいかれるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県はこれまで、スポーツや観光等を通じた民間交流などをきっかけとしまして、新竹県、桃園市と友好交流協定

を締結し、様々な交流を進めてまいりました。

また、昨年12月には、人口が台湾第2位で工業が盛んな台中市とも協定を締結したところでもあります。

このような中、本年6月に私が台湾を訪問した際には、台中市の現地スーパーでの県産品販路拡大に向けたトップセールスや航空路線の維持・充実に向けた要望活動において、今後につながる手応えを得るとともに、経済成長を続ける台湾の活力を取り込んでいきたいという思いを強くしたところでもあります。

県といたしましては、これまで培ってきた友好関係を発展させ、宮崎牛に代表される豊かな食やスポーツ環境など、本県ならではの強みを生かした観光客の誘致や、県産品の輸出促進に取り組みながら、経済、教育、文化などの幅広い分野において、関係団体ともしっかり連携し、台中市をはじめとした台湾との交流をさらに推進してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。特に、台中市などの友好交流協定を締結している都市との交流をさらに深めていけるとよいですね。

さて次に、農業政策についてお尋ねいたします。

東北地方等では最近、熊による農作物や人への深刻な被害が連日取り沙汰されております。

一方で、私は、九州、特に本県での鹿やイノシシによる被害も極めて深刻で、重要な課題であると認識しております。

本県における令和6年度の農作物の鳥獣被害額は3億3,000万円余で、前年度比1.2倍に増加しております。

また、鹿やイノシシの生態範囲に合わせて広がるマダニが媒介する感染症によって、健康被

害も発生しています。いずれの場合も、農地や集落の周辺に生息している個体が被害を出しているようです。

私の地元でも、猟友会などの狩猟者が高齢化により半分に減り、鳥獣の捕獲が難しくなってきました。全国的に狩猟者が減少する中で、鳥獣被害対策の効果を高めるためには、このような大きな被害を与える農地や集落周辺に生息している個体を、重点的に、効率的に捕獲することが重要であると考えます。

そこで、農地や集落周辺での効果的な鳥獣被害対策について、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農作物の鳥獣被害のさらなる低減には、より効率的、効果的な手法を用いて、農地や集落周辺を生息域としている有害鳥獣の捕獲を強化する必要があると認識しております。

このため、昨年度の西米良村での実証により、見回りの省力化や捕獲エリアの拡大等の効果が確認できた、わなの捕獲通知システムについて、本年度7市町村での活用を支援しております。

また、延岡市では、本年度、サーモカメラつきドローンによる鳥獣の生息調査に基づいた、よりの確な捕獲の実証を行っており、県では、その効果を見極め、他の市町村で活用できないか検証することとしております。

県といたしましては、引き続き、効果的な鳥獣被害対策を推進してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。鳥獣被害対策も、先進事例などを積極的に取り入れて、新しいフェーズに入っていく必要があると考えます。サーモカメラつきドローンを活用すれば、人手不足の中で、より効率的に生態を把

握し、群れなどを見つけることができるわけです。ぜひこれは導入を事業化していただきたいところです。よろしくお願いいたします。

次に、農地の集積の状況についてお伺いたします。

新政権でも、小規模農家を守りつつ、農業の抜本的な改革を行うとしております。農業県である本県としては、政府と十分意思疎通しながら、次世代の農業に取り組んでいく必要があります。

そこで、農地バンクを通じて、規模拡大や新規就農者支援につなげた事例を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 規模拡大を目指す担い手等が農地を確保するに当たって、農地バンクは、貸手から農地を一旦借り受け、まとめて貸し出すことで、農地の集積・集約等に資する大きな役割を担っております。

具体的な事例として、日向市では、農地バンクが、遊休農地6ヘクタールを含めた約10ヘクタールの農地をまとめて借り受け、農地を再生した上で、へベス生産を行う担い手に貸し付け、規模拡大につなげた取組があります。

また、国富町では、就農予定者が研修を受講している間、約35アールの農地を農地バンクが一旦保有・整備し、新規就農者に貸し出すことで、スムーズな就農につなげた事例があります。

今後とも、農地バンク等と連携し、規模拡大や新規就農者の支援に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。令和6年のデータによりますと、本県の耕地面積は約6万3,000ヘクタールとなっております。このうち農地バンクでは、約1万2,000ヘクタール、約2割程度を農地集積してきました。遊休

農地の集約により、ヘベスなどの大規模生産につながったわけであります。引き続き、規模拡大や新規就農者に活用できるような取組をお願いいたします。

次に、地域のインフラ整備の状況について伺います。

学園木花台から清武川を渡り、宮崎第一高校へ抜ける、県道学園木花台本郷北方線の山下工区が完成すれば、学園都市と空港や港湾へのアクセス性が向上するとともに、周辺地域の渋滞緩和に加え、災害時の避難や輸送ルートとしての役割など、路線の持つポテンシャルが大いに向上することが期待されます。

地元の皆様も完成を心待ちにしており、川の中に橋脚が幾つも建設されるなど、目に見えて整備が進んでいることに、完成はまだか、いつになるのかと期待を膨らませているところであります。

ただ、この山下工区のメインとなる橋は、約400メートルといった極めて長い橋であり、建設費用は膨大になると思われ、昨今の資材や人件費を含めた物価高騰のおおききを受け、上部工などの残工事の費用は、当初の想定よりかなり増えることが想定されます。

このような状況の中でも、着実に事業を進めていただきたいと思います。私自身も県議会議員として、必要な予算の確保に全力で活動してまいります。

県としても、工事の早期完成に向け、着実に工事を進めていただき、地元の期待に応えていただきたいと思います。

そこで、県道学園木花台本郷北方線の山下工区の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道学園木花

台本郷北方線は、宮崎学園都市と国道220号を連絡する宮崎市南部地域の重要な幹線道路であり、未供用となっている約1.1キロメートルの区間を、平成26年度から山下工区として整備しております。

これまでに、地元の御協力により、全ての用地を取得し、清武川を渡る約400メートルの橋梁の下部工5基が完成しております。

また、今後の橋梁上部工の発注に向けて、残る6基目の下部工事や道路改良工事を進めているところです。

引き続き、必要な予算を確保し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。しっかりと予算を確保し、着実に1日でも早い工区の完成を期待しております。

最後に、木花の運動公園の南側に位置する湛水防除事業正蓮寺地区の進捗状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 宮崎市の正蓮寺地区では、約100ヘクタールの農地等の湛水被害を防止するため、昭和56年に排水機場を建設しましたが、その後、宅地開発などにより排水環境が悪化してきたことから、平成28年度に、排水ポンプの増設と幹線排水路の一体的整備に着手したところです。

このうち、排水ポンプの増設は、令和3年9月に完成し供用開始しており、完成前と比べ被害が軽減されております。

残る幹線排水路の整備は、出水期を避けた工事となることなどから時間を要しておりますが、本年度までに全体の約2分の1が完了予定であり、令和10年度の完成を目指しております。

県といたしましては、引き続き予算の確保に

努め、事業効果の早期発現に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。過去に起きた増水被害対策として進められているものであります。木花地区の100ヘクタールに及ぶ水田や農産園芸を守るための大事なインフラ整備事業であります。令和3年に排水機の排水ポンプの増設が完成し、現在、幹線排水路の改修事業を進めていただいております。ようやく全体の半分のところまで来ました。令和10年度の完成を目指して、引き続き取組をよろしくお願いいたします。

今回は、高市新政権や南海トラフ対策を想定した避難所運営訓練、違法薬物対策、台湾との交流、鳥獣被害対策などを質問させていただきました。どれも県民の命や宮崎県の未来がかかっている喫緊の重要課題であります。私も今後も継続して取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時44分休憩

午後1時0分再開

○日高陽一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。脇谷のりこです。傍聴席にお越しいただきました多くの皆様、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

さて、女性初の内閣総理大臣が誕生いたしま

した。長く男性中心だった政治の世界で、女性が総理になる日が来るとは思ってもみませんでしたので、本当にうれしく思いました。そのガラスの天井を打ち破られました高市総理、そしてその誕生を支えてくださった多くの男性議員の皆様に、心から感謝申し上げます。

私は、高市総理が掲げられた「責任ある積極財政」に大変期待をしております。

経済財政諮問会議とは別に、財源にとらわれない日本成長戦略会議を立ち上げ、経済政策の司令塔に位置づけられました。

人工知能やバイオなど17の戦略分野を掲げ、スタートアップや労働市場改革など8つの分野横断的課題も整理されています。

折しも県議会開会日に、「強い経済」を実現する総合経済対策が閣議決定されました。第1の柱から第3の柱まで、基本的枠組みが明記されています。

そこで、知事にお伺いいたします。高市政権が掲げる新たな総合経済対策について、どのように受け止めておられるのか、所感をお願いいたします。

この後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

高市政権の新たな総合経済対策において、「責任ある積極財政」の下、物価高への対応に加え、大胆かつ戦略的な危機管理投資・成長投資により、強い経済の実現を目指す方針が示されたところであります。

長引く物価高により、県民生活や経済活動に大きな影響が生じている中、地域の実情に応じてきめ細かな対策を講じることができる重点支援地方交付金の大幅な拡充をはじめ、医療・介護や中小企業の支援など、幅広い分野に及ぶ対

策が盛り込まれたことに対し、大変心強く感じております。

また、私も、我が国、そして本県に今必要なのは、成長に向けた投資であると考えており、AI・半導体をはじめ、フードテック、防災・国土強靱化など、17の分野への重点投資を推進する方向性についても期待しているところであります。

さらに、いわゆるガソリン暫定税率の廃止につきましても、地方財政への配慮ある議論が進められているものと承知しております。

私としましては、まずは足元の物価高の影響緩和に向け、交付金を活用した経済対策の早期事業化に努めるとともに、国の新たな成長戦略の動きと本県の取組をしっかりと連動させながら、県内経済のさらなる活性化に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 総合経済対策には、地方交付税の増額や重点支援地方交付金の拡充も明記されていますので、今おっしゃったように、交付金を活用した経済対策の早期事業化をよろしくお願いいたします。

続いて、今年10月に行われた、九州と山口、沖縄の9県から成る九州地方知事会と経済団体でつくる九州地域戦略会議についてお伺いします。

このたび、九州地域戦略会議では、九州全体の成長力を高めるため、7つの官民連携広域プロジェクトが掲げられました。その中でも特に注目されるのが、半導体産業の集積を一段と加速するために進められる新生シリコンアイランド九州の構想です。ここでは、新たな特区制度の創設を求めることで一致し、政府に対し要望することが確認されました。

民間の代表である九州経済連合会（九経連）

は、半導体戦略専門部会が中心となり、法人税の減免や農地転用の規制緩和といった特区要望の具体案づくりを進めています。

また、産学官が集積し、イノベーションを生み出すサイエンスパークの整備構想まで視野に入れ、TSMCに続く企業進出を後押ししようという大変力強い動きが始まっています。

私は、自治体では踏み込みにくい規制改革や新制度づくりを経済団体が積極的に提案し、自治体と並走して、九州全体を日本の成長の真ん中に押し上げようとするこの姿勢に、大きな期待を寄せています。

では、ここで知事にお伺いします。今後、九州地域戦略会議の共同議長としてどのように取り組んでいかれるのか、また、県としてもどのように取り組んでいかれるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ただいま御紹介のありました九州地域戦略会議では、新生シリコンアイランド九州の実現を目指すための基本方針を策定しまして、今年2月には、戦略会議の委員とともに新竹サイエンスパークを訪問し、台湾最大の研究機関でありますITRIなどにおいて関係者と意見交換を行うなど、九州の一体的な取組と半導体関連産業の振興に取り組む熱意を伝えてまいりました。

その結果、台湾貿易投資センターが福岡市に開設されるなどの成果が得られたほか、10月の九州地域戦略会議では、九州経済連合会の提案を受け、産学官連携拠点の整備促進に向けて、規制緩和や税制優遇等の国への要望などを決定し、今後、具体的内容を協議していくこととしました。

また、今般の国の総合経済対策において、半導体分野が重点投資対象とされたところでありまして、今後、九州に投資を呼び込み、世界の

サプライチェーンの中核を担っていくため、引き続き、九州各県・経済界が一体となって半導体産業の振興に取り組んでいけるよう、共同議長としてリーダーシップを発揮してまいります。

本県としましても、産学官連携の下、人材の育成・確保や企業間の取引拡大に努めるとともに、半導体関連企業の誘致を積極的に進めるなど、本県の存在感を示せるよう、しっかりと施策を推進してまいります。

○脇谷のりこ議員 半導体は経済安全保障の要です。九州で広がる半導体クラスターに宮崎も官民連携でしっかり関わり、地域に新しい雇用と技術のチャンスをつくっていただくよう要望いたします。

続いて、石破総理時代に始まった広域リージョン連携についてです。

今伺った九州地域戦略会議での取組を国が支援するというものですが、やはり九州は一つ、県域を越えて大胆にまとまっていたいただきたいと思います。

それでは、この広域リージョン連携について、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 広域リージョン連携は、都道府県域を越えた産業振興や観光などの官民連携の取組を国が支援する新たな枠組みであります。

九州地域戦略会議におきましては、日本の創生を九州地域が先導するという思いで、九州各県や経済界が連携して、新生シリコンアイランド九州や九州MaaSなどのプロジェクトを推進してきております。また、国のヒアリングにおいて、こういう九州の取組を説明することで、広域リージョン連携の制度設計がなされたものと認識しております。国において、九州の

取組と軌を一にする広域リージョン連携が創設されたことは、大変心強く受け止めております。

10月20日には、九州地域の取組の方向性を示す「広域リージョン連携宣言」を行ったところでもあります。今後、国から示されます財政支援や必要な規制緩和を求めていくなど、積極的に広域リージョン連携を活用するとともに、国が新たに設置しました、地域ごとの産業クラスター形成を目指す地域未来戦略本部の動きも捉えながら、このプロジェクトをさらに力強く進めてまいります。

これらの広域連携の取組におきまして、本県としてもポテンシャルを生かしながら主体的に取り組み、本県のさらなる発展につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 今後、各省庁横断的に様々な支援メニューがつけられる見込みですので、ぜひとも九州が連携して予算を取りに行っていたきたいと思います。

続いて、県民所得についてです。

県民所得とは、県民1人当たりの給与ではなく、県民が1年間に生み出した付加価値、つまり、もうけを人口で割った、1人当たりの経済力を示す数字です。つまり、県としての稼ぐ力や生産性を示す数字です。

宮崎県の県民所得は、令和3年度の公表値では、1人当たり240万9,000円、全国順位は46位でした。知事が就任された15年前、平成23年度当時の県民所得は212万円で、全国45位でした。数字の上では上昇していますが、15年たっても依然として全国最下位グループにとどまっています。

九州各県を見てみますと、伸び率では、名目ベースで平均が11.1%、本県が13.3%ですか

ら、少しはよくなっているとは思いますが、1人当たり県民所得を見ても、令和3年度時点で大分県が一番高く、276万9,000円で全国33位、同じくらいの金額で熊本県34位、佐賀県35位となっています。46位の宮崎県は約240万円ですから、一番高い大分県とは約36万円も差があります。

令和4年度の計算値を見ても、佐賀県が一番高く、289万2,000円になりました。宮崎県は245万3,000円ですから、その差は44万円にも広がりました。

その後、熊本県にはT S M Cが来ましたので、九州の中では県民所得の差がどんどん開いていくのではと悲観的になっています。

そこで、知事にお聞きいたします。知事として、県民所得の全国順位が上がらない現状をどのように受け止めておられるのか、また、県民所得向上についてどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 私は就任以来、フードビジネスなど農林水産業の成長産業化をはじめ、地域経済を牽引する中核企業の育成や積極的な企業誘致、中小・小規模事業者の支援、観光振興などの産業施策に重点的に取り組んでまいりました。

これらの取組により、本県の1人当たりの県民所得は着実に増加し、直近10年間における伸び率も全国平均を上回ってはおりますが、御指摘のとおり、全国順位は依然として下位にとどまっております。

私は、人口減少社会においても県民が安心して豊かに暮らしていくためには、地域経済の持続的な成長を促すことが必要不可欠であると考えております。

このような認識の下、収益力の高い企業の戦

略的誘致や本県の特性を生かした成長産業の育成をこれまで以上に加速するとともに、今後は、国と連携した100億企業やスタートアップの創出などにも取り組みながら、県内産業の稼ぐ力を一層強化し、本県経済のさらなる成長と県民所得の向上につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 河野知事が就任以来、県の課題に真剣に取り組んでこられたことには感謝申し上げます。その上で、九州知事会の会長、九州地域戦略会議の共同議長という重責を担う知事には、九州全体を引っ張る役割があります。だからこそ、まず足元の宮崎県が胸を張れる県になれるよう、知事にはより強いリーダーシップを発揮していただき、県民所得を押し上げる取組を一層進めていただきたいと思います。

県民所得を引き上げていくためには、何よりも稼ぐ力、つまり労働生産性を高めていくことが不可欠です。知事からも、県内産業の稼ぐ力を一層強化していきたいとの答弁がありました。ぜひ、その推進力として、平成29年に施行された地域未来投資促進法、いわゆる未来法に基づく計画や事業を積極的に活用していただきたいと思います。

まず、この未来法の基本計画は、地域の特性を踏まえ、成長性の高い企業の育成や新たな事業投資を後押しするため、自治体が策定するものです。本県では、フードビジネス、成長ものづくりなど、7つの重点分野を対象としています。

さらに、民間企業が自治体の承認を得て、この基本計画に沿った地域経済牽引事業に取り組む場合、設備投資に対する税制上の優遇措置が適用される仕組みとなっています。

加えて、このたびの令和7年度の税制改正で

は、基本計画の中でも、特に地域経済の成長発展に寄与すると自治体が判断した3つの業種について、優遇措置の上乗せが認められることになりました。本県では、食品製造業、木材・木製品製造業、道路貨物運送業が指定されています。

そこでお伺いします。本県がこの3業種を選定した理由、そして、今後どのような効果が期待されるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 3業種の指定に当たっては、付加価値額や売上高の伸び率など、国が求める一定の条件を満たす必要があり、本県の産業特性や関連産業への波及効果等を勘案し、選定いたしました。

まず、食料品製造業は、本県製造業の付加価値額の約25%を占め、取引先となる農水産業や飲食業にも恩恵が及ぶ可能性があり、木材・木製品製造業は、製材品出荷量が全国2位であるなど、本県主要産業の一つとなっております。

最後に、道路貨物運送業は、道路網の充実や運転手の残業規制に伴う物流拠点整備などの大型投資に加え、物流効率化など波及効果も期待される場所です。

○脇谷のりこ議員 この3つのうち、道路貨物運送業については、陸の孤島である宮崎県にとって大変重要な産業です。地域経済の発展につながる食料品や木材・木製品を県外に運ぶことが県全体の稼ぐ力の底上げにつながりますから、もっと物流を強化すべきだと考えます。人手不足が深刻な業界ですから、さらに目に見える形での積極的な支援を要望いたします。

未来法には、もう一つ重要な柱として事業環境整備があります。これを併せて進めなければ、地域の投資や企業の成長は本格的には動き

出しません。

経済産業省の基本方針では、事業環境整備として、次の7つの支援項目が示されています。

1つ目、スタートアップ支援、2つ目、サプライチェーン強靱化、3つ目、人材確保、4つ目、産業用地確保、5つ目、賃上げ促進、6つ目、GX（グリーン化）支援、7つ目、DX（デジタル化）支援の7つです。

それでは、この中でも特に県民の皆様から御要望の多い、スタートアップ支援、人材確保、産業用地の確保についてお伺いいたします。

まず、スタートアップ支援についてです。

最近、創業間もない事業者の方から、「まだ始めたばかりなので、県の公共事業や委託業務に応募できない」という声が寄せられました。

スタートアップ支援の具体策として、県では、みやざきアクセラレーターなど優れた取組が進んでいます。アクセラレーターとは、起業間もない会社の成長をサポートする人、専門家を指します。

それではまず、スタートアップ事業者に対する県の支援について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） スタートアップは、先進的な技術やアイデアを強みに、新しいビジネスの急成長を目指す事業者のことであり、県では、令和5年度から、みやざきスタートアップ創出・成長促進事業により、その支援に取り組んでいます。

具体的には、専門家による事業計画への助言や、成長段階に応じた資金調達手段の支援のほか、アイデアや技術の実用性を検証する機会を提供するため、協力する県内外の企業とのマッチングなどの伴走支援を行っております。

これまで、独自技術により昆虫の養殖に取り

組む事業者や、炭の高効率な製造技術を開発する事業者など、12の事業者を採択しており、今後とも、新たなビジネスに挑戦する事業者の成長を促進し、本県経済の活性化につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 スタートアップの育成は、専門家による助言などの支援で終わらず、実際に市場、公共事業で使ってもらう段階まで導くことが大切だと思います。国の基本方針でも、「自治体による調達の推進・実証事業への支援」が明記されています。

県において、県内事業者が開発した新商品について、実証・調達の場を提供するなどの仕組みがあるか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、県内の中小企業等が開発した新商品を試験的に購入することで、中小企業等の販路開拓を支援するため、宮崎県トライアル購入事業者認定制度を実施しております。

この制度は、県の公募に対して申請された新商品に、新規性、先進性、独自性が認められ、社会的有用性があるなどの基準を満たした場合に、本制度の対象事業者及び対象商品として認定し、県の各所属が必要に応じて、随意契約により購入できるものです。

また、購入後は有用性などの評価を行い、企業へフィードバックすることで、よりよい商品開発につながるような仕組みとしております。

県では、引き続き、本制度のさらなる活用を通じて、中小企業等の販路開拓を支援してまいります。

○脇谷のりこ議員 続いて、建築・土木分野についてお伺いします。

橋や道路、堤防などの社会インフラは、県民

の安全が最優先である以上、実証フィールドにするわけにはいきません。しかし、県内企業が持つ新技術や新工法を公共工事の中でどう生かしていくかが、スタートアップ支援ともつながって来ると思います。

そこで、本県の公共事業において、県内企業が開発した新技術を活用する取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 公共事業において、県内企業で開発された優れた新技術を活用することは、建設産業をはじめ、県内経済の活性化を促進する観点からも大変重要であります。

このため県では、県内企業が開発した新技術が一定の技術基準を満足していることを確認した上で、建設技術推進機構が運用する宮崎県新技術活用促進システムにおいて公開するとともに、発注機関や建設関係者が参加する新技術発表会で広く周知するなど、活用促進に努めているところです。

今後とも、県内企業が開発した新技術の活用や県産品の優先的使用など、公共事業における地産地消を積極的に推進してまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひお願いしたいと思いません。

ここで、官公需について要望いたします。総合経済対策にも明記されていますが、政府は「官公需における適正な価格転嫁の推進」を方針として掲げています。これは、県が民間企業から購入する物品や工事など、原材料費や人件費の上昇分を適正に価格へ反映していただきたいということです。下請企業や小規模事業者がコスト上昇分を反映した見積りを出しやすい環境整備に県が取り組んでいかれるよう要望いたします。

続いて、人材確保についてです。

地域での人材不足が深刻化する中、とりわけ、子育て、介護、夫の転勤で一緒に来たなど、様々な理由でフルタイム勤務は難しいけれども短時間なら働ける、スキルはあるのに生かす場がないという女性が、県内には大勢おられると思います。そして、こうした潜在人材を生かすことこそ、本県の労働力不足解消と県民所得の底上げに直結すると考えます。

現在、県では、みやざき女性就業支援センターにおいて女性の就業促進に取り組んでいますが、女性の就業希望と企業の求人がマッチングできているか、現状を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） みやざき女性就業支援センターでは、相談対応や就職支援セミナー、求人求職マッチングなどを実施しており、昨年度の相談件数は1,178件、就職決定者数は136人と、いずれも年々増加しております。

求職者が希望する就業スタイルは、介護や子育てとの両立を重視したい、隙間時間を生かして短時間で働きたいなど、多様であることから、企業に対して、短時間勤務の活用やリモートワークの導入を提案するなど、個別の求人アドバイスを行い、就職決定につなげております。

引き続き、より求職者の希望に沿った求人が増えるよう、企業に対する新たな求人の掘り起こしや柔軟な働き方の導入の提案などに力を入れます。

○脇谷のりこ議員 求職者の多様化に応じたマッチングをこれからもよろしく願います。

続いて、産業用地の確保についてです。

未来法の基本方針には、産業用地の確保が明確に位置づけられています。特に、農地転用の特例活用や市街化調整区域での計画的整備など、国が具体的な実例を示しており、自治体の積極的な活用を促しています。

産業用地確保については、先日、視察に伺った都城市が、農村産業法を使って工業団地を造成しています。この農村産業法は、農村に工場や産業を導入して雇用をつくるための法律で、市町村が個別の実施計画を作成し、事業者がその実施計画に基づいて立地することで、税制、金融などの支援を受けられます。都城市は市街化調整区域の線引きがないので、市から県への要請が短期間でできたのだらうと羨ましく思いました。

農村産業法は人口の多い宮崎市には使えないとのことで、それこそ未来法が使えないかと思いい、お聞きいたします。

産業用地の確保が課題となる中、未来法を活用した土地利用調整の現状について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 地域未来投資促進法では、事業者が都道府県から地域経済牽引事業計画の承認を受けると、税制優遇等のほか、計画に基づき整備する施設用地について、農振除外や農地転用許可、市街化調整区域における開発の許可など、土地利用調整の特例を受けることができます。

この手続としては、都道府県等が基本計画に重点促進区域を設定し、市町村が土地利用調整計画を策定した後に、事業者が地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があり、全国では、令和7年5月末時点で69件の土地利用調整の活用実績がありますが、本県ではございません。

県としましては、今後とも、産業用地の確保に向け、制度の活用を図ってもらえるよう、市町村、事業者への周知を行ってまいります。

○脇谷のりこ議員 令和6年からの第2期宮崎県の未来法基本計画を見ますと、県が重点促進区域に指定した区域があります。日向市と都城市の一部です。その2つの地区は、まだ活用には至っていないということで、「本県ではございません」と言われたんですけども、この区域はどこも農振地及び市街化調整区域を含んでいません。

つまり、未来法での土地利用の調整は、県と市町村が一体となって進めることが前提ですが、農振除外、農地転用、市街化調整区域での許可などが市町村にとって企業立地の大きなボトルネックとなっており、日向市と都城市以外は、市町村から県に提案できていないということになります。

結局、国には未来法という夢のような法律をつくっていただきましたが、実際のところ、市町村の立場に立ってつくられた法律ではないような気がします。だから全国で69件しか活用実績がないんです。

企業立地を本気で促進するのであれば、未来法だけでなく、先ほど申し上げた特区制度の活用によって、より踏み込んだ規制・制度改革が実現することを期待しています。

この土地利用調整については、市町村から提案がなければ県としては動けないという姿勢ではなく、苦勞している市町村の担当者に寄り添い、県として積極的に支援して進めていただくよう要望いたします。

続いて、物価高に対応する重点支援地方交付金についてです。

先日、政府は、経済対策で物価高に対応する

重点支援地方交付金を2兆円追加して拡充すると発表しました。内容的には、生活者支援と事業者支援の2本立てになっており、高騰しているお米の購入支援策として、いわゆるお米券としても活用できるとのことです。

それでは、拡充される重点支援地方交付金をどのように活用していくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 重点支援地方交付金につきましては、長引く物価高による生活・経済活動への影響を緩和するため、これまで、生活者支援として、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行、また事業者支援として、交通・物流や農林水産事業者、医療・介護・福祉施設に対する燃料・資材等への補助などに活用しております。

今般の交付金では、国の新たな総合経済対策の下、支援対象事業の充実や予算額の拡充が図られており、食料品の物価高騰に対する特別加算措置や、中小企業等の賃上げ環境整備支援のメニューも追加されております。

県としましては、この交付金を最大限に活用しながら、本県の実情に応じた生活者や事業者の支援に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 現在、お米の高騰に対して、食べ盛りのお子さんがある家庭は、食費がとてらかさんで悲鳴を上げておられます。この重点支援地方交付金がお米の購入支援にも活用できるよう要望いたします。

続いて、給食費無償化の状況についてです。

前回6月の私の一般質問でも取り上げた学校給食費無償化ですが、保護者の経済的負担の軽減や子育て支援として、現在、全国自治体の約40%が完全無償あるいは一部無償化を実施しています。県内では宮崎市が未実施なのですが、

住んでいる場所で待遇の違いがあるのは不公平です。国は来年4月から全国一律学校給食費無償化を実施すると言っていましたが、その後、どうなったのでしょうか。

現段階の給食費無償化の状況について、教育委員会としてどう捉えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 文部科学省の令和8年度概算要求におきまして、給食費無償化に関し事項要求となっており、現在、国において、来年4月からの公立小学校での実施に向けて、国と地方の負担の在り方や財源の確保など、課題を踏まえた議論が進められているものと認識しております。

また、所得制限なしの一律支援や、新たに給食を実施する学校への施設整備の支援なども議論されているようであり、これらの情報につきましては、市町村と適宜共有しているところであります。

教育委員会では、地方負担の割合や継続的な負担軽減、中学校への支援の拡大についても、その動向を注視しております。

○脇谷のりこ議員 現時点では、国は制度の詳細をいまだ協議中であり、給食費無償化の中身や財源の示し方も明確ではないということですね。

そのような中、国は先日閣議決定した総合経済対策の中で、「2026年度からの小学校における、いわゆる給食無償化の実施に向けて、地方公共団体における給食費の公会計化を先行して支援する」と明記しています。

これは、国が無償化の本番に入る前に、まず自治体の会計の土台を整えておきたいということで、趣旨は理解できます。

しかし、実際には、無償化の財源として、こ

れまで物価高騰対策のための重点支援地方交付金が多く使われてきました。この交付金は、あくまでも臨時交付金であり、自治体が地域の実情に応じて幅広い物価高対策に活用するためのものであって、給食費無償化を恒久的に支えるための財源ではありません。

このままでは、国は全国一律給食費無償化と言いつつ、実態は重点支援地方交付金の付け替えになるのではと強く危惧しています。どうか県として、全国知事会とも連携しながら、国が責任を持って恒久財源を確保し、真に持続可能な形で学校給食費無償化を実施するよう、しっかりと要望していただきたいと思います。

続いて、宮崎県環境基本計画の改定についてです。

今年4月から5月にかけて県が実施した環境に関する県民アンケートでは、1,400人以上の県民の皆様から率直な意見が寄せられました。

宮崎県環境基本計画改定に伴う県民アンケート結果の受け止めと、どのような内容の改定になるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 宮崎県環境基本計画の改定に当たり、今年度当初に県民アンケート調査を行い、関心のある環境問題について聞いたところ、地球温暖化と答えた県民が56.3%と最も高い割合となりました。

これは、近年の夏の猛暑による熱中症などの健康被害や生鮮食品の価格高騰など、地球温暖化が県民生活に大きな影響を与えていることが背景にあるものと考えております。

これを踏まえ、計画の改定では、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けて、2035年度及び2040年度の温室効果ガス削減目標を追加して施策の方向性を示すこととしており、そのほか、生物多様性国家戦略への対応など、様々な情勢

の変化に合わせた見直しを行うこととしております。

○脇谷のりこ議員 環境基本計画改定に当たっては、宮崎ならではの自然や資源を生かした脱炭素と防災の一体的な取組を計画に盛り込んでいただくよう要望いたします。

環境に関するアンケートで、県に対する要望が多かったのが、「地球温暖化による影響や被害を軽減するための取組を進める」でした。

近年、気候変動の影響により、全国的に線状降水帯が頻発し、従来では想定できなかった豪雨が発生しています。国はこうした現状を踏まえ、世界の平均気温が2度上昇した場合を想定し、河川整備基本方針の変更を進めています。

治水計画を「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直そうというものです。

全国109の水系のうち、宮崎県では五ヶ瀬川と小丸川が既に変更が完了しており、今回は大淀川水系が見直しの対象になっています。

そこで伺います。大淀川水系河川整備基本方針の変更に向けた国の手続が進められていますが、その主な内容について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 今回の変更は、気候変動の影響により、将来の降雨量が約1.1倍に増加することを前提としたものであり、これにより、大淀川の下流域では、流量が現行の約1.2倍に増加することが見込まれております。

また、変更案では、大淀川下流の橘橋付近においては、兩岸にマンションやホテルが密集するなど、川幅を広げることが困難であることから、流下能力の不足に対しては、中流域の山間部をはじめ、流域全体において、貯留・遊水機

能の確保を図ることなどが示されております。

河川整備基本方針の変更は、長期的な視点に立って河川整備を進める上で大変重要な手続でありますことから、引き続き、国と連携して取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 大淀川下流は県都宮崎市民が暮らしておりますので、市民の命と財産を守るために、上流域も含めて、今回の方針変更を今後注視してまいりたいと思います。

気候変動による水災害の激甚化・頻発化は今後さらに予想されることから、流域治水への転換が必要となっています。流域治水とは、上流から下流、山から町まで、流域全体で治水対策を行うものです。つまりは、河川管理者だけでなく、自治体、土地所有者、企業まで、流域に関わるみんなで協力して水災害から守っていきましょうということなのです。

この流域治水の考え方を踏まえ、国は都市部での浸水被害が多い地域について、特定都市河川制度を設けています。都市部では、大雨になると一気に排水路へ流れ込み、排水能力の限界が来て、すぐに道路が冠水します。また、アンダーパスでは雨が集まって通行止め、今年9月に起きた地下駐車場が一気に水没する事例などもあります。

県内では、日南市を流れる広渡川水系の戸高川において、特定都市河川に向けた手続が進められているようです。

それでは、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定要件について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 特定都市河川等の指定要件は3点で、1つ目が、都市部を流れる河川であること、2つ目が、著しい浸水被害が発生している、またはそのおそれがあるこ

と、3つ目が、市街化の進展などにより、河川改修等による浸水被害の防止が困難であることであり、それぞれについて国から基準が示されており、それぞれについて国から基準が示されており、それぞれについて国から基準が示されており、それぞれについて国から基準が示されています。

なお、指定に当たっては、関係市町村の意見を伺うとともに、知事が指定を行う場合には、国の同意を得る必要があります。

県では現在、日南市戸高川において、今年度中の指定を目指しているところであり、引き続き、国や市町村と連携を図りながら、特定都市河川等の指定により、流域治水のさらなる強化に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 県民を守るためには、流域全体で治水を考える流域治水、そして都市部を守る特定都市河川、特定都市河川流域といった国の制度を積極的に活用していく必要があります。

しかしながら、住民側からすれば、指定されると、建築規制や地価下落など、自分たちに不利益が生じるのではないかと、曖昧な不安や心理的な抵抗があるのではないのでしょうか。

また、市町村側からすると、下水道や排水路の整備など、財源も必要になることへの懸念といったハードルもあるかと思えます。

こうした課題が背景となって、県としてもなかなか進まない現状があるとすれば、県民の命と財産を守るという観点から、指定されることで優先的に守られる地域になるという前向きな思いが住民にしっかりと伝わるよう、分かりやすい情報発信に努めていただくよう要望いたします。

温暖化の進行により、県道沿いや河川・堤防沿いなどでの雑草の成長が例年より格段に早まり、県民から草刈りの要望が頻繁にきています。特に、県道脇の田畑では、草が生い茂るこ

とで、イノシシの潜伏場所となって農作物被害が増加したり、害虫の繁殖にもつながることから、草刈りの負担が増し、農地管理者から悲鳴が聞こえています。

例を挙げますと、県道から約3メートル下に田畑があり、その間の急なのり面が県の管理地となっている場合、道路から上部1メートル程度は県が除草を行っていますが、その下の2メートル分の急斜面は、土地所有者である農家が自費で草刈りをしなければならない状況です。「県の土地でもあるにもかかわらず、なぜ自分たちが収益にもならない草刈りに多くの労力と時間を取られるのか」という不満の声も多く、現場の負担は深刻です。

そこでお伺いします。県が管理する道路下のり面の草刈りの範囲はどのように定められているのか、また、範囲外の部分についてはどのように対応されているのか、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県が管理する道路下のり面の草刈りについては、道路利用者の安全性の確保を目的として、のり面上部からおおむね1メートル程度の範囲を実施しております。

道路の草刈りについては、多くの御意見をいただいておりますが、限られた維持管理費の中で、道路区域内全てを行うことは、困難な状況であります。

このため、草刈りの御要望があった箇所については、草刈り延長や回数に応じて県が活動奨励金を支給する「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業により、近隣住民の皆様に御協力をいただいております。

今後とも、良好な沿道環境の保全に向け、地域の皆様とともに適切な維持管理に取り組んで

まいります。

○脇谷のりこ議員 つまり、予算がないから、地域の皆様のボランティア活動に御協力いただくほかないといったところでしょうか。

雑草の繁茂は、単なる環境保全ではなく、農業従事者にとっては大きな問題です。今や高齢の農家の方が自分の農地を地域の若者に託され、若者は、広大な農地の管理と、あぜやのり面の草刈りも、一人で担わざるを得ない状況が生じています。

この活動を支える仕組みとして、多面的機能支払制度があります。若者は多面的機能の活動組織には加入していますが、「自分が借りている農地が広過ぎて、地域の皆さんも高齢だし、お願いするのは申し訳ない」などといった、言いたくても言えない悩みを抱えています。

特に、地域の共同作業を大切にしてきた農村文化の中では、若い世代ほど気を遣ってしまい、結果として、多面的機能の本来の理念である「地域全体で農地を守る」という仕組みが十分に機能しなくなりつつあるのではないかと感じています。

そこでお伺いします。農地に隣接する道路のり面の草刈りに対する多面的機能支払交付金の活用について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地や農業用施設における草刈りは、病虫害発生防止等の観点から、営農に欠かすことのできない作業ですが、農業者にとっては非常に大きな負担であると認識しております。

このため、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図ること等を目的とした多面的機能支払交付金により、草刈りなどの地域共同作業に対して支援を行っております。

議員御指摘の道路のり面の草刈りにつきまし

ては、当該場所が農地ではないものの、草刈りをしないことで営農に支障が生じており、農地や農業用施設と一体的に行う場合には、交付金の活用が可能となっております。

今後とも、国や市町村と連携し、交付金を通じて担い手農家の負担軽減に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 交付金が使えるということで安心しました。どうか県におかれましては、多面的機能支払交付金制度の周知啓発を一層進めていただき、若い担い手が地域の中で孤立せず、安心して共同管理に参加できる環境づくりに取り組んでいただくよう要望いたします。

続いて、複合災害に備える防災体制についてです。

今年も県内では、線状降水帯による豪雨、竜巻被害など自然災害が発生しており、予報が出るたびに被害が出ないことを祈るばかりです。

自然災害と同じく、南海トラフ地震の発生も現実味を帯びていることから、県の地域防災計画では、南海トラフ地震や豪雨などの災害ごとに個別対策が整理されています。しかし、もし大地震の後に豪雨や台風が重なれば、能登半島地震のように、避難、復旧が二重三重に困難となります。

このような複合災害の発生も想定される中、県は複合災害に対し、どのように対応していくのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） いわゆる複合災害には、地震後の豪雨のように、原因の異なる複数の自然災害が偶然に重なる場合や、地震後に火災が発生するなど、自然災害が連鎖的に別の災害を引き起こす場合などがあります。

こういった事態においても、被害を最小化するためには、事前の備えが重要であり、地域防

災計画においては、地震後に土砂災害等が発生することも想定し、死傷者等をできる限り軽減するための対策を定めています。

また、災害対応の実効性を高めるため、現在は、南海トラフ地震などの広域的な対応が必要な事態を想定した訓練を実施しているところですが、今後は、地震後に豪雨があるなど、より厳しい状況も想定した訓練内容も検討してまいります。

引き続き、様々な事態に適切に対応できるよう、関係機関と連携しながら災害対応の強化を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 県民の命と暮らしを守るため、ぜひ複合災害対応を視野に入れた計画と訓練体制を進めていただくよう要望いたします。

それでは、ストーカー犯罪の対応についてです。

今年、神戸市で発生したマンションでの殺人事件は、オートロックつきマンションであっても後追いで侵入され殺害されるという、大変痛ましく恐ろしいものでした。

オートロックで安心だと思っても危険にさらされるのであれば、どのような対策をすればよいのか分からなくなります。一方的に恋愛感情を持たれ、付きまといやSNSなどで監視されるのは、一生心の傷になります。

それでは、宮崎県におけるストーカーの相談受理件数と警察の対応、相談対応先などについて、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（高井良浩君） ストーカー事案の相談件数ではありますが、令和4年から過去3年間は年間500件程度で推移しておりまして、本年は9月末現在で349件受理しております。

御相談いただいたストーカー事案への対応がありますが、受理した警察署のみならず、認知

の段階から警察本部が関与しておりまして、迅速、的確かつ組織的な対応を取っておるところであります。

具体的には、被害者等の避難措置等の安全確保を最優先としております。法令違反には強制捜査を図っておりますほか、加害者への禁止命令等の行政措置、さらには警告を行うなど、警察として取り得る対応を行っております。

ストーカー事案に関しまして、緊急の場合は110番通報で、その他一般的な相談も含めまして、最寄りの交番、駐在所をはじめ、各警察署において、24時間の対応ができる体制を整えておるところでございます。

○脇谷のりこ議員 女性としてなかなか相談しにくいストーカー被害ですが、被害が出てからではなく、違和感を覚えた段階で県警に相談できる体制が整っているということで安心しました。それをしっかりと県民に周知していただくようお願いいたします。

それでは最後に、先日、みやざき女性の活躍推進会議の設立10周年を記念して開催された、ひなたの「とも活」推進大会に参加してきました。知事も副知事も一番前で聞いておられましたが、いかがだったでしょうか。

私は、県内メディア業界初の女性社長の講演に感銘を受けました。その中で思ったことは、やはり女性の社長を誕生させるためには、人事決定権を持つ人の力によるということです。前社長が次期社長に女性を推挙いただいたことで女性社長が誕生し、会社全体の雰囲気が変わり、入社希望者も多くなったとのこと。全てはトップの考え方で変わるんですね。

それでは、ひなたの「とも活」推進大会に参加された知事の所感と、今後どのように女性活躍に取り組んでいかれるのか、知事の考えをお

伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の大会は、本県における女性活躍の歩みを振り返りつつ、今後の方向性を展望し、新たな行動につなげていくことを目的に開催したものでありまして、多くの県民参加の下で、大変熱のこもった議論を展開していただきました。

特に、テレビ宮崎の榎木田社長の御講演において、御自身の経験から「リーダーの女性を孤立させないでほしい」と訴えられた場面など、私も改めて、働く女性が背負っている苦しみや周りの支えの重要性ということについて、気づきをいただいたところであります。

国内では、女性活躍推進法の施行から10年を迎え、我が国初めての女性総理大臣の誕生など変化も生まれている一方で、県内の女性を取り巻く環境や意識は、いまだ道半ばであると認識しております。

議員から御紹介いただきました、九州の知事会と経済界で構成する九州地域戦略会議において、様々な地域振興プロジェクトを展開する中で、子育てランドというプロジェクトがございます。その中で、以前も共家事の重要性について啓発する動画を作成したこともありますし、今年10月の会議では生理痛体験というものを行い、子宮がある位置に電極を置いて、微弱な電流を流して疑似体験をするものでありまして、ぐっと何か指で押さえたような、そういうことを私も経験し、女性特有の健康問題について、組織として、また地域として十分理解した上で、生理休暇の取得などを促していくことの重要性も感じたところでありますし、男性の育児休業の取得を促す企業を増やしていこうと、「イクドリ！宣言」というものを九州全体として取り組んでいこう、そのような議論もしたと

ころであります。

県としましては、こうした九州全体の取組とも呼応しながら、今後とも、女性が生き生きと活躍できるよう、働きやすい職場づくりや共家事の推進など、むしろ企業側、男性側の意識改革にしっかり取り組むことにより、全ての女性が希望する形で存分に能力を発揮できる社会の実現を目指してまいります。

○脇谷のりこ議員 今回の一般質問の主なテーマは、「県民所得を上げるために」ということでした。稼ぐ力を高めるためには、これまで十分に生かし切れてこなかった女性の働く力を最大限発揮できる環境づくりが不可欠だと、私は強く感じています。

女性が活躍できる、挑戦できる、続けられる環境が整うことは、単なるジェンダー施策にとどまらず、宮崎の稼ぐ力を引き上げ、地域全体を元気にする大きな原動力になります。

県として、柔軟な働き方の推進、職場のハラスメント対策、管理職登用の後押し、学び直しの支援など、女性が能力を最大限に発揮できる環境整備をこれまで以上に積極的に進めていただくよう強く要望して、全ての一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時54分散会

11月28日（金）

令和 7 年 11 月 28 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (35名)

1 番	河野通博	(みやざき未来灯)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久	(同)
5 番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	山口俊樹	(同)
7 番	下沖篤史	(同)
8 番	齊藤了介	(同)
9 番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひわか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
監査事務局長	坂元修一
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局 局長	川畑敏彦
事務局 次長	久保範通
議事 課長	菊池博
政策調査 課長	西久保耕史
議事課 課長補佐	古谷信人
議事課 議事担当主幹	池田憲司
議事課 主任主事	前鶴彩友

◎ 一般質問

○日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。発言順位4番、北諸県郡選出、自由民主党、福田新一です。本日は忙しい中、遠方から傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。また、インターネットで御覧の皆様、ありがとうございます。

「井の中の蛙大海を知らず」ということわざがあります。自分の狭い知識や経験にとらわれており、ほかに広い世界があることを知らないような人のことです。このような人になったらいけないと常々思っていました。

先日、ニシタチで懇親会があり、終えて、橋通り2丁目のバス停で都城行き最終のバスを待っているときです。つい夜空を見上げますと、ワシントニアパームの木の高葉がところで互いにそよそよと揺れていました。その様子が、いかにも夜空で互いに、昼、夜構わず、懸命に、楽しそうに話し合っているように見えました。そして、とても勇敢に思えました。そこで一句。

「井の中の蛙になるな高い位置昼夜揺れてるワシントニアパーム」

「高い位置」というのと「昼夜揺れてる」というところは、現在の高市政権に少しかけました。

「井の中の蛙になるな高い位置昼夜揺れてるワシントニアパーム」(拍手)

それでは、質問に入っていきます。

令和8年度は日本一挑戦プロジェクトの総仕上げの段階です。その3つの柱の1つに「子ども・若者プロジェクト～日本一生き育てやすい県への挑戦～」というのがあります。安心して子供を生き育てられ、若者、女性が生き生きと活躍できる宮崎づくりです。

年々深刻化する人口減少、少子高齢化という環境は、一層厳しさを増すばかりです。この本県を取り巻く現状に対し、私は今年の6月定例会でも取り上げましたが、合計特殊出生率と併せて婚姻数を上げていくことが、未来を築く切り口の一つだと考えています。

日本一挑戦プロジェクトの一つに挙げた以上、やることはやったけれども、結果は目標値まで達成できなかったでは駄目だと思います。本気になって、現状を確認しつつ、改善を図りつつ、前進しなければいけないと思います。

そこで、子ども・若者プロジェクトの総仕上げに向けて、出会い・結婚支援に対する知事の意気込みをお聞かせください。

壇上での質問はここまでにして、後の質問は質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

結婚と出産の結びつきが強い我が国では、婚姻数が出生数に大きく影響してまいります。少子化対策として、出会い・結婚支援は大変重要であると考えております。

このため、子ども・若者プロジェクトにおける取組の柱の一つに「出逢い・結婚の希望を叶える」を掲げ、社会全体で出会い・子育てを応援する機運の醸成をはじめ、みやざき結婚サポートセンターによる支援のほか、今年度からは、九州初となりますマッチングアプリの利用

料補助など、これまで以上に踏み込んだ対策にも取り組んでおります。

しかしながら、若年層の県外転出に加え、コロナ禍の影響もあり、婚姻数が回復していない状況にありますことから、出会い・結婚支援の取組をさらに強化していく必要があると考えております。

今後とも、宮崎で結婚し、子供を持ちたいと望む若者の希望がかなうよう、出会い・結婚支援の充実を図ることで、「日本一生み育てやすい県」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福田新一議員 婚姻数の目標値は令和8年までに4,500組以上となっていますが、それに対して、令和6年の実績は3,444組と、前年の令和5年から148組減少しています。6月の定例会から5か月が経過しました。

令和8年までに婚姻数4,500組以上という子ども・若者プロジェクトの目標値に向けた取組状況と実績を、福祉保健部長にお聞きします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 子ども・若者プロジェクトでは、婚姻数の増加を図るため、みやざき結婚サポートセンターによる支援や、民間のマッチングアプリを利用する際の補助など、様々な取組を進めております。

みやざき結婚サポートセンターでは、開設以来10年間で約5,700組を引き合わせ、176組が成婚に至っております。

なお、本年10月には、公開結婚式や婚活セミナー等の内容を盛り込んだ開設10周年記念イベントを開催し、出会いや結婚を前向きに捉える機運の醸成を図ったところであります。

また、マッチングアプリ等の利用料補助は、これまでに約150件の交付決定を行っており、出会いや結婚を望む方々の活動を後押ししてお

ります。

○福田新一議員 ありがとうございます。

先日行われました宮崎県商工会女性部主張発表大会において、三股町の橋口淳子さんが県大会で優勝されました。知事への報告の下、激励をいただき、宮崎代表として九州大会に出場しました。そこで見事優勝を遂げ、今度は福井県で行われた全国大会に九州代表として臨みました。三股町商工会女性部は、20名近い人数で福井県まで応援に駆けつけました。最優秀賞は逸しましたが、優秀賞をいただきました。

そこでの話です。全国大会に出場した6ブロックの中で、中部ブロックの方が最優秀賞に選ばれました。そのテーマは「婚活事業に学んだ女性部の魅力」でした。いろいろと女性部の中で婚活事業に取り組む姿を発表し、その結果、数組のカップルが誕生した内容のようです。本県代表の発表に比べ、実績が評価されて最優秀賞決定につながったようです。応援に駆けつけた三股町の女性部は刺激され、「私たちも婚活事業を始め、これ以上の結果を目指そう」と火がついたのです。

現在32名の三股町商工会女性部は、地域のイベントや施設の慰問等において、カンカン娘という芸名でデビューし、三股町を盛り上げています。今や町の活性化のリーダー的存在です。今日、傍聴に商工会女性部の代表が10名ほど来ていると思います。女性部の婚活事業のスタートをこの場を借りて県に報告すると同時に、県に応援していただく取組をお願いしたいと思います。

なお、県では、出逢い・子育て環境づくり支援事業補助金において、民間企業等の取組を支援しております。本年度は既に予算額以上の申請があったとのことですが、来年度もぜひこの

支援事業を実施いただくことを強く強く要望いたします。必ずや期待に応え、結果を出すメンバーです。

続いての質問です。

令和7年度から令和8年度の期間で、結婚支援サービス利用促進事業、2,400万円の予算をつけての事業がありました。6月議会では、問題点や要望等を出ささせていただきました。また、新郎新婦が夫婦になって最初に歩く道のことで「H a n a m i c h i (花道)」と題して、以前から宮崎県が出会いからサポートするみやざき結婚サポートセンターが、宮崎、延岡、都城と県内3か所にあります。このいずれも私は次の一手が必要だと感じていました。

ところが、先日行われた新規事業「宮崎カーフェリーでつなぐ婚活ツアー事業」の結果が意外な成果があったとお聞きしました。内容を詳しく知りたいと思っています。

そこで、今年度からの新規事業「宮崎カーフェリーでつなぐ婚活ツアー事業」の取組状況と実績について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本事業は、関西圏等の県外の独身者と県内の独身者が、宮崎カーフェリーの船内や県内の観光地等で交流する、1泊2日のツアーであります。

今年度は3回開催予定であり、先月、第1回目のツアーを開催したところ、男女合わせて19名が参加し、マッチング率が約9割と、目標の3割を大きく上回る結果となりました。

このような結果となった要因としては、まず、カーフェリーの活用による2日間のツアーで、お互いを知る時間を長く持てたことが挙げられ、また、身だしなみやコミュニケーション、移住情報に係る事前セミナーへの参加によ

り、結婚や移住への意欲が高まったことなどが考えられます。

今後さらに2回の開催を予定しておりますが、より多くの方の成婚につながるよう、しっかり取り組んでまいります。

○福田新一議員 よかったですね。婚活ツアー前の下準備として、お付き合いのマナーの確認やファッションのアドバイス等が、約9割という高いマッチング率に結びついたのでと思います。本年度、あと2回開催ということですので、ぜひ、その経験、実績を目標達成に向けての手段に生かしてください。

次に、宮崎国スポに向けた取組についてお聞きします。

今年の滋賀県で行われた国スポにおいて、宮崎県の成績は総合31位でした。ちなみに、今年1位を獲得した滋賀県は、一昨年の鹿児島大会では17位、昨年の佐賀国スポで8位と、確実に勝利への道を歩いてきています。我が宮崎県は、一昨年の鹿児島大会では27位、昨年の佐賀国スポでは32位と落ちています。再来年、令和9年の宮崎国スポにおいて、どのレベルを狙うのか確認します。

河野知事は、日本一のアスリート知事だと私は確信しております。つきましては、滋賀国スポでの本県順位を踏まえた、令和9年の宮崎国スポにおける目標とその達成に向けた意気込みを、知事にお聞きします。

○知事（河野俊嗣君） 今年の滋賀国スポでは、男女総合得点で争います天皇杯順位の目標を10位台と定めて取り組んでまいりましたが、団体競技の不振などもあり、昨年より順位を一つ上げたものの、御指摘のとおり、結果は31位となり、昨年の佐賀国スポに続き、目標達成には至りませんでした。

この結果を重く受け止め、直ちに競技団体との緊急会議を開催し、危機感を共有するとともに、全ての正式競技において競技力の底上げを図るため、改めて今後の強化計画の再検討に取り組んだところであります。

宮崎国スポにおいて天皇杯を獲得することは、県民の皆様に夢や感動を与え、郷土愛を育むとともに、スポーツランドみやぎのさらなる発展にも大きく貢献する、本県にとって大変意義ある目標だと考えております。

目標順位と実績とに大きな差があるというこの厳しい現実にはしっかりと向き合いながら、引き続き天皇杯獲得という高い目標を掲げ、官民一体となり、全力で取り組んでまいります。

○福田新一議員 さて、今年度の都道府県順位31位から令和9年の宮崎国スポ総合優勝というゴールまでのプロセスは、大変な対策が必要だと思います。かなり本気モードで進めないと、かなわないと思われまます。

天皇杯を目指すため、宮崎国スポに向けて、競技力向上にどのように取り組んでいくのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 今回の結果を受けまして、競技団体と連携しながら、宮崎国スポに向けた強化計画の見直しに鋭意取り組んでおります。

少年種別につきましては、宮崎国スポで主力となるターゲットエイジの強化が特に重要であるため、強化選手を早期に選定し、積極的に県外遠征や合宿等を実施します。

成年種別では、選手層のさらなる厚みが必要であるため、高い競技実績を有する選手の一層の確保を図るとともに、けが予防のためのコンディショニングづくりや、団体競技に必要な戦術等の向上のための合同練習等に計画的、継続的に

取り組み、さらなる強化を図ります。

さらに、競技力向上推進員等、競技レベルの高い成年選手と少年種別との合同練習など、種別を超えた強化を行い、全体的な底上げを図ってまいります。

○福田新一議員 分かりました。それぞれの種別の課題に応じて、競技団体と連携しながら、宮崎国スポに向けて計画的に強化を図っていくのですね。そこで、県民が「それだったらなるほど、いけるぞ。それだったら本当に天皇杯、いけるぞ」と納得いく信憑性のある内容であることを期待します。

そこで、宮崎国スポにおける天皇杯獲得という目標達成に向け、進捗状況の確認をどのように行っていくのか伺います。宮崎国スポ・障スポ局長にお願いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 県では天皇杯獲得に向け、宮崎県競技力向上対策本部において、競技力向上基本計画を策定し、強化を進めております。これまでも、大会の結果を受け、対策本部に設置しております強化対策委員会や専門委員会で、分析や計画の見直し等を図ってきたところです。

今年度は特に、天皇杯を獲得するために必要な競技ごとの天皇杯獲得必須得点を設定したところであり、この必須得点を獲得するために、競技団体とのヒアリング等を定期的に行うとともに、大会や強化合宿等を継続的に視察し、課題などを分析しながら、各競技団体が実施する強化事業の成果等の進捗状況の確認を進めています。

今後とも、競技団体と連携しながら、天皇杯獲得に向けて、競技力向上に取り組んでまいります。

○福田新一議員 頑張ってほしいと思います。

次に、UIJターンのさらなる促進について伺います。

先日、東京有楽町にある、ふるさと回帰支援センターを議員数名で訪ねました。全国44都道府県と1市の展示パネル・資料コーナーが一つのフロアに設置されています。もちろん本県のコーナーもあり、県が設置している宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターの東京支部がこのフロアに設置してあり、このUIJターンセンターは、東京のほかに、大阪府、福岡県、それから宮崎県の4か所に設置してあるとのことでした。

東京に話を戻しますが、宮崎県のコーナーに参りました。移住・就職相談員の方に状況を伺いました。ちょうど1人の方が宮崎県のブースに相談に見えていました。相談に来られた方が宮崎県のことを十分知ることができるシステムになっているのか気になりました。これだけ各ブースがある中で、宮崎県の魅力を伝えるには、相談者の方と直接対面する移住・就職相談員の資質が重要と考えます。

そこで、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターに配置している移住・就職相談員の資質向上のため、どのように取り組んでいるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、県内外の宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターに相談員6名を配置し、就職や住まいの相談を受けておりますが、移住は生活環境を変える大きな決断であり、相談者に寄り添った、きめ細かな対応が求められるため、相談員の資質向上は大変重要であります。

このため、接遇やコミュニケーションスキルの研修により、相談員としての基礎的な姿勢を身につけるとともに、市町村の移住担当者との

意見交換や中山間地域の視察、さらには、定期的なオンラインミーティングにより、各支部での課題等について密に情報共有し、知識の習得にも取り組んでいるところです。

このような取組を通して、相談員の資質向上を図り、本県への移住促進につなげてまいります。

○福田新一議員 よろしくお願ひいたします。

私たちの時代は、小学校や中学校の先生の話より将来の自分の生きる道に影響を受けていたような感じがします。親までも学校の先生の話参考にしていたように感じます。「ふるさとに錦を飾る」とは、ふるさとを離れて成功を収めた人がその成果を持ち帰ることですが、果たしてこの心境はいまだに存在するのでしょうか。

今、教育機関では、児童生徒へあるべき論を教えるのではなく、個人個人の多様性を生かし、自分らしく生きるプレーヤーを育てることが教育方針になっています。自分としましては、一度県外に出たとしても遠くからふるさとを思ったり、できれば戻って本県に貢献してくれるような人に育ててほしいと願います。

そこで、小中学校におけるふるさとへの誇りや愛着を育むための取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 本県では、教育振興基本計画に基づき、ふるさとへの誇りや愛着を育む教育を推進しており、全小中学校等において、その充実を図っております。

具体的には、児童生徒が地域の方々による講話等を通して、受け継がれてきた歴史や文化、伝統を知り、それに対する思いを理解する学習を行っております。また、地域企業との連携による職場体験学習を通して、地域で働くこと、

また、地域の課題を解決することを主体的に考えさせるようにしております。

これらの取組もあり、本県の児童生徒の地域への貢献意識は、全国学力・学習状況調査の結果によりますと、全国平均を上回っているところであり、今後も取組のさらなる充実を図り、ふるさとへの誇りや愛着を持つ子供の育成に努めてまいります。

○福田新一議員 生徒の地域への貢献意識は、全国学力・学習状況調査の結果によると、全国平均を上回っているということなんですね。分かりました。

伝統芸能保存もふるさとに愛着を覚える一つです。私の地元、三股町には、太郎踊りといって、地域に江戸時代後期から伝わるという民俗芸能があります。農家の一家族がそろって豊作を祈るために、日常の農作業を舞踏化して神に奉納したことに始まります。別名べぶ踊りとも言い、一家の主人と牛を中心とした方言交じりの、とてもユーモラスな踊りです。

10年ほど前から、約25人の子供による太郎踊りが披露されるようになりました。言わば、かっこよく言うと、チャイルドクラシックミュージカルとでも言いましょうか。子供たちが方言を使つての軽快な太郎踊りは、地域の青年層、そして両親、じいちゃん、ばあちゃんまでを引き込み、さらには、小学校校長や教諭の方も見に来られるようになりました。町内で話題になっています。新しい地域活性化の形を醸し出しているように思います。

このようにして、今後も地域において、子供たちにふるさとへの誇りと愛着を育てていく取組が続いていくことを願っております。

続いて、UIJターンの促進に対する高校生の段階について考えてみます。

まだまだ東京一極集中の傾向は変わりません。先日、全国都道府県議員研究交流大会が東京都港区虎ノ門のニッショーホールでありました。そこで、鹿児島県出身の内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長、海老原諭先生が言われていました。「宮崎、鹿児島県は、親が大都市への思いを持っている。高校生においても、東京、大阪までとは言わないが、せめて都会を知るのに福岡ぐらいには出てみたらという思いを」とのことです。

高校生の県外流出を抑制するためには、生徒本人のみならず、親の一極集中に対する考えを変えていく必要があると考えます。

そこで、県立高校生の県内就職状況の推移と県内就職促進の取組について、教育長に伺います。

○教育長(吉村達也君) 令和6年度の県立高校生の県内就職内定率は64.6%で、ここ数年、増加傾向となっており、10年前と比べ、12ポイントほど上昇しております。

教育委員会では、生徒や教職員、保護者が県内企業への理解を深める取組として、地元企業の職場見学会や説明会、インターンシップ、さらに、学校の学びと企業での専門的な実習を組み合わせたデュアル教育システムなどを実施しております。

今後も、商工観光労働部や宮崎労働局など関係機関との連携を図り、生徒や保護者が県内企業への理解をより一層深められるよう、取組を進めてまいります。

○福田新一議員 ちなみに、福井県に参ったんですが、福井県は、よほどのことがない限り、県外就職はしない県だそうです。関係あるかどうか分かりませんが、例えば、福井県の本年度の全国学力テスト中学校数学の結果も全国で3

位です。宮崎県は46位です。

次に、今度は別の問題です。県外に転出した学生や、一旦、関東、関西と県外に就職した人が地元に戻ろうかなと考えたときに、背中を後押ししてくれるような県内への就職支援があると移住しやすいと思います。

そこで、U I J ターン就職の促進に向けた県の取組について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、関東、関西、九州に就職サポーターを配置し、県外に転出した学生に対する県内就職支援を行うほか、本県での就職を希望する方と県内企業とのマッチングサイト、ふるさと宮崎人材バンクの運営などにより、U I J ターン就職を促進しております。

また、昨年度から、U I J ターン就職希望者に対して、本県での就職活動に要する交通費等の補助を開始し、昨年度の実績は延べ312件となっております。

さらに、今年度から、転入先の市町村と連携し、県内へ就職した方に対する引っ越し費用の補助を実施しており、転入者の負担軽減を図っているところであります。

引き続き、U I J ターン就職につながる取組を積極的に進めてまいります。

○福田新一議員 部長、元気を出していきましょう。まさに背中を後押しする、就職活動に要する交通費の補助や、県内へ就職した方に引っ越し費用の補助があるわけです。周知のほど、よろしく願いいたします。

宮崎への移住に関心のある方への相談窓口の充実や、実際に移住した際の補助制度、また、子供たちが宮崎に残りたい、帰りたいと思う気持ちを育む教育など、取り組んでいることはよ

く分かりました。それでもさらにU I J ターンを促進し、少しでも本県の人口減少を抑制することが大事です。

県外からの移住を促進するため、本県の魅力をどう捉え、どのようにアピールしていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県を移住先として選んでいただくために、県では、多様な働き方の実現につながる産業振興や魅力ある雇用の創出、若者や女性の活躍に向けた機運醸成に取り組むとともに、今、部長も答弁しましたようなU I J ターンの促進を掲げ、本県ファンの創出・拡大から、移住後の定住・定着支援まで、切れ目のない施策を推進しているところであります。

こうした取組に加え、御指摘のように、しっかりと本県の魅力を伝えていくことも大変重要な課題であろうと考えております。

私自身も20年前に宮崎に移住したということになるかと思いますが、今でも忘れ難いのは、赴任した当日、宮崎の食べ物のおいしさに、我々家族一同、宮崎に恋した思いがしておりますし、赴任直後の1週間にゴルフもサッカーもする機会もあり、本当に幸せだなと思ったところであります。

最近、県外の皆様に端的に宮崎の魅力を伝えるのに、「5つのS」というような表現をしておったりします。全てローマ字で書くとSから始まる食とスポーツ、これをツートップとして、それを支える豊かな自然、そして森林資源、神話、そういった要素をお伝えするとともに、あわせて、人の温かさ、優しさも特筆すべきものであろうかと思っておりますし、私が県外出身者であるからこそ、それは客観的な視点でもって、説得力を持ってアピールできる。

さらには、県外出身である私が知事を務めさせていただいているように、外から来た方も温かく受け入れる、そういう土地柄であるというようなことも、県外での移住フェアなどでアピールしているところでございます。

今後も様々な機会を捉え、私自身の経験も踏まえた言葉でトップセールスを行い、本県への移住をより一層推進してまいります。

○福田新一議員 この頃、テレビで知事を拝見することが多くなりました。知事のこの思いを各ブロックにいるUIJターンセンターの移住・就職相談員さんにもぜひ伝えていただき、積極的に宮崎のよさをアピールしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、農業構造転換について伺っていきます。

本県農業における農家戸数や農業就業者数は減少・高齢化が進んでいます。令和6年時点の基幹的農業従事者における65歳以上の割合の高齢化率は68%、50代以下は22%となっており、また、地域別の基幹的農業従事者は、中山間地域において、より急激に減少することが予想されています。

今後も農業者の減少は避けられず、地域農業の担い手の減少による生産力の低下や、農村における農地の保全等を含む集落機能の急激な衰退が懸念されているため、持続的な担い手の確保・育成等が必要です。まさに深刻な状況です。その現状において、遊休農地が増え続けています。この問題を解消しないと、農業そのものが魅力ある明るい環境ではなくなります。そうしないと、営農の効率化や大型機械の利用が可能とし、農業生産性の向上を図ることができません。

そこで、遊休農地の解消に活用できる事業

を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(児玉憲明君) 県では、地域計画等の地域での話合いを通じて農地の集積・集約化等を進め、遊休農地の発生防止に取り組んでいます。

また、草刈りなどにより解消可能な遊休農地については、10年以上、農地バンクに貸し付けること等を条件に、10アール当たり最大4万3,000円を交付する国の遊休農地解消対策事業を活用し、遊休農地の解消に要する草刈りや整地等の経費を支援しております。

本事業により、これまで都城市や新富町において遊休農地を解消し、担い手の規模拡大につなげている事例があり、今年度は、延岡市においても事業の活用を計画しております。

今後とも、農地バンクや市町村、農業委員会等と連携しながら、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでまいります。

○福田新一議員 農地バンクや市町村が実施する事業としてあるのは分かりました。遊休農地を解消した上で、耕作しやすい大きな区画に農地を整形し、大型機械の導入を促進し、生産性向上、そして、用水路や排水路、農道を整備することで農作業の時間を短縮する。この圃場整備を、国、県の事業としてやるときが来たと考えます。高市政権も、5年間の農業構造転換集中対策期間において、別枠予算で対策しようと打ち出しています。本県農業持続に向けて、明るい方向に導いてください。

次に、新規就農についてお聞きします。

新たに農業を始めようとするときの大きな壁は、農地取得、農業機械、資材費等の初期投資です。農業の種類によって大きく異なりますが、露地野菜で約300万円、水稻で約500万円、ハウス栽培で約800万円、畜産で約2,000万円の

初期投資が必要とされています。

新規就農者に対しての中古ハウス等を含めた機械や施設の負担軽減対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 資材価格が高騰し、新規就農者の初期投資負担が増大していることから、中古のハウスや機械の活用も含めた負担軽減を図ることが、担い手確保の観点から大変重要であります。

このため県では、農業振興公社に承継コーディネーターを配置し、離農する農業者が所有する中古ハウス等の情報収集や参考価格の提示、マッチング等を支援しており、今年度は13件の承継の取組を実施しております。

また、国の事業を活用し、新規就農者が導入する中古を含めた機械や施設へ補助を行っており、昨年度までの3年間で100名の方へ導入支援を行ったところです。

今後とも、市町村や関係機関と連携し、新規就農者が就農しやすい環境づくりを進めてまいります。

○福田新一議員 なるほど、新規就農者に対しての機械や施設への補助があり、就農しやすい環境があるということが分かりました。ぜひ周知徹底をお願いいたします。

私は、8アールの田んぼが2枚続いているところの土手、あぜを取りました。そして、16アールの1枚の田んぼにしました。畦畔除去です。これを2か所、行いました。トラクターをはじめ、農業機械で時間がかかるのは四隅です。あぜを取り除く畦畔除去は、耕作が効率的で、いろんな面で便利です。大規模な圃場整備に加え、畦畔除去等の簡易な基盤整備による区画拡大にスピーディーに取り組む計画を願いたいと思います。

そこで、農作業の効率化を図る簡易基盤整備について、県はどのように取り組んでいるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 畦畔除去など、短期間で少ない経費により農地の区画を拡大できる簡易基盤整備は、新たな食料・農業・農村基本計画において、生産性向上に向けた取組に位置づけられるなど、農作業の効率化を進める上で効果的な取組であります。

このため県では、本格的な圃場整備に加えて、簡易基盤整備を積極的に推進しており、本年度は17地区において事業を実施しております。

また、今年の6月に農業法人等に対して簡易基盤整備の要望調査を実施したところ、多くの要望があったことから、現在、現地調査を実施するなど、事業の掘り起こしにも取り組んでいるところです。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、農作業の効率化を進めてまいります。

○福田新一議員 地権者が高齢になると、就農する人がだんだん限られてくるんですね。そうになると、なおさらそういった簡易基盤整備、土手を取ったりする整備は非常に助かると思います。当然、農家の高齢化、小さく分かれた農地、担い手不足と後継者不在等、背景には構造的な課題があります。だから、農業構造転換のときです。分かりやすく言うと、農地を集めて大きく使いやすくしよう、機械化して効率よく作業できるようにしようという方向性は間違っていないと思います。

次に、畑地かんがい用水、畑かんについて伺います。

都城盆地では、国営の畑地かんがい事業が昭和62年度から始まり、平成22年度までに完了し

ましたけれども、その後も関連事業や末端整備が続いていて、維持管理を行う都城盆地土地改良区が組織されています。この土地改良区に加入している農家の人は、水の利用料や施設の維持費などを負担していますが、就農者が減って農業人口が少なくなると、1人当たりの負担が重くなってきます。特に高齢化や後継者不足が進むと、畑かんの恩恵を受ける人が減って費用対効果を感じにくくなります。

そこで、都城盆地地区において、畑地かんがい用水の用途目的以外で使えないのかと考えますが、県の見解を農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 都城盆地地区における国営かんがい排水事業での水利用につきましては、その事業目的や水利権の許可条件により、畑地の作物の生育や栽培管理に用途が限定されております。

このため、用途目的以外に水利用を行うには、水利用者が、水源となるダムの施設所有者である国への利用許可と、河川管理者への新たな水利権の許可の手続を行う必要があります。

なお、同地区内においては、これらの許可を得て、畜産用水として水利用を行っている例がございます。

畑地かんがい用水の用途目的以外の水利用には幾つかの制約がありますが、県としましては、今後とも、水利用を希望する農業者等の声に耳を傾けながら、関係機関との調整を行ってまいります。

○福田新一議員 畜産用に水を使うということも可能でもあるということですね。

都城盆地は畜産の地域でもありますから、浄化装置を使えば、間に入れれば、牛の飲み水にも使えます。ほかにもエネルギーへの変換などにも使えるんじゃないかと考えています。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

私は本年度、南海トラフ対策特別委員会の委員長を拝命しております。今年3月には、国において、南海トラフ地震の被害想定が見直され、また、9月には、南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内で60%から90%程度以上に改定されるなど、南海トラフ地震対策は喫緊の課題であり、特別委員会としても県内外の多くの現地を視察してまいりました。

まず、昨日も話に出ましたが、先日視察した高知県黒潮町について触れますが、まず気が引き締まったのは、町長の訓示でした。

南海トラフ地震が発生したときには、黒潮町には最大津波高34メートルの津波が押し寄せると算出されております。町長は自ら2011年3月11日の東日本大震災の被災地にすぐ出向いて、その様子を目の当たりにしておられます。

訓示の中で、南海トラフ地震の津波が来ても、黒潮町から一人の犠牲者も出してはならない、そういう対策を取ると。そのためには、全ての役場職員、役付も含めて、当事者であることを理解した上で、各地区に張りつけられました。地域住民とワークショップを行い、住民の防災意識向上の取組をしているとのことでした。そして、訓示の最後は、「困難な道にはなるが、職員一同の奮起を要請する」でした。防災意識の高さに驚いた次第です。

そこで、県民一人一人の防災意識を高めるための取組について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 地域防災力の強化のためには、南海トラフ地震など、いつ起きてもおかしくない災害を、自らにも起こり得るものとして捉え、正しく理解し、身近など

ころから防災対策に取り組むなど、県民一人一人の防災意識の向上が大変重要であります。

このため県では、年間を通じて、防災に関し、様々な媒体を活用した広報やイベントを実施しているほか、職員や防災士が地域や企業、学校等に出向く出前講座など、幅広い年齢層に届くよう啓発に取り組んでおります。

また、市町村とも連携し、自主防災組織等が行う避難訓練への支援や、県総合防災訓練において、住民参加型の避難訓練を実施しているところです。

引き続き、関係機関と連携し、工夫や改善を図りながら、県民一人一人の防災意識を高める取組を進めてまいります。

○福田新一議員 昨日の一般質問の中でも出ていましたけれども、黒潮町の防災に向かう姿というのは、防災イコール文化だというふうに意識づけられております。

それともう一つ、私がびっくりしたのは、我々の議員の中からの「黒潮町の皆さんの自治会への加入率は何%ですか」という質問に対して、「自治会への加入率、それは何ですか。入って当たり前でしょう」という返事が返ってきて、それほどまでに防災と自治公民館への加入というののも一体になっているんだなとつくづく感心しました。

去る11月14日の宮日新聞に、被災後の復興について被災前に考える取組、事前復興についての記事がありました。

例えば、復興体制の在り方を固めておく、復興計画をつくる時期や手順を定めておく、あるいは、津波被災からの復興のため、高台移転の用地を選んでおく等、高齢化・人口減少社会が災害を乗り越えて地域を存続させるためには、早い復興が鍵だということです。防災や減災を

諦め、事前復興に傾注しようという話ではなく、もちろん逆、復興では今よりも災害に強いまちづくりを進めるはずだという考えです。

熊本県の益城町に行ったときに、まさに以前よりも災害に強いまちづくりとして進められていました。

このように、早期復興のための準備をあらかじめ進めておくことも重要ですが、あわせて、そもそもの被害が少なければ、より早期に復興できるものと考えます。

地震や津波による被害を軽減するためには、発災前の取組が重要だと思いますが、県の認識と取組について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 近い将来、高い確率で発生が危惧される南海トラフ地震は、甚大な被害をもたらすとされており、被害を最小限に抑えるためには、ハード・ソフト両面において事前の備えを進めることが大変重要です。

このため、県ではこれまで、県民への啓発をはじめ、市町村が行う避難タワー、避難経路の整備や避難所の環境改善等に対する支援、災害支援物資拠点施設の整備、企業等との災害時応援協定の締結など、様々な取組を進めてきました。

また、現在、国の被害想定を更新を踏まえ、県独自の被害想定を見直すとともに、総合的な防災対策である新・宮崎県地震減災計画の改定に取り組んでおります。

引き続き、市町村や関係部局とも連携しながら、必要な備えを進めてまいります。

○福田新一議員 よろしくお願ひします。

商工建設常任委員会の県外視察では、能登半島へ行き、国土交通省から、能登半島地震による道路や河川の被害と復興状況について説明を

受けました。これらの現地視察を通じて、巨大地震による被害に対する復旧の迅速さに驚くとともに、改めて大規模災害の恐ろしさと備えの重要性を痛感しました。このような気持ちで宮崎に戻った私は、牛ノ峠バイパスの早期整備の必要性を強く感じたところです。

私は、6月議会でも牛ノ峠バイパスについて質問しました。12月31日にガソリン暫定税率が廃止になり、道路整備のための財源に響き、多少影響が予想されるかもしれません。しかし、今回、能登半島を訪ねてみて、何より、どこよりも優先すべき事業だと確信しました。事の重要性を考えると、引き続き今回の議会でも質問することとします。

牛ノ峠バイパスの事業再開には、地元の深い理解と協力が必要不可欠であると考えます。そこで今回は、これまでのおさらいになりますが、そもそもこの地域にいかん国道222号が重要か、また、本来持つべき国道222号のポテンシャルを引き出すためには、牛ノ峠バイパスの整備がいかん大切かに関して、県の考え方を確認したく質問します。

地震などの大規模災害時における国道222号牛ノ峠バイパスの重要性について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国道222号は、県南・県西地域の広域道路ネットワークを形成し、大規模地震発生時には、沿岸部と後方支援拠点をつなぐ大変重要な路線です。

一方で、この路線は、大雨で土砂の流出や倒木が度々発生し、連続雨量が一定量に達すると通行止めとなる区間もあることから、バイパスでの整備は、災害に強い道路ネットワークの構築につながるものと考えております。

このため、昨年度、国や関係市町とともに検

討部会を設立し、地域の将来に向けた道路整備の在り方について、現状や課題の抽出などの検討を進めており、また、今年度は5月と10月に、知事から国へ事業化の早期実現を強く訴えたところです。

県としましては、引き続き、早期の事業化に向けて全力で取り組んでまいります。

○福田新一議員 南九州圏域における社会情勢が大きく変化しています。国道222号が構築されれば、南海トラフ地震による大規模災害時の救命救急、支援物資等の輸送だけでなく、大型クルーズ船が寄港する油津港と都城北諸県郡を結ぶ観光としても、経済圏の拡大に効果を発揮することが期待されます。都城圏域と日南圏域を結ぶバイパスの必要性がここで浮き彫りにされてきました。事業再開に向けたさらなる取組に期待いたします。

今回は、宮崎国スポに向けての本気度と、若者の婚姻についての意識アップ、宮崎県の基幹産業であります農業に対する取組、そして南海トラフ地震対策についてお聞きしました。議会と執行部が一緒になって、車の両輪となって、共に前に進んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。宮崎県議会自由民主党、小林市・西諸県選出の下沖篤史です。

自由民主党総裁の高市早苗氏が第104代内閣総理大臣に任命され、2025年10月21日に成立しました。日本史上初の女性首相誕生は、新たな日本の夜明けと希望の光を感じております。

産経新聞とFNNが今月22日、23日両日に実施した合同世論調査で、高市早苗内閣の支持率は75.2%と高水準を維持し、年代別では、若者

層や現役世代で8割を超える一方、高齢層で比較的lowになる傾向は、政権発足直後の前回10月調査と同じでありました。

この高い支持率は、高市内閣が打ち出した責任ある積極財政と強いリーダーシップに起因する国民の期待の表れであります。

高市首相は14日、首相官邸で、全国知事会など地方6団体との「国と地方の協議の場」に出席し、近く取りまとめる総合経済対策で、自治体が使途を選べる重点支援地方交付金を拡充すると伝え、物価高でしんどいなと思っているたくさんの方々をお助けいただくよう心からお願いすると要請いたしました。

さらに首相は、日本は今なかなか厳しい状況だが、この内閣ではとにかく強い経済をつくる、地方の活力こそが日本の活力だと述べられ、そして、先週21日、政府が閣議決定した総合経済対策では、自治体への重点支援地方交付金を拡充して、物価対策の支援強化をする方針が示されました。

この交付金は、推奨事業メニューが示され、自治体がそれに沿って使い道を決めることができますが、関係者によりますと、今回、政府は、お米券や電子クーポンなど、食品の高騰対策については、予算を決めて特別枠を設ける方向で検討しているということです。これによって、原則、全ての自治体に食料品の高騰対策の支援を実施させる考えです。

また、交付金では、中小企業、小規模事業者が賃上げする環境を整備するための推奨事業メニューを追加するほか、水道料金の補助もメニューに加える方針がありますが、それ以外は自治体に裁量権が委ねられています。

国の新たな総合経済対策を踏まえ、知事は物価高騰対策にどのように取り組んでいくのか伺

います。

ほかの項目につきましては、質問席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

国の新たな総合経済対策では、生活の安全保障・物価高への対応を第一の柱に掲げ、重点支援地方交付金の活用による地域の実情に応じた物価高の影響の緩和をはじめ、エネルギーコスト等の負担軽減、中小企業、小規模事業者の賃上げ環境の整備などに取り組むこととされております。

本県におきましても、長引く物価高による県民生活や経済活動への影響を和らげ、一刻も早く地域社会・経済の活力を取り戻すことが喫緊の課題であると認識しております。

今般の交付金では、食料品の物価高騰に対する特別加算措置や中小企業等の賃上げに向けた支援メニューが追加されるなど、拡充が図られており、私は、これを最大限に活用した対策の検討を全庁的に指示しているところであります。

県民の皆様が安心して豊かに暮らすことのできる宮崎づくりは、私の使命であります。引き続き、国の経済対策と軌を一にするとともに、市町村と連携を図りながら、生活者や事業者の支援に全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○下沖篤史議員 ありがとうございます。自治体に裁量権がある予算でもありますので、物価高騰対策も含めて、宮崎に合った重点支援地方交付金の活用をお願いしたいと思います。

続きまして、農畜産業の振興について質問さ

させていただきます。

全国和牛能力共進会は、公益社団法人全国和牛登録協会の主催で、5年に一度、全国の優秀な和牛を一堂に集めて、改良の成果やその優秀性を競う国内最大の和牛の祭典で、全国の自治体、和牛関係者にとって、この大会で優秀な成績を収めることは、ブランド力の向上につながります。この最も重要な大会である北海道全共が2年後に迫る中、これまでの県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 北海道全共に向けては、本県出品牛の好成績を目指し、令和5年度から2年間、出品候補牛の母牛となり得る優れた雌子牛を地域内に保留する、県独自の新たな対策を実施いたしました。

また、令和6年度より、県やJA等の関係団体で構成する県推進協議会を中心に、出品候補牛の確保に向けた計画的な交配や巡回調査等を継続的に実施しております。

これらに加え、先月、北海道で開催された全日本ホルスタイン共進会の出品牛輸送に全共対策担当の職員が帯同するなど、長距離輸送に係る課題を検証しているところです。

引き続き、生産者や関係団体等と連携しながら、全国で戦える牛づくりに努めてまいります。

○下沖篤史議員 これまでもいろいろ対策を打たれているということなんですけれども、これまで何度も共進会で優秀な成績を収められた農家さんたちと意見交換を行いますと、物価高騰、価格の低迷の中で、優秀な母牛の導入が難しいと、そして、出品牛の育成にはかなり時間と労力がかかるんですけれども、牛肉の肉質を競う肉牛の部は、大会の中で競りが行われ、収益がありますが、種牛の部は、名誉しかなく、

収益につながらないのが現状とお聞きしております。しかし、県では、この名誉があって、みやざきブランドの向上を図っております。

前回大会より出品を目指す農家さんは大変厳しい状況です。全国和牛能力共進会を目指し準備する上では、来年8月が最終期限ということでした。宮崎の和牛のブランド力向上、宮崎全体の活性化につながる重要な大会でありますけれども、出品者は、宮崎県を背負って大会に臨まれます。

農家さん頼りではなく、県の主体的な取組が必要と考えますが、このように畜産情勢が厳しい中において、北海道全共にどのように挑んでいくのか、その意気込みを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） コストの高止まりや生産基盤の縮小など、肉用牛農家を取り巻く環境は厳しい状況もありますが、和牛改良の成果を競う全共において優れた成績を収めることが、宮崎牛の魅力为全国へ広め、その価値をより確かなものとし、農家経営を力強く支える絶好の機会であると考えております。

前回の鹿児島大会では、本県が4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一」という称号を獲得したことで、宮崎牛のブランド力強化や輸出量の増加など、畜産や農業の振興にも直結いたしましたし、また、全国に向けて、そして世界に向けて誇り得る宮崎の魅力アップにもつながったものと考えております。

先日、アメリカのアカデミー賞のアフターパーティーのメニューを30年以上にわたって担当しているウルフギャング・パックさんが来県されましたが、彼が宮崎に注目したのも、日本一を獲得したから、そして、実際に食べてみて、また今回も絶賛のコメントをいただいたと

ころであります。大変誇らしい思いがしております。

一方、次回の北海道大会では、他県のレベルも着実に向上し、前々回の宮城大会を超える長距離輸送でありますとか、開催時期が8月でありますので、暑さ対策が求められるなど、本県にとりまして、これまで以上に厳しい戦いになると覚悟しているところでございます。

これらの課題を克服し、生産者等の努力を成果へと確実につなげていくため、私が名誉会長を務めております県推進協議会を中心に、生産者、関係団体等がチーム宮崎として一丸となり、過去の栄光にとらわれることなく、チャレンジャーとしての姿勢で、これから本格化する出品対策に、さらに緊張感を高めながら全力で取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 ありがとうございます。今回の重点支援地方交付金の拡充を活用して、物価高騰に苦しむ出品者への支援として、県と関係団体が協力して、優秀な母牛を導入し、各地区の関係者の意見を聞き、優秀な生産農家さんへの全共を目指した出品牛の預託等を検討していただきたいというような言葉も伺っております。今後検討していただけたら幸いです。

続きまして、農地中間管理機構の現状と課題になります。

我が国の農業構造を見ると、担い手農家への農地集積は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の6割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、さらに担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。担い手への農地集積面積と荒廃農地面積について、直近5年間の状況と傾向を農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 認定農業者等が所有し、借入れ、または農作業受託している農地の総面積として、認定農業者等への農地の集積状況を表す農地集積面積につきましては、農林水産省によりますと、令和6年度が3万6,600ヘクタールであり、令和元年度の3万3,517ヘクタールから5年間で3,083ヘクタール増加しておりますが、担い手の減少により、これまでの増加傾向から、近年では横ばい傾向となっております。

また、荒廃農地面積は、令和5年度で3,120ヘクタールであり、平成30年度の2,743ヘクタールから5年間で377ヘクタール増加しております。

○下沖篤史議員 令和5年度までに3,120ヘクタールということで、これは計算しますと東京ドーム663個分なんですけれども、東京ドームを見たことがないので、ちょっと規模感が分からないんですが、かなりの面積だということですね。近年の横ばいの傾向は、農地中間管理機構の活動もあって、荒廃農地が抑えられているのが現状だと思いますので、今後とも頑張っていただきたいと思います。

その中で、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月から、宮崎県を含む全国で、農地の貸し借りと農地の売買は、農地中間管理機構を経由することが原則となりました。

これにより、従来の市町村を介した相対での農地貸借制度は廃止され、農地の集積・集約化を目的とした農地中間管理機構に一本化されました。

この改正に伴い、農地の売り買いに手数料がかかることになり、現場は困惑しております。農業委員さんや農家さんからは、特に値段が低く価格もつけにくい農地でも、売手、買手に手

手数料が発生してしまい、農地の売買が進まないという声が聞かれます。

そこで、農地バンクにおける農地売買の手数料改定の背景と、今年度の売買取扱状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農地バンクが昨年度、市町村に対し、令和7年度の農地売買の需要量調査を行ったところ、地域計画の策定等を目的とした農業経営基盤強化促進法の改正を契機に、取り扱う件数が大幅に増加することが明らかとなりました。

このため、農地バンクは、急増する事務に対応した人件費等の経費が必要となることから、他県の状況も勘案し、農地売買の手数料の改定を行ったと伺っております。

また、今年度の売買状況については、現時点で、前年度同期の約3倍となる220件となっております。

今後とも、農地バンクと連携して、その役割や事務手続の経費について関係者に丁寧な説明を行いながら、農地の集積・集約につなげてまいります。

○下沖篤史議員 前年度同期の3倍ということですが、これまでの市町村単位から農地バンクへの一本化により、数字上、売買が増えているように見えるだけで、現実は違うと思います。

設立目的の農地集積・流動化に今後影響が出かねません。県と農地バンク、そして関係者の方と密に連携を取りまして、今後、手数料を含めて検討していただきたいと思います。

続きまして、乾田直まき栽培の取組についてお伺いいたします。

現在、稲作農家さんでは、収量アップやコスト削減の面から様々な取組を行っています。中でも注目されているのが乾田直まき栽培であり

ますが、個人の農家さんで試験的に行われており、まだ技術の確立や普及に至っておりません。

そこで、本県における米の乾田直まき栽培技術の導入について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 乾田直まき栽培は、水田に直接種をまくことで、育苗や田植作業をなくし、省力化やコスト削減を図る技術であります。

近年、本県では、一部の大規模経営体でこの技術が導入されておりますが、苗を植える一般的な栽培に比べ、生育がふぞろいで収量が不安定なことや、小規模では技術導入の効果が得られにくいなどの課題があります。

このため県では、生育をそろえ、収量を安定させる種まきや水管理等の栽培技術の実証に加え、技術導入の効果をえられる経営規模の目安など、生産者と共同で技術の検証を行っております。

今後とも、関係団体等と連携し、乾田直まき栽培技術について研究してまいります。

○下沖篤史議員 この前、それこそ県の主催で、市町村の農業関係者と稲作農家さんたちと100数十名で、大型バス3台で乾田直まき栽培の取組を見に行かせてもらいました。狭い農道に大型バスが3台入ってきて、農家さんたちがびっくりしていたんですけども、そこで乾田直まき栽培の技術を研究されている農家さんの取組を見せてもらいました。

ほかの農家さんでも取り組まれていて、そこで皆さん初めてお会いして、自分たちの持っている技術の情報共有とか、県とか市町村の方たちも情報共有ができ、今後ともこれを何回か開催していくということなので、これからも積極

的に乾田直まき栽培と再生二期作の2つの技術を、県を含め、市町村、農家さんと情報共有して、導入できるようにしていただきたいと思えます。

続きまして、農業の事業承継に関しましてお伺いいたします。

現在、商工団体や事業承継・引継ぎ支援センターの取組により、商工業に関しましては、事業承継や引継ぎが徐々に浸透しておりますが、農業分野におきましては、まだまだ農業者の認知が進んでいないと感じております。

今後、農業分野についても事業承継が重要になると考えますが、農業分野の事業承継に対する支援体制と取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 農業分野の事業承継は、産地の生産力を維持する上で重要な取組であります。

このため県では、承継コーディネーターを農業振興公社に配置し、市町村やJA等と連携して、事業承継に関する相談やマッチング、専門家派遣などの支援体制を構築しております。

また、農地やハウス等のデータベース化や、独自に開発した中古ハウス評価システムの活用等を進め、今年度13件の承継の取組を実施しております。

さらに、今年度は、関係団体等を参集した承継推進大会において、新規就農者の誘致から承継までを産地ぐるみで行っている小林のマンゴー部会の事例を紹介するなど、全県的な波及を目指しております。

今後とも、事業承継支援の強化に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 農業を辞められるとか、ハウスとかいろんな農業施設を誰か買ってくれない

とか、情報が結構地域で限定的に扱われていて、なかなか県全体とか全国とかに知ってもらえるような状況ではない。県外から移住して農業をやりたい方とか、施設とか機械とか丸ごと譲り受けて始めたいという方もいるんですけども、それプラス、生産技術の継承、そこら辺も目的として、いろんなそういう農業に興味がある方、始めたい方が、検索して調べて見えるような状況を、今後、目指してつくっていただきたいと思えます。

続きまして、防災・減災に移らせていただきます。

津波対策の現状と課題についてです。

国交省では、東日本大震災を教訓に、高速道路、直轄国道において、津波の浸水想定より高い道路区間を緊急避難場所として活用する取組を推進しておりますが、道路区域を緊急避難場所として活用する取組について、県内の状況を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 本県では、平成25年に南海トラフ巨大地震に伴う津波の浸水想定を公表したことを契機として、沿岸部の市町は、災害対策基本法に基づき、緊急避難場所の指定を進めてきております。

これまで、市町が道路区域を緊急避難場所に指定する場合、道路管理者は、利用者の安全性等を確認し、指定に同意してきたところです。

現在、国やNEXCO西日本が管理する東九州自動車道や国道220号で10か所、県が管理する国道388号ほか2路線で14か所が、緊急避難場所に指定されております。

県では、令和7年8月に津波浸水想定の見直しを行ったところであり、今後とも、関係市町から協議があった際には、適切に対応してまいります。

○下沖篤史議員 今後とも、関係市町村との協議をよろしく願います。

続きまして、命の道としての機能を持つ高速道路は、近年では、津波を考慮し、高台に設計されていることが多く、住民避難や緊急車両、救援物資の輸送路として、重要な役割を果たします。

令和6年8月8日の日向灘地震の際に、県内の主要道路で渋滞が発生しましたが、確実な避難につなげるための県の取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 津波による人的被害をなくすためには、県民一人一人が日頃から、ハザードマップなどで自宅等の災害リスクや避難経路を確認するとともに、「遠くよりも、高くに」「徒歩避難の原則」などの正しい知識と方法で、迅速かつ確実に避難することが大変重要であります。

昨年の地震の際は、渋滞の発生も確認されたところであり、県では、あらゆる機会を通じて正しい避難方法の周知を図るとともに、緊急避難場所までの距離や要配慮者の割合など、地域によって実情が異なる場合もあることから、市町村とも連携して、日頃から避難方法をあらかじめ検討し、避難訓練を通じて確認する取組に努めております。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、確実な避難につなげるための取組をさらに進めてまいります。

○下沖篤史議員 津波や洪水時には徒歩での避難が原則ですが、東日本大震災の教訓を生かすため、国の防災対策推進検討会議の津波避難対策検討ワーキンググループでの会議の中で、自動車でも安全かつ確実に避難できる方策として、高速道路等の緊急車両通行口等を利用し

た緊急的な道路利用ルールを、道路管理者、地域が一体となって検討することも考えられるとありました。

このように、避難時の渋滞緩和のため、津波時の高速道路への緊急避難の調査研究も行われているようですので、答弁にもありましたとおり、先ほどの渋滞を含めて、地域の実情をしっかりと踏まえながら、確実な避難につなげるための取組を進めていただくよう、よろしく願います。

続きまして、医療機関の通信確保等に関してです。

固定通信網や移動体通信網などの通信インフラは、固定電話や携帯電話などに代表されるように、遠隔地において即時に情報のやり取りを可能とするものであり、国民の日常生活や企業の経済活動に必要な社会インフラとして、重要な役割を果たしています。

特に近年は、技術の進展に伴い、ブロードバンドやインターネットの利便性、重要性も飛躍的に向上しているところであり、通信インフラは、伝統的な通話機能の提供のみならず、行政、企業等が提供する様々な情報、サービス等を楽しむための基盤として、その重要性をさらに増しているところではありますが、大規模災害時の通信手段の確保について、県の整備状況を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害時に、国や市町村、防災機関と円滑な連携を図るため、映像やデータ等の災害情報を確実かつ迅速に通信できる環境を整備し、通信機能を維持することは大変重要であります。

このため県では、市町村や消防本部等との地上系の通信手段として、主回線となる光ケーブルに加え、防災行政無線を整備し、通信ネット

ワークの二重化を図っております。

また、地上系の通信ネットワークが寸断された場合に備えて、通話や映像配信が可能なバックアップ回線として、県と市町村等を結ぶ衛星通信ネットワークの整備を、令和7年度中の完成を目指して、市町村と連携しながら取り組んでいるところです。

○下沖篤史議員 通話や映像の配信が可能な衛星通信のバックアップ回線とのことですが、現状、物理的な有線の光回線が寸断されたら、インターネットを含めたものが今の県では使えない状況になってしまいます。

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する災害拠点病院は、救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や、被災地からの取りあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能も有しており、各都道府県の二次医療圏ごとに原則1か所以上整備されておりますが、県内の災害拠点病院における通信手段の確保の状況を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 災害医療の中心的な役割を担う災害拠点病院が、大規模災害が発生した際に、傷病者等の受入れや搬送、外部との連携を円滑に進めるためには、通信手段の確保が大変重要であります。

このため、各災害拠点病院においては、固定電話や携帯電話、インターネット回線等に障害が発生した場合の通信手段として、衛星電話、衛星回線インターネットを整備するとともに、県や市町村等と通信可能な防災行政無線を整備しております。

○下沖篤史議員 災害拠点病院では、衛星回線のインターネットを準備されているということで、少し安心しましたけれども、対策本部が置かれる県のほうでは、光しかない状況ということで、分かりました。

続きまして、近年、地震、台風、豪雨など大規模災害が全国各地で頻発しており、通信インフラの寸断が深刻な問題となっています。令和6年能登半島地震や令和元年東日本台風等においても、固定回線、携帯回線の途絶により、災害拠点、医療機関、避難所との連絡が困難になる事態が各地で発生しました。さらに、災害対応を行う行政指揮系統が機能不全になる可能性が起こり得ます。

このような状況において、スペースX社が提供する低軌道衛星インターネット「スターリンク」は、地上インフラに依存せず、電源さえ確保すれば安定した通信が可能となります。

スターリンクのメリットは、山間部や離島、災害時など、地上インフラが整っていない場所でも高速インターネットが利用できることです。また、光回線のような開通工事が不要で、比較的簡単に設置できる点や、低遅延通信が実現できる点も挙げられております。

災害時の医療救護活動をする上で、災害拠点病院にスターリンクの整備が必要と考えますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 災害時において、災害拠点病院と災害関係機関等との連絡調整や、被災した医療機関等の情報の把握・共有を円滑に行うためには、インターネット環境の確立は重要であり、議員御提案のスターリンクのような、高速かつ低遅延で、災害時にも安定的な通信が可能な衛星回線は、大変有用である

と考えております。

一方で、導入には多額の費用もかかりますことから、課題があると考えております。

これらも踏まえ、県といたしましては、災害拠点病院における災害時の通信手段の確保に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 インターネットが使えないというのは、災害時、情報を含めたデータのやり取り上、なかなかネックになってくると思いますので、県としましても、防災拠点病院としても、新たな技術を活用していただきたいと思っております。

続きまして、防災備蓄品の現状についてですが、県内での防災備蓄品や避難所での配給食は一般的なものであり、アレルギーを持つ人への配慮が十分でない場合があります。

県が災害用に備蓄している食料等について、乳幼児も含めたアレルギーへの対応を、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 災害時には、乳幼児も含め、アレルギーを持つ方など、食事面においても様々な方への配慮が重要です。

このため県では、備蓄する食料について、要配慮者も食べられるおかゆなどのレトルト食品を中心に、小麦や卵など、アレルギーの原因となる特定原材料等28品目を使用していない製品を購入しております。

また、乳幼児ミルクについても、水が不要な液体タイプに加え、アレルギーに対応した粉ミルクを備蓄しているところです。

今後とも、乳幼児をはじめとする要配慮者やアレルギーを持つ方への対応を考慮しながら、災害用の備蓄を進めてまいります。

○下沖篤史議員 アレルギーを持つ方、高齢者

を含めて、乳幼児にも配慮していただくよう、今後とも備蓄を進めていただきたいと思います。

あと、県内でも、防災食品、もしくは備品が製造されておりますが、防災備蓄品について、県産品の調達を優先する考えはないか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 県では、食料や乳幼児ミルクのほか、おむつや毛布、生理用品など、基本8品目と呼ばれる災害時の生命維持や生活に最低限必要な物資を中心に、計画的な備蓄を行っております。

備蓄品の購入に当たっては、長期保存が可能で、災害時において取扱いが容易であり、かつ南海トラフ巨大地震等による想定避難者数を踏まえると、相当な量が必要となることから、県産品に限定せず、予算の範囲内で可能な調達を行っているところです。

一方で、県産品の購入については、地産地消の観点において大事な視点であると考えますので、現在の備蓄計画に照らしながら、今後の調達の在り方について研究してまいります。

○下沖篤史議員 数が多いので、1回の発注でいくと、どうしても大手を含めたところになってしまいますけれども、各年度で分散発注することによって、小ロットで県内企業でも対応が可能になる部分もあると思いますので、県内の産業育成、あと地産地消の面からも、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、障がい者の方たちを雇用して、防災備蓄品をつくられているところを訪問させていただきました。障害者優先調達推進法とかもありますので、こういう備蓄に関しても、ここら辺の適用も考えながら進めていただきたいと思います。

続きまして、動物愛護事業についてです。

各団体、ボランティアの皆さんから、改善、対策を求めたいこととして、各保健所で事業の対応にばらつきがあり、同じ県民であっても不平等が生じており、各担当者の野良猫問題への関わり方に大きく差があるため、各担当者が真剣に避妊・去勢手術を進めていくような体制を整えていただきたいという声を伺っております。

また、自治会等に地域猫活動実施指定地域の申請をしてもらえない現場もあり、そのときの対応は、年に数回しかない無料手術チケット配布では間に合わず、結果、猫の数が増えてしまったり、ボランティアに手術費の自己負担等の不利益が発生している現状があります。

そこで、地域猫活動の申請において、現在の自治会長や公民館長による申請だけではなく、個人の申請も可能とすることができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 地域猫活動は、ボランティア団体や自治会が主体となって、飼い主のいない猫の増加に伴うふん尿等の生活環境問題の解決や、不幸な猫を減らす重要な取組であります。

地域猫活動実施支援地域の指定につきましては、継続性や責任の在り方など、地域住民の合意形成が不可欠でありますことから、自治会長等が申請者となっております。

今後とも、熱意ある個人が自治会等と連携し、地域ぐるみの活動となるよう促してまいります。

○下沖篤史議員 地域によっては、なかなかこの活動自体に御理解いただけないところもあって、熱意ある方たちが活動しにくい状況もありますので、状況を聞き取りした上で、現場の状

況に応じて臨機応変な対応をお願いしたいと思っております。

続きまして、現在、動物愛護センターで手術の際、ノミ・ダニ駆除薬の塗布やワクチン接種を行っていませんが、一部のボランティアの方々の間では、それを問題視しており、動物愛護センターでの手術はしないほうがいいとの見解も出てしまい、手術の予約が埋まらない状況と聞いております。この状況は、これまでの歩みを後退させてしまう事態につながる懸念も出ております。

動物愛護センター内の衛生環境、安全性の観点からも、不妊・去勢手術を施す猫たちにもノミ・ダニ駆除等を行うことはできないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 動物愛護センターに収容される保護犬猫に対しては、県民への譲渡を目的としていることから、ノミ・ダニ駆除等を実施しておりますが、不妊・去勢手術のために搬入される地域猫については、継続的な投薬ができず、駆除効果が約1か月程度と限定的であることから、現在のところ、ノミ・ダニ駆除等を実施しておりません。

議員御指摘のあった動物愛護センター内の衛生環境の確保等については、地域猫の取扱いも含めまして、今後、効果的な方法を研究してまいります。

引き続き、県民の皆様が安心して協力していただける動物愛護行政の実現に向け、取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 今後、効果的な方法を研究していただいて、ボランティアの方たちを含めて、利用者の皆さんが安心できる状況をつくっていただきたいと思っております。

続きまして、マイクロチップに関してお伺い

いたします。

令和4年6月1日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬猫は、マイクロチップの装着が義務化されています。これらの犬猫を新たに飼い始める際は、飼い主の情報を登録変更することが義務となっております。

一方、既に飼っている犬や猫へのマイクロチップ装着は、義務ではありませんが、努力義務とされており、装着した場合は登録が必要です。

しかし、保健所に収容されている犬を見てもらえば分かると思いますが、ブリーダーやペットショップで売っているようなマイクロチップを装着している犬たちはいない状況です。マイクロチップが必要なのは、迷子犬や猟犬や中型犬の雑種の子たちであり、畜犬登録もされていない個体もいます。

登録をしっかりとすることで、災害時や迷子になった際、飼い主の元へ帰れる可能性が高まります。また、ペットの身元を確認することで、盗難や不正取引、遺棄の防止に役立ちます。

保護された迷い犬猫の飼い主を特定しやすくなることで、殺処分を減らすことにもつながると考えますが、そこで、マイクロチップの装着登録について、行政自ら獣医師と地域を回って、その場で登録をしていくことができないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） マイクロチップは、所有者情報を指定登録機関に登録することで、迷子対策等にも役立つものであり、保健所等で収容される全ての犬や猫に対し、装着の有無を確認しております。

また、マイクロチップを推奨する観点から、動物愛護センターから飼い主へ譲渡される全ての犬に装着しております。

マイクロチップの装着などは、飼い主の責任において実施されるべきものであることから、県といたしましては、引き続き、市町村や獣医師会等と連携し、様々な機会を捉えて、飼い主への普及啓発に努めてまいります。

○下沖篤史議員 知らない方もいらっしゃるので、さらなる普及啓発をよろしく願います。

あと、他県では、マイクロチップ装着に補助を出して、装着の推進と啓発の推進も兼ねて行っている事例もありますので、本県でも検討をよろしくお願いいたします。

あと、動物愛護行政は、各団体とボランティアの方々の協力なしには成り立たないものがあります。今後とも、ボランティアの皆様を含めて、各種団体との協力を何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、教育行政に移らせていただきます。

D X化の推進であります。学習指導要領の改訂により、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置づけ、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実が求められることとなり、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う社会影響によって、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境等の整備など、G I G Aスクール構想の実現に向けた動きが一気に加速しましたが、タブレットやP Cなど、県内の公立学校における生徒用端末の配置状況を教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、国のG I G Aスクール構想に基づき、全ての公立小中学校等の児童生徒に対し、公費負担により1人1台端末の整備を完了しております。

また、県立高校等の生徒については、低所得者世帯向けの貸出し用端末を公費で整備しており、合わせて整備した端末は、県内で合計約10万台となっております。

小中学生への端末については、整備から5～6年が経過し、更新時期を迎えていることから、国の交付金を財源に造成した基金を活用し、市町村と連携を図り、現在、計画的に端末更新を進めております。

○下沖篤史議員 新規端末の整備には国の補助金が充てられるのですが、使用済み端末の処分は、自治体の予算で行う必要があります。コロナ禍で走りながらの導入となった事情もあり、処分計画が未策定の自治体が多いと聞きます。

さらに、学校での使用済み端末には、子供の氏名や住所、写真、ネットワークのパスワードといった個人情報が残されている可能性があり、いじめ相談などデリケートな情報を端末経由でやり取りしている場合も想定されます。

専門的な処理作業と細心の注意が求められますが、本県の処分計画はどのようになっているのか。さらに、更新に伴う生徒用端末の処分について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 端末の処分については、国の通知に基づき、認定事業者等に処理を委託するなどしてデータの消去を徹底した上で、再使用やリサイクルを進めることとなっております。

また、本県では、県及び全市町村が、処分方法を含む端末整備・更新計画を策定しております。

具体的な処分に当たっては、これらに基づき、適正かつ計画的に実施しているところであり、再使用する学校においては、管理職用端末やオンライン授業の補助端末として活用されて

おります。

○下沖篤史議員 機材の更新は国が全額見るわけでありませぬので、使うソフトも限定的ですし、一概に最新機種である必要はないと思います。バッテリーの問題はありますが、バッテリーに問題がなければ、もったいないと思いますので、再利用の推進をお願いしたいと思います。

続きまして、教育現場では、教員の長時間労働が深刻な問題となっております。DX化の目的として、成績管理システムや自動採点システムといったデジタルツールの導入により、自動化や効率化が進めば、教員の負担を大きく軽減できる可能性があります。

また、オンライン教材や授業動画を共有することで、教員間の連携を強化し、より質の高い授業を提供することにもつながります。業務の効率化や情報共有体制の強化によって生まれた余裕は、教員が生徒一人一人に向き合う時間を増やし、より創造的な教育活動に注力できるというメリットが期待されております。

成績管理システムや自動採点システム、オンライン教材や授業動画など、県内の公立高校におけるデジタルツールの導入状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） GIGAスクール構想に合わせて、本県でも校務DXの取組を進め、現在、全ての学校で校務支援システムを導入し、通知表などがデジタル化されるなど、デジタルツールの活用が進んでおります。

また、県立高校では、昨年度からデジタル採点システムを導入し、採点、集計、分析に要する時間が約3割削減されております。

さらに、今年度より、全ての公立の小学5年生と中学2年生に、AI教材である学習確認テ

ストとデジタルドリルを導入しており、教員の教材準備や採点等に要する負担の軽減が図られるものと考えております。

今後、働き方改革の柱の一つとして、デジタルツールの活用を進め、教職員の業務の効率化を図り、より質の高い教育の提供を目指してまいります。

○下沖篤史議員 今後とも、特に先生たちが作成した授業動画やデータの共有ができる県でのプラットフォームとかを使っていただいて、先生たちが授業で使うデータとかを共有して、労力を減らすような取組をやっていただきたいと思います。

続きまして、教員採用についてです。

先月の報道で、福岡県の町立中学校で補助教員として勤務する66歳の男が、採用時に偽造された教員免許の写しを提示したとして、10月13日に逮捕されました。男は「間違いありません」と容疑を認めており、容疑者は、教員免許をめぐって、これまで何度も逮捕されていることが明らかになりました。

公務員採用時の際は、拘禁刑以上の前科がある場合は、具体的には、拘禁刑の判決を受けた場合、その刑の執行が終わるか執行猶予期間が満了するまでは、公務員になる資格がありませんとありますが、教員を採用するに当たり、欠格条項等をどのように確認しているのか、教育長にお願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教員採用に当たっては、選考試験の受験願書に過去の懲戒処分や刑事罰の履歴を記載することとなっております。

また、採用内定者につきましては、改めて、拘禁刑以上の刑の有無など、欠格事項に関する申立書の提出を求めるとともに、教育委員会において、児童生徒への性暴力などの事由による

教員免許状の失効等の有無について、国のデータベースで確認をしております。

また、臨時的任用講師等についても、校長が面接において欠格事項等を確認するとともに、教育委員会において、同じデータベースで教員免許の状況を確認しております。

○下沖篤史議員 教員については分かりました。

続きまして、県職員採用試験においては、受験者の欠格条項等をどのように確認しているのか、人事委員会委員長にお伺いいたします。

○人事委員会委員長（桑山秀彦君） 県職員採用試験におきましては、地方公務員法により欠格条項が定められておりまして、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者や、本県において懲戒免職処分を受けて、当該処分の日から2年を経過しない者などは、受験することができないこととされております。

このため、試験案内等により、そうした欠格条項を含む受験資格を受験者本人に確認させますとともに、試験実施後には、各任命権者が採用予定者に対しまして、改めて、欠格条項に該当しない旨の申立書の提出を求めているところであります。

○下沖篤史議員 申立書を提出させるということで、分かりました。

続きまして、こども性暴力防止法は、子供に接する教育、保育の現場での性暴力を防ぐための法律で、2026年12月25日、来年、施行予定です。この法律により、学校や保育所などの事業者は、従業員の性犯罪歴を確認する日本版DBS制度を通じて、性暴力の防止が義務づけられることとなります。

義務対象と認定対象がありますが、対象内容

を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） こども性暴力防止法における制度の対象事業・業務としては、義務対象と認定対象の2種類があります。

まず、義務対象であります。これは、性暴力を防ぐための取組が義務づけられた事業で、公立、私立を問わず、学校、認可保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児施設などとなっております。また、対象となる業務は、教員、部活動指導員、保育士、児童指導員などになります。

次に、認定対象ですが、これは、事業者が申請し、国が認定することで制度の対象となる事業で、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブなどとなっております。また、対象となる業務は、保育従事者、放課後児童支援員、塾講師、指導員などになります。

○下沖篤史議員 かなり民間を含めて対象が広がってくるので、周知徹底も図っていただきたいと思います。

あと、こども性暴力防止法の施行に際して、採用時に調べるのは分かったんですけども、職員の人事異動があった際はどのような措置が必要になるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 県における、子供への性暴力を防ぐための取組が義務づけられる対象事業としては、例えば、知事部局における児童相談所や児童福祉施設などが該当するとされております。

これらの施設等で勤務する職員について、性犯罪の前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると認められる場合は、雇用管理上の措置が必要となりまして、具体的には、人事異動に

よる配置転換や、業務範囲の限定等が想定されます。

今後、犯罪事実確認の実施体制など、国においてガイドラインやマニュアル等が策定される予定となっております。引き続き情報収集に努めるとともに、円滑な事務執行に向け、準備を行ってまいります。

○下沖篤史議員 分かりました。徹底をお願いしたいと思います。

続きまして、人材育成と確保についてです。

まず、移住、U I J ターンの促進についてです。

地方にとって、生活の維持・活性化に貢献し、定住してくれる移住者は非常に重要です。特に仕事の機会に限られる地方では、多様なスキルや経験を持ち、地元産業に貢献できる人材、子育て世代、定年世代、そして空き家問題の解消にもつながると期待されております。

そこで、本県への過去3年間の移住の実績について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 県及び市町村が把握している県外からの移住世帯数は、令和4年度が994世帯、令和5年度が1,877世帯、令和6年度が1,460世帯となっております。

この間の移住者の傾向としましては、30歳代までの若い世代が約6割を占めており、世帯構成は、単身者が約5割、親子が約3割、また、移住前の居住地は九州・沖縄と関東が多く、両地域で約7割となっております。

○下沖篤史議員 移住前の居住地に沖縄が入っているのはちょっとびっくりしたので、今後、調べていきたいと思います。

続きまして、U I J ターンの中でも、特に学生や若者のU I J ターンが重要と考えます。

県でも、宮崎ひなた暮らしU I J ターンセン

ター、ふるさと宮崎人材バンクの運営や、宮崎県U I Jターン就活応援補助金による支援、あと県外学生U I Jターン就職サポーター制度など、かなり取り組まれておりますが、まだまだ周知が進んでいないと感じております。

あと、宮崎県出身の有名人、配信者とかとSNSでコラボして、本人向けを行うのもいいんですけれども、できれば、戻ってくるようなとか、こっちに戻ってきたらいいよというような、親御さんたちへの働きかけもしていただきたいと思っております。

さらに、ネットだけではなく、大都市で本県出身の若者や学生がリアルで集って情報発信する、県とも情報共有する等、若者の移住を促進するためには、直接顔を合わせて交流する場が必要と考えますが、どのような取組を行っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 若者の移住促進については、進学や就職などで県外流出が著しい年代の社会減対策として大変重要であると認識しており、将来の移住を見据えた若者同士の交流の場づくりも、有効な手段の一つと考えております。

このため、市町村と連携し、昨年度初めて、東京、大阪、福岡の3会場において、若者を対象とした交流イベントを開催したところ、140名の方が来場し、参加者同士のコミュニティー形成にもつながったことから、今年度は回数を増やして実施しているところです。

また、今年度より、20歳代までの第2新卒者を対象とする新たな移住支援金制度を創設するなど、制度面からもしっかりと対応しているところであります。

○下沖篤史議員 昨年度から開催されているとことで、居酒屋で開催されたり、物すごくい

い雰囲気なのが写真でも分かりますし、自分たちも知らなかったもので、うれしく感じております。ぜひどんどん開いていただいて、若者のU I Jターンにつなげていただきたいと思いますので、お声がけをよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 通告に従いまして質問してまいりたいと思っておりますが、まずその前に、先日の県カヌー協会における業務上横領、私的流用について少し触れておきたいと思っております。

3年前、当時、副議長を務めておりましたが、そのときに、ある団体のほうで相談事を受けておりまして、こういうお金の扱いについて検討しなければならないということで、県教育委員会にその旨を伝え、各競技団体に対し、それぞれの会計業務の指導監査をしっかりと行うようにとお伝えしたところであります。

競技団体の運営関係者の方々というのは、競技については、非常に高い知識、技能レベルを持った方が多いと思うんですが、一方で、会計処理業務については、素人であったりルーズなところがあると感じました。

また、選手強化費、遠征費など高額なお金を扱うことから、今回のような不祥事が起こらな

いように、しっかり会計処理業務の仕方や出入金の管理方法などをチェックし、監督することが大事であるということをお伝えしたのでありますが、県教育委員会からは、これらの補助金は、県から県スポーツ協会に資金が流れまして、県スポーツ協会から各競技団体へお金が流れているとの説明があり、会計監督についても、県スポーツ協会が行うという説明でありました。しかし、それでは不十分であったと言わざるを得ないと思います。

税理士や公認会計士などの専門家の協力を得なさいとまでは言いませんが、いろんな知恵を借りるなり、また、内部並びに外部のチェック体制強化が必要なのではないのでしょうか。2年後に控える宮崎国スポ・障スポを無事成功させるためにも、今後このような事件が起こらないよう対策を講じておく必要性を改めて指摘しておきたいと思います。

私も県の馬術連盟の会長を仰せつかっておりますので、今回の件にしっかり留意し、運営に努めてまいりたいと思うところでございます。

教育長、宮崎県競技力向上対策本部副本部長を務められていると伺っておりますが、今後の対応をしっかりお願いいたします。

また、日隈副知事が本部長を務めていらっしゃるということですので、今回の通告期限に間に合わなかったというか、タイミング的に合わなかったというのがちょっと残念なところといたしますか、これは手続上の問題でありますので、今後しっかり対策を取っていただきますようお願いしておきます。

では、通告に従いまして質問に入ります。

まず、知事に伺います。

次期知事選についてのことなのでありますが、県経済団体協議会は、過去3回にわたり、

この時期に河野知事に対し次期県知事選挙に立候補を要請してきましたが、今回、推薦は見送られたとのことでありました。

これに対し河野知事は、「経済団体の判断を粛々と受け止める」とした上で、次期知事選については「白紙」とされました。「粛々と受け止める」とは、騒がず、落ち着き、慎重かつ着実に考えるということかと思えます。実に河野知事らしいコメントであると思えます。

そして、「まだ任期は1年以上あるので、仕事に集中したい」「他県では1年以上前に出馬要請を受けて出馬表明はそれほど多くないと認識している」ということをおっしゃっております。さらには、出馬表明のタイムリミットについても白紙ということですが、そこまでおっしゃいますと、次は考えていないと思われるのも仕方ないのではないかと感じます。

過去3回と今回の違いは、経済団体の推薦の有無のほかには何かあるのでしょうか。県政において、経済団体との協力の重要性は分かりますが、物価高騰や実質賃金の低下などに苦しむ県民生活をどのように考えておられるのでしょうか。今の対応では、「河野知事は経済団体しか見ていない。一般県民のことを見ていない」と言われても仕方がないように感じます。

河野知事は、次期知事選への出馬について、どのように考えておられるのかお伺いします。

残余の質問は質問者席より行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

知事としての任期が1年以上残されている現時点において、私としましては、物価高をはじめ、目の前の県政課題に全力で取り組み、県民から負託された職責を全うすることが何よりも

大事だと考えております。

コロナ禍により大きく落ち込んだ県内経済は、おおむねコロナ前の水準に回復してきているところではありますが、ここからさらに将来に向けて確かな成長軌道に乗せるためには、日本一挑戦プロジェクトの取組をはじめ、本県が抱える様々な重要課題への対応が急務であると考えております。

加えて、当初予算の編成作業や国の経済対策への対応など、具体的な政策を形にする大事な時期を迎えておまして、その推進と加速に全身全霊を傾けるべきものと考えております。

次期知事選につきましては、こうした県政の現状と課題を深く見詰めながら、将来の展望を描く中で、自分自身が宮崎県のこれからの発展のためにはどうすべきか、様々な御意見も伺いながら、総合的に判断をしております。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 一生懸命取り組んでいらっしゃるということは、これまでと変わらないと思いますし、そのときそのときの県政の課題というものに対して、しっかり取り組んでこられたことと思いますので、今の御答弁だとは思いますが、しかし、今回に限っては、その決断を先送りにされたということでありまして、継続するという意思表示をされるときと、もし今季限りで勇退されるという判断に至ったときの県内における影響というのは大きいものがあると思います。県内という広い選挙区でありますし、26市町村あります。普通の方がなかなか手を挙げられるような環境ではない。ある程度しっかり準備する必要もあることだと思います。

この1年前というのは、決して早過ぎず、遅過ぎない時期ではないかなとも感じるところで

す。何より、河野知事がここを白紙というような形で表現されるのではなくて、今の県政課題、先ほども少し御説明いただきましたけれども、ある一定程度の方向性をしっかり指し示していただくということが、次年度の新年度予算に向けての意気込みだったりとかすると思いますので、そういう姿勢を示す必要性はあるのかなと思います。本県を導くリーダーとしての在り方、見せ方、よく御検討いただきたいと思えますし、期限がない話ではなく、できるだけ早く決断されることをお勧めしておきたいと思えます。

次に、3つの日本一挑戦プロジェクトについて伺います。

知事は4期目が始まったときに、本県をリードしていくために、日本一挑戦プロジェクトを掲げられました。子ども・若者プロジェクト、グリーン成長プロジェクト、そしてスポーツ観光プロジェクトの3本柱であります。まずは、それぞれのプロジェクトの目的、そしてこれまでの実績についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(小牧直裕君) 子ども・若者プロジェクトの目的は、結婚し、子供を持ちたいと願う若者の希望をかなえることなどを通じて、少子化の進行に歯止めをかけ、将来的な人口の安定化を図ることにより、県民の皆様が安心して暮らせる地域社会を構築することにあります。

本プロジェクトの実績につきましては、男性の育児休業取得率が目標50%を前倒しで達成する一方で、主な成果指標である合計特殊出生率は、令和8年の目標値1.8台に対して令和6年が1.43、同じく婚姻数は、目標値4,500組に対して令和6年が3,444組となっております。

これらは現時点では高い目標にはなりません

が、その達成に向けて、引き続き様々な取組を推進してまいります。

○環境森林部長（長倉佐知子君） グリーン成長プロジェクトでは、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を目的として、再造林率90%以上を目指し、産学官と県民が一丸となって再造林を進める宮崎モデルの構築に取り組んでおります。

具体的には、これまで、再造林推進条例の制定や地域再造林推進ネットワークの設立などの基盤づくりを行うとともに、森林所有者等の意識醸成や造林補助金のかさ上げなどを行ってまいりました。

再造林率は、令和5年度で78%と少しずつ伸びてきており、かさ上げ事業の効果に加え、ネットワークの取組により、再造林に結びつく成果も出てきていることから、引き続き、プロジェクトの目的達成に向けて、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） スポーツ観光プロジェクトでは、スポーツ環境の充実による地域経済の活性化、観光振興などの好循環の創出を目的として、プロチームや国内外代表のキャンプ数などを指標に掲げ取り組んでおり、着実に成果が出ております。

プロチームに関しては、昨年度、ラグビーのキャンプ受入れ数で日本一となり、来年2月には、KUROKIRI STADIUMにおいて、本県で初めてラグビーリーグワン・ディヴィジョン1の公式戦の開催が決定しました。

また、国内外代表チームでは、今年9月に、イギリス、ドイツの陸上競技連盟の世界陸上に向けた事前合宿を受け入れております。

引き続き、国スポ・障スポに向け整備した施設を有効に活用しながら、プロジェクトの目的

を達成できるよう、世界レベルのキャンプや大会の誘致に力を入れてまいります。

○二見康之議員 任期4年間で日本一を目指すということは容易ではないと思いますが、あえて申し上げるならば、まず、3つの日本一挑戦プロジェクトという題目に対し、子ども・若者プロジェクト、グリーン成長プロジェクト、スポーツ観光プロジェクト、それぞれの目的、成果指標、実績の推移など並べられても、聞いている側としては、果たして何が日本一なのだろうというふうに疑問が残ります。

例えば、子ども・若者プロジェクトにおいて、合計特殊出生率1.8を成果指標の目標値とするのではなくて、日本一になる数値を設定し、それを達成したときに、合計特殊出生率という分野において日本一を語ることができるようになる、そのような提示の仕方をするべきではなかったかと思われまます。男性育児休業取得率についても、ただ目標50%とするのではなくて、それを達成したときに日本一を語ることができる、そういう数値を設定するべきではないでしょうか。

グリーン成長プロジェクトについても同様に、日本一になるゼロカーボン社会の実現率を設定するとか、再造林率も同様だと思えます。

スポーツ観光プロジェクトでは、国内外代表のキャンプ数など指標に掲げて、着実な成果が出ているとのことですが、日本一という到達点がどこなのか、何なのか、これでは分かりません。

それぞれ御答弁いただいた目的、実績については理解します。各プロジェクトの分野において、達成時に日本一と言える項目は多数あると思うのですが、来年度はこのプロジェクトの総仕上げとされています。これまでの取組に対す

る見解と次年度に向けた意気込みを、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 私は、コロナ禍からの宮崎再生を成し遂げ、県政を次なる飛躍に導きたいという強い決意の下で、4期目の重点的な取組として3つの日本一挑戦プロジェクトを立ち上げまして、現在、全庁を挙げた推進体制を取り、関係機関とも連携しながら、施策を集中的に展開してきたところであります。

このうち、それぞれ今答弁がありました、グリーン成長においては、全国初となる再造林推進条例の制定など、再造林を推進する宮崎モデルの基盤が整い、関係者の機運も高まっているところであります。

また、スポーツ観光においても、本日開催が決定したということで発表しておりますが、男子の国際テニス大会「ATPチャレンジャー大会」、来年の3月末から4月上旬にかけて、いわゆる四大大会やATPツアーにつながる国際大会が初めて決定したところであり、新たなキャンプや大会等の誘致が続々と進むなど、この両プロジェクトは着実に成果が上がっているものと認識しております。

一方、人口減少対策の根幹をなす子ども・若者プロジェクトについては、全国的にも少子化に歯止めがかからない中、合計特殊出生率の反転には至っておらず、まだ道半ばの状況にあると受け止めております。

高市総理も人口戦略本部を立ち上げて、これは国全体の重要課題であるということを強く宣言され、取り組んでおります。しっかりと国とも連携しながら、さらに前に進めていきたい、そのような思いでございます。

来年度はプロジェクトの最終年であり、総仕上げの1年となります。日本一という高い目標

を達成すること、決して容易ではありませんが、任期中に必ず成果を上げるという強い使命感、また覚悟を持って、全身全霊でプロジェクトを前に進めてまいります。

○二見康之議員 グリーン成長プロジェクトにおいても、今、宮崎は杉素材生産日本一という称号を持っているわけです。再造林率も日本一になってくれば、生産する土壌がしっかり日本一をまた獲得するとか、こういったいろんな柱を日本一で固めていくというような進め方もいいのではないかなと思いました。

何より県政が河野知事のリーダーシップの下、様々なところで前に進んでいるのは感じます。ただ、日本一挑戦というところでこの3つの柱を掲げたがゆえに、目的というか受け止め方がちょっと変わってしまったかなと。河野知事4期目の挑戦でそれぞれの成果が出てくると、初めてつくったものはできましたとか、そういった方向に進んでいけば前に進んだと思うんですけども、先に日本一が出てくると、何が日本一なのかがちょっと分からなかったかなと。ちょっともったいない気がしますね。

特にこの時期は、プロスポーツキャンプとかで他県からは非常に羨ましがられる宮崎県であります。多くのファンの方々が本県を訪れ、経済効果が発揮されると思います。ただ一方では、他県は、都市部において様々なプロスポーツチームがあるところが多いですね。

先日、長崎に伺ったときに、駅周辺、県庁のすぐ近くに立派なスタジアムがありました。ジャパネットたかたでおなじみのジャパネットグループが運営する長崎スタジアムシティであります。プロサッカークラブであるV・ファーレン長崎、プロバスケットボールクラブである長崎ヴェルカといったプロスポーツチームの拠

点であり、ショッピング、グルメ、アクティビティ、リラクゼーション、学習塾、コワーキングスペース、ホテル、温泉とかサウナなど一体となった施設で、試合のみならず様々なイベントが開催され、人、物、事の経済循環が図られておりました。

本県も立派な県立陸上競技場を都城山之口にオープンしていただきましたが、平日の集客や交流人口を考えますと、まだまだ努力すべきことがたくさんあると思われまます。日常的に県民または県外の観光客の方に利用していただけるような視点で、これらの施設を活用していく手法を検討し、実施していくべきではないかと思ひます。本県でも、テゲバジャーロやヴィアマテラスといったサッカーチームに、サンシャインズという野球チームも頑張っております。本県のプロスポーツをもっと盛り上げていくことも重要なことではないかと思ひます。

また、KUROKIRI STADIUMの大型ビジョンも、もっと活用できないかなと思ひました。コンサートや映画の放映など、観客席を利用した取組も考えられないかと思ひます。以前、オーストリアのウィーンを訪れたときに、夜、市役所庁舎の裏に行きましたら、半円形の広場——この議場のような感じですよ——に多くの人があふれ、壁面にプロジェクターでロックバンドのコンサートの模様が放映されておりました。また、屋台やお店が並ぶ周辺では、家族や友人、知人、仲間と一緒に楽しまれている風景がありました。日本一も大事ですが、こういった、もっと県民、地域の方々に喜んでもらえる取組も広げていくべきではないかなと思ひます。

次に、国では、人口減少対策について様々な政策方針が決まってきているようでありま

が、本県は、これから人口減少対策の新たな視点として「縮小する人口規模への「適応」」に取り組んでいくとのことですが、この「縮小する人口規模への「適応」」という言葉は、人口減少社会の中で、社会基盤の維持のためには、いわゆるコンパクトシティーに向け、かじを切るというふう聞こえます。聞きようによっては、何かマイナスイメージに、縮小していくと受け取られてしまうかと思ひますが、これを県としてはどのように取り組んでいこうとしているのかお伺いしたいと思ひます。

○総合政策部長（川北正文君） 県では、現状の人口構造や国の地方創生2.0の方向性等を踏まえ、人口減少対策の新たな視点として「縮小する人口規模への「適応」」を掲げたところであります。

これは、当面人口減少が続く現実を受け止めた上で、医療・福祉、交通・物流等の日常生活に欠かせないサービスの維持に加え、デジタル化・DXの推進や企業の海外展開の促進など、人口減少下においても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、持続可能な暮らし・産業づくりに前向きに取り組んでいく姿勢を示したものであります。

人口減少をめぐっては、様々な議論があることを踏まえ、市町村や関係団体はもとより、県民の皆様とも意見交換を重ねる中で、目指す将来像や施策の方向性をしっかりと共有しながら、各取組を進めてまいります。

○二見康之議員 医療・福祉、交通・物流等の日常生活サービスの維持、住み慣れた地域で住み続けられるよう前向きに取り組むとのことですが、一方で、デジタル化とかデジタルトランスフォーメーション、海外展開といった話は、もっと大きな広域的な話であり、地域の小さな

話ではない取組だと思えます。地域では、家庭を持ち、子供を生み育てていくことができるかどうか大事なところではないかなと思えます。関係各位としっかり連携を図り、目指す将来像や施策の方向性をしっかり定めて取り組んでいただきますようお願いしておきます。

次に、農政について伺います。

現在、第八次農業・農村振興長期計画の後期計画の策定を進めているとのことですが、昨今の米騒動並びに物価高騰などにより、農業を取り巻く環境は一段と厳しいものがございます。農家の高齢化、担い手不足、農地集約など、農業を取り巻く課題は山積しています。後期計画は、本県の農業を支えてこられた方々に対し、これからどのように農政は変わっていくのか、また変わっていくべきなのか、その方向性を示すものでなければなりません。

後期計画の中で、本県の農業を支える担い手に対し、どのような方向性を示そうとしているのか、広く県民に分かりやすくイメージできるような説明を知事をお願いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、経営規模の大小や個人・法人の別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」と位置づけまして、それらを核とした生産基盤の強化を進めることで、本県農業の礎を築いてまいりました。

今回、後期計画の策定を進める中で、後継者不在等により将来に不安を抱える農家や、さらなる経営発展を目指す経営者など、様々な声に触れ、それぞれの農家が思い描く農業の将来像を実現できる施策を示すことが、知事である私の責務であると考えております。

このため後期計画では、新たに重点プロジェクトを設け、田植や稲刈りなどの農作業をサ

ポートする農業支援サービス事業者を育成し、家族経営体の営農継続を支援するとともに、農業法人を含め、担い手の経営基盤の強化に向けた農地の集約・区画拡大など効率的な生産基盤の整備や、生産性を高めるスマート農業技術の導入拡大などを重点的に進めてまいります。

引き続き、本県の強みでもあり、そしてかけがえのない農業・農村というものを未来の世代へと確実につないでいけるよう、全力で取り組んでまいります。

○二見康之議員 家族経営体の営農継続を支援しつつ、農地の集約・区画拡大など生産基盤の整備、スマート農業技術の導入を図る、そして、これからの担い手の経営基盤強化を進めるということですので、そのメッセージをしっかりと発信していただき、県民の協力を得られるよう努められますようお願いいたします。

今、地域計画を策定する中で、農地を持っていらっしゃる個人の方とか、農地に関わるいろんな方々、本業でやっている方、また兼業でやっている方はいいんでしょうけれども、そうでない方々も含めて、広く県民で関心を持つべきときだろうなど。なかなか集約化が進まなかったり、所有権の問題だったり、いろんな問題はあるんですけども、だからこそみんなに関心を持ってもらって、そして地域のいい農業ができる、農政ができる環境づくりに努めていただきますようお願いいたします。

次に、急激な物価高騰はとどまるところを知りません。最低賃金の引上げに伴い、名目賃金も上昇しておりますが、実質賃金が令和2年平均を100としたときの本県の実質賃金指数は、直近の令和7年8月で94.0と伸び悩んでおります。国のほうでも、こういった状況に対し様々な政策議論がなされており、関心がすごく高

まっております。生活者として、実質賃金が伸び悩む状況は、生活を苦しめる大きな元凶であります。

この状況を打破するためにも、県は県内企業の賃上げについてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 最低賃金の大幅な引上げや人材確保の必要性などを受け、ここ数年、県内企業でも賃上げが進められている一方で、賃上げを上回る物価上昇により、議員御指摘のとおり、本県の実質賃金は伸び悩んでいる状況にあります。

このため県では、県内企業における持続的な賃上げに向けて、経営力強化や生産性向上等に向けた取組への支援や、適切な価格転嫁を推進するため設置した価格転嫁促進支援員による伴走支援のほか、賃上げに向けた理解促進を目的とするセミナーや個別相談会の開催に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を通して、県内企業の持続的な賃上げにつながるよう、支援に努めてまいります。

○二見康之議員 価格転嫁したときに、実際、企業の手取りといいますか、利益が上がればいいんですけども、例えば、1個100円のものを買って、70円で仕入れて10個売っていました。売上げ1,000円です。これが仕入れが10円上がって80円になったものだから、110円で売るとなったときに、10個1,100円で売ればいいんですけども、聞いてみると、大体9個990円で売れていると。となると、利益は30円下がるんですね。

転嫁の仕方というのは、本当に企業にとってはすごく難しい。上げればいいというだけではなくて、やはり相手方があること、そして経

営、そういったものの見直しを見ながら、企業というものは価格について設定しなければならない。今の県の取組の支援員の伴走支援とかだけでなく、全体的な、相手方もそれなりに余裕がなければ購入額を上げることもできなかったりするわけですから、しっかりそこら辺はきめ細かく見ながら対応していただきたいと思います。

また一方で、年金生活者や低所得者にとっては、物価高は非常に生活苦になる問題であります。これからの国の動向もしっかり捉まえて、今後の県民生活を守る施策の実施をお願いしておきます。

次に、公共交通機関の運営、バス運転士の確保についてお伺いしたいと思います。

運転手の方々の話を聞くと、今のこの時代に、働き方改革と言われる中では、結構大変だなと感じるところがあります。

一方で、先日ニュースを見ておりましたら、東北のほうで退職自衛官のバス運転士への再就職を後押しする取組をしているという内容でありました。自衛官の方々、特に陸上自衛隊は、大型免許を持っている方がたくさんいらっしゃると思います。地元のバス運転士として地域に貢献していただける流れをつくることは、意義あることだと思います。

さて先日、都城駐屯地幹部の方、そして退職自衛官援護協力会の皆さん方との意見交換の場がありました。協力会員名簿の中に本県バス事業者があまり入っていなかったと思います。なぜ入っていないのか関係者に伺ったところ、バス運転士の賃金が低いと、自衛官の方に人気がない、就職先として選ぶ人がいないというお話でありました。実際バス運転士の給料がどれくらいかとお聞きしましたら、大体初任給で20

万円ぐらい、年間で300万円ぐらいとのことであります。

先日、観光振興議連で熊本に行ったときに、熊本のバス関係の方にお話を伺ったら、やはり同じ20万円だというふうにおっしゃっていました。今、給料で引っ張り合いがある中で、本県と熊本、まだ同じぐらいかと、ある意味びっくりしたことでありますけれども、一方で、長距離トラック運転手やダンプ運転手の給料をネットで検索してみますと、年収で約100万円ほど高い状況であります。労働条件等の違いもあるとは思いますが、大型免許を持っていることでできる今のトラックやダンプの運転手に加えて、大型二種免許という、いわゆる一番難しい試験を合格して就く仕事の収入のほうが低いという現状は、ちょっと考え物ではないかなと思います。

県では現在、バス運転士の確保に向けてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） バスの運転士不足は深刻化してきており、路線バスを安定的に運行していく上で、運転士の確保は大きな課題となっております。

このため県では、高校新卒者の採用を後押しするため、二種免許等の受験の際、年齢等の要件が緩和される特例教習の受講費用に補助を行うとともに、今年度は、従来から行っている大型二種免許取得費用の補助額を増額するなど、事業者による運転士確保の取組を支援しているところです。

また、退職自衛官は、大型免許を保有するなど貴重な人材でありますので、県から事業者に対し、再就職に向けた合同企業説明会の情報を提供するなどしております。

今後とも、事業者や業界団体等と連携を図り

ながら、バス運転士の確保に取り組んでまいります。

○二見康之議員 事業者等との連携を図ることは大事だと思いますが、まず、バス運転士になりたいと思われるような環境整備が先ではないかなと今回思ったところであります。

運転免許課にお伺いしたところ、大型二種免許取得者は、ここ数年、毎年30数人で推移しているそうです。今の運転士の方々の高齢化を考えますと、退職者数との割合としては大変厳しい数字ではないかなと思います。

一方で、バス運転現場で働かれている方々は、いろんな各地域路線維持のために大変御苦労いただいて運行しているようです。県としては、以前にも申しあげましたように、現場の状況をしっかり把握した上で、各種事業構築に取り組んでいただきたいというふうに思うところです。ぜひよろしくお願ひします。

では次に、行政手続の効率化について伺いたいと思います。

先日、高校教育課から、県立高等学校就学者の住民票抄本提出の省略についての御説明をいただきました。これは以前、1年半ぐらい前に、デジタル化の中で、住民票を提出することは省略できないのかとお話ししていたところなんですが、検討するという当時の回答が今返ってきたというようなことであります。

これまで県立高校等の入学時に住民票抄本を提出するようにしておりましたが、指導要録等で代替確認ができるとのことで、来年度就学時の住民票抄本の提出を省略することができるよう、今回、規則改正を行う予定であるというお話でありました。一時的に役所の窓口住民票抄本の申請が集中するなど、対応が大変だというようなお話も聞いておりましたので、高校

入学時だけのちょっとしたことかもしれませんが、とはいえ、やはり意義ある改善ではないかなと思います。ありがとうございました。

最近ではデジタル化が注目を浴びておりますが、ほかにも行政手続の効率化、簡素化、省力化ができることは、できるだけ早く進めていくべきだと思いますけれども、県の取組について今どのようにやっているのかお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 行政手続のデジタル化により業務の効率化を図ることは、県民サービス向上の観点から大変重要であります。

このため、令和7年3月に策定したデジタル化推進計画に基づき、行政手続の電子申請やキャッシュレス決済の導入、国の登記情報提供サービス等を活用した添付書類の省略化に向け、全庁的に取組を進めております。

これらの取組により、本年10月末現在、198の手続について電子申請が可能となり、時間、場所を問わず手続ができるなど、県民の負担軽減につながっているところであります。

今後とも、行政手続のデジタル化の取組を積極的に進め、業務の効率化を図ることで、さらなる利便性向上につなげてまいります。

○二見康之議員 よろしくお伺いします。

一方で、先ほどお話がありました国の登記情報提供サービス等、自宅、事務所にいながら電子情報を取得できるわけなんですけれども、一部で、例えば地図であったり登記簿だったり、そういったものを改めて法務局で取り直してから出してくださいというようなことはなくさなければならぬと思います。二重に費用がかかるだけでなく手間もかかる。何が違うかといったら登記官の判こがあるかないかとか、そういったところを、いろんなどころから声が寄

せられていると思いますので、しっかり耳を傾けていただき、対応していただくようお願いいたします。

次に、収入証紙について伺いたいと思います。

先日、会計課、そしてデジタル推進課の方々と、収入証紙販売を今年1月から廃止された長崎県を調査してきました。どのようなスケジュール感を持ってここに至ったのか、どのような検討や手続が必要なのか、関係各団体にはどのような説明をしながら進めてきたのかなど、お話を伺ってきました。

本県ではこれまで、収入証紙を残しつつキャッシュレス決済を導入する、いわゆる手段の拡大という方向で検討されてきたと思います。しかしながら、それでは余計な経費がかかることもあり、今後進めていく方向性をいま一度、検討する必要があると思いますが、県はどのように進めていくのか、会計管理者にお伺いします。

○会計管理者（平山文春君） 今回の調査では、長崎県会計管理者から、収入証紙の廃止に至った経緯や庁内協議の進め方、留意すべき点などについて直接お話を伺うことができ、今後、本県における公金収納のデジタル化や収入証紙の在り方を検討する上で、大変参考になりました。

特に、庁内協議の進め方については、検討を始めてから証紙廃止までの約3年間、各部局ごとのキャッシュレス決済への移行の進捗状況を一覧表にして、会議の都度、提示し、庁内一丸となって取り組んだことが迅速な移行につながったとの説明がありました。

今後は、今回の調査結果を踏まえ、収入証紙の在り方検討を年度内に精力的に進めながら、

各部局との連携をさらに強化し、キャッシュレス決済への迅速な移行に取り組んでまいります。

○二見康之議員 長崎では、情報処理についてのスペシャリストみたいな方が会計課の中いらっしゃって、がんがんやっていくというような、楽しそうにやっている方がいました。ああいう人がいると一気に進むところがあるのかなとも感じたところではありますが、今答弁がありましたように、今年度内に検討を進めるということです。長崎もされていたんですけれども、それぞれの部局において、どれくらい進んでいるのかというのを一覧にして取りまとめて、皆さんに公表されたそうです。進んでいるところ、進んでいないところ、お互いにチェック合いながら進められたみたいですので、どうぞ速やかにそれぞれの部において取り組まれるようお願いしておきたいと思います。

特に県警本部は、これを扱うところがたくさんあるということですので、大いにその手腕を振るっていただければなと思います。

ここで、ちょっと県の情報セキュリティ対策について伺いたいと思います。

先日、アサヒビールやアスクルにサイバー攻撃があり、大変な被害を受けたようであります。今日もまた報道がありました。今後デジタル化はますます進んでいくものであります。一方で、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策をしっかりと図る必要があります。

県では情報セキュリティ対策についてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） 情報セキュリティ対策は、県の業務を安定的かつ継続的に行うとともに、県民の大切な個人情報等を守るため、極めて重要であります。

このため県では、保有する情報資産の保護・防衛に向けた、技術的、人的な対策基準等を示した情報セキュリティポリシーを策定し、不正アクセスの防御対策に加え、職員に対する定期的な研修や標的型攻撃メールへの対応訓練など、様々な取組を実施しております。

また、県のホームページやシステムについて、外部の専門家によるセキュリティー診断を行い、情報漏えいなどのリスク低減を図っております。

今後とも、近年増加しているサイバー攻撃など、セキュリティーの脅威に対し、必要な対策を講じてまいります。

○二見康之議員 不正アクセス対策の一番最初は、つながっているネットケーブルを抜くことという、すごくアナログな対応なんだなと思ったところではありますが、大切なことなのでしょう。専門家の中でも、セキュリティー対策について、実際にサイバー攻撃を受けたときの対応訓練の重要性が指摘されております。バックアップデータを取っても、いざ復元しようとしたらできなかったということもあるようです。先日行われました県の防災訓練のように、実際に行動してみることが重要なのだと思います。

次に、太陽光発電について伺います。

これまでも太陽光パネル等について質問されてきましたが、災害対応やパネルの処理についてであります。

FITが終了するのはまだ先のことだと思いますが、お隣の熊本県でも、FITが終了した後の対応について、今からしっかり取り組んでいくというお話を伺いました。

本県では今どのように考えているのか。国の動向がまだはっきりしないという話も伺いますが、県内のメガソーラーの設置状況、並びに使

用済み太陽光パネルの処理等についてお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 資源エネルギー庁によりますと、本年10月末時点で、県内には1メガワット以上の発電能力を持つ、いわゆるメガソーラーが188か所あります。

太陽光発電は、2012年に開始された固定価格買取制度を背景に拡大し、パネルの耐用年数が20年から30年であることから、2030年代後半の大量廃棄が見込まれております。

このため、国の審議会において、昨年9月から、使用済み太陽光パネルのリサイクルを促進する制度の検討が開始され、現在、リサイクル費用の負担の在り方などの整理が進められております。

県としましても、この制度の重要性を踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、パネルのリサイクルや適正廃棄が図られるよう努めてまいります。

○二見康之議員 この約半数以上が県外の事業者だというふうにも伺いました。何が怖いかというと、これが放置されることだと思います。しっかり対応できるように、国の動向を踏まえ、また地元の産廃業者の方とも情報共有し、一緒に課題について取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、不登校について伺います。

新型コロナウイルスから5年がたちました。新型コロナウイルス蔓延時期に、人と人との接触をできるだけ避けるようにということで、学校でも、基本的に会話をしない、マスクをつける対策が取られていました。子供たち同士の関係が希薄化する状況だったと思います。

その後、時間はたちましたが、現在、全国的に不登校の児童生徒が増えていると伺っており

ます。家庭環境や経済的理由、また人間関係であったり、理由は様々であると思いますが、現在の本県公立学校における不登校の状況と対策について伺います。

○教育長（吉村達也君） 令和6年度の本県公立学校の不登校児童生徒数は、小学校1,053人、中学校1,742人、高校392人で、合計は前年度と比べ164人増の3,187人となっており、増加傾向にあります。

不登校の主な理由としては、学校生活に対する意欲の低下や不安、抑うつ、生活リズムの不調などがあると把握しております。

教育委員会では、児童生徒や保護者に寄り添った支援を強化するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを全校に配置するとともに、不登校支援の拠点として、県教育支援センター「コネクト」を運用しております。

さらに、学級に入りづらい児童生徒のための市町村と連携した校内教育支援センターの設置や、フリースクール等との連携を進めるなど、対策の充実に努めております。

○二見康之議員 フリースクールとかもやっているところは、いろんな子供たちに関心を持ってもらえるような楽しいところをつくるというコンセプトがあるのかなと思います。まずは、地元の学校に行くことが楽しいと思えるかどうか。楽しければ子供たちは喜んで学校に行くのではないかと思います。

友達と遊んだり学びたいという欲求を満たせるような学校になるよう取り組むべきだと思いますが、今、教育委員会ではどのように取り組んでおられるのでしょうか。

○教育長（吉村達也君） 学校は、児童生徒の生きる力を育むために、自身の成長を実感で

き、楽しさや充実感を味わうことができる場ではないと考えると考えております。

このため教育委員会では、各学校に対して、授業や学校行事、生徒会活動など、あらゆる場面において、児童生徒が主体的に学び、様々な人とつながりながら、深く考え、行動できるよう、授業の改善のほか、生徒指導や特別支援教育の充実等について指導助言を行っております。

また、楽しく魅力ある学校は、家庭や地域社会の理解と協力があって実現できるものであることから、関係者が集うコミュニティ・スクールを設置し、各学校の在り方等について検討するよう要請しております。

○二見康之議員 最近では、熱中症対策とかで、子供たちが外で遊んだりする機会が減っているというふうに感じます。いろんなことがコロナ前から変わったと思いますが、子供たちにとって何が大事かを考えますと、やはり学校というのは集団生活を学ぶ場であるということではないでしょうか。人と人が接し、共に遊びながら、そして、時にはけんかしたりしても、その解決方法を自分たちで考え学ぶこと、そういった学びやが学校であると思います。このような機会が失われるような取組について、慎重に考えるべきではないかなと思うところです。

学校の話の延長なんですけど、現在、自転車に乗るときに、ヘルメットの着用は努力義務とされております。世界各国から見たときに、日本という国は不思議だなと言われるのがこのヘルメットです。中学のときには、学校に行くとき、必ず学校の校章の入った指定ヘルメットをかぶって行っておりましたが、高校に入学したら、ヘルメットを着用せずに通学するというのが私たちの世代、ちょっと後もあるかもしれま

せんが、そういう常識でした。今ではヘルメットの着用は、事故並びに転倒したときに頭を守る大事なものとされているのですが、努力義務に収まっております。

最近でもヘルメット着用率が低いとお聞きしますが、県内の乗車用ヘルメットの着用状況と、着用率が高い県があるのであれば、どうして高いのか、背景など分かりましたら伺いたしたいと思います。警察本部長お願いします。

○警察本部長（高井良浩君） 本年6月の調査における県内の自転車のヘルメット着用率は18.8%でありまして、昨年の8.1%からは向上しておりますが、全国平均の21.2%を下回っている状況でございます。

都道府県別の着用率が最も高いのは、愛媛県の70.3%、次いで大分県の53.7%、山口県の49.9%というふうになっております。

こうした高い着用率の理由は、必ずしも明確にされているものではございませんけれども、これらの県の県警に聞いてみたところ、例えば、当該県内における高校生の死亡事故等を受け、様々な取組が行われているということでありまして、交通指導取締りや関係機関・団体との連携による交通安全教室、街頭キャンペーンを通じた啓発活動等が行われているということでした。

○二見康之議員 改めて確認にもなるんですが、自転車事故におけるヘルメット着用の有無がもたらす効果について、分かれば教えてください。

○警察本部長（高井良浩君） 警察庁の統計でありますけれども、令和2年から令和6年の5年間で、自転車乗用中にお亡くなりになった方は1,792人でありまして、このうち、約53%に当たる952人の方が頭部に致命傷を負われたも

のということでございます。

そのため、自転車乗用中の交通事故の被害を軽減するためには、頭部を保護するということが重要でありまして、事故時の衝撃等で外れたりしないよう、顎ひもを確実に締めた上で、自転車乗用中にヘルメットを着用するということは、万一の際の被害軽減の上で効果が高いものというふうに考えております。

○二見康之議員 5年間で約1,800人ということは、年間360人ぐらい、1日1人ぐらい亡くなられているということですね。ざっと概算でありますけれども、もしかしたら半数がヘルメットによって命が助かったかもしれない、そういうことを考えますと、しっかり取り組んでいくべきだと思います。

学校現場では今、児童生徒の自転車乗車時のヘルメット着用を進めるために、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 自転車乗車時のヘルメット着用について、小学校においては、交通安全教室等で交通ルールとして着用の必要性について学んでいます。

また、自転車通学のある中学校においては、校則等により着用を義務づけております。さらに、経済的負担を考慮し、高校進学後も同じヘルメットを活用できるよう、学校指定以外のヘルメット着用も広まっております。

また、高校では、令和5年度よりヘルメット着用プロジェクトとして、生徒の自主的な着用を促す取組を進めてきたところであり、県立学校の着用率は、プロジェクト開始時の4.8%から本年9月時点では44.1%になっております。さらに、校則で義務づけた学校もあります。

引き続き、様々な取組を通して児童生徒の着用率アップに取り組んでまいります。

○二見康之議員 本県の乗車時のヘルメット着用率は決して高いとは言えないわけなんです、一方で様々な取組も今しています。着実にこつこつと進んでいるようではありますが、自転車ヘルメットの着用率を上げるためには、やはり県全体としての取組が必要だと思います。自転車が大好きな知事にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘をいただいているものと受け止めております。

私が本部長を務めております宮崎県交通安全対策推進本部において、県警や教育委員会、市町村、各種団体と連携して、県民総ぐるみで交通安全の取組を推進しているところでありまして、特に自転車ヘルメットの着用については、各季節における交通安全運動や自転車マナーアップ強化月間の重点項目に掲げ、テレビ、SNS等を活用した幅広い広報や、通勤・通学時の街頭啓発活動を展開しております。

また、私自ら出演する啓発CMでは、自分自身や大切な家族の命を守るために、大人も子供もヘルメットを着用するのが当たり前の社会となるよう、「自転車ヘルメットは今の常識」という呼びかけをしているところであります。

私自身はトライアスロンをする関係で、ロードレーサーとともにヘルメットを買い、クロスバイクで町乗りをするときも、自然にヘルメットを着ける習慣がついておりますが、そうではない方がヘルメットを着けるのは抵抗があるのかもしれませんが、やはり自分自身の命には代えられない、そういう思いで、ぜひ自分の身を自分で守る取組として進めていただきたい。高校生などヘルメットをかぶっていない姿を見たとき、本当に心を痛めているところがございます。

県民が自転車を安全で快適に利用できるよう、今後とも、関係機関と連携を図り、ヘルメット着用の重要性を周知啓発することで、より一層の着用率向上に努めてまいります。

○二見康之議員 やっぱり中学校のときに校章入りのヘルメットをかぶらされたのがトラウマになっているんじゃないでしょうか。

明るい県政が発展することを祈念申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、12月1日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会

12月1日（月）

令和 7 年 12 月 1 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (35名)	
1 番	河 野 通 博 (みやざき未来灯)
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 (同)
5 番	山 内 いっ と く (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹 (同)
7 番	下 沖 篤 史 (同)
8 番	齊 藤 了 介 (同)
9 番	黒 岩 保 雄 (同)
10番	渡 辺 正 剛 (同)
13番	外 山 衛 (同)
14番	脇 谷 のりこ (未来への風)
15番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎 (同)
18番	野 崎 幸 士 (宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋 (同)
20番	内 田 理 佐 (同)
21番	川 添 博 (同)
22番	荒 神 稔 (同)
23番	日 高 博 之 (同)
24番	福 田 新 一 (同)
25番	本 田 利 弘 (同)
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひわか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
32番	濱 砂 守 (同)
33番	安 田 厚 生 (同)
34番	坂 口 博 美 (同)
35番	山 下 寿 (同)
36番	山 下 博 三 (同)
37番	二 見 康 之 (同)
39番	日 高 陽 一 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 正 勝

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 一般質問

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合立憲の松本哲也でございます。12月に入りました。月の最初でございます。元気よく頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

大相撲九州場所は、関脇安青錦が優勝を飾りまして、場所後に大関昇進が決まりました。彼の快進撃が、戦禍が長引く母国ウクライナや世界各地に避難している人たちを励ます強いメッセージとなることを願っております。心から一日も早い紛争の終結を願っているものであります。

また、延岡市出身の新十両日向丸は、「ひむか」と読むしこ名に、ふるさと宮崎を思う気持ちが表れていると思っています。奮起され、今後、土俵を沸かせる活躍を期待しています。

優勝力士への宮崎県知事賞、宮崎牛1頭分。力士も宮崎牛も、大相撲では宮崎を宣伝しています。4日は宮崎場所が開催されます。県民を挙げて応援して、盛り上げていきたいと思いません。

伝統を重んじる大相撲、女性は土俵に上がりません。外国人も活躍する国技です。伝統を大切に、多様性の時代に適応していただくことを願っています。国籍や性、障がいの有無、また価値観や生き方などにかかわらず、互いの多様な違いを尊重し、受容し合える世の中であることを強く願っています。

それでは、平和、人権、環境を柱に一般質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

先日、令和8年度の重点施策の推進方針が示されました。年々深刻化する少子高齢化や人口減少などから、本県を取り巻く状況は厳しさを増しているとありました。令和9年に本県の人口は100万人を割り込む見込みであり、これからの人口減少は続くとの見通しです。このことから、今後の方向性として、「人口減少のスピードの「緩和」と「縮小する人口規模への「適応」という新たな視点を取り入れて、取組に着手されるようです。

私は今回の「適応」という視点に大きな関心が湧きました。これまでの人口減少という課題への対策からしますと、「抑制」や「強化」などに代表される表現が多く、どちらかといえばポジティブなイメージの発信であったと受け止めています。しかし、この「適応」は、これまでとは大きく異なると私は感じました。この視点がどのようにして取り入れられたのか、そして、その背景や決定の経緯など、丁寧な説明が求められると考えます。今後の方向性を示したこの新たな視点を、県内の市町村と共有して、ベクトルを同じくすることが肝要であると考えます。

知事にお尋ねいたします。今後の人口減少対策として、「縮小する人口規模への「適応」を進めていく上では、市町村との連携がより重要になると考えますが、知事の認識をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

本県人口は、当面減少傾向が続く見通しの
中、その現実をしっかりと受け止めた上で、こ
の先も将来にわたって地域の暮らしを守って
いくため、今後の対策の新たな方向性として、
「縮小する人口規模への「適応」」を掲げた
ところであります。

私自身、機会あるごとに県内各地へ足を運
び、市町村長や県民の皆様との対話を重ねる
中で、県内都市部と中山間地域では、人口や産業
構造はもとより、直面する課題や対策の優先度
が異なることを身を持って感じております。

まずは、目指すべき方向性や姿を市町村と十
分に共有することが何よりも重要と考えており
ます。

また、人口減少は自治体経営にも深刻な影響
を及ぼしており、職員や税収の確保等がますます
困難となる中、様々な行政ニーズに対応して
いくためには、市町村間での連携促進や市町村
が担えない部分の補完など、広域自治体として
県が検討すべき課題もあるものと認識しており
ます。

私としましては、持続可能な暮らし・産業づ
くりの実現に向けて、今後とも市町村との連携
をより強固にしながら、住民生活に欠かせない
サービスの維持充実や、地域の強みを生かした
産業振興に力を尽くしてまいります。以上であ
ります。〔降壇〕

○松本哲也議員 環境に適応すること、進化論
を思いました。適応して、生き残り、進化が起
こる。これから縮小する人口規模への適応がで
きたとき、様々な分野において選ばれる宮崎と
なって、安心と希望あふれる宮崎へと進化して
いくと信じております。力強く進めていただく
ことを期待しております。

物価高が収まらない中、医療関係者の方々か

ら「病院経営が厳しい」「何か支援はできない
でしょうか」などと声が寄せられました。本県
に限ったことではなく、全国においても同様の
声があるようです。

先日、厚生労働省が公表しました医療経済実
態調査によりますと、国公立や民間を含めた一
般病院の約6割が赤字でありました。その理由
は、医療資機材や光熱水費などの物件費や人件
費、ほかにも患者数の減少などであるようで
す。極めて深刻な状況と言えます。診療報酬の
引上げは避けられないわけですが、そのこと
によって自己負担や社会保険料への影響があり
ますので、簡単にはいかないと考えます。

福祉保健部長に、医療機関に対する経営支援
の取組と今後の対策についてお伺いいたしま
す。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 医療機関に対
する経営支援については、令和6年度予算を繰
り越した物価高騰対策緊急支援金の交付に引き
続き、現在、令和7年6月補正予算で措置いた
しました医療施設等経営緊急支援事業におい
て、対象医療機関に対し補助金の交付を進めて
おります。

しかしながら、医療機関の経営は依然として
厳しい状況にありますので、県としましては、
経営の安定化等に向けた緊急的な財政支援や診
療報酬の改定を行うよう国に対して強く要望す
るとともに、先般、閣議決定した総合経済対策
に基づき編成される補正予算の内容を注視し、
必要な支援を速やかに実施してまいります。

○松本哲也議員 県として独自にとはならな
いと思えますけれども、医療体制の維持が困難
なるおそれもあることなど厳しい現状に加え
て、改定議論が本格化する来年の診療報酬改定
については、国へ強く要望していただきたいと

思います。

では次に、周産期医療体制についてお尋ねします。

本県の第8次医療計画によりますと、令和5年4月現在、県内で分娩可能な施設は、病院・診療所が25施設、助産所3施設の合計28施設となっております。産婦人科医師は令和2年12月末現在で106人となっており、平均年齢は50.9歳です。県内4つの周産期医療圏においても、医師の数や年齢に差があるようです。また、計画に掲げている課題に基づき、令和11年度の目標達成に向けて、様々な施策に取り組んでいることと思います。

先ほど触れましたが、この計画における施設数や医師数、また少子化による出生の減少を含め、現状を適切に把握しておくことはとても重要なことであると考えます。

福祉保健部長に、県内の周産期医療体制の現状についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の周産期医療体制は、県北、県央、県西、県南の4つの医療圏において、それぞれ分娩取扱施設と周産期母子医療センター等が連携し、通常分娩からハイリスク分娩まで対応可能な体制を構築しております。このような体制整備と医療関係者の御尽力により、母子保健の指標である本県の周産期死亡率は、全国的に見て低い水準を維持しております。

一方で、通常分娩を支える産科開業医の平均年齢は、令和5年8月末時点で62.7歳と高齢化が進んでいることや、分娩数の減少、物価高騰等により、分娩取扱施設を取り巻く環境は厳しい状況にあると認識しております。

○松本哲也議員 県の医療計画における「安定的な産婦人科医等の育成・確保」において、

「医療機関・機能の集約化・重点化など、産科及び小児科の周産期医療圏における医師偏在対策の検討」が施策の方向として示されています。

県内の現状からは、今後さらに医師の高齢化が進み、その後継者問題に加えて、助産師・看護師の不足が進みますと、分娩空白の市町村・周産期医療圏となる可能性を秘めています。今後、安心して出産できる体制が維持できるのか危惧するところです。

厚生労働省も出生数の減少に伴って、分娩取扱施設数の減少が続く中に、令和6年度から開始した第8次医療計画において、都道府県に対し、周産期母子医療センターを基幹とした集約化・重点化や医療機関ごとの役割分担を進めることなどを求めています。

再度、福祉保健部長にお尋ねします。持続可能な周産期医療体制に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 周産期医療は、母と子の命を守る、かけがえのない医療ですが、分娩数の減少や担い手不足など、様々な課題があると認識しております。

このため県では、医師等の確保や分娩のリスクに応じた役割分担など、分娩取扱施設の支援に取り組んでおります。

現在、国においても、ワーキンググループの中で、地域の実情に応じた集約化と役割分担等に関する議論が進められており、今年度中に一定の方向性が取りまとめられる方針であることから、国の動向を踏まえ、宮崎県周産期医療協議会等の場で議論しながら、引き続き、持続可能な周産期医療体制の構築に努めてまいります。

○松本哲也議員 厚生労働省は来年度、「無痛

分娩を含めた地域連携周産期医療体制モデル事業」を概算要求しています。国も具体的に動き出したこの時期を、本県としてしっかり捉えるべきです。県内の医療圏ごとに、さらなる情報交換や情報収集に努めていただきまして、今後の体制づくりに積極的に取り組んでいただくことをお願いします。

それでは次に、ツール・ド・九州について何点かお伺いいたします。

11月定例会開会日に知事の県政報告もありました。大会では、沿道で多くの方にレースを盛り上げていただきました。ゴール地点の佐伯市は、周回するレース模様がビジョンに映し出され、観客前を駆け抜けるスピードとレース終盤の駆け引きが加わり、盛り上がりは最高潮。カウベルが鳴り響く中、気づけば、私は目の前の看板を両手でたたきながら応援していました。

スタート・ゴール地点ではイベントが開催され、にぎわいを見せていました。ツール・ド・九州は大きな効果をもたらしたのではないかと感じたところです。

2026大会は10月9日から12日に開催されることが発表され、最終日の12日は宮崎県単独開催が決定しています。コースは来年6月頃に発表されるようで、開催を希望する市町村など、名を上げてくるのではないのでしょうか。これからも継続して大会が開催されることを望みます。また、ツール・ド・九州という名前からは、九州全ての県で開催されることも期待するところです。

初めに、商工観光労働部長にお尋ねいたします。ツール・ド・九州2025が本県で初開催されましたが、その成果についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県で初

開催された2025大会では、レースの安全な運営に努めたほか、大会を盛り上げるため、事前のPR活動とともに、ツール・ド・九州では初となる前日イベントも実施しました。

イベントでは、パブリックビューイングのほか、宮崎応援団長である松田丈志氏のトークショーや、地元の小中学生によるダンスパフォーマンスでの盛り上げなどを実施し、2日間で約1万5,000人の観客にお越しいただきました。

また、全レースにおける熱い戦いの模様はユーチューブで世界に向けてライブ配信されましたが、地元の観光地、グルメなどの情報も併せて紹介され、約25万回再生されるなど、本県の魅力を広く国内外に発信できたものと考えております。

○松本哲也議員 観光の面から大きな効果があったことが分かりました。一方で、安全な大会運営のためには、長時間の規制や多くの箇所における交通規制が必要でした。佐伯市のゴール地点は周回コースとなったことからでしょうか、交通規制に対する厳しい声があったと伺っております。本県においても様々な反応があったと伺っておりますが、来年2026大会を開催するに当たっては看過できないと考えます。

そこで、警察本部長にお尋ねいたします。ツール・ド・九州への対応と来年の開催に向けた課題についてお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） ツール・ド・九州を含め、道路を使用するイベント、催物等の際には、警察に道路使用許可を申請していただくこととなっております。申請を受けた警察では、交通への影響の程度と公益性の比較、あるいは交通の安全と円滑を確保できるかを十分に検討して、その可否を判断しているところで

ございます。

今年の2025大会についても、このような観点から、事前に主催者の方との協議や、警察からの情報提供、必要な助言を行った上で、大会当日は、警察官による信号交差点での交通規制やパトカーによる規制状況の確認などを実施しておるところであります。

来年の2026大会の開催に向けた主催者との協議は既に開始しておりまして、警察としては交通の安全と円滑を確保するため、コースに応じた警備体制の確保でありますとか、地域住民等に対する説明などの万全な事前対策を既に依頼しているところがございます。

○松本哲也議員 課題も多いようですが、安全かつスムーズな大会運営、そして大会の成功のために、会場自治体とも連携して取り組んでいただくことを願っております。

将来、九州全県の参加となれば、ツール・ド・九州という大会名がさらに生きてくるのではないのでしょうか。

知事が共同議長を務めます九州地域戦略会議は、「九州はひとつ」の理念を掲げて九州の地方創生を進め、先日、広域リージョン連携を強力で推進する宣言をされました。

取り組むことを想定する分野には、サイクルツーリズムが明記されています。九州をサイクルロードレースやサイクルツーリズムの聖地にしていくことができれば、九州の観光振興につながりますし、地域への経済波及効果を大きく積み増しすることが期待できます。

「九州はひとつ」を掲げ、九州地方知事会長として今後どう進めていくのか、2026大会はギアチェンジの開催が必要ではないかと考えます。

知事に、今回の大会結果を踏まえて、2026大

会に向けた意気込みをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今年の大会では、観戦に訪れた多くの方に、トップ選手のスピードや迫力を体感していただき、よい機会となったものと考えております。また、SNSやライブ配信などを通して、例えばサイクルロードレースの駆け引きの面白さも伝わったと思いますし、九州や延岡をはじめとする本県の魅力を、広く国内外に発信できたものと考えております。

来年2026大会では、本県の単独開催となるわけでありまして、選手が安全に走行できる環境整備、そして交通の安全と円滑の確保に努めながら、本県の美しい景観が感じられるコースの選定や周回コースの設置、今年、佐伯市のゴール付近では、周回コースが設定されたことによって、何度も選手の様子、そして駆け引きの様子を目の当たりにすることができる、これは大いに盛り上がる仕掛けでありますし、観戦ポイントを増設するなど、レースを楽しめる様々な仕掛けづくりを行うことで、大会の盛り上げなどを図ってまいりたいと考えております。

私としましては、九州地方知事会長及び戦略会議の共同議長という立場で、九州の官民が一体となった「ツール・ド・九州」というプロジェクトを強力で推進するとともに、これは御指摘がありましたような広域リージョン連携の中でも核となる取組だと考えております。この大会を成功させ、国内外に九州の魅力を発信し、その効果が本県のサイクルツーリズムを含めた「スポーツブランドみやざき」のさらなる推進につながるよう、積極的に取り組んでまいります。

○松本哲也議員 世界から注目されるツール・ド・九州の継続した開催や九州全県での開催による知名度の向上は、九州観光の高付加価値化

など、九州全体の経済波及効果をさらに拡大させると思っていますので、絶好のチャンスをしっかりつかんでいただきたいというふうに思っております。

では、交通安全についてお尋ねします。

サイクルツーリズムが普及していくことは、とてもよいことだと私は考えます。しかし、何よりも優先すべきなのが、交通ルールの周知徹底と安全対策だと考えます。正しい交通ルールを理解することはとても重要です。自動車の運転免許を持たない方は、標識などを自ら学ばなければなりません。

さらに来年4月から、16歳以上の自転車運転者に対し、交通違反への反則金制度が開始されます。車道の左側通行や、携帯電話、ヘッドホンの使用、酒気帯び運転などの禁止は当然のことです。それ以外にも、手信号であったり、安全確認の推奨も必要であります。車道を走行しなければいけない自転車が停止する際、手信号、意思表示があると車は安心できますし、さらなる交通安全につながると考えます。

さらに、手信号やハンドサインが普及していきますと、携帯電話の使用抑制にもなるのではと考えます。併せて、義務化となっている保険の加入、こういったものはどうなっているのか、しっかり周知されているのでしょうか。正しいルールを全ての車両運転者が理解されるよう、普及啓発を含めた対策が求められていると考えます。

警察本部長にお尋ねします。自転車の手による合図を含めた交通ルールと、自転車保険の加入義務についてお伺いいたします。

○警察本部長（高井良浩君） 御質問いただきました、自転車の手による合図を含めた交通ルールでありますとか、自転車保険の加入義務

の周知につきましては、交通安全教育や街頭活動等により周知を行っているところでありますが、さらなる浸透を図るため、引き続き、県や関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる交通安全活動を通じて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、御質問もいただきましたが、万が一の交通事故に備え、自転車利用者は、令和3年4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が県の条例で義務づけられているところでございます。

○松本哲也議員 車道を走る自転車の運転者が手信号を行うことは義務であります。自らを守るためのサインです。また、今日から冬の交通安全県民総ぐるみ運動が始まりました。取締りの強化も必要ですが、交通マナーが向上して、ルールを守ることで交通事故の撲滅に取り組んでいただきたいと願っております。

それでは、次に移ります。森林病虫害被害についてお尋ねいたします。

今年の夏は本当に暑い日が続きました。その暑さの影響を受けたのか、県内で松の葉が茶色になっていることに気がつきました。一ツ葉有料道路の松林も同様で、多くの松において目立つ状況でした。しかし、このことが暑さではなくて松くい虫による被害であったことが報じられ、改めて、県内を移動する際に、松の枯渇、防風林などにおいても、その多さに驚きを感じたところです。

松くい虫による被害対策は、これまでに、空中散布や樹幹注入、伐倒駆除など、様々な事業による取組が長年にわたり実施されていると認識していますが、ここに来てまた松くい虫が増えているのか、今後さらに被害が拡大するのではないかなど不安があります。

そこで、環境森林部長に、県内の松くい虫被害の状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 松くい虫の被害は、マツノザイセンチュウという線虫が、マツノマダラカミキリに運ばれて松の中に侵入・増殖し、松を枯れさせる病害虫被害です。

本県では、令和5年度以降、被害が急激に拡大しており、直近の令和6年度の被害量は、民有林と国有林を合わせて、対前年度比で約1.9倍の1万623立方メートルとなっております。

また、地域別では、海岸に松林が多い宮崎市、日向市、延岡市で、県内被害の98%を占めております。

被害が拡大した要因としましては、近年、夏の気温が平年より高く、松くい虫の活動が活発化したことや、少雨により土壌が乾燥し、松の樹勢が衰退したことなどによるものと考えられております。

○松本哲也議員 今のような現状から、今後の対策は、被害の拡大を抑制して事業強化に取り組んでいくのか、また、防風林などにおいて松に代わる別の樹種を植栽していくのか、今後気になるところであります。

再度、環境森林部長に、今後の松くい虫被害対策についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 松くい虫被害対策につきましては、これまで、薬剤散布等による防除や被害木の伐倒駆除を実施するとともに、松くい虫に強い抵抗性松や、潮害に強い広葉樹の植栽を進めております。

また、被害対策に携わる関係者の連携強化や技術向上を図るため、県主催の連絡会議や研修会の開催に加え、今年度新たに、日本緑化センターの協力により、2日間にわたる松枯れ防除実践講座を開催することにしております。

海岸沿いの松林は、津波や高潮などから県民の暮らしを守る重要な役割を果たしており、国有林を管理する森林管理署や市町等と連携し、適切な防除対策と被害を受けた松林の早期復旧にしっかりと取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ダンロップフェニックストーナメントが開催されるフェニックスカントリークラブ、また、昨日までリコーカップが開催された宮崎カントリークラブ、この大会はトッププロが集い、歴史を刻んできた舞台となる、宮崎が世界に誇る名門のコースであると思いますが、こちらも海岸部にありまして、残念ながら被害が及んでいるようです。

本当に宮崎を代表するようなところでありますし、こういったところをはじめ、海岸沿いの松林は、防風・防潮機能だけではなくて、南海トラフ地震における津波対策としても効果が期待されるのではないかと考えますので、本県の観光や災害対策など、様々な関係機関と連携されまして、しっかりとした対策を講じていただくことをお願いいたします。

松くい虫の被害もさることながら、ここ数年、県民から相談を受けることが多くなってきたのが、キオビエダシヤクによるイヌマキなどの被害であります。

一見きれいなチョウのように見えますが、その繁殖力は強く、このところ大量発生しているようです。葉がなくなり、枯死したと樹木を伐採した方も多くいます。また、幼虫は体の側面がオレンジ色で、これが大量に垂れ下がり、さらに道路に落ちている状況は、環境的にも大きな課題だと感じています。

県北で被害が発生していることから推測しますと、今後、九州全域に被害が広がる可能性があるのではないかと考えます。冬でも羽化する

と伺っています。抜本的な駆除などの対策はないのでしょうか。また、人体への影響はないのでしょうか。

環境森林部長に、キオビエダシャクの食害について、県の対応をお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） キオビエダシャクは、幼虫がイヌマキ等の葉を食害するガで、国内では奄美大島などで自然分布していたものが、平成12年以降、鹿児島本土や本県で見られるようになり、今年に入ってから、大分県でも確認されております。

このガは、年に4～5回程度発生するとされ、触っても人体に害はありませんが、大量発生すると葉を食べ尽くし、樹木を枯らす場合があります。

対策としましては、幼虫の早期発見と駆除が重要であり、木を揺すり、落ちた幼虫を捕殺するか、発生量が多い場合は薬剤散布が有効となります。

このため県では、キオビエダシャクの生態や防除対策について、ホームページで周知するとともに、市町村に対しても住民への注意喚起をお願いしているところであります。

○松本哲也議員 環境面からの防除対策、これ以上被害が広がらないように、市町村との連携した取組を期待しております。

次に、水産業振興についてお尋ねいたします。今回は特に養殖業支援についてです。

長引く物価高の中、日常生活は本当に厳しさが増し、大変である旨の多くの声をお聞きします。当然のことながら、生活だけに限らず、経営の厳しさについても相談を受けます。さらには、近年の地球温暖化の影響を受け、養殖環境が厳しさを増していることに対する課題も伺っています。

養殖業への支援事業は、これまでも、発生すれば甚大な被害を生じかねない赤潮への監視や、赤潮が発生した際の対応指導など、養殖魚の病気診断や投薬指導にも取り組んでいただいておりますが、厳しさを増す養殖環境において、物価高が長引く現状にあり、経済的な支援についても重要であると考えます。

農政水産部長に、物価高騰を踏まえた養殖業への支援の内容についてお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 養殖業は、本県漁業産出額の約4割を占める重要な産業であります。物価高騰により、経営コストの約6割を占める養殖用飼料をはじめ、生産経費が増加しており、非常に厳しい状況にあります。

このため県では、配合飼料の価格高騰分を補填するセーフティーネット事業において、漁業者積立金を一部補助するとともに、沿岸漁業で漁獲される未利用魚を、安価な養殖用飼料として活用する取組を支援しているところです。

また、養殖資材において価格を抑えるための共同購入など、養殖業者の協業化の取組も支援しております。

今後とも、養殖業者に寄り添い、物価高騰の影響緩和に努めてまいります。

○松本哲也議員 よろしくお伺いいたします。

県は、令和5年度から水産試験場施設整備に関する事業の取組を開始し、本県水産業の成長産業化を進めています。約2年が経過しようとする中、水産試験研究体制強化基本計画における再編・整備が着々と進んでいるものと推察します。

地球温暖化をはじめとして、環境変化に強い品種、新魚種開発の研究や高度な飼育施設が、延岡市の水産振興協会敷地内に建設されることですので、完成までには大変な進行管理が

必要になると思います。さらに、老朽化した取水施設の整備は喫緊の課題と考えますので、早急な対策が必要です。

再度、農政水産部長にお尋ねいたします。養殖業の成長産業化に向けて、水産試験場の再編・整備において、増養殖分野ではどのような機能強化を行うのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では、試験研究の高度化・効率化のため、現在、水産試験場の再編・整備を進めております。

このうち、養殖用種苗の研究等を行う増養殖分野は、延岡市熊野江に設置され、種苗の生産・供給を担う水産振興協会と連携強化を図るため、協会に併設することにしており、今年度は既に、取水設備の工事や種苗生産施設の実設計等に着手しています。

敷地内には、水温や光を制御できる飼育水槽を備えた最新鋭の研究施設や種苗生産施設等を設置し、成長が早く病気に強い養殖用種苗を開発することにより、周年供給体制を構築することにしております。

今後とも、計画的な整備や試験研究機能の強化を図り、本県養殖業の成長産業化に貢献してまいります。

○松本哲也議員 期待しております。よろしくお願いたします。

次に、線状降水帯の発生などによる豪雨災害についてお尋ねします。

延岡市土々呂町では、2年連続して道路冠水や住宅への床下浸水が発生しており、潮の満ち引きや温暖化の影響など、今後もこのような豪雨が續くたび、被害に見舞われるのではないかと不安の声をいただきました。

この地区は、住宅地を県道土々呂日向線が南北に走り、県道の東側にはJR日豊本線、さら

に東側に国道10号がほぼ並行して走っています。また、この道路は、幅員が狭い上に、小中学生の通学路となっています。朝夕の通学、通勤の時間帯は、交通渋滞が発生することもあり、延岡市も道路改良について、県に対し、長年要望を行われている道路であります。

さらに、この地区は日向灘へ浦上川が流れており、国道10号から下流は河川改修も継続して実施していただいておりますが、山側からの排水路は細いようで、加えて、鉄道敷脇を通るため、水路は直角に曲がるなど、線路と国道を越えなければ、なかなか排水が効果的にできないところでもあります。加えて、潮の干満です。今年の9月は、道路冠水のために通行ができずに、車両の中で待機していた方もいらっしゃいました。

県土整備部長にお尋ねいたします。土々呂地区における県道土々呂日向線周辺の冠水の原因と県の取組の状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 延岡市土々呂地区においては、今年9月の台風第15号の影響により、県道土々呂日向線や国道10号が冠水し、通行止めを行ったところです。

冠水の原因としましては、線状降水帯の発生による集中豪雨と、流末となる浦上川河口の満潮の時間帯が重なったことなどが考えられます。

県ではこれまで、県道のかさ上げ工事や浦上川の河川改修事業を実施してきており、さらに10月には、道路や河川、下水道などの施設の管理者で調整会議を開催し、延岡市において、河川の堆積土砂を除去するなど、緊急の対策を実施したところです。

引き続き、国や延岡市など関係機関と連携して、冠水リスクの低減に取り組んでまいりま

す。

○松本哲也議員 ぜひとも一日も早く解消されることを願っております。よろしく願いいたします。

それでは次に、来年度開校を迎えます高等特別支援学校についてお尋ねします。

高等特別支援学校は、県南、県西、県北の高等学校敷地内に併設され、併設の高等学校では、日常的に同じ敷地内で学び、授業や行事を一緒に実施しながら、交流及び共同学習を充実させると伺っています。

この学びやで、職業的・社会的自立に必要な力を身につけて、自分らしく輝きながら社会を生き抜く、心豊かでたくましい生徒が育っていただくことを願っています。

8月には、併設されるそれぞれの高校に開設準備担当職員が配置され、さらに準備が進んでいるようです。しっかりと進めていただくことを願います。そのような中、新設されますので、学校に関心のある方や学校の案内など、あらゆる機会を通じて丁寧に説明を行う必要があると思います。

教育長に、高等特別支援学校に入学を希望する生徒、保護者への説明状況についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和8年度に開校する3つの高等特別支援学校につきましては、今年7月に入学者選考に係る要綱を告示し、8月には、入学を希望する生徒及び保護者に対して、学校説明会を実施しております。

現在、入学希望者及び保護者に対しまして、受検に関する事前の教育相談を実施しており、学校の特色や入学後の学習内容、卒業後の進路、また、特別支援学校高等部普通科と併願できること等についても丁寧に説明を行っている

ところでは。

○松本哲也議員 よろしく願いいたします。これは3つの特色というのがありまして、その1つに「就職率100%を目指す」とあります。卒業後に障がい者雇用枠での一般就労を希望することを前提としていることからでしょうか、事前の教育相談項目には、志願する生徒は公共交通機関の利用が可能であることとありますが、始業や終業の時間帯に、好都合の電車やバスなどがあるのか気がかりです。部活動を希望する生徒となれば、さらに厳しいのではないのでしょうか。ましてや、市外など遠方からの生徒となればなおさらだと考えます。

遠方からの入学希望者に対してどのように対応していくのか、再度、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 高等特別支援学校は、卒業後の一般就労を目的としていることから、将来的な自立を見据え、自力通学を原則としております。

しかしながら、入学希望者の中には、交通事情等により、通学が困難な生徒がいることも考えられることから、本人及び保護者に意向等を十分に確認した上で、具体的な対応について検討を進めていくこととしております。

○松本哲也議員 ぜひとも寄り添っていただいて、丁寧な対応をされることを願っておりますので、よろしく願いいたします。

高等特別支援学校には、職業的自立を目指す学習として、専門教科を設定し、農業、流通サービス、福祉を学ぶため、県北地区には門川高校、県西地区には都城農業高校、県南地区には日南振徳高校と、協力校があります。

開校に向けては、併設校のみならず協力校の準備も重要です。先生や生徒が、併設校、協力

校でそれぞれに共に学んでいく、活動していく体制は整っているのか、重要な点だと考えますので、お尋ねしたいと思います。

教育長に、高等特別支援学校が設置される併設校や協力校の準備状況についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 高等特別支援学校が設置される各高校には、今年8月から開設準備担当の職員を配置し、開校に向けた現場での準備や、授業協力を行う高校と事務的な調整等を、両校の教員とともに進めております。

具体的には、合同開校式や入学式、体育祭等の行事の在り方、制服の統一や部活動への参加の方法、共同学習が可能な教科の選定等の検討を進めております。

また、授業協力を行う高校とは、年間を通して、農業や福祉等の実習に相互参加するためのカリキュラム調整等を協議しております。

開校まで4か月となりましたが、高等特別支援学校に関係する方々がそれぞれ安心して開校を迎えられるよう準備を進めてまいります。

○松本哲也議員 答弁から丁寧な対応が理解できました。今後も共生社会の形成に向けて、特別支援教育のさらなる推進をお願いいたします。

それでは、中山間地域の振興についてお尋ねしてまいります。

中山間地域振興については、各部横断的に様々な事業の取組、また丁寧な連携関係を築いていただいていること、何より予算において手厚く措置していただいていること、実施主体となる市町村は、豊富なメニューに対して、ありがたいことだと考えております。

しかし、現場の市町村においては、複数の業務に携わるなど人員の確保も厳しい中に、工夫

を凝らして取り組んでいるようです。私は、中山間地域の振興は本県の振興であると思っております。

まず、総合政策部長にお尋ねいたします。市町村が行う地域振興の取組をどのように支援されているのかお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 中山間地域の課題や魅力は様々であり、それぞれの特性に応じて、地域住民と一体となった継続的な取組を進めていくことが重要であります。

市町村においては、こうした認識の下、地域振興の取組を進めていただいておりますが、ノウハウ不足や核となる人材が確保できないなど、市町村単独では解決が難しい場合も見受けられます。

このため県では、市町村の取組を柔軟に支援できる補助金などを用意し、その活用を促すとともに、市町村を個別に訪問し、対話を重ねて地域の実情を把握した上で、適切な助言を行うよう努めております。

今後とも、こうした市町村に寄り添う姿勢を大切にし、地域特性を生かした取組が着実な成果につながるよう、積極的に支援してまいります。

○松本哲也議員 今後もしっかりと連携を取っていただくことをお願いしたいと思います。

中山間地域に限らず、生活には水が欠かせないわけですが、上水道も簡易水道もなく、農業関係補助事業活用による営農飲雑用水や井戸水、また、谷川の表流水を自宅まで引いている家庭などがあります。電気料負担や水源の管理など、人口減少が進む中、その負担割合が大きくなり、豪雨災害などにより谷川が大きく洗われた場合など、維持管理は大変で、高齢となればなおさらであります。

国は、上水道においては、災害に備えるとして、老朽管の更新や耐震化率の向上を進め、さらには、国主導の経営広域化への補助などが話題となっております。

「水道料金分ぐらいは負担するから、何とかしてほしい」と切実な声が届きました。市町村においては、それぞれに対応されているようですが、県としても、現状を把握して、中山間地域の安全・安心な水の確保のために取り組んでいただきたいと考えます。

福祉保健部長にお尋ねします。中山間地域における井戸や飲料供給施設などの維持管理に対する支援についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 公共水道が整備されていない中山間地域における飲用井戸等については、施設の維持管理や水質管理などを住民が自ら行う必要がありますが、高齢化や過疎化が進む中、その労力や費用面において、住民の負担が大きくなっているところです。

そのため、市町村の取組により、施設等の整備や改修費用の一部補助、高齢者世帯が断水した際の復旧作業支援がなされております。

県といたしましても、中山間地域において、地域住民が安心・安全で衛生的な水を確保できるよう、市町村と各地域の状況や参考となる事例を共有するなど連携してまいります。

○松本哲也議員 県内のどこに住まれていても同じように公共サービスが受けられるように、ぜひともよろしくお伺いいたします。

それでは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに関してでございますが、この質問はこれまでも行い、登録更新に向けて機運醸成を図ることとしておりましたが、なかなか浸透していないような感じがありますし、盛り上がっていない感があります。大分、宮崎の2県6市町の協

議会の活動もなかなか見えないのですが、このエリアの方々も、もう少しユネスコエコパークというブランドを活用して、活発な展開を期待するところであります。

と申しましても、そろそろ10年目を迎えるわけで、令和9年度が更新年となりますので、両県6市町、もしくは本県だけでも単独で10周年記念事業などを企画して、機運醸成を図ってはいかがかと考えました。

総合政策部長にお尋ねします。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、令和9年度に10周年を迎えます。これに向けた取組についてお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、宮崎、大分両県と構成6市町による協議会を中心に、「自然と人の共生」の理念の下、環境保全や地域資源の活用、魅力発信に取り組んでおります。

当該地域は、美しい渓谷や貴重な動植物など誇るべき資源がある一方で、県内外の方々十分に認知されていない面もあることから、今年度より、モデルコース造成や案内看板設置など、魅力発信の強化を進めております。

今後とも、登録10周年という節目に向け、構成市町を含めた地域の方々和一層の連携を図りながら、地域の誇りや機運を醸成し、掘り起こした魅力を効果的に発信することにより、当該地域の活性化につなげてまいります。

○松本哲也議員 このたび、ユネスコ無形文化遺産の登録へ「神楽」の提案が決定しました。様々なユネスコというものがあります。全ての取組が今後加速化されることを期待しております。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの緩衝地域、移行地域に位置する、延岡市の祝子川温泉

がリニューアルオープンしました。新しい指定管理者による地域と一体となった経営や様々なアイデアにより、地域が元気になってきたと感じています。

クラウドファンディングを活用し、薪ボイラーの導入、そして薪サウナを設置します。完成後、地域内に放置されている竹林や雑木、支障木を燃料として活用することです。地球環境に優しいだけでなく、地域内の景観がよくなり、有害鳥獣対策にもつながるのではと考えます。県内には、管理されず放置された山林に苦慮する地域もありますが、参考になればと紹介します。

環境森林部長に、放置された里山林の整備に係る支援についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 里山林の多面的機能の発揮や山村地域の維持・活性化を図るため、国は、地域住民等が連携して行う広葉樹植栽、竹林整備等の里山林の保全や、間伐した森林資源を活用する取組を支援しており、令和6年度は県内で13団体が交付金を活用しております。

また、県では、県民等の主体的な森林（もり）づくり活動を推進するため、宮崎県森林環境税を活用して、ボランティア団体等による里山林の間伐等の活動を支援しており、令和6年度は41団体に助成しております。

里山林の保全には、地域住民等の持続的な関わりが重要であることから、今後とも、国の交付金の活用促進やボランティア団体等の支援を行い、里山林が適切に整備されるよう取り組んでまいります。

○松本哲也議員 今後の積極的な展開を期待しております。

中山間地域には、その地域に伝わる伝統文化

や祭り、イベントなどがありまして、その時期ごとに里帰りや情報を得た方々などが多く参加され、随分にぎわっていたと思っております。

近年、人口減少が著しい中山間地域では、その開催も困難になっているようで、地域コミュニティ活動に支障が出ているようです。この活動を維持するために集落から預かる区費も減少しますし、さらに厳しい現状です。

何とか地域を盛り上げようと出店して、その益金を地域活動の資金にしようという地域もありましたが、保健所の手続が大変なので断念したという相談もありました。簡単な手続というのではないのでしょうか。

福祉保健部長にお伺いします。地域の祭りで出店する飲食店営業の臨時営業許可について、許可条件及び住民への周知状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 地域のお祭りにおいて、テントなどの簡易な施設で飲食店の臨時営業許可を出す際は、営業期間を10日以内とし、取扱品目は、うどんやそばなどの麺類や焼き鳥等、提供する直前に十分加熱した食品等に限定されております。

このような許可の取扱いにつきましては、取扱要領を県のホームページに掲載しているほか、各保健所にも相談窓口を設置しております。

今後とも、一般の住民にも分かりやすいパンフレット等を作成し、市町村を通じてお祭りの主催者に配布するなど、さらなる周知を図ってまいります。

○松本哲也議員 ぜひお願いいたします。保健所になかなか伺うことがない地域の方々は、難しいと思って構えてしまう場合などがあります。分かりやすいフローとか、そういったもの

を交えながら、ぜひとも地域の活性化につながるんだという視点で御協力をよろしくお願いいたします。また、そういった出店の準備とか直会などが地域コミュニティーの活性化につながっていきますので、ぜひともお願いしておきます。

宮崎県というのは、本当に地域資源が豊富な場所であります。今求められているのは、美しい自然や身近にある景観、そして伝統文化だと思うわけです。SNSによる拡散が次の訪問を促し、次に来た方は、さらに写りのよい写真を撮ろうと工夫して、それを発信する。それがまた繰り返されていくことが大事なんですけれども、私たちにとって普通であること、当たり前であることが、今は観光になっていると思います。景観は財産です。

商工観光労働部長にお尋ねします。中山間地域の美しい景観や伝統的な文化を生かした観光誘客の取組についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 中山間地域の美しい景観や伝統文化は、先人たちが守り育ててきた本県の宝であり、重要な観光資源です。

国内旅行者をはじめ、本県において近年増加している欧米からの旅行者は、観光地巡りや物消費ではなく、地域の文化、歴史、自然への関心が高く、静かで美しい自然景観や、その自然を生かしたアクティビティー、地域との交流など、深い体験を求める傾向があります。

県では、このようなニーズを踏まえ、例えば、世界でも珍しいコケの生息地である日南市猪八重溪谷での森林セラピーとコケの観賞や、神楽の文化を学ぶ高千穂町の神楽面工房見学を行程に組み込んだ棚田サイクリングツアーなど、中山間地域の本物の魅力を体験できるコン

テンツの造成等に取り組んでおります。

○松本哲也議員 景観だけではなくて、酒蔵づくりの現場を観光に来られるとか、そういった本当にいろんなことが宮崎にある。本当に普通であったことが今いろんな方に求められているのではないかと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

先日の神楽のユネスコ申請、先頭に立って牽引してこられた知事の喜びはいかばかりかと思えます。中山間地域に活力をいただいた先週末となりました。

これまで様々な角度から各部長に丁寧な御答弁をいただきました中山間地域振興の最後に、知事にお尋ねしたいと思います。

課題を抱えながらも、地域固有の文化や豊かな自然などの価値を有する中山間地域の振興にどのように取り組まれていきますか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 中山間地域では、急速な人口減少によりまして、交通、買物、医療など、日常生活に必要な機能の確保が厳しさを増しておりまして、私も強い危機感を抱いております。

一方で、中山間地域は、住民にとってかけがえのない暮らしの場であります。県土の保全や癒やしの場を提供しているほか、ユネスコエコパークや世界農業遺産、神楽のような優れた景観や貴重な伝統文化を有するなど、そこに住む方々のみならず、県民全体が恩恵を享受する貴重な財産を有しております。

私は、地域の方々が、誇りや強い意欲、結束力を持って、地域の価値や魅力を磨き上げ、活力を生み出すことが、地域の維持・活性化に資するものと認識しております。

議員御指摘のように、今回、ユネスコ無形文

化遺産への新規登録案件に決定しました神楽などは、まさにそのような機能を果たしているものと考えております。貴重な文化的資産、そして伝統芸能の保存・継承を通じて、今回、文化庁の書類にも記述してあったのでありますが、そのことが地域の活力の源になっていると。10年前に世界農業遺産のプレゼンをFAOの本部で行ったときも、そのことを強く強調し、神楽、そして地域のコミュニティーが農林業複合システムを支えていると、そのような説明をしたところでありました。

また、中山間地域というものはまた違いますが、昨日、宮崎市内の生目地区総合文化祭というイベントに参加する機会がありましたが、その現場に行って感じましたのは、人、物、金、情報が動いているなど、四季折々に行われますこういう祭りやイベントというものが、地域の人々や地域にどれだけ活力をもたらしているのか、極めて大きい役割があるかと考えております。

今後とも、地域の方々の声を伺いながら、市町村と一体となって、特徴を生かした地域づくりの支援や農林水産業の振興など、多様な価値を最大限に引き出し、中山間地域の振興に全力で取り組んでまいります。

○松本哲也議員 ありがとうございます。いろんな角度から質問させていただきましたが、中山間地域の抱える課題というのは本当にたくさんあるということをお互いに感じる事ができたのではないかと思います。

先月11月11日、我がふるさと北川町にコウノトリが飛来してくれました。コウノトリは、幸せを呼ぶ鳥として、非常に各地で重宝がられています。コウノトリが飛んでくるということは、豊かな自然環境があって、その餌場にも

なっているということですので、そういった豊かな自然を大事に守りながら、そして、ありがたいコウノトリの飛来が、今後ますます宮崎県の発展につながっていくことを願います。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲、立憲民主党の岩切達哉であります。傍聴にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭に、先月21日に発生した鳥インフルエンザについて、関係する農場経営者の皆様にお見舞いを申し上げ、同時に大変な防疫作業に従事された県職員、農業関係団体、建設業界等、関係の皆様にも深く感謝を申し上げたいと思います。県における重要な産業でありますことから、引き続き防疫体制強化に県を挙げて御尽力いただきますようお願いいたします。

それでは質問を行います。

最初に、人口減少問題について、知事のお考えを伺います。

その前置きとして、多文化共生社会実現について、一言発言しておきたいと思います。

全国知事会は先月、「多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言」を発表いたしました。外国人の受入れ増加は、日本の深刻な人口減少、少子高齢化を背景としており、今や地域になくってはならない存在となっているとして、排外主義を強く否定し、差別や人権侵害のない社会の実現を目指すとしております。

宮崎県に暮らす外国人の人数は10年前に比べて2.63倍、今年1月1日現在、その人口は1万1,345人で、1年で18.28%増え、その伸び率は全国2位とのことで、とりわけ近年、宮崎県で

生活される外国由来の皆さんの人口が増加しております。

一般の人口減少問題に関連し、宮崎県では外国人の皆さんの力を多くの産業でお借りしています。多文化共生社会確立とは、単なる心温まる友好を目指すだけでなく、この地域の経済活力を守るための戦略的な取組として、種々の施策の充実を図る必要があると考えます。

国政の一部において外国人排斥を主張する勢力があり、残念な状況ではありますが、ぜひ知事におかれましては、来年度の事業を計画する中で、重要な視点として取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っております。

では、来年度予算に係る令和8年度重点施策の推進方針並びに予算編成方針にあります、人口減少への「緩和」「適応」という取組について、松本議員と同様になりますが、お尋ねしたいと思います。

私は、この緩和や適応という姿勢は大変大事な姿勢であると思っております。

10年ほど前に、「地元は人口減少、少子高齢化の先進地だ。自分の町を見てもらえば、人口減少の影響はその目で見られるし、どう対応するかもそこに答えがある」と、某西諸地区の先輩議員からお話を聞くことができました。

地元の学校が統合される。道路普請や用水路維持は元気な高齢者の仕事になり、相互に健康に気を配りながら、協力し合って地域を維持しておられる。過去に見た、子供がわらわらと遊び、青年団組織や壮年の皆さんが地域づくりをリードするという、そんな風景はなくなっていくというふうに思います。そんな地域の現状を踏まえた的確な取組が必要であります。

一般、来年度の重点施策並びに予算編成に当たり、人口減少の緩和、人口減少への適応を図

るとしたその意義について、知事に伺います。

次に、人口減少問題に関連する若い女性の転出超過の課題についてであります。

来年度の重点施策推進方針にも、「若者・女性が生き生きと活躍できる環境づくり」、また「UIJターンの更なる促進」との柱がありますが、ぜひ女性局を設置して、積極的な社会減対策、発信力の強化や対策の強化を図っていただきたいと思っております。

先々週の11月19日の「ひなたの「とも活」推進大会」は、すばらしい内容でありました。私は、性別を問わず活躍できる社会を宮崎県につくっていくことは、都会で学んだ若者、また一度は都会に就職した若者が宮崎に戻ってくる誘因となり、人口減少の緩和策となり得るという思いを、改めてこの大会で確信したところであります。

大会宣言では、「女性がもっと活躍できる職場環境づくりを推進し、多くの若者が働きたいと思う魅力ある職場をつくりたい」とありました。逆に言えば、今の宮崎県には若者や女性に魅力ある職場を準備できていないという問題意識であり、さらには、県庁や教育現場においても、そのほとんどは非正規の雇用しかないという、問題提起をさせていただいたとおりの課題があると存じます。

この際、若者・女性が活躍できる社会づくりに関する知事のお考えを伺います。

次に、九州知事会における広域連携の議論について、政策調整監に伺います。

国の地方創生2.0の柱に、都道府県域を越えた広域連携の新たな枠組み、広域リージョン連携がありまして、今年10月には、九州地方知事会と経済界が連携した九州地域戦略会議で広域リージョン連携宣言が出されたということ、

11月の全国自治体議員研修会で知ったところで
す。

広域リージョン連携宣言の意味するところと
宮崎県の役割、さらには、私は大変気にしてい
るんですけども、宮崎県の独立性と広域連携
との関係について、九州地方知事会事務局を担
う政策調整監に、その考え方について答弁を求
めます。

壇上から最後に、警察本部長に質問します。

宮崎県において特殊詐欺や暴力団事件など、
他県同様に重大事件は発生しているところで
す。また、宮崎県は自家用車に頼る地域性があ
り、日々の交通安全に努力しなければならない
と存じます。

また、高岡警察署が移転する宮崎西警察署建
設予定地のことで、移転受入先の県民から様々
な声が上がっていることは御承知かと思いま
す。十分な対応が必要と考えますが、このた
び、宮崎県警察本部長に就任された高井本部長
は、安心・安全な宮崎を願う県民の期待にどう
応えようと認識しておられるか、所信をお聞か
せいただきたいと思えます。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま
す。

まず、人口減少対策の今後の方向性について
であります。

私はこれまでも、人口減少を県政の最重要課
題に位置づけ、子ども・若者プロジェクトをは
じめ、その速度を緩和させる自然減・社会減対
策に懸命に取り組んでまいりました。

その結果、出生率の全国順位は上位を維持
し、移住世帯数も増加するなど、一定の成果が
見られるものの、他の地方と同様、コロナ禍の

影響も相まって、人口減少の流れに歯止めをか
けるまでには至らず、本県人口は令和9年に
100万人を割る見込みとなっております。

このような中、現状の人口構造を踏まえる
と、この先も短期間で減少傾向を反転させるこ
とは困難であることから、私としては、引き続
き、人口減少の緩和策に粘り強く取り組むとと
もに、人口減少下にあっても、県民一人一人が
豊かに暮らし続けることができるよう、日常生
活に不可欠な医療福祉・交通物流の維持充実
や、企業の生産性向上、産業人材の確保など、
今こそ縮小する人口規模への適応策を強化すべ
きという考えに至ったものであります。

人口減少という我が国全体を覆う大きな波に
あらがうことは、決して簡単なことではありま
せんが、誰もが幸せと希望を実感できる宮崎の
実現に向けて、緩和と適応という両面から、今
後とも必要な施策に取り組んでまいります。

次に、若者・女性が活躍できる社会づくり
についてであります。

本県が若者や女性に選ばれる地域となるた
めには、若者や女性が自分らしいキャリアを描
き、実現できる環境を拡大していくことが重要
であります。

このため県では、企業における女性の積極登
用や働きやすい環境整備等を推進するととも
に、若者・女性の起業支援や、非正規雇用から
正規雇用への転換支援などに取り組んでおりま
す。

さらに、女性活躍を推進する上では、地域や
家庭に残る性別による固定的な役割分担意識の
解消が不可欠でありますことから、11月を本県
独自の「ひなたの「とも活」推進月間」と定め、
男性の家事参画との一体的な啓発にも取り
組んだところであります。

先日の大会は、女性の活躍推進会議の10周年を記念してのものでありますが、推進会議のメンバーは様々な活動に積極的に取り組んでおられまして、昨日も、私は仕事と重なったので残念ながら参加できませんでしたが、今、世界で、女性の活躍ランキングでナンバーワンのアイランドの実態を取り扱ったドキュメンタリー映画、「女性の休日」の上映会、そして、その後のパネルディスカッションなども行われたということでもあります。

今後、活躍の場づくりに向けたきめ細かな支援や、県全体の意識改革等に積極的に取り組むことにより、多くの若者・女性にとって魅力ある地域の実現を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○政策調整監（大東 収君）〔登壇〕 お答えします。

広域リージョン連携は、県域を越えた多様な主体の取組を国が支援する制度です。

九州地域戦略会議においては、従来からの官民連携プロジェクトを基に、10月に宣言を公表したところであり、今後は、具体的な取組内容等を記載したビジョンを策定し、今後示される国の財政支援や規制緩和を活用することで、九州全体の取組の後押しとなり、地域の成長やイノベーションの創出につながるものと考えております。

本県としては、九州地方知事会事務局として、各県、経済界との連携や調整を行うとともに、県の課題を解決するための有効な制度として、広域連携の枠組みを活用しながら、食やスポーツ、観光などの強みをさらに伸ばし、本県の発展につなげてまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（高井良浩君）〔登壇〕 お答え

します。

議員からの御指摘も踏まえまして、宮崎県の治安維持の責任者として、所信を述べさせていただきます。

県警察の運営につきましては、運営方針である「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本に、国内全体の治安課題の潮流を踏まえつつ、時に激しく変化する県内の治安情勢を的確に捉えて、県民の皆様の安全と安心のため、全力で努力してまいり所存であります。

また、高岡警察署の移転計画については、国富町と連携の上、移転先の住民の方々の不安等の解消のため、引き続き丁寧に説明してまいります。

皆様におかれましては、警察活動に対するより一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

〔降壇〕

○岩切達哉議員 それぞれに御答弁いただきました。ありがとうございます。

広域的連携を通じて、この宮崎県にメリットを運び込む姿勢ということで、ぜひ、そのことを大事に、政策調整監には引き続き御尽力いただきたいと思っております。

また、警察本部長、大変声がすてきでございます。明確な答弁をいただきました。宮崎の安心・安全のために、よろしく願いいたします。

では、再び人口減少の緩和、また適応ということについて、引き続き質問を行います。

最初に、人口減少の影響は、とりわけ第1次産業の担い手に深刻で、食料不足に拍車がかかるのではないかという声がありますことから、農政水産部長に伺います。

国際連合食糧農業機関の発表によれば、日本

は、先進国において唯一、飢餓国と認定されています。その飢餓率は5%未満とされていますが、食料自給率が極端に低い中、食料生産現場において人口減少問題は、食料確保に大きな黄色信号、赤信号を灯してまいります。

人口減少の中で消えつつある集落、地域では、耕作地は放棄され、雑木が生い茂り、原野に戻っている状況であります。「ノーファーマー、ノーフード」、農家や漁家がいなければ食料はない。食料は輸入すればよいという幻想は捨てる必要があります。

人口減少の中で、農業や水産業など食料生産の担い手をどう確保していくのか、その方策について、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（児玉憲明君） 本県が将来にわたり、食料供給基地としての役割を果たすためには、人口減少下にあっても農水産業の担い手を継続して確保する必要があります。

このため県では、現在策定中の農業及び水産業の長期計画の後期計画で、担い手確保を大きな柱に掲げております。

具体的には、就業前の体験研修や経営発展段階に応じた指導、経営資源承継、外国人材確保の支援を強化するとともに、農地の集約や区画拡大、高性能漁船やスマート技術の導入等を促進し、就農・就業しやすく稼げる環境づくりを進めます。

今後とも、関係団体等と連携し、担い手確保にしっかり取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 次に、子供が生まれる数を増やしていくことについて考えなければなりません。

県のこども計画におけるアンケートでは、予定している子供の数と理想の数にギャップがあ

るという理由について、まずは「子育て全般を通じお金がかかるから」、次に多いのは「教育にお金がかかるから」ということであったと思います。

これまで、教育費負担の実態について質問してまいりました。答弁では、小学校で5万円、中学校では10万円、公立高校では1人15万円という数字の答弁がございました。

まだまだ研究いただきたい、教育にお金がかかるということの実態についてでございますが、今日は私立高校の教育費負担の実情について伺いたいと思います。総合政策部長に、その把握するところをお聞かせください。

○総合政策部長（川北正文君） 文部科学省の「私立高等学校等初年度授業料等の調査結果」によりますと、令和6年度の本県の全日制私立高校における初年度納付金の生徒1人当たりの平均額は、授業料が40万8,086円、入学料が11万2,500円、その他施設整備費等が9万5,157円となっております。

なお、授業料は就学支援金制度により、また、授業料以外の教育費は奨学給付金制度により、一定程度の負担軽減がなされております。

○岩切達哉議員 60万円程度ということで、予想以上の高額でありました。

教育費負担がアンケートで上位にあったからこそ、対策をどうするかということについて考えなければなりません。

アンケートでは、46%の方が、子供を産むことに躊躇する理由として、教育にお金がかかると答えておられます。そのお金がかかるということの実態を知りたいということで、重ねて聞いてまいりました。そのほかにも、大学にお金がかかる、習い事にお金がかかるなどの御意見もあろうかというふうに思います。

県として、教育にお金がかかる実情を調査して、対策を考えないといけないと思いますが、来年度に向けて、人口減少対策が緩和と適応という社会づくりのフェーズに移行する中で、教育費負担に対策が必要だと思いますが、現時点での知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 結婚し、子供を持ちたいと願う方々の希望がかなう社会づくりを進めていく上では、教育費をはじめとする経済的な負担を軽減することが大変重要であります。

このため県では、これまで、国との連携により、高等学校等就学支援金の支給や、県内企業に就職した若者に対する奨学金の返還支援などを実施してきたほか、今年度から新たに、第2子保育料の負担軽減にも取り組んでおります。

また、国においては、将来を担う子供への教育は、親だけでなく、社会全体の責務であることから、高等教育に係る負担軽減が図られているところでありますし、小学校における給食費の無償化についても、来年度の実施に向けた議論が行われております。

全国知事会におきましても、こうした議論というものが、しっかりと地域の実情を踏まえた、よりよい制度設計がなされるよう、地方の声を届けていこうと、今そのような議論をしているところであります。

今後とも、少子化の進行に歯止めをかけるべく、国や市町村とも連携しながら、あらゆる手段を講じることにより、全ての子供・若者の夢や希望の実現を目指して、全力で取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 知事の御発言のとおり、社会全体の責務だと思います。自治体だけが頑張るのではないと思います。教育費負担などは政治の

責任で支えられる社会、ヨーロッパでは無償が当たり前と存じております。日本においても求め続けたいというふうに思います。

次に、高校教育について伺います。

今年3月に改定した高等学校教育整備基本方針は、令和10年度までの計画となっております。公立高校の学科や定員の見通しを定めたものがありますが、この学科や定員を考えるに当たっては、私立高校の存在を踏まえた議論があったかを確認させていただきたいと思います。

その上で、計画期間以降となる令和12年以降には、高校生年齢人口の減少幅が大きくなると本文の中にあります。私はその際に、公立と私立の定員の在り方がどうあるべきか、大変気になるところであります。

公私の定員議論は、宮崎県公私立高等学校連絡協議会で議論されておりますが、人口減少という中で、高校生年齢児が数年先には確実に減少することが分かっている中で、公立・私立間の定員の在り方という課題をどのように議論していくことがよいのか、知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 県立高等学校教育整備基本方針は、令和3年度から10年度において、高校教育の質の向上と、よりよい教育環境の提供を図るための施策をまとめたものであります。高校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、今年3月、私立高校の関係者を含む外部有識者の意見も踏まえ、改定したところであります。

今回の改定では、県立高校の令和10年度募集定員を、各地区の中学校卒業生数の予測を踏まえて見直しをしております。その際、公私立高等学校連絡協議会での議論に基づき、県立高校が中学校卒業予定者数のおおむね7割、私立学

校がこれまでの募集定員を維持することを前提としております。

しかしながら、来年度からの高校無償化に加え、令和11年度以降、卒業予定者数がより急激に減少していく中、現在、県立学校が、県の基幹産業を担う職業系専門学科及び特別支援教育のほとんどを担っていることや、中山間地域の学びを主として保障していることを踏まえると、今後とも、本県の将来を担う人材の育成を、公立、私立がそれぞれ役割を果たしていくためには、現行の募集定員の在り方にとらわれないこと、将来のあるべき姿を議論していく必要があるものと考えております。

○岩切達哉議員 私立の皆さんとも十分な議論をしていただいて、適正な高校教育体制が官民で準備されるように期待したいと思います。

高校教育に関してもう一問であります、広域通信制高校についてであります。

ほとんどは私立の設置で、それも本体は県外にあって、県内ではいわゆるサテライト教室で、またはそれもない学校で、宮崎県内の高校生年齢の若者たちが、ネット通信などを活用して学んでいる状況にあると存じております。この広域通信制高校の県内での実態把握をする必要があるのではないのでしょうか。

全国では約30万人が学び、それは全国の高校生年齢児の9.6%と伺います。

宮崎県内の広域通信制高校は、宮崎の子供たちが教育を受けるため利用しているもので、それらの設置者、管理者との関係を構築し、県民、子供たちの利用状況や、その子供たちの思いや課題を把握する、または送り出している保護者の思いを酌んでいくことが大事だと思います。この課題について、県の姿勢をお聞かせいただきたいと思います。担当は総合政策部長と

伺っております。どうぞよろしく申し上げます

○総合政策部長（川北正文君） 広域通信制高校につきましては、本校所在地の都道府県が所管しており、本校のない本県においては、これらの学校や在籍する県内の生徒の実態を十分に把握することは難しい状況にあります。

しかしながら、在籍する生徒につきましては、本県の高校生であることに変わりはなく、県としましても、その悩みや相談に対応していく必要があると考えております。

そのため県では、生徒が多く在籍する学校を中心に学校訪問を行うなど、設置者との関係性を築くとともに、県に寄せられた生徒や保護者からの相談に対しては、学校と情報共有を図っております。

引き続き、子供たちが安心して学べるよう、学校との連携を深めてまいります。

○岩切達哉議員 文科省発表の高校生年齢の9.6%ということで当てはめると、宮崎県内2,800人ぐらいが広域通信制高校に在籍しているという数字になってしまいます。それだけいるかというのは、なかなか信じ難いところもあるんですけども、大事な若者たち、学んで都会に行くかもしれません。でも、宮崎に戻ってきてほしい。そういう意味では、きちっとした対策を今から行っていただきたいと思います。

次は、県職員の確保の問題で、総務部長に伺いたいと思います。

担い手不足はどの産業でも同様に起きていますが、県関係の職員も、採用に対する応募が少ないことや早期離職があることなど、課題が出ています。

最初に、県知事部局職員の11月1日付採用があったと報じられていました。その意義と効果を伺いたいと思います。

○総務部長（田中克尚君） 年度途中の前倒し採用は、令和2年度から実施しておりまして、昨年度までに39名を採用しております。

今年度も、令和8年4月1日採用予定者の中から、前倒し採用を打診し、応じていただいた9名を、御指摘のとおり11月1日付で採用いたしました。

前倒し採用は、育児休業職員の代替や年度途中退職による欠員等に対しまして、正規職員を早期に配置することにより、県政の諸課題に対応するための業務執行体制を確保することを目的としております。

また、職員の負担軽減や育児休業の取得促進、内定の辞退防止にもつながるものと考えておりまして、来年度以降につきましても、業務執行体制等を踏まえ、柔軟に前倒し採用を実施する予定としております。

○岩切達哉議員 いろいろ工夫いただいております。県職員、そして教職員、警察職員も確保が大変になっているという問題意識がございまして、その立場からの提案でございすけれども、採用に応ずる者に対して、奨学金返済支援を行うことはできないでしょうか。

県内企業の皆さんと県はタイアップして実施されておりますけれども、県庁関係の職員についても、その確保のために取組ができないでしょうか、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） 多様化、複雑化する県民ニーズに的確に対応するためには、職員の確保は大変重要ではありますが、受験年齢人口の減少や民間企業の雇用情勢の影響等によりまして、職員の採用は年々厳しさを増しており、様々な取組を進める必要があります。

その中で県は、御指摘にありました県内企業

への就職・定着を支援する立場でもあることから、職員への奨学金返還支援については、慎重な検討を要するものと考えております。

これまでも、多様なインターンシップを通じた仕事の魅力発信や、受験年齢引上げなどの採用試験制度の見直し、獣医師のように、特に採用が困難な職種への修学資金給付事業等に取り組んでおりまして、これらの取組の効果も検証しながら、引き続き人材の確保に努めてまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ慎重に検討を継続いただきたいと思います。

採用確保、離職防止のためにどう頑張るか。例えば、できる取組として、職場環境改善に向けて努力していただくということは必要なことだというふうに思います。

オフィス形態を変更し、フリーアドレスオフィスという制度の試行もあったと聞いております。効果はいかがだったか伺いたいと思います。また、気候変動、温暖化の折、せめて暖房、冷房の空調の利用は柔軟にさせてほしいという声もいただきますけれども、いかがでしょうか、総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長（田中克尚君） 県政の様々な課題に柔軟かつ迅速に対応するためには、職員がやりがいと意欲を持って働くことのできる職場環境づくりが重要であります。

フリーアドレスについては、昨年度から一部の所属において試行しておりまして、コミュニケーションの活性化や業務効率化などの視点から効果検証を進めているところであります。

また、空調運転については、長引く夏日や時差出勤に対応した冷房期間、時間の延長など、可能な限り柔軟に対応しているところであります。

建物や設備による制約はありますが、引き続き、誰もが働きやすい安全で快適な執務環境の整備に取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 環境整備にぜひお取組をいただきたいというふうに思います。人口減少の中でするので、こういう声もあるということで、一歩ずつ確実な改善をお願いしたいと思えます。

では、人口減少の問題から話題を替えまして、新田原基地へのF-35B配備の件について、先に質問いたしたいと思えます。

防衛省が10月に行った住民説明会では、騒音の激化に不安を訴える声も相次いだと認識しております。

防衛省は、今後も地元と協議を続けるとしながらも、11月4日からは、予定どおりというか、宣言どおりに訓練を開始されました。これは、私が前回の議会で求めました県民の理解と納得、特に納得を得ることにはなっていない、納得があったとは思えない状況で訓練が開始されたと受け止めています。

知事は、防衛省がこのようになし崩し的に訓練を開始したことについて、どのように対応されるのか、答弁を求めたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） F-35Bの訓練については、国が地域住民に対し、10月下旬の説明会において、負担軽減策や訓練開始時期等を説明し、その後、11月4日に機種転換のための訓練が開始されております。

こうしたF-35Bへの機種転換の訓練について、新田原基地で必要最小限の訓練を実施することについては、令和3年度の配備決定時に地元自治体も説明を受けております。地元におきましても、今回の訓練開始については、F-35Bの配備決定時に当初から予定されていた「安

全な飛行のために不可欠なもの」「機種転換のための訓練である」というふうに受け止めていると伺っております。

一方で、それをさらに進めた練度向上のための訓練については、国は「地元への丁寧な説明を行いながら、今後調整する」という考え方を示しております。現時点で当該訓練は実施されていないものと認識しております。

県としては、今後も、国の対応を注視しつつ、地元自治体と連携しながら、地元へ寄せた適切な対応を国に求めてまいります。

○岩切達哉議員 県民の生活を守るという知事の立場から、防衛と外交は国の専管事項という知事のお立場、考えもあるとしても、このままでよいのか疑問に思えるところがあります。

地方がもっと意見を言う、国に要求する姿勢が大事と考えます。この基地の強化、F-35B配備と訓練実施の問題に、さらに強く対策を求めることがあってしかるべきではないかと考えますが、重ねて知事の答弁をいただきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） F-35Bの配備につきましては、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められておるわけであります。

しかしながら、今年2月に国が垂直着陸訓練に係る方針転換を示したことから、県としては、県民の安心な暮らしを確保する立場から、国に対し、騒音に対する不安や負担感など、地元の皆様の切実な思いを伝えるとともに、垂直着陸訓練の必要性の精査や騒音対策の充実などを繰り返し求めてまいりました。

6月には、私から直接、防衛大臣に対し、これらのことを含め、地域といかに共存していく

かということを真摯に検討するよう要請したところであります。

自衛隊が円滑に活動するためには、地元の理解と協力が不可欠であります。引き続き、基地周辺自治体と連携しながら、地元の理解と納得を得られる方策を実施するよう国に強く求めてまいります。

○岩切達哉議員 よろしくお願ひしたいと思います。

では次は、子供の福祉に関連する質問を行いたと思います。

最初に、子供の自殺の問題であります。

この夏に宮崎自殺防止センターが企画した「いのち灯すコンサート」は、自死遺族の皆様や支援者の気持ちに寄り添うような、自殺防止の一助になる、よい企画だったと思います。自殺は全国では2万人台で推移し、顕著なのは10代の女性の伸びが急であると伺いました。

最初に、自殺数の推移、全体数や性別の変化などについて確認したいので、福祉保健部長から報告をお願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 平成26年と令和6年を比較しますと、全国では自殺者数全体で約19.7%減少しているものの、19歳以下では約42%増加しております。

また、性別で見ますと、議員御指摘のとおり、近年、若年層の女性の増加が顕著になっており、昨年初めて、19歳以下において女性の数が男性の数を上回ったところです。

本県では、自殺者数全体で平成26年の265人から令和6年の188人と、約29.1%減少しているものの、19歳以下では2人から3人に増加しております。このうち女性の自殺者数は、両年ともゼロとなっております。

○岩切達哉議員 報告いただいた最近の自殺者

の動向・推移について、原因とか背景とかをどのように捉えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 国の自殺対策白書によりますと、「10代から20代前半の若者は、多感な時期にコロナ禍の影響による家庭環境や学校環境の変化を経験するとともに、情報化や少子高齢化の急激な進行、人間関係の希薄化など、若者を取り巻く状況が大きく変化した」とされており、子供・若者が悩みや孤独を抱えやすい環境にあるものと考えております。

また、女性については、コロナ禍では雇用環境や家庭環境の悪化が背景の一つとして考えられておりましたが、コロナ禍以降も若年女性の自殺は増加しており、健康問題や学校問題、家庭問題など、複合的な要因が絡み合っているものと考えております。

○岩切達哉議員 現状の数と背景というものでお聞かせいただきましたが、自殺防止の取組は大変大事なことで、日本の大きな課題になっております。

子供の自殺防止や若い女性の自殺防止を図る必要がありますけれども、具体的にどう取り組んでいくのか、今できること、今から取り組みたいことなど、具体的な考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県の子供に係る自殺対策としましては、現在、学校におけるSOSの出し方に関する教育や、子供のSOSを受け止めるための支援者向けの研修など、様々な取組を行っているところですが、これに加え、学校現場における多職種の専門家が連携した後方支援の在り方について、現在、教育委員会と検討を進めているところです。

また、女性の自殺対策としましては、これま

で、女性向けの普及啓発CMの作成や、若年層の女性を対象としたSNS広告による相談窓口の案内などを行っております。

今後も、年代や性別に応じた効果的な取組を通じて、誰一人自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ手を緩めず御尽力いただきたいと思っております。

次に、限局性学習症についてであります。

発達の特徴として、読み書き、計算などのいずれかを、また幾つかを苦手とする学習障がいの状態を指しまして、LDと表現されますが、この学習障がいの有無を見極めることができる支援機関が少ないという課題がございます。

発達障がいを診断判定する機関でも、限局性学習症の判定は難しいことで、これまで成績が伸びない原因を知的な問題としていた児童について、実は識字障がいがあったという例もございます。

教育長に伺いたいと思っておりますが、教育の場において限局性学習症を見極めていく体制はどのような現状なのかお聞かせください。

○教育長（吉村達也君） 限局性学習症に関し、学校においては、先生方が日常の学習活動における行動観察やチェックリストなどの活用により、児童生徒の実態を把握し、校内で共有を図っております。

また、必要に応じて、特別支援教育に精通した巡回相談員やスクールカウンセラーなどの専門家から、児童生徒の支援や通級指導教室の利用について助言等を受けております。

○岩切達哉議員 例えば、大学受験に当たって問題を読み上げてもらえさえすれば、すらすらと解けるといような状態像を持つお子さんもいらっしゃいます。支援の有無で学習の獲得に

大きな違いが出ます。勉強が苦手な子と言われていたのが、そうではなかったということになります。

限局性学習症を持つ子供に対する教育の現場における配慮、支援の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（吉村達也君） 議員御指摘のとおり、限局性学習症のある児童生徒は、通常の学級における授業の中で、適切な配慮や支援があれば十分に学ぶことができます。

例えば、書くことが困難な児童生徒には、升目の大きいノートや、けい線のあるプリントを準備することで、書くことへの抵抗を軽減させたり、読むことが困難な児童生徒には、読む行の横に定規などを当て、1行ずつ、ずらしながら読むようにさせることで、読む行だけに集中することができるようにするなどの個別の支援を行っております。

また、通級指導教室では、一人一人のニーズに応じた、より専門的な指導を行い、自己の障がいを理解させ、その困難を改善・克服するための力を身につけさせています。

○岩切達哉議員 文科省の調査では、30人学級であれば2人はいるという割合だそうであります。気づけるか気づけないかということで、学級担任の責任が重大になる今の体制でございます。ぜひ、もう一工夫いただきながら、とりわけ早い時期にその把握をし、直接的な十分な支援ができるように御努力いただきたいと思います。

次に、児童虐待について伺いたいと思っております。

11月は児童虐待防止推進月間でありました。最近の児童虐待について、どのような状況なのでしょう。また、児童虐待防止推進月間に県

としてどのような取組がなされたでしょうか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和6年度が1,987件と、令和4年度の2,019件をピークに高止まりの傾向が続いております。

また、虐待の種別では、心理的虐待が全体の半数を占めており、虐待を受けた児童の年齢では、6歳以下が全体の4割と最も多くなっています。

このため県では、体罰によらない子育てを推進する研修の実施や、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知徹底を図るとともに、子供が虐待に限らず幅広く相談できる無料の電話・SNS相談窓口の設置などを行っているところです。

さらに、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、児童相談所、警察、市町村が合同で虐待対応の訓練を行うなど、関係機関の連携強化にも取り組んでおります。

○岩切達哉議員 児童虐待の件数は高止まりという状況であります。虐待は子供に深い傷を残しますし、生涯にわたっての育ちに影響する、また、時には命すら奪うことがある問題で、何よりその予防が大切であることは言うまでもありません。

現代は、経済的格差の拡大は現実で、貧困やひとり親世帯などを背景とした孤立養育や、夫婦間のDVなど、家庭養育におけるストレスは大変高く存在しています。

残念ながら虐待があった場合で、被虐待児に対するケア、家庭への支援、社会的養護が必要な場合には、単に場の充実だけではなく関わる手を厚くするなど、充実を図っていく必要がございます。

児童虐待問題についての現状の御認識と、対策に係る知事のお考えを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、児童虐待は、子供の心身に深い傷を残し、成長した後においても、様々な生きづらさにつながることから、決して許されるものではありません。本県の相談対応件数が高止まりしている現状には、強い危機感を抱いております。

このため県では、児童相談所における児童福祉司や児童心理司の増員に加え、警察職員や弁護士配置を行うなど、人員体制と専門性の強化を図っております。

また、令和7年度からは、親子関係再構築支援員を配置し、虐待が発生した家庭の再発防止にも取り組んでいるところであります。

また、育児のストレスや経済的な困難など、様々な課題を抱える家庭の孤立を防止するため、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に寄り添い一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を全市町村に促すなど、地域全体で虐待を防ぐ体制の構築を図っているところであります。

今後も、子供たちが安心・安全に暮らせる虐待のない社会の実現を目指して、全力で取り組んでまいります。

○岩切達哉議員 ぜひ、この高止まりという状況を克服して、虐待のない宮崎というものを目指して御尽力いただきたい、対策に力を入れていただきますように要望したいと思います。

次は、話題を替えまして、環境問題でございます。

携帯電話の補助電源として便利なモバイルバッテリーが発火する事故などが起こり、社会問題化しています。主にはリチウムイオン電池が多いようですが、これらについて、環境省は

自治体に適正な回収を促していると同様です。

県内市町村の実態、県の支援はどうか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 全国の廃棄物処理施設等において、モバイルバッテリーなどリチウム蓄電池を使用した製品に起因する発煙・発火が頻繁に発生しており、県内でも令和6年度に188件が市町村から報告されております。

県内市町村におけるリチウム蓄電池の回収については、今年9月時点で、77%の20市町村が、ごみステーション回収や施設持込み等の方法で分別回収を実施しております。

事故発生を防止するため、国は、家庭から排出されるリチウム蓄電池を標準的な分別収集区分の一つとして位置づけ、市町村に分別回収の徹底を求めており、県としましても、市町村に対し、適切な廃棄方法の周知及び分別回収の体制構築を促してまいります。

○岩切達哉議員 リチウム蓄電池、モバイルバッテリーといえば明白なんですけれども、例えば手持ちの扇風機みたいなものにも使われていて、これが平気でプラごみに出されますと発火原因になるとか聞かせていただきました。ぜひ、どんなものがリチウム蓄電池なのか、啓発にさらに御努力いただきたいと思っております。

次いで、PFASについて伺いたいと思っております。

8月に小林市で、国の指針となる値を超えるPFASが検出されました。新田原基地周辺での継続調査の状況もあると同様です。全県下の状況と今後の対応について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 水道事業者である市町村や専用水道設置者である自衛隊等

は、水源等においてPFASの水質調査を行っており、本年2月に新富町の新田原基地内で暫定目標値超過が確認されたほか、8月に小林市、9月に川南町においても超過が確認されております。

県では、これらの超過地点の周辺で地下水や河川の水質調査を行い、新田原基地周辺では5地点の超過を確認し、超過範囲をおおむね特定したところであり、小林市及び川南町については、それぞれ1地点で超過を確認し、周辺の調査を継続しております。

今後とも、超過範囲の特定や発生源の調査を進めるとともに、継続的に水質を監視することにより、県民の安全・安心につなげてまいります。

○岩切達哉議員 暫定目標値というものも、いろいろ意見があるところだとは思いますが。もともとPFASは自然界にないものであり、なかなか体の中では溶けないということでもあります。ぜひ、安心・安全のために、引き続きの御努力をお願いしたいと思います。

次は、3つの日本一挑戦プロジェクトに関するスポーツランドみやぎづくりについて伺いたいと思っております。

宮崎県内の運動施設を利用いただいて、スポーツイベントや合宿を招致することは、宿泊施設利用等の経済的な好影響を及ぼしますことから、県内で活動しているスポーツ団体の役員の方々が、大小のスポーツ大会を宮崎に誘致していただいております。

大会誘致は、大なり小なり他県との競争もあります。このアマチュアスポーツを誘致することへの支援制度について、ある長年運営に携わっている県民の方が、これまで複数回でも大丈夫だったものが年1回となったと不満を伝え

てきました。

サッカーにしる野球にしる、成人でも児童でも、1チームに15人も選手がいれば、その保護者や関係者がいるということで、10チームでも来県いただければ、200人とかそんな数になります。200人が2泊もすれば、200万円、300万円の消費ですが、県の補助といっても、それに対して10万円であります。

しかしながら、これを春の大会、秋の大会と一生懸命大会誘致をして、その都度、支援を受けて、運営費が助かっていたということですが、今年度になってから年1回限りとされたのは、スポーツランドみやぎづくりということに逆行するんじゃないですかという厳しい意見でございました。

制度変更になった経過について、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県では、宮崎再生基金を活用し、コロナ禍からの地域経済の回復を図るため、令和5年度から3か年事業として、本県で合宿するアマチュアスポーツ団体や、本県でスポーツ競技に関するイベントを主催する団体を支援しております。

スポーツイベント開催支援については、昨年度まで、団体ごとの支援回数に上限を設けず実施してきましたが、より多くの団体の誘致につなげるため、今年度から、支援の回数を1団体につき年1回までとする見直しを行ったところです。

アマチュアスポーツ団体など多様な団体の誘致は、大変重要であるため、今後も、市町村や関係団体等と連携し、様々な施策を通じて合宿やイベント等の誘致に取り組み、スポーツランドみやぎのより一層の推進に努めてまいります。

○岩切達哉議員 好評であったということで、うれしい悲鳴ということになるかもしれませんが、それを回数の制限という結果でお示しするのは残念だなというふうに思うんですね。

補正を積んででも、どうぞお越してくださいと、何百泊でも宮崎に泊まってスポーツを楽しんでくださいというような姿勢が大事なのではないかと。それが、スポーツランドみやぎづくりということで、将来は宮崎の野球チームが強くなって、高校野球の優勝旗を持って帰る、その基盤になる、そんなことを展望しながら頑張っていたきたい。

A T PとかW B Cもお客様が来てくださるから大変うれしいんですけども、アマチュアスポーツ推進、スポーツランドみやぎの基盤として、大事な取組として、どうか強化発展いただきたい、お願いしたいと思います。

ところで、県内各市町村、スポーツ行事にそれぞれ独自に支援を行っていただいているようでございます。

I C Tの時代でございますので、大会運営者が、県、そして市町村それぞれから御支援いただきたいというときには、ワンストップで支援が受けられるように準備いただくことが適当だと考えますが、いかがでしょうか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 県外からのスポーツ合宿や大会の誘致を増やすためには、県と市町村の支援を切れ目なく、スムーズに案内できる体制を構築することが非常に重要です。

一方で、県内の市町村が実施するスポーツ合宿や大会開催に対する支援は、そのメニューや対象、手続などがそれぞれに異なっており、一元的な受付が難しい状況です。

県といたしましては、昨年度、県観光協会に設置した、合宿等の問合せにワンストップで対応する「ひなたスポーツ観光ステーション」などの機能を効果的に活用しながら、関係機関がより一層連携した支援体制づくりに取り組み、スポーツ合宿や大会での来県者の増加を目指してまいります。

○岩切達哉議員 では、スポーツランドみやぎづくりの項目の最後に、KUROKIRI STADIUM周辺での駐車場問題について伺います。

施設内の駐車場は1,200台ということで、施設の観客受入れ数は1万5,000人ということでありますので、到底この駐車場の量では足りないと認識します。

国スポ・障スポは臨時駐車場で乗り越えるというふうに伺っておりますが、不足感が否めないところでもあります。これ以上の整備はないのか、どのような対策を行うのかお聞かせいただきたいと思っております。なお、この施設整備に関しては教育庁所管ということで、教育長のほうに伺いたいと思っております。

○教育長（吉村達也君） KUROKIRI STADIUMのある霧島酒造スポーツランド都城は、毎年実施される高校総体や中体連大会などを想定し、晴天時のみの活用となる調整池も含め、公園内に約1,500台の駐車場が整備されております。

また、大規模イベントの際は、民間企業等の協力も得て、公園周辺などに約5,100台の臨時駐車場が確保されております。

今年度、複数競技が同時に開催された県高校総体やラグビー及びサッカーの試合において、駐車場不足は生じていないところであります。

一方で、臨時駐車場の事前周知の不足等によ

り、公園周辺で渋滞が発生したことから、指定管理者と連携し、十分な周知を行うなど、イベント規模に応じた運営に努めてまいります。

○岩切達哉議員 駐車場に係る情報提供が大事だということのようであります。ぜひ適切な対応をいただきたいと思っております。

ここで最後に、県土整備部長に2問質問させていただきます。

道路管理上のトラブルについてであります。毎議会ごとに道路利用者に対する損害賠償について報告を受けます。

昨今の土木工事技術の向上や危険箇所の事前予防など、努力いただいているところであります。道路管理上の事故内容は、過去と現在においてどう変化しているのか、また対応について、県土整備部長に伺いたいと思っております。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 道路管理の瑕疵に起因する主な事故原因は、倒木や枝の落下、落石、路面に生じた穴ぼこであります。

事故原因の傾向は、過去20年を通して大きな変化は見られませんが、国土強靱化による防災事業の推進により、落石事故は減少傾向となっております。

事故内容の確認については、日時、場所、発生状況などを詳細に把握するため、原則、事故当事者や県職員のほか、警察を加えた三者で現地立会いを行い、効率的な事実確認を実施しております。

引き続き、道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所について情報の提供を呼びかけるなど、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

○岩切達哉議員 落石が減ったということは大変ありがたいことだと思いますし、いろいろ要求を、無理難題を言ってくる人もいらっしゃる

だろうと思います。警察を含めた三者での立会いということは、非常によいことだというふうに思います。ぜひ、そのような道路管理の実情を徹底していただきたいと思いますが、道路管理といえば除草、草刈りです。

近年、草を刈る回数の減少があるようで、県道はいいんですけれども、国道はなかなか厳しいです。そういうような状況はありますが、雑草が繁茂している場所を通るときは、特に見通しの悪いカーブなど、事故の危険性まで感じながら通過することもあります。

宮崎県の道路はきれいだと好評だった時期が実は長くありました。従事する職員も努力していたと思います。予算の減少などの事情もあるでしょうが、どうか御努力いただきたいということでもあります。

予算減の中で、草刈り技術の研究の必要性は共有できると思います。現状の労働集約型の草刈りでは、早晚限界が来ると思うところであります。例えば、乗用型機械を活用して草刈りを行うなど生産性の向上が必要で、民間事業者任せにしない改革も大事ではないかと思えます。部長の見解を伺いたいと思います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 人口減少や作業員の高齢化が急速に進行する中、良好な沿道環境を維持していくためには、草刈り作業の効率化が重要であります。

このため、昨年7月に、乗用タイプの草刈り機による試験施工を行い、機械化による優位性を認識した一方で、複雑な道路形状への対応や割高な機械の使用料など、実用化に向けた課題も確認したところです。

県としましては、新技術の動向や、国や他県の状況を注視するとともに、施工者等と意見交換を行うなど、引き続き、効率的な維持管理の

手法について研究してまいります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。草刈りが予算減の中で大変厳しい状況というのは承知しておりますけれども、人手をたくさん集めること自体も大変だと伺います。機械化、乗用型機械の優位性は認識されたという御答弁をいただきました。ぜひ研究いただきたい。

県土整備部長には、美しい宮崎づくりということで、より一層の御奮闘、画期的な取組をお願いいたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分再開

○日高陽一副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕 (拍手) 皆さん、こんにちは。自民党宮崎市選出の山口俊樹です。

傍聴にお越しいただいた皆さん、そしてインターネットで御覧いただいている皆さん、お時間を割いていただきありがとうございます。本日は傍聴に、鈴木議長をはじめ、前田市議、高山市議、市議会の皆さんも来ていただきました。また、夏にインターンで来ていた学生さんも見に来てくれるということで、かなり学生さんには厳しく指導していたので、私の質問を見てしょぼいなと思われないように、しっかりとやっていきたいと思えます。

早速質問に入りたいと思います。まず、これまで一般質問で取り上げてきた様々な件について、質問後の検討状況などを確認します。

最初は、スポーツ施設の有効活用についてです。

昨年、県総合運動公園にてアイドルフェスが開催され、話題とともに経済効果も評価に値するものだったと記憶しております。ただ、それ以降、なかなか似たような動き、誘致が見えてきておりません。

そこでお伺いします。昨年、本県で開催されたアイドルフェスから1年以上経過いたしましたけれども、次年度以降の県有スポーツ施設を利活用したイベント誘致の取組状況について、知事にお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以降は質問者席より行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

昨年9月の人気アイドルグループ日向坂46によるひなたフェスは、全国から多くのファンが来県され、その後、県内各地域も訪れていただいたということで、約29億円という経済効果が生まれております。

この効果は短期的なものにとどまらず、本県の認知度の向上やファンの再訪など、将来にわたって波及していくことも期待されます。大変ありがたい取組だったと考えております。

また、サンマリスタジアムを野球以外のこうした音楽フェスで活用するというものは初の試みでありまして、県有スポーツ施設の有効活用に向けた新たな可能性が示されたと、その手応えも感じているところでございます。

次年度以降の県有施設を活用したイベント誘致につきましては、まずは、これまで築いてきた日向坂46との御縁を大切にしたいという思いから、2回目のひなたフェス開催に向けて、私自身、主催者への要望活動やメンバーへ応援

メッセージを送るなど、様々な働きかけを行っているところであります。

国スポ・障スポを契機として新設した施設等を活用する、また、スポーツの様々な施設を生かして経済効果をより広く波及させていくためにも、継続的にこうしたイベント誘致を図ってまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○山口俊樹議員 ありがとうございます。昨年の質問の際は、「今のところ、ひなたフェスに続く音楽フェスの予定はないです」とはっきりとした答弁でしたけれども、今回はちょっとニュアンスが違うようです。2回目の開催に向けて、知事自ら働きかけを行っているというのは、開催に向けて期待が持てるのかなと思ったところでございます。吉報が届くことを楽しみにしたいと思います。

昨年の質問では、県有スポーツ施設のイベント開催について、企画会社などへニーズ調査を行いますという旨の答弁もいただきました。1年ほど経過しておりますけれども、県有スポーツ施設を活用したイベント開催に関する、企業へのニーズ調査等の調査結果について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(児玉浩明君) 昨年度実施したニーズ調査では、大規模な音楽イベントの場合、数年前からスケジュール調整が必要であること、また、宿泊施設や交通事業者等との受入れに係る十分な連携が重要であること、さらには、地方における興行は都市部と比べて収益確保が難しいため、天然芝の復旧や施設利用料の負担軽減が課題であるなどの意見がございました。

一方で、本県でのイベント開催に際しては、ひなたフェスの事例のように、宮崎との親和性

やストーリー性の有無がその判断に大きく影響するとの考えも示されました。

県としては、こうした調査結果も踏まえながら、2回目のひなたフェス開催を含め、県有スポーツ施設のイベント活用に向けた検討を現在行っているところであります。

○山口俊樹議員 課題や成功へのポイントの整理ができましたということでした。県内各地でどんどん誘致していただいて、都会に出なくてもコンサートやイベントに参加できる、さらには、宮崎らしい、宮崎だからできるものへと価値を高めていっていただきたいと思います。大いに期待しております。

次に、県の施設全体のことについて、一つ提案も含めて質問させていただきます。

現在、県の施設を利用しようとした場合、各施設ごとのホームページで、施設概要とか空き状況を確認して予約するという形になっております。指定管理者の違いなどが要因かもしれませんが、宮崎市とか都城市などでは、市の施設全体の公共施設予約システムというものがございまして、スポーツ施設、文化施設、さらには学校施設なども含めて、利用目的に応じて検索、そして空き状況の確認、さらには予約まですることができます。

県の施設でも同じように、県民の皆さんが分かりやすく簡単に、施設の検索、空き状況の確認、予約ができるようにしたいなと思っているところです。

そこでお伺いいたします。県民が利用可能な県有施設を容易に検索・確認・予約できる仕組みを構築する考えはないか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県民が県有施設の空き状況などを容易に検索・確認できるこ

とは、利便性向上はもとより、県有施設の有効活用にもつながるものと考えております。

このため、まずは、県民の皆様が利用できる施設について、その用途や問合せ先等の情報を整理し、県庁ホームページ内に一覧で確認することができるページを今年度内に作成いたします。

なお、電子申請による予約システムの導入につきましては、施設の管理・運営方法、利用条件など、施設ごとに異なっておりますので、今後、担当部局と協議しながら検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 少なくとも検索できる仕組みを新たにつくりますということでございます。ありがとうございます。こうした仕組みは、多くの都道府県ではまだ積極的には行われていないようです。宮崎が先進地となって、県民の皆さんがここも利用できるんだと新たな発見をしたり、文化やスポーツの活動が気軽にできる仕組みをつくっていただきたいと思います。

続いては、宮崎港についてでございます。

宮崎港は、分譲地をはじめ、毎回のように取り上げさせていただいておりますけれども、今回は宮崎港東地区の整備について伺います。

昨年質問した際は、宮崎港では、特に東地区を中心に原木、木材の取扱量が増加していて、それに対応していくためには、用地の拡張工事もしていきますというお話を伺いました。

さらに、未整備の第14岸壁が整備されると、船を接岸、近づけて荷物を下ろしたり積んだりできるようになるわけですがけれども、その岸壁の整備に向けてもニーズ調査をやっていきますという答弁もいただいております。その後、1年たちまして、宮崎市からも第14岸壁を含めた整備要望も出ておりますので、どういう状況な

のか確認したいと思います。

宮崎港東地区におけるニーズ調査の結果と、今後の整備に向けた取組について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港では、原木の年間取扱量が7月には過去最大の7万トンを超えるなど大幅に増加しており、また、9月に国際条約に伴う保安対策を実施したことにより、外国貨物船の利用も増えてきております。

このため、現在、埠頭用地3.4ヘクタールの拡張工事を進めているところであり、来年夏頃の全面供用を予定しております。

また、企業ヒアリングによるニーズ調査では、近年の脱炭素化に向けた動きを背景に、今後、鉄スクラップなどの取扱いも増加することが見込まれています。

県としましては、増加する貨物や新たな需要等に対応するため、第14岸壁の早期事業化を国へ求めるなど、関係団体等と連携して、東地区のさらなる整備に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 拡張用地は来年の夏頃に全面供用開始を見込むという、新しい情報もいただきました。さらに調査によってニーズも確認されたようですので、これを根拠に力強く整備に向けて進んでいただきたいと思います。引き続き注目してまいりたいと思います。

続いて、個別施設計画について伺います。

この個別施設計画は、各施設の維持管理や改修の長期的な計画を定めたものです。私は事あるごとに、公表してくださいと訴えてまいりました。そして、この10月、全部ではないですけども、行政系施設と職員宿舎については公表いただきました。調整いただいた皆さんに感謝申し上げます。

まだ公表されていない部分については、引き続き公表に向けてよろしくお願ひしたいと思っておりますが、公表されたものを見てみると、予算の確約はないかもしれませんが、今後10年ほどにおいて、これくらいの件数の改修工事とか保全・安全対策などをやっていく必要がありそうだなというものが示されております。

あくまで計画ということで、予算の制約とか想定外の事案、想定よりも長もちしそうだなということもあるでしょうが、計画と現状はどれぐらい整合性があるのかを確認したいと思います。

行政系施設及び職員宿舎の個別施設計画において掲げている対策の対応状況について、総務部長に伺います。

○総務部長（田中克尚君） まず、今年度に改訂した行政系施設の計画では、今年度に対策を計画している202棟のうち、着手見込みが88棟であります。

また、職員宿舎の計画は、昨年度改訂いたしました。6年度の128棟のうち、着手済みが6棟、7年度は、計画168棟のうち、着手見込みは5棟となっています。

着手率が低くなっている理由としましては、実地確認の結果、必要性が比較的低いと判断したことや、特に職員宿舎については、県民への影響が比較的大きい行政系施設を優先させたこと等からであります。

今後は、他部局とも連携しながら、計画を実行していく仕組みづくりを通じて、建物の長寿命化を着実に進めてまいります。

○山口俊樹議員 計画上は202棟やるはずだったけれども、実際は着手が88棟ですと、168棟をやるはずだったけれども5棟ですと、計画の運用がきちんとなされているのか、ちょっと怪

しいなという状況が明らかになりました。

以前、総務部が中心となって計画の推進をしますと答弁をいただいておりますので、進捗管理の在り方の整理、そして運用をよろしく願いたいと思います。持続可能な施設運営ができるように、これからも注目してまいりたいと思います。

続いて、収入証紙についてでございます。

金曜日に二見議員も質問されておまして、正直、内容がかぶりました、一緒でございます。ただ、私も昨年の6月に取り上げておりますので、私からも質問させていただきます。

県民の皆さんは免許の更新のときなどでしか触れる機会がないかもしれませんが、収入証紙という、お金を払いましたよという証明をする切手みたいなものがありまして、宮崎県では738の事務手続で収入証紙を使っている、場合によっては収入証紙でしか手続を行えないという状況でございます。

全国的には、キャッシュレスとか事務処理の効率化の観点から、収入証紙の廃止が進んでいます。もちろん廃止によって影響を受ける方がいらっしゃるの承知しておりますけれども、私は、廃止して事務手続の見直しを図るべきだという立場でございます。昨年もそうした廃止すべきだという主張をして、その際は、いろいろと検討していきますという答弁をいただいたと思っております。

そこで伺いますが、昨年の6月議会で質問した本県における収入証紙の取扱いについて、その後どのように検討されたか、他県の状況も併せて、会計管理者に伺います。

○会計管理者（平山文春君） 収入証紙の取扱いにつきましては、全国で既に10の都府県が廃止し、今後18の県で廃止予定となっております、こ

れらの都府県では、収入証紙に代わって、電子申請と併せた電子納付や、行政窓口でのキャッシュレス決済などの納付方法に移行しております。

本県においても、現在、庁内ワーキンググループにおいて、電子申請と併せた電子納付やQRコードによる収納の拡大、行政窓口でのキャッシュレス決済など、様々な収納方法の導入について、関係部局と調整を進めております。

今後もこれらのキャッシュレス化の取組を進めながら、収入証紙の販売状況や売りさばき所の動向、利用者の意向を把握し、キャッシュレス決済が困難な方への対応策も含め、収入証紙の取扱いについて検討を進めてまいります。

○山口俊樹議員 全国の半分以上の都府県で廃止に向けた動きが進んでいますと。宮崎はまだちょっと検討しています、調整していますということです。私からすると、1年以上検討の時間があって、関係者の意向確認などもこれからですというのは、ちょっとスピードとしていかなものかなというふうに思っています。

実務としては、廃止の方針を決めてから実際の廃止までは、年単位の時間がかかるということでございますけれども、あくまで方針を決めないで動き出すこともありません。廃止の方針の決断が遅れば、他県からも遅れ、宮崎でいえば、それだけ700を超える仕事の業務改善が遅れるんです。こうした効率化ができていない業務の積み上げが、じわじわと働き方などに悪い影響として効いてくるんじゃないかなと考えるところでございます。

まず決断して方針を出す、これがスタートです。この廃止について最終決断をするのは誰ですかと確認したところ、知事ですということです

すので、知事に伺いたいと思います。

宮崎県の700を超える事務の効率化のために、さらには、効率化に積極的に取り組む姿勢を見せて、さらに県庁がよりよい組織になっていく風土をつくっていくために、決断していただきたいなど。来年度予算の編成方針のポイントでも、ICTによる効率化を掲げていらっしゃいます。デジタル化等が進む中、他県と同様に収入証紙を廃止すべきだと私は考えますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 社会の様々な分野でデジタル化が急速に進展する中で、公金収納におけるキャッシュレス化は、県民の皆様の利便性向上はもとより、行政サービスの円滑化・効率化を図る上で、大変重要な課題であると認識しております。

収入証紙は、申請窓口での現金の取扱いが不要で、納付金額が申請書で確認できるなど、行政側のメリットがありますが、利用者にとりましては、販売所まで足を運んで収入証紙を購入した上で、申請書に添付して窓口へ提出するという手間がかかることがデメリットとなっております。

全国的には、さっき御指摘がありましたとおり、半数以上の都府県が、既に収入証紙を廃止、または廃止予定となっております。廃止の前提として、代替手段としてのキャッシュレス決済へ円滑に移行させる必要があり、方針が出されてから実際に廃止するまでに何年かを要しているという状況であります。

このような状況を踏まえ、今後、収入証紙の取扱いについて年度内を目途に方針を示した上で、本県における公金収納のキャッシュレス化を迅速かつ円滑に進めてまいります。

○山口俊樹議員 本音を言えば、ここで決断し

ていただきたかったんですが、年度内には一定の方針を出すのと約束していただいたので、大きな前進かなと思います。

この件のように、知事の決断で物事が大きく早く動くわけですから、やるのかやらないのか御自身が決めるために、必要な情報があるならば、担当にお話ししてデータをもらうなり、決断材料を集めてもらうなどして、主体的に決断するという動きをしていただいて、これまで以上にスピードある県政になることを期待したいなというふうに思います。

続いて、#9910について伺います。

#9910は道路の異状を管理者にお知らせするシステムで、国土交通省がやっています。ちなみに、私は途中までハッシュタグ9910とずっと言っていました、恥ずかしい思いをしたところです。シャープですので、お間違いなく、よろしくをお願いします。

まずは、このシステムの概要と利用状況、そして、#9910は国土交通省ですけれども、県内の市町村には、道路損傷を通報するアプリなど似たような仕組みがあるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 道路緊急ダイヤル#9910は、道路の穴ぼこ、落下物などの異状を利用者が発見した場合に、道路管理者が24時間体制で通報を受け付け、迅速に対応することを目的に、平成17年12月より全国で実施しております。

県内の利用状況につきましては、県管理道路、市町村道路において、昨年度は2,277件の通報があり、10年前と比較しますと、約4.5倍となっております。

また、道路損傷を通報するアプリは、宮崎市をはじめ、4市4町において導入されておしま

す。

○山口俊樹議員 私も宮崎市のアプリも#9910も両方使ったことがあるんですけども、通報箇所はすぐ補修されておりました。

この#9910は、電話だけではなくてLINEでも気軽に通報できたり、さらには、道路の管理者をこちらで判断しなくても通報できる点がいい点だと思っています。

穴ぼこを見つけて、ここは宮崎市の市道だから市役所に、ここは県道だから県庁に連絡しようというのは、なかなか考えないし、そもそも分からないですよ。誰が管理者なのかを#9910の場合システム側で判断してくれますので、通報する側は写真を撮って送ったりするだけでオーケーです。

ただし、せっかくのこのシステム、各自治体において、活用、お知らせがなかなかされておられません。とある自治体だと、ホームページに「穴ぼこなどを見つけたら」という記載があったときには、「県道は宮崎県の土木事務所へ、市道は道路〇〇課へ」みたいな、電話番号だけ載っている状況が見受けられる。もったいないですよ。#9910で全部オーケーです。

そこで伺いたいと思います。#9910のさらなる普及に向けて、市町村との連携が重要だと思いますが、県としてどのように取り組むのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 道路の異状を早期に把握し、迅速な対応を図ることは、利用者の安全につながりますので、#9910の普及を進めていくことは、重要であると考えております。

このため県では、県庁ホームページでの掲載のほか、県政番組の放送、道路情報板への標示、パンフレットやチラシの配布、道の駅での

広報活動など、広く周知を図っております。

今後は、さらなる普及を図るため、各市町村のホームページに#9910の掲載を依頼するなど、市町村とも連携して、積極的に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 国が仕組みを整えてくれますので、国の仕組みに乗っかりましょうと県がお知らせすることも、市町村の負担軽減につながるかなと思っています。ぜひこのシステムをどんどん使っていて、みんなでよい道路環境をつくっていきましょう。

続いて、樋門について2問伺いたいと思います。

大雨のときなどに、河川が氾濫しないように必要な樋門や水門ですけれども、門を開けたり閉めたりするのが、現地に行って、そして人の手で行わないといけないということで危なかったり、人手や操作の担い手がいなくなっているということが課題として挙げられております。

その解決策として、県は水圧によって自動開閉するフラップゲートでの対応を進めているという状況だと認識していますが、そこでまず、県管理河川における樋門の自動閉鎖化の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県管理河川の樋門につきましては、操作員の負担軽減と安全確保を図るため、水圧で自動的に閉鎖するフラップゲートによる自動閉鎖化を進めているところであり、樋門総数906基のうち、38.9%に当たる352基の整備を完了し、現在、13基の整備に取り組んでおります。

今後、自動閉鎖化を実施する樋門については、過去の浸水被害や背後地の利用状況などから抽出を行い、今年度策定する長寿命化計画に

位置づけることとしております。

整備に当たっては、重要性が高く、操作環境が厳しい樋門から優先して自動閉鎖化を進めてまいります。

○山口俊樹議員 どの樋門を自動化するのかというのは、長寿命化計画を今作成していて、そこで数を把握する、整理するという段階であるそうです。ただ、現時点で全体の39%ほどが自動化できているという状況ですから、対応しなくてはいけない箇所はまだまだあるんじゃないかなと想定されます。

樋門については、各市町村にとって喫緊の課題の一つとして、とにかくスピード重視で対応してほしいという声も聞くところです。

そうした中で、県が進めているフラップゲートによる自動開閉化以外にも、別の方法で自動化したい、DX化したいという提案が基礎自治体、市町村から出ているという話を聞いておりました。私としては、前向きに検討してもいいのかなと思っています。

そこでお伺いします。基礎自治体からのフラップゲート以外の手法での提案もあるようですけれども、樋門操作のさらなる作業環境のスピード感ある改善のために、今後の県の対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 樋門は、洪水や津波による浸水被害を防ぐ施設であり、近年、水災害が激甚化・頻発化する中、その適切な操作が重要になることから、県では、樋門の自動閉鎖化を推進しております。

一方で、自動閉鎖化には時間と費用を要することから、操作時の省力化につながる機器への更新や夜間照明の設置など、負担軽減にも取り組んでいるところです。

県としましては、国土強靱化予算を活用し、

自動閉鎖化を加速させるとともに、市町村の御意見を伺いながら、新技術の活用など、作業環境のさらなる改善にも積極的に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 新技術の活用にも積極的に取り組んでいきますということでしたので、各市町村と連携を取りながら、柔軟な判断と対応をよろしくお願いいたします。

続いて、文化財について伺いたいと思います。

県総合博物館と県立美術館の収蔵品とその展示の在り方について質問していきます。

まず、県総合博物館について伺いますが、県総合博物館の収蔵資料点数と収蔵スペースの状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 総合博物館は、宮崎の自然と歴史に関する動物、植物、地質、考古、歴史、民俗、6部門の資料を所蔵しており、これらを合わせた資料点数は、令和7年3月末現在、16万6,293点であります。

これらの資料のうち、展示資料を除くものについては、館内の収蔵庫に保存しており、現在、そのスペースの約7割を占有しております。

○山口俊樹議員 16万点以上の収蔵品があると。すごく多い数ですね。そしてまた、スペースは7割ぐらいが埋まっていますと。収蔵品というのは、売却や処分とかはしないで、基本的にずっと保有し続けるそうなので、スペースについても都度確認していく必要性というのは感じたところです。

さて、これだけ多くの収蔵品があると、長期にわたって収蔵されたままというものもたくさんありそうです。文化的に貴重で簡単に出せないという理由もあるかもしれませんが、収蔵品

も県民の資産ですし、できるだけ目に触れる機会をつくるのが大事だと思います。

そこでお伺いしますが、長期収蔵されたままの資料を県民へ公開するための博物館の取組、工夫について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 総合博物館では、常設展示のほか、特別展やミニ展示、移動する博物館として学校や地域に出向く「どこでも博物館」などにより、できるだけ多くの収蔵資料を活用しております。

また、現在、「みやはくデジタルコレクション」や「みやぎきデジタルミュージアム」などにおいて、デジタルアーカイブ化による資料の公開を順次進めており、これまで展示機会の少なかった貴重な資料も含め、多くの県民の方々に見ていただけるよう取り組んでいるところであります。

教育委員会としましては、引き続き、実物とデジタルの活用により、利便性の向上を図ってまいります。

○山口俊樹議員 実物とデジタルの併用でやっていきますと。デジタルの取組については、2つ名前が出てまいりました。

まず、「みやぎきデジタルミュージアム」は、博物館のみならず、美術館とか埋蔵文化財センターを含めて、収蔵物などを検索できる仕組みです。多くの情報を網羅的に探せるんですけども、課題があるようで、アップできる画像とかに制限があって、収蔵品をしっかりと見るというためには、ちょっと不向きかなという話も聞いています。

もう1つが「みやはくデジタルコレクション」、こちらはアップできる画像とかはそれなりにきれいだそうで、今後はこちらをメインに使っていく方針だということのようです。た

だ、こちらも課題があって、まだできたばかりのサイトなので、紹介されている展示品が極めて少ない、今10個ぐらいだったと思います。また、個人的な印象ですが、ちょっとページデザインがダサいなというか、あんまりわくわくしないなと思ったところです。

この2つのデジタルの取組を、役割を明確にしながら、それぞれ魅力あるものへと改善していただければなというふうに思います。

続いて、同様に美術館についても伺います。

まず、収蔵品の数について、以前、齊藤議員が質問されて、約4,000点という答弁がありましたけれども、県立美術館の収蔵作品の点数を、数字を丸めずに答弁を、教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 県立美術館の収蔵作品につきましては、絵画、彫刻、写真、書などがあり、令和7年3月末現在で4,260点となっております。

○山口俊樹議員 4,260点ありますよということでございました。県立美術館は御承知のとおり、10月で開館30周年を迎えております。歴史を紡いできているわけですが、この4,260点はどれほど県民の皆さんの目に触れてきたのか確認したいと思います。

この4,260点のうち、長期にわたり、今回30周年を迎えているので、半分の15年以上展示されていない収蔵作品はどれくらいあるのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立美術館では、4,260点の収蔵作品をコレクション展や特別展などで計画的に展示しておりますが、令和7年10月現在、15年以上展示されていない作品は2,041点であり、収蔵作品の48%になります。

未公開作品につきましても、今後、順次展示

していくこととしておりますが、研究を主目的として収集しているものや傷みが激しいものについては、展示を控えることにしております。

○山口俊樹議員 15年以上展示されていない作品は2,041点、48%ありますよと。傷みとかで展示が難しいものもあるようですけれども、それを考えても、ちょっともったいないなというふうに感じたところです。

博物館のときにも申し上げましたが、県民の資産でもありますので、できるだけ目に触れる機会をつくっていただきたい。

そこで伺いますが、長期にわたって展示されていない作品への対応を含め、県立美術館の収蔵作品を県民へ公開するための取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立美術館では、県民の財産である収蔵作品をできるだけ多くの県民に親しんでいただけるよう、様々な取組を行っているところです。

例えば、年4回、作品を入れ替えながら、収蔵作品を無料で公開するコレクション展や、県内市町村において収蔵作品を展示する「旅する美術館」などで、年間を通して400点程度の収蔵作品を展示しており、引き続き、未公開作品も含め、計画的に公開してまいります。

また、インターネット上の「みやぎデジタルミュージアム」において、現在1,280点の収蔵作品を公開しております。今後、全収蔵作品のリストのデジタル化や「みやぎデジタルミュージアム」の更新を行い、多くの作品情報の提供に努めてまいります。

○山口俊樹議員 年間を通して400点程度の展示ということで、毎年展示を求められるような人気作品もあるでしょうし、やはり未展示品などには、計画的な展示への配慮が必要なのかな

と思われました。

博物館同様に、デジタル対応、「みやぎデジタルミュージアム」の話がありましたけれども、画質等の問題もあるようですので、デジタルでの見せ方についても改めて検討をお願いしたいと思います。

また、先ほどの答弁で、全収蔵作品のリストのデジタル化には初めて触れていただいております。これは早期にやっていただいて、収蔵品の全貌を県民に公開する、そしてコレクション展などでの県民からのリクエストに生かすというをお願いできればと思います。

続いて、警察行政についてでございます。

皆さんは検視官という役割を御存じでしょうか。よくドラマ等で目にする、御遺体を解剖したりする検死とは若干異なります。

県警で一定の訓練等を受けた方しか対応できないもので、孤独死などを含め、御遺体に事件性がないかというのを最初に現場に行き判断していく、大事で大変なお仕事です。

まず、検視官の役割と本県の検視官の配置状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） まず、本日の私からの説明で、死体取扱業務という表現を用いますけれども、これは全国警察で統一された言い方でございますので、御理解を賜ればというふうに思います。

もとより、お亡くなりになった方の御遺体を拝見させていただくに当たっては、いささかも礼を失することがあってはならないということは、基本中の基本として強く指導しているところでございます。

検視官についてであります。検視官は、犯罪死の見逃し防止を図るとともに、死因、身元を明らかにするための死体取扱業務を主な任務

としておりまして、全ての都道府県警察に配置されております。

本県警察では、的確な死体取扱業務を実施するため、刑事部捜査第一課に検視官室を設置し、警視の検視官室長のほか、警部の検視官4名とその補助者である警部補4名の合計9名体制を整備しております。

死体取扱業務に当たっては、検視官とその補助者を2名一組として4班を構成し、4交代制で勤務することで24時間365日対応できる体制を整えております。

○山口俊樹議員 全都道府県に検視官の方はいらっしゃるんですけども、本県は9名で24時間365日、さらには全県下の御遺体に対応しているということで、肉体的にも精神的にも大変な役割だなと感じるところでございます。

今後、高齢社会を迎えて検視の必要性はさらに増してくるでしょうし、実は大規模災害があった際にも、検視官の方々は遺体安置所等で御遺体を見るという役割もあります。この9名という人数で大丈夫なのかと、ちょっと気になりますよね。

そこで伺いますが、検視官の取扱件数及び臨場率——これは現場に検視官の方が行った割合ですけれども、この状況と今後の検視官の育成配置について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 本県警察における死体取扱数及び検視官臨場率を直近3年分で申し上げます。令和4年中は1,467件、臨場率は約98.9%、令和5年中は1,465件、臨場率は約99.1%、令和6年中は若干増加いたしまして1,633件、臨場率は約99.8%となっております。

検視官は、極めて高度な死体所見に関する知識や、御遺体、現場に対する観察力、捜査力等

を有する人材を配置する必要があります。

本県警察では、捜査経験豊富な候補者を選定して、検視官の補助者として検視官室に登用し育成しているほか、東京にあります警察大学校における専門研修を受講させるなど、後継者の育成にも取り組んでいるところであります。

○山口俊樹議員 取扱件数は伸びつつある傾向で、臨場率ほぼ100%と。お話を伺うと、臨場率よりも事件性を見逃さないということに重きを置いているそうなんですけれども、参考までに申し上げますと、全国の臨場率の平均は2024年で82.4%というのがありますので、宮崎県警は全国と比較してかなり高い臨場率となっているようです。

ただ、今回質問する中で分かったんですけども、検視官については、配置基準のようなもの、人口とか都市の規模当たり何人配置してくださいというものはないそうです。つまり、人員が足りているか足りていないか判断できないということになるかと思えます。

警察本部長は国から来ていらっしゃいますが、組織として、業務量をどう捉えて人材配置をどうしていくのかということの問題意識としてより強く持っていただけると、地方の組織も安定して運営できるのではないかなと感じましたので、意識を向けていただきますようお願い申し上げます。

引き続き、警察本部長へ交通関係について2問伺います。

午前中に松本議員も触れていらっしゃいましたけれども、来年の4月から、道路交通法改正に伴って自転車に青切符が適用されると。つまりルール違反をすると罰金が科せられますということをお存じでしょうか。3,000円から1万円を超えてくる場合もあるようで、特に通学な

どで自転車を使う中高生は、知らなかったと知らないようにしてほしいなと思います。

そこで伺いますが、自転車の青切符の導入に向けた学校現場等への周知について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 来年4月1日から施行されます自転車の交通違反に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符の制度については、16歳未満の方については、制度の対象外ということであります。

他方で、現時点で16歳未満の方であっても、自転車乗用中の携帯電話の使用等が禁止されているということに変わりはありませんので、自転車を安全に利用するための交通安全教育は必要であるというふうに考えておりまして、中学生等にも交通安全教室や街頭活動において、制度の趣旨等を周知しているところであります。

来年4月1日の施行を控えて、警察といたしましては、関係機関・団体と連携し、制度の趣旨や反則金に関するチラシの学校等への配布、ホームページ、SNSの活用、街頭活動の強化など、あらゆる機会を活用して、さらなる周知を図ってまいります。

○山口俊樹議員 年齢的なものでいくと、青切符としては中学生は恐らく対象外だろうと。ただ、高校生は対象になる場合があるかなと思います。罰金等がなくてもルールは守ることは当然なんですけれども、学生さんがもし切符を切られて、お金を払わないといけないとなると、金銭的にもメンタル的にも非常に厳しいものがあるかなと思いますので、学生への周知は改正までに丁寧に説明をお願いしたいなと思います。

続いてもう1問、交通事故の現場検証におい

て、新しいシステムが出てきておりまして、そのシステムを導入すると、事故の現場検証がかなり短時間で正確にできることによって、現場の労働環境の改善や事故による通行止めの大幅な短縮といったメリットがあるようです。

モービルマッピングシステム、モバイルマッピングシステムなどと呼ばれておりまして、福岡県警などでは既に導入されて効果を発揮しているようですけれども、このシステムの本県への導入について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 御質問いただきましたMMSとは、モービルマッピングシステムの略でありますけれども、全方位カメラ等を搭載した車両で交通事故現場を走行しながら撮影して、自動的に図面化するというシステムであります。

このMMSは、御指摘いただきましたとおり、事故現場における交通規制の時間が短縮されるなどのメリットがありますけれども、費用負担が大きくなるということもありまして、現時点では、警視庁や、御質問にもありました福岡県警察など、4都県で導入されているにとどまっているところでございます。

本県では現在のところ導入予定はございませんが、今後、他県の導入状況などを参考にしながら、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○山口俊樹議員 先進的な県警では取り入れているけれども、ちょっと高いということです。億単位のいいお値段とも聞いていますので、費用対効果の判断は大事だと思います。

今回、警察行政をいろいろと伺ってきましたけれども、まだまだDXとかそういった面で改善の余地はあるかなと思っています。熱意と体力のある皆さんで構成されている組織でしょう

から、強いフィジカルとメンタルでいろいろ何とかできるということかもしれませんが、人手不足は警察も例外ではないでしょうから、業務効率化には積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、大学入試への対応ということで、2問お伺いしたいと思います。

私が受験生だった頃は、一般選抜と呼ばれる学力主体での選考が主でしたが、近年は選抜方法も多様化して、だんだんと推薦等による選抜が増えてきているようです。学生の進路の希望をかなえていくため、そうした選抜にも県立高校も対応しなくてはなりません。

まず、本当に選抜方法が多様化しているのか確認したいと思います。大学入試の合格者のうち、推薦等の選抜区分の割合について、全国と本県県立高校の状況はどうなっているのでしょうか。また、合格者だけでなく、全国の入学者の割合についても伺いたいと思います。教育長、答弁をよろしくお願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 令和6年度の大学入試において、入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的、総合的に評価・判定する総合型選抜における大学合格者の割合は、本県が6.8%、全国が7.2%となっております。

また、校長の推薦に基づき、調査書を主な資料として評価・判定する学校推薦型選抜におきましては、本県が20.4%、全国が17.9%となっております。

なお、全国における総合型選抜と学校推薦型選抜による入学者の割合は、年々増加しており、大学入学者のうち、総合型選抜が16.1%、学校推薦型選抜が35%、合わせて51.1%となっております。

○山口俊樹議員 推薦入試には2種類あって、

学生の能力とかを評価する総合型と、学校の成績などを評価する学校推薦型があります。宮崎の場合、学校推薦型は全国と遜色ない合格者の割合で、むしろちょっと高いぐらいですが、総合型はちょっと低めになっていることが分かりました。また、入学者ベースで見ると、既に半数以上が推薦等で入学となっているという実態が分かりました。

ただ、県内の入学者のデータは答弁いただいております。これはなぜなのかというと、これまで教育委員会では、最終的に学生がどこに入学したか、進学したかについて、全員が全員取りまとめ切れていないという状況にあったようです。これは今後の課題として共有させていただいていると思いますので、今年度からはしっかりと各学生の最終進路を把握していただくようお願いしたいと思います。

まとめると、今や半分以上が推薦等で大学入学する時代となっていて、これは県立高校としてもしっかりと対応していく必要があると思います。

そこで、県立高校における大学推薦等の入試への対応状況と今後の取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 大学推薦入試においては、進学に必要な基礎学力はもちろんのこと、知識、技能を活用して自ら課題を発見・解決し、成果等を表現する力や、主体性を持ち、協働して学ぶ態度が、面接や小論文、集団討論等を通して評価されております。

これらの力を育むために、県立高校では、探究的な学びの視点による授業を各教科で行うとともに、進学塾や出版社等による入試分析や受験した生徒からの報告書を基に、各大学の出題傾向や狙い、評価基準等をまとめ、学校全体で

共有し、生徒への指導に活用しております。

教育委員会としましては、推薦入試における合格率をさらに高めるため、全国の先進的な取組も参考に、指導のさらなる充実に努めてまいります。

○山口俊樹議員 全国の先進的な取組も参考に頑張りますということです。個人的には、学力での選抜のほうがある意味で平等なのかなという思いもあるんですが、時代に対応していかなくてははいけません。宮崎に生まれたから、宮崎の高校だから行きたい大学へ行けないということにならないように、むしろ宮崎だからいろいろな経験ができるんだという売りになるぐらいの県立高校であってほしいなと思いますので、頑張ってくださいなと思います。

続いて、救急車の適正利用について伺います。

季節によって救急出動の件数が増加して、救急体制が逼迫するおそれがあるということが指摘されております。各自治体も県民の皆さんへ適正利用を呼びかけておりますけれども、今回は、患者さんが病院と病院の移動の際に救急車を利用する転院搬送について伺いたいと思います。

まず、現状を確認したいと思います。全国及び本県における救急出動と転院搬送の状況について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防庁統計の速報値によりますと、令和6年中の全国における救急自動車による救急出動件数は771万7,123件となっております。このうち、医療機関に収容された者を何らかの理由により他の医療機関に救急自動車で搬送した転院搬送件数は58万1,685件となっております、全体の7.5%となっております。

また、本県における救急出動件数は5万6,872件、転院搬送件数は6,907件となっております、全体の12.1%となっております。

○山口俊樹議員 転院搬送はお医者さんの判断がないと実施できませんので、安易な利用があるということはないというふうに思いますけれども、事実として、全国が7.5%という割合があるのに対して宮崎は12.1%ということで、若干、転院搬送が高い割合を占めているということが分かりました。市民や県民だけでなく、医療機関の協力もいただいて、救急体制の安定につなげていく必要があるかと思います。

そこで、今後の転院搬送についての対応を伺おうと思いますが、この議会の補正予算で転院搬送に関する事業が計上されておりました、当局も同じ問題意識があるのかなと思ったところです。改めて伺いますが、11月補正予算でも事業を計上されているようですけれども、それも含めて、転院搬送に対する県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 医療の必要な患者の病院間での搬送につきましては、消防機関の救急車と、病院の所有する救急車及び民間の患者等搬送車が行っておりますが、国の検討会において、通常、主に現場に急行し、救急搬送を担う消防機関の救急車の使用割合が高いことが報告されております。

そのため、病院救急車を活用することや、地域の実情に応じた転院搬送ルールを定めることなど、対策が求められております。

県としましては、今議会の補正予算として病院救急車活用促進事業を計上し、病院における運行経費を支援することとしております。

今後、消防などの関係機関と連携し、患者搬送の適切な役割分担や手段の確保を図ってま

います。

○山口俊樹議員 県だけではなくて、国も問題意識を持っているよということが分かりました。県では病院救急車活用促進事業というのを予定していますということですが、この事業、私もいろいろ聞きましたけれども、ちょっと気になるところも実はあります。ただ、担当の常任委員会で審査されると思いますので、ここではこれ以上は控えたいと思います。いずれにせよ、県民も医療機関も努力し合って、必要なときに必要な人へと届く救急体制を担保していくために、県がぜひ旗振り役になっていただきたいと思います。

今回の質問の最後の項目でございます。HPVワクチン、子宮頸がん予防ワクチンについてでございます。

HPVワクチン、子宮頸がん予防ワクチンは、今年の3月までキャッチアップ接種が行われていまして、県もキャッチアップ接種に向けてPRを頑張っておりました。

ただ、そのキャッチアップが終わった今年度は、PRを含めて予算的にも寂しい状況になっていると認識しています。接種するかどうか、これは最終的に当事者の判断ですけれども、命と健康を守れる可能性があるという情報をしっかりと発信し続けることは大事だろうと。また、自治体によって取組状況にだんだんと差が出てきているという話も聞いていまして、そうした差を少しでも埋める役割を私は県に担ってほしいなと思っています。

そこでまず、接種の状況についてお伺いします。HPVワクチンの昨年度の実績と今年度の最新の状況、そしてその状況に対する認識を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県で令和6

年度に子宮頸がん予防ワクチンの初回接種を終了された方は6,284人、接種率は20.8%と、全国1位の接種率となっております。

令和7年度は、速報値となりますが、8月末時点で初回接種を終了された方は1,130人と、前年同期と比べますと約4割弱となっております。

県ではこれまでも、対象者が安心して接種することができるよう、有効性、安全性に関する情報の周知や、接種後の症状に対応する医療体制の整備などに取り組んできたところですが、今後も実施主体である市町村と連携して、さらなる接種の推進が必要であると考えております。

○山口俊樹議員 昨年度の初回接種率は全国1位だったということで、関係者の努力と県民の皆さんの積極的な行動の結果なんだろうというふうに思います。

もともと宮崎県は、子宮頸がんの罹患率が全国ワースト、全国で一番高かったと記憶しておりますので、そうした県で着実にワクチン接種が進んだというのは、将来にとって大事なことなんだろうと思います。

一方で、広報を目にすることが少なくなったり、昨年度のうちに初回接種を終えたという人も多かった影響もあってか、今年度の接種数は前年度比4割と大きく減っております。この状況を受けて、県としてどうしていくかというのを聞きたいところですが、実は県にはHPVワクチン接種に対する目標とか指標はございません。これがないということは、数に対する判断ができない、予算をつけるにしても根拠がない、なかなかお金をかけてやりましようとならないんじゃないかなと危惧しています。

なお、宮崎市では、WHOベースだと思いま

すけれども、中学3年生の初回接種率90%という目標を出していますし、男子への接種助成も始めるなど、かなり先進的かつ積極的に事業を行っています。

各自治体の様子を見ていると、HPVワクチン接種に力を入れていくのかどうかは、結局トップの問題意識と決断ということがよく分かります。県も積極的な市町村をしっかりと支援していくために、目標とかを定めて、県として方針をしっかりと示した上で、予算的な支援もしていくべきだと私は思いますし、知事にはそうしたリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。

そこで、本日最後の質問として伺います。HPVワクチンの定期接種促進について、県として目標等を定める考えはないか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子宮頸がんは、ワクチンの接種により、高い予防効果が期待できますことから、子宮頸がんワクチンの接種率向上は、女性の健康、ひいては次世代を担う若者たちの未来を守る上で、極めて重要な取組であると認識しております。

一方、国では、接種率等の目標は設定されておらず、県でも同様の取扱いとしているところでもあります。

県では、接種機会の拡大に向け、居住地以外の医療機関でも円滑な接種を可能とするなど、接種環境の整備を推進するとともに、積極的勧奨が再開されました令和4年度以降、接種対象者や保護者の方々に、正確な情報に基づき接種を検討・判断していただけるよう、動画やリーフレットなどによる情報提供を行ってまいりました。

今後も、こうした取組を継続してまいります

とともに、実施主体である市町村を積極的に支援してまいります。

○山口俊樹議員 国が定めておりませんので、県も同様の取扱いとしておりますと、ただ、市町村は積極的に支援しますということでございました。正直、国が定めていないので県も同様の取扱いというのは、何をおっしゃっているんだろうなと私は思っています、宮崎県としてどうするかというのは、国が決めるものじゃなくて県が決めるので、ぜひ県としてもしっかりと方針を出すということを考えていただきたいなというふうに思います。

ただ、積極的に支援しますという答弁はいただきましたので、きちんと県から予算という形で示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回も様々な質問をさせていただきました。前向きな答弁を多くいただいて、質問で県政を一步でも動かしていくことができたのかなというふうに思うところです。

これまで仕事をしてきまして、県は決断したら物すごく速いスピードで動いてくださると思うんですが、決断するまでちょっとやきもきすることが多いなとも感じる場所があります。多くの場合、最終的に決断できる、行うのは知事だというふうに思いますので、今後もスピード感ある県政の推進のために、知事の決断力に期待いたしまして、私も決断を後押しするような質問ができるように尽力するというのを改めて決意して、全てを終わりたいと思います。

少々早口で終わってしまいましたけれども、時間がちょっと余りましたが、以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

令和7年12月1日(月)

○日高陽一副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時54分散会

12月2日（火）

令和 7 年 12 月 2 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (35名)

1 番	河 野 通 博	(みやざき未来灯)
2 番	永 山 敏 郎	(県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄	(公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久	(同)
5 番	山 内 いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹	(同)
7 番	下 沖 篤 史	(同)
8 番	齊 藤 了 介	(同)
9 番	黒 岩 保 雄	(同)
10番	渡 辺 正 剛	(同)
13番	外 山 衛	(同)
14番	脇 谷 のりこ	(未来への風)
15番	松 本 哲 也	(県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎	(同)
18番	野 崎 幸 士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋	(同)
20番	内 田 理 佐	(同)
21番	川 添 博	(同)
22番	荒 神 稔	(同)
23番	日 高 博 之	(同)
24番	福 田 新 一	(同)
25番	本 田 利 弘	(同)
27番	凶 師 博 規	(無所属の会 チームひわか)
28番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄	(自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉	(県民連合立憲)
31番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱 砂 守	(同)
33番	安 田 厚 生	(同)
34番	坂 口 博 美	(同)
35番	山 下 寿	(同)
36番	山 下 博 三	(同)
37番	二 見 康 之	(同)
39番	日 高 陽 一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
監 査 事 務 局 長	坂 元 修 一
人 事 委 員 会 事 務 局 長	日 高 正 勝

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
事 務 局 次 長	久 保 範 通
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 一般質問

◎日高陽一副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、今村光雄議員。

◎今村光雄議員〔登壇〕(拍手) 皆様、おはようございます。都城市選出、公明党の今村光雄です。

11月21日に閣議決定された総合経済対策では、物価高騰対策の一環として、重点支援地方交付金が拡充され、自治体が地域の実情に応じて、生活者、事業者を支援できる仕組みが強化されています。本県においても、県民生活を守るため、実情に即して、機動的、柔軟的な活用をよろしくお願いします。

さて、国政においては様々な動きがあるようございますが、国の動向に大きく左右されない強い宮崎県を築いていかなければならないと考えます。その観点も踏まえて、初めに本県の公金運用について伺います。

本県の財政運営は、歳出面では、国民スポーツ大会準備をはじめ、公共施設老朽化対策、防災・減災対策など、今後も多額の財政負担が懸念されます。一方、令和7年度歳入予算において、自主財源比率43%に対し依存財源が57%と、地方交付税や県債に大きく依存しており、国の財政方針や金利変動に左右されやすい構造となっています。安定した行政サービス提供のためには、自主財源の拡充も図っていかねばなりません。

物価高騰下ですので、県民への負担は減らさなければなりませんし、将来、負担増を招かな

いよう、県債依存も抑制すべき状況の中、県保有基金を含む公金を活用した運用益確保は、重要な財源創出の手段でございます。

国においても、GPIFの年金運用では、2001年から2025年、第2四半世紀までの累積収益額は約180兆円にも上り、リーマン・コロナショックを乗り越えて、大きく収益を上げています。その経験を生かし、税金や国債に頼るのではなく、新たな財源をつくる政府系ファンドの研究が始まり出したところでもあります。

本県においては、公金の運用は既に取り組んでいますが、どのような方針なのか、厳しい財政状況の中、本県の公金の運用について、知事の考えをお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

◎知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

県の公金は、県民の皆様や県内企業から納めていただく税金などがその原資となっておりまして、適正な管理及び運用を図ることが大変重要になってまいります。

このため本県では、次の3つの考え方を基本に公金を運用しております。

1つ目は、元本を損なわない「安全性の確保」、2つ目は、支払い等に支障が生じないようにするための「流動性の確保」、3つ目は、安全性及び流動性を十分確保した上で、より運用収益が得られるようにするための「収益性の追求」であります。

県の公金のうち、運用資金の大部分を占める基金については、より金利の高い債券での運用を増やすなど、収益性の向上に努めておりますが、現在、金利上昇局面にありますので、今後、それらの取組を強化し、さらに収益性を高

めていくことが重要と考えております。

金融情勢等の動向を注視しつつ、収益性の確保を意識した一層の工夫を行いながら、今後も安全かつ効率的な公金の運用に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○今村光雄議員 厳しい財政状況の中であっても、安全性が最優先であることを理解しました。安全性が担保されていなければ、元本を割ってしまう可能性もありますので、その点を最重要視することは当然だと思います。

では、その中において、最も効率的な運用をしているのかどうか、そこをしっかりと分析していかなければならないと思います。

地方自治法第241条では、「基金は确实かつ効率的に運用しなければならない」とあり、より効率的な運用を図り、長期的な財政負担軽減や自主財源強化が必要だと考えますが、本県の公金の運用について、運用収益を増やすため、どのように効率的な運用を行っているか、会計管理者にお伺いいたします。

○会計管理者（平山文春君） 歳計現金や基金等の公金につきましては、安全性を最優先に、流動性や収益性も重視しながら、定期性預金のほか、公社債等のより金利の高い債券による運用を行っております。

基金の運用は、基金所管課からの依頼に基づいて行っておりますが、定期性預金よりも金利の高い短期債券の情報などをあらかじめ提供し、債券による運用額を増やすなどした結果、今年度は、現時点で昨年度より4億円以上の増加となる、約6億5,000万円の運用利益を確保できる見込みとなっております。

なお、得られた運用利益は、元金とともにそれぞれの基金所管課へ戻しまして、事業において有効に活用されております。

今後とも、安全かつ効率的な公金の管理・運用に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 基金の運用により、昨年度よりも4億円以上の運用利益となる約6億5,000万円を確保できる見込みとあり、堅実な運用ができていていること、また、運用により得た利益を基金の所管課の事業に活用されていることは、評価できるものと思います。

ただ、さらなる運用利益の最大化に向けた継続的な研究・開発は今後も不可欠です。みやぎ行財政改革プランや宮崎県行財政改革懇談会も活用して、公金運用の計画や分析、そして外部有識者の知見を活用し、全国トップレベルの運用実績を目指して、さらなる向上をお願いします。

皆さんは遷延性意識障がいをお存じでしょうか。この障がいは、脳損傷等により、外部との意思疎通ができず、自力移動や摂食、排せつができない状態が3か月以上続く状態のことです。

先日、その家族の会九州「つくし」秋の講演会が本県にて行われました。介護者である御家族のお話を聞くと、あまり知られていないからこそその苦労というものを実感しました。

その一つに、身体障害者手帳にこの病名の記載がなく、身体障害者1級のみ記載されている点が挙げられます。1級であってもその状態の差は様々で、遷延性の人もいれば、意思疎通が図れる方もいらっしゃいます。病名の表記により、理解促進や支援拡大にもつながっていくものと考えます。

手帳への表記は、身体障害者福祉法の中では特に明記されていませんが、都道府県や中核都市にて認定や交付をすることとなっているので、それぞれの裁量に委ねられます。

県内で交付される身体障害者手帳における障害名の表記の取扱いについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法において、都道府県、中核市等が交付することと定められております。

このうち、県が交付する身体障害者手帳における障害名の表記につきましては、交付申請書に添付されている医師の診断書を確認し、障がいの原因となった疾病等が明らかである場合には、「遷延性意識障害による体幹機能障害」など、基本的に当該疾病等を含めて記載しております。

○今村光雄議員 本県においては診断書を基に記載しているとのことですので、引き続き対応をお願いするとともに、中核都市である宮崎市にも展開できるよう、また私も働きかけていきたいと思っております。

遷延性意識障がい者の多くは、喀たん吸引や人工呼吸器装置の脱着、経管栄養等の医療的ケアが必要とされています。家族介護者へのケア、いわゆるレスパイトケアの取組も必要で、その一つである医療型短期入所事業所の拡充が課題となっています。医療的ケア児の増加により、全国的に医療型短期入所事業所の不足が指摘されており、本県でも同様の状況です。

県では、令和6年度から医療的ケア児等短期入所拡大促進事業を実施し、県内での事業所の設置が徐々に進むなど、地域ごとに拡充がなされているところではありますが、今後も拡充に向けた取組を継続していくのか、遷延性意識障がい者を含む医療的ケアの必要な方が利用する短期入所事業所の拡充について、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、医療的ケアが必要な方が利用できる短期入所事業所の拡充のため、人工呼吸器管理や経管栄養等の実技に対応できる医師、看護師の人材育成や、事業所の施設整備への補助など、支援体制の強化に努めております。

また、昨年度より、市町村とともに利用者の受入れ実績に応じた補助も行っており、その結果、今年1月に、本県で6か所目となる医療型短期入所事業所が延岡市に開設されたところであります。

今後も、市町村や関係団体と連携しながら、短期入所事業所のさらなる拡充に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 引き続きよろしくお伺いいたします。

遷延性意識障がいの家族介護者からは、自分がいなくなった後のことが不安だとの声が多く寄せられています。

国においては、地域での自立生活を支える地域生活支援拠点の整備を推進し、令和7年度においても、都道府県や市町村に対して、相談、緊急対応、体験機会の提供など、機能強化を促しています。

本県でも、地域生活支援拠点の整備、機能強化に努めるべきだと思いますが、介護者が亡くなった後の遷延性意識障がい当事者を支えるための仕組みの現状と県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がいのある方の介護者が亡くなられた後の生活は、切実な問題であり、特に遷延性意識障がいのある方は、常時の見守りや医療的ケアへの対応など、様々な支援が必要です。

このため、介護者の病気や死亡といった緊急

時にも、速やかに支援につながるよう、障がいのある方を地域全体で支える地域生活支援拠点が、本年10月末時点で16の市町で整備されております。

県では、市町村の地域生活支援拠点の整備を支援するとともに、医療的ケアが必要な障がいの受入れを行う事業所の開設等への補助や、サービスの提供に必要な人材の育成に取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図りながら、障がいのある方が安心して暮らせるよう、適切な支援に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 地域生活支援拠点の整備が16市町にまで整備され、進んでいるようであります。さらに推進していただき、御家族の方の不安が解消されるよう、よろしく願いいたします。

次に、「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づく支援について伺います。

11月12日から26日まで開催された東京2025デフリンピックでは、各国からも約6,000名が参加され、大きなぎわいを見せて、改めて手話通訳ボランティアの重要性が示されました。私の義理の姉も、手話通訳ボランティアとして参加させていただきました。

ただ、この手話通訳ですが、使えるようになるまでには長い年月が必要で、成り手もなかなか増えない現状にあります。

本県においても、2年後に開かれる国スポ・障スポでの手話・要約筆記ボランティア600名を目指しており、多くの県民の方に協力をいただく必要がありますが、現状、まだ目標人数には達していないようです。

手話等の普及及び利用促進に関する条例は、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てら

れることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目的としており、意思疎通手段の利用促進等も図られているところであり、今後さらに通訳者の養成などの強化が必要ではないでしょうか。

手話等の普及及び利用促進に関する条例に基づき、様々な障がいを抱える方の意思疎通支援の取組をさらに推進すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 議員から御紹介がありましたデフリンピック、私も先月、東京で開催されました「きこえない・きこえにくい人のためのオリンピック」であるデフリンピックに赴いて、本県出身選手を応援してまいりました。

陸上競技の短距離種目においては、スタートの合図を光で知らせるスタートランプが導入されている、また、バレーボールにおいては、手話などでコミュニケーションを取りながらプレーする、また、観客が手話を用いて会場一体となって応援する姿を目の当たりにしまして、障がいに応じた意思疎通支援の重要性を改めて感じたところであります。

県では、平成31年に制定した条例に基づき、聴覚障がいや視覚障がい、盲聾や失語症など、障がいの特性に応じた意思疎通を支援する人材の養成や派遣などに取り組むとともに、現在、2年後の国スポ・障スポに向けて、手話・要約筆記ボランティアのさらなる養成・確保を図っております。

今後とも、様々な障がいを抱える方が円滑に意思疎通できるよう、関係団体等と連携しながら、しっかり取組を進めてまいります。

○今村光雄議員 国スポ・障スポをきっかけに、普及促進をさらに進めてもらうよう、よろしく願いします。

次に、障がい者施設の整備等について伺います。

現在、国においては、障がいのある方が住み慣れた地域社会で、可能な限り自立した自分らしい生活を送れることに力を入れており、従来までの施設入所から地域生活移行を推進し、グループホームなどの拡充を行っています。その方向性に何ら反対するものでもありませんし、御本人も住み慣れた地域がよいことは明らかです。ただし、どうしても施設でなければならない重度者の方もいらっしゃるため、施設をなくしてしまうことはできません。施設は福祉の大事なセーフティーネットであります。

しかし、この施設ですが、築50年を超えるような施設もあり、老朽化した施設の改修や建て替えが全国的にも課題となっています。本県でも国庫補助金を活用した取組を行っていますが、老朽化した施設は対象になっていないとの相談がありました。

老朽化した障がい者施設の改修などに対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 障がい者施設の改修等については、国が補助制度を設けており、入所施設やグループホーム、通所サービスなど、障害福祉サービス全般に係る新設や改修等が補助対象となっております。

議員御指摘のとおり、県では、この国の制度を活用し補助事業を行っておりますが、障がいのある方の地域生活への移行を促進する観点から、居住の場となるグループホームの整備を優先して支援しております。

今後とも、障がいのある方が身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、市町村や関係機関と連携しながら、障がい者施設への支援に

努めてまいります。

○今村光雄議員 国の方針として地域移行を目指しており、その流れに準じるため、県においてもグループホームの整備を優先することは理解できます。ただ、先ほども申し上げたとおり、施設が必要な方がいることも事実です。地域移行と併せて、施設改修等も行っていく必要があると私は思います。質問で申し上げたとおり、築50年を超えている施設もあるわけですので、予算の問題もあるとは思いますが、改修を含めた検討をお願いします。

そして、国に対しても、施設を必要としている方に対して今後どう対応していくのか、そういった声を強く県からも上げていてもらいたいと思います。

次に、県社会福祉協議会への補助事業等について伺います。

県社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人は、厳しい社会情勢下でも、生活困窮者支援、孤独・孤立対策、災害支援、地域公益活動などセーフティーネットの役割を果たし、地域住民の生活を守り、社会活動を支え続けています。

しかし、物価高騰や賃金上昇により、深刻な経営圧迫を受け、2025年時点の福祉医療機構の調査において、社会福祉法人の赤字割合が3割に上っているとの報告もあり、支出削減はサービスの質・量低下などのセーフティーネット機能の低下を招きかねません。

本県の社会福祉協議会も同様の課題を抱え、委託事業の単価見直しや補助金の柔軟運用だけでなく、自主財源の強化、業務経費効率化など、県としてもさらなる研究が必要ではないでしょうか。

物価高騰、賃金上昇に伴う県社会福祉協議会

の補助事業、委託事業の考え方について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県社会福祉協議会は、福祉ニーズが複雑化・多様化する中で、重要な役割を担っており、同協議会が実施する補助事業や委託事業は、福祉人材の確保・育成や、高齢者、障がい者の権利擁護など、地域福祉の推進のためには不可欠な取組であります。

このため県では、同協議会が各種事業を円滑に実施できるよう、基盤強化のための補助を行っており、物価高騰や賃金上昇の動向も踏まえた、同協議会の運営に係る支援の拡充を図ったところであります。

今後、同協議会と連携しながら、各種事業の改善や新たな福祉ニーズへの対応に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 次に、日常生活自立支援事業について伺います。

日常生活自立支援事業は、判断能力に不安のある高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、福祉サービス利用手続や日常的な金銭管理、書類の預かり等を行う重要な権利擁護事業です。

現在は、市町村社会福祉協議会が実施主体となり、国庫補助を活用して運営されていますが、全国的にも人件費などの事業費が補助額や利用料収入を上回り、社協の自己財源や自治体独自予算で赤字分を補填している実態が指摘されています。

国庫補助基準額は、平成31年の改定で利用契約者1人一月当たり7,900円等に引き上げられましたが、その後は、物価や賃金の上昇が続く中にもかかわらず、単価の見直しが行われておらず、現場の実情に追いついていないとの課題

が示されています。

また、事業量の増加や支援ニーズの高度化に対し、専門員や生活支援員の確保が難しく、待機者の発生や活動エリアの制約といった問題も生じています。

本県においても、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会が権利擁護センター等を通じて、日常生活自立支援事業を行っていますが、十分とは言えない国庫補助を補うために、自己財源の投入や市町村からの追加的な予算措置で事業を維持している状況にあるようです。

また、認知症高齢者の増加や単身世帯の増加などに伴い、相談件数は年々増加傾向にあるようですが、市町村社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に係る財源確保の現状と今後の対応について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 日常生活自立支援事業は、認知症で判断能力が不十分になられた方などが地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村社会福祉協議会が日常的な金銭管理等に係る援助を行うものであります。

この事業につきましては、県は国とともに補助を行っておりますが、一部の社会福祉協議会では、国庫補助基準額を超える利用実態があり、その不足分について負担が生じております。

県としましては、今後とも、九州各県と連携し、国に対して必要な補助額の措置を要望してまいります。

○今村光雄議員 次に、介護予防に対する交付金の活用について伺います。

本年、団塊世代が75歳以上となり、国民のおよそ5人に1人が後期高齢者となりました。社会保障費の増大や人材不足など多くの課題がある一方、DX化などによる人材不足解消に向け

た取組や、地域包括ケアシステムによる地域での支援構築も対策として取り組んでいます。その中でも介護予防の取組は、自立支援と財政負担の軽減に大変重要であると考えます。

国においては、平成30年度より保険者機能強化推進交付金が始まり、高齢者の重度化防止の取組などを推進、令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金を創設し、介護予防、健康づくりなどの取組を強化しています。さらに令和6年度からは、要介護認定率の改善状況などがよりよい自治体に対し、追加配分を行う枠組みを設けています。

本県においても、これらの交付金を活用し、第10次高齢者保健福祉計画に基づき、市町村支援を位置づけ、介護予防や重度化防止等に向けた取組を推進していますが、介護予防について、国の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を活用した県の取組を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むためには、介護予防の取組が大変重要であります。

このため県におきましては、高齢者の自立支援や重度化防止等を目的としたこれらの2つの交付金を活用し、市町村が行う地域ケア会議や体操教室などの通いの場への専門職の派遣を行っております。

また、介護保険事業計画策定のためのデータ分析や、地域包括支援センター等の職員を対象とした研修会の開催など、市町村が行う介護予防の取組を支援しております。

○今村光雄議員 小林市では、QOL向上につながった事業所に報奨金を支給する取組を今年度より開始しています。市が作成した自立支援

型アセスメントマニュアルを活用して、事前事後のアセスメントを行った場合に支援金を支給、加えて、市のアセスメント統一様式を活用し、改善の度合いにより表彰する事業となっています。より多くの地域が独自の介護予防の取組を通して効果的かつ強化につながるよう、県としても支援をお願いします。

次に、介護保険施設等の修繕に関して伺います。

介護保険施設等は、地域拠点としての役割を果たしており、災害時には、福祉避難所として重要性を増しています。平成元年以前に建築した施設は、構造によっては耐用年数を超過しており、建て替えや大規模修繕を迎える時期となっていますが、近年の資材価格高騰等により、莫大な費用がかかることが懸念されています。本県においても、地域医療介護総合確保基金を活用した修繕の取組が進んでいますが、同様の課題が懸念されています。

老朽化した介護保険施設等の大規模修繕に対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 介護保険施設等の入所者が安心・安全にサービスを受けられる環境を整備することは大変重要であります。

このため県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、広域型施設が実施する介護施設等の新規開設を伴う大規模修繕を補助対象としているほか、老人福祉施設等施設整備費補助金により、老朽化した養護老人ホームの大規模修繕に係る費用を補助するなど、支援を行っております。

県としましては、高齢者保健福祉計画に基づき、地域の実情に応じた施設サービスの計画的な整備・充実に向けて、引き続き支援してまい

ります。

○今村光雄議員 県内の施設の状況を把握していただき、計画的に対応するよう、今後もよろしくをお願いします。

次に、県営住宅について伺います。

令和7年3月現在、県営住宅の入居率は約78%となっており、年々減少傾向にあるようです。要因としては、人口減少やエレベーターの未設置、立地場所の不便さなどがあると聞いています。入居率を上げることが目的ではありませんが、その状況に応じて柔軟に対応することが必要ではないでしょうか。

公営住宅法では、「住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸し」と定められていますが、目的外使用も要件次第では可能であります。例えば、これまでに県内でも既に取り組んでいる外国人技能実習生用住宅などの社宅等での活用をはじめ、高齢者見守り等を含めたコミュニティの活性化、定住促進を目的とした事例もあるようです。

そこで、県営住宅における目的外使用についてどのような事例があるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅では、住宅に困窮する低額所得者を対象に比較的安価な家賃で提供しておりますが、これまでに目的外使用として、本来の入居対象者に影響のない範囲で、障がい者支援を行うグループホームや災害による被災者の方々などに使用を認めているところであります。

また、地域の実情に応じて、公営住宅を弾力的に運用できる制度を活用し、国の承認を得て、外国人技能実習生の受入れも行っております。

○今村光雄議員 目的外使用の状況が分かりま

した。

他県においては、学生向けに県営住宅を学生寮として利用してもらう取組も始まっています。自治会に入ること等を要件として、地域活性化を図っているようです。鳥取県では学生ルームシェア、鹿児島県では留学生宿舎など、特色を持った取組を行っているところもあるようです。自治会への加入要件は、自治会の方々も喜ばれますし、家賃が安く済むことで学生自体も喜ばれ、双方にとってよい状況になっているようです。

県内におきましても、市営住宅において、宮崎市等でその取組を行っています。大学や専門学校のある地域もありますので、県営住宅を有効的に活用できるのではないかと考えます。

今後、県営住宅の目的外使用において学生を受け入れる考えはないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の目的外使用として学生を受け入れた実績はありませんが、市町村営住宅では、宮崎市、延岡市、日向市、高鍋町で学生を受け入れております。

県営住宅においては、社会情勢の変化や地域の実情に柔軟に対応することとしており、今後とも、市町村や関係機関と連携して、学生の受入れも含む目的外使用に適正に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 「市町村や関係機関と連携して」とありました。市営住宅等での空きがない場合など、必要に応じて県営住宅もその用途として使用できる場合もあり得るといふことだと思いますので、市町村にもまた働きかけていきたいと思っております。今後の対応をよろしくをお願いします。

次に、スポーツ合宿所等整備事業について伺

います。

2年後に本県で開催される国スポ・障スポにおける宿泊の状況ですが、関係者からは県内の宿泊施設で97%ほどは賄えるとお聞きしました。ただ、あくまで選手や監督などの関係者のみの数ですので、実際は応援に来られる方々がおおり、その分は確保されていないため、ホテルを含む宿泊施設が不足しており、その強化が必要ではないかと考えます。

大会後も、プロキャンプや大規模スポーツ大会をはじめとしたスポーツ合宿だけでなく、現段階においてもツーリズム等の観光客が増加している状況にありますので、経済効果にも寄与するものと考えます。

県としては、スポーツ合宿所等整備補助金により、その設置に対して対応しているようですが、予算の制約などもあり、民間業者の誘致が困難な状況にあります。

スポーツ合宿所等整備事業による支援の状況と、新規ホテル建設など宿泊施設の充実に対し、県としてどのように支援していくのかについて、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、「スポーツ環境日本一への挑戦」を取組の一つとして、令和6年度からスポーツ合宿所等整備事業を実施しております。

本事業では、主に既存の施設を対象として、スポーツキャンプや合宿の受入れに向けた宿泊施設の整備・改修を行う市町村への支援を行っているところであります。この事業の活用によって、スポーツ観光プロジェクトの大切な柱である「県内全域のスポーツ環境の充実」につながっていると考えております。

世界レベルのキャンプや大会の誘致を進めていく上で、新規ホテルの建設など受入れのため

の宿泊施設の充実は、重要な課題の一つであると認識しております。スポーツランドみやぎのさらなる推進につなげるため、様々な大会の開催にそういう需要を高める取組を行うこと、また併せて、市町村等とも意見交換を図りながら、必要な支援の在り方について引き続き検討してまいります。

○今村光雄議員 さらなる充実を図るよう、よろしく申し上げます。

次に、中学校の部活動改革の取組について伺います。

現在、中学校の部活動は、少子化、教員の働き方改革の影響を受け、部活動の地域クラブへの移行が進んでいます。この動きは、教員の負担軽減と持続可能な部活動運営を目的としたもので、特に休日の部活動を地域クラブが担う方式への移行が進められています。

地方自治体においては、地域クラブ活動に参加する指導者の確保や登録、活動場所の確保など具体的な準備を進めつつあり、学校と地域との連携強化も検討しているところですが、本県ではどのような状況になっているのか、中学校の部活動改革の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 部活動改革につきましては、生徒数の減少が進む中、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保や、生徒の多様化するニーズに対応するため、また、教員の働き方改革の観点から、市町村が主体となって地域の実情に応じた取組を進めております。

具体的には、合同での部活動や拠点校において部活動を行う地域連携の取組、また、部活動を地域クラブ等に移管する地域展開を進めております。

教育委員会では、地域連携を担う部活動指導

員の研修や、地域展開を担うコーディネーター等を対象とした研修等のほか、令和7年3月に人材バンク「クラサポひなた」を設立し、地域クラブの指導者の確保を行うなど、市町村の主体的な取組を支援しております。

○今村光雄議員 今年3月からは、「クラサポひなた」という、団体と指導者のマッチングを図る人材バンクもスタートしているとのことです。始まったばかりの事業ではありますが、競技力向上にもつながっていくと思いますので、周知にまた力を入れていただきたいと思います。

地域連携や地域展開などの取組が進み、部活動指導員の引率などによる教員の負担軽減を図る一方、部活動指導員の人材不足、また指導体制の不安定さが課題として指摘されています。

また、部活動でかかってくる部費と違い、地域クラブでは、保護者の費用負担が大きいのしかかってくる課題も発生しています。

このような課題がある中、中学校の部活動改革における今後の方向性と課題及び対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 国が令和8年度から令和13年度までの6年間を部活動改革実行期間として示している中、本県では、令和7年7月時点で、中学校101校が合同部活動、または拠点校における部活動を行っており、また、3市が国のモデル事業の指定を受け、部活動の受皿として、市やスポーツ協会が主体となり、地域クラブ等の整備を進めております。

部活動改革は徐々に進んでおりますが、部活動指導員等の不足や生徒の移動手段の確保、保護者の費用負担の在り方等が課題となっております。

このため、教育委員会としましては、全市町

村で地域連携や地域展開が図られるよう、国に部活動改革に要する財源の確保を要望するとともに、市町村の実情に寄り添った伴走支援に努めてまいります。

○今村光雄議員 教員の働き方改革や保護者の費用負担などの考えももちろんですが、どうか、その先には子供たちがいるんだと、子供たちを中心に置いていただいて、国への要望などの対応を進めていただきたいと思います。

次に、公立学校の防犯カメラについて伺います。

令和5年3月、埼玉県の中学校で発生した不審者侵入事件後、文部科学省では、不審者防止対策の一つとして、防犯カメラなどの設備導入に対する補助により、令和5年度から令和7年度まで集中的に支援を行ってきました。

児童生徒だけでなく、教員等の安全を守るためにも、防犯カメラ等の設備整備は必要であると思いますが、本県ではなかなかその取組が進んでいないとお聞きしました。

本県公立学校の防犯カメラの設置状況と、全国に比べて設置率が低い要因について伺いいたします。また、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県公立学校における防犯カメラの設置状況につきましては、令和7年10月現在、市町村立学校が13.3%、県立学校が26%、全体で14.9%の設置率となっております。主に校門や生徒用の玄関等に設置しております。

全国の設置率は直近の令和5年度で64.6%となっており、本県の設置率が全国に比べて低い要因としましては、多くの学校で、既に防犯対策として警備システムの導入や警備員の配置等

を行っていることが考えられます。

防犯カメラについては、これまで各学校において必要に応じ整備してきておりますが、今後、設置校での効果等を踏まえ、県立学校につきましては、設置・運用の在り方を検討するとともに、市町村とも様々な機会を通じて情報交換等を行ってまいります。

○今村光雄議員 防犯カメラの全国設置率は、令和5年度段階で64.6%、本県の設置率は14.9%、この数値はかなり低い状況にあります。国が3か年度の集中的な支援を行っていたにもかかわらず、なかなか進まなかった。その要因の可能性はお聞きしましたが、しっかりとした調査が必要ではないでしょうか。一つでも不備があり、何か起きてしまうようなことは絶対にあってはならないので、ほかの地方自治体の防犯カメラの効果等の研究も含めて、さらなる取組をよろしくお願いします。

防犯カメラを中心に話をしましたが、ハード整備だけでは不審者対策としては不十分で、文部科学省においても、学校の危機管理マニュアル等に基づいて、不審者侵入防止・対応が徹底されています。本県においても、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」に基づいて、危機管理マニュアルが策定され、その取組が推進されているようです。

マニュアルの定期的な見直しや実効性のある取組など、学校における不審者対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県の公立学校における不審者対策は、各学校が作成している危機管理マニュアルに基づき、日頃から、来校者に名札の着用を求めることや声かけを行うことに加え、警察と連携した不審者対応の訓練などを実施しています。

教育委員会では、各学校に対し、機会を捉え、不審者対策への注意喚起を行うとともに、全ての学校の担当者を対象に、不審者対策の専門家等による研修会を開催し、マニュアルの点検や見直しにつなげています。

また、先駆的な取組を行っている学校に教員を派遣する取組も続けています。

今後も、現在の取組に加え、防犯カメラの検討なども行い、児童生徒等の安全・安心な環境の確保に向け、学校における不審者対策に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 避難訓練と同様に、定期的な不審者対応の訓練はしっかりとやっておかないと、いざというときにちゃんとした行動が取れずに意味がないものとなってしまいますので、今後も取組の推進をよろしくお願いします。

本年、複数の小学校教員による盗撮事件が起きました。安心して学べる学校環境でなければならぬのに、このような事件が発生し、学校環境の信頼が損なわれました。子供たちをどうやれば守っていけるのか。

来年12月からは、こども性暴力防止法が施行される予定となっており、性犯罪前科の確認や相談窓口設置など、その対策が検討されています。また、自治体によっては、子供の性被害を未然に防ぐことを目的とした防犯カメラの設置を行っているところもあるようです。

本県においてもその対策が急務と思いますが、過去10年間における本県教員の盗撮事案発生状況とその対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 本県では、過去10年間に教員が盗撮行為により懲戒処分を受けた事例はありません。

学校内の盗撮防止に向けた対策としまして

は、今年7月に、教室やトイレなどの定期的な点検の実施や、教員個人の私的な端末で児童生徒を撮影しないことなど、盗撮防止に向けた取組の徹底を、県立学校及び市町村教育委員会に対して通知しております。

また、11月には、全公立学校を対象とした県内一斉サービス規律強化月間において、新たな取組として、チェックリストによる「盗撮防止に係る校内点検」を追加し、実施した内容を報告するよう指示したほか、警察と連携して、校内点検の実施者向けの研修や盗撮が起きにくい環境の整備等に取り組むよう、周知しているところであります。

○今村光雄議員 愛知県の日進市では、学習用端末や教員の端末に不適切画像を検知するアプリを導入しています。これは、不適切画像や動画が撮影、保存、ダウンロードされたときに、利用者に削除を促し、学校や市教育委員会に通知され、削除された際も同様に通知されるアプリとなっており、保護者からも評価の声が上がっているようであります。本県においても、対策のさらなる研究と推進をよろしく願います。

次に、県のホームページの利便性向上について伺います。

県ホームページのトップページは、緊急情報や組織別検索等が配置されていますが、県民の皆さんが漠然とした相談、例えば「生活が苦しい」とか「事業を始めたいが補助金はあるのか」といった相談があるとき、適切な窓口にとどり着きにくいといった課題があります。

議員相談やインターネットでの検索、県庁への電話相談などで対応可能ではありますが、一人で悩みを抱えているような方もいらっしゃるのではないのでしょうか。できるだけ相談窓口を

広げ、分かりやすくすることで、そういう方々が相談しやすい環境をつくるべきだと考えます。

そこで、対話型AIチャットボットの導入を提案します。24時間対応できるため、県民の皆さんがいつでも気軽に相談できる点、電話窓口や対面窓口への訪問負担の軽減といったメリットも挙げられます。本県では、観光サイト等で既に導入し、24時間対応、多言語対応で問合せ自動化を実現しています。

同様に、県ホームページにおける総合案内としてAIチャットボットを導入するべきではないか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 県ホームページを利用する方が、必要とする情報にアクセスしやすい環境づくりは大変重要であります。

このため県では、情報を取得しやすいように、県民の皆様の生活と関わりの深い項目を分野別に掲載したメニュー「県政Q&A」などにより、利用者の利便性向上に努めております。

利用者の問合せに対話形式で自動応答するチャットボットは、必要な情報の迅速かつ効率的な取得が可能となる一方、導入・維持に要する費用や、運用・改善に係る事務負担等の課題もあります。

今後も、チャットボットの活用を含め、県民の皆様に分かりやすい適切で効果的なホームページの在り方を検討してまいります。

○今村光雄議員 生成AIも日々進化していますし、ぜひ検討していただきたいと思います。できれば、県だけではなく、県内市町村も含めた情報にとどり着くものが理想的であると思いますので、研究・検討をよろしく願います。

次に、住民票添付の緩和について伺います。

別の議員からも上がっているところでありませんが、私からもお聞かせください。

県が所管し、申請等に際して住民票が添付書類として義務づけられているものがありますが、都道府県の裁量で、マイナンバーカードや住基ネットの活用で不要とできるものもあると聞いています。

住民や市町村窓口業務の負荷軽減のために、住民票添付の見直しはできないか、行政手続における住民票の写しの添付省略に向けた県の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 行政手続における住民票の写しの添付省略は、住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットの利用事務の順次拡大のほか、本人確認書類となるマイナンバーカードの普及などにより、国の行政機関や多くの自治体で取り組まれております。

県におきましても、現在、住民票の写しを求めている手続を洗い出した上で、省略や代替可能な手段の有無など、精査・検討を行っております。その中で、例えば、県立高校等の入学手続においては、住基ネットを活用することにより、住民票の写しの添付を省略することが可能となると判断したことから、今議会において、関係条例の改正をお願いしているところであります。

今後とも、関係部局と連携を図りながら、県民の利便性向上や行政事務の一層の効率化に向けて、さらなる検討を進めてまいります。

○今村光雄議員 次に、民生委員・児童委員について伺います。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手であり、行政とのパイプ役として大事な役割を担っています。しかし、全国的に充足率が低下しており、その担い手不足が課題となっ

ています。

本県においても、定数2,614人に対し、10月末時点で260人以上が不足している状況です。今年12月は改選時期となっており、さらなる低下が懸念されるところであります。

国は令和6年度より担い手確保支援を開始し、本県でも担い手確保対策事業が始まっていますが、県が行う民生委員・児童委員の担い手確保や負担軽減の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 民生委員・児童委員は、地域福祉を支える上で重要な役割を担っており、担い手の確保や活動に係る負担の軽減は喫緊の課題であります。

このため県では、市町村や関係団体と連携し、県民に対して民生委員・児童委員に関する広報活動に努めており、昨年度からは、民生委員担い手確保対策事業として、タブレットの導入や民生委員・児童委員に対するICT研修など、市町村が行う担い手確保や負担軽減に係る取組を支援しております。

今後、市町村への先進事例の情報提供等により、事業の積極的な活用を促し、民生委員・児童委員の担い手確保を促進するとともに、より活動しやすい環境を整備してまいります。

○今村光雄議員 関係団体からのお話をよく聞いていただき、県としても対応できることをさらに研究していただきたいと思います。

最後に、南海トラフ巨大地震に備えた災害ボランティア活動に対する支援について伺います。

いつ発生するか分からない南海トラフ地震の対策として、被害を最小限に抑えるため、発災後の災害時ボランティア活動などの体制整備も整えておく必要があります。

本県では、行政、社会福祉協議会、NPO等が連携する宮崎県・県社協・NPO防災会議や、今年10月より始動した宮崎県災害中間支援ネットワークにより、県内外からの支援団体の受入れや活動調整、物資調達やニーズマッチングなどを担う仕組みを整備しているところでございます。こうした取組は、「いつ起きるか分からないからこそ、今から備える」という発想に立った、非常に重要な基盤づくりであると考えます。

一方で、実際の大規模災害時には、ボランティアセンターの迅速な立ち上げや、コーディネーター人材の確保・育成、平時からの訓練・啓発など、なお一層の充実が求められます。

県は災害ボランティア活動の支援についてどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 災害時のボランティア活動は、被災地の復旧・復興に向けた大きな力となるものであり、県では、市町村や社会福祉協議会、NPO等と連携し、その活動を円滑に行うための体制づくりに努めています。

具体的には、市町村が行う民間団体とのネットワーク強化の取組や、支援団体の活動調整の役割を担う災害中間支援組織が取り組む情報共有訓練等の顔の見える関係づくりに対して助成を行っております。

また、来年1月には官民連携の被災者支援について考えるフォーラムを開催し、県民の災害ボランティア活動への理解促進を図る取組を強化してまいります。

今後とも、関係機関が連携・協働し、災害ボランティア活動を効果的に展開できるよう、体制づくりやその充実に取り組んでまいります。

○今村光雄議員 引き続きの取組をよろしくお願いたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 次は、佐藤雅洋議員。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。西臼杵の佐藤雅洋です。よろしくお願いたします。

師走に入って大変お忙しい中に、地元をはじめ各地から傍聴においでいただきました。ありがとうございます。また、インターネットでの傍聴もいただいております。ありがとうございます。

地元西臼杵では、夜神楽のシーズンとなりました。山々の谷間、溪谷に笛や太鼓の音が響き渡ります。西臼杵へどうぞおいでください。一声いただけましたなら、私が御案内させていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

国際社会の制止を無視して暴走する北朝鮮、台湾への圧力のみならず、現状変更のために都合のよい物語をつくり続け、我が国への領海侵犯をいまだ繰り返す中国、我が国の領土である北方四島を不法占拠し、軍事拠点化を進めるロシア、日本はこうした危険な国々に囲まれ、安全保障環境は年々厳しさを増しています。何よりもロシアによるウクライナ侵略は、私たちに自分の国を自分で守ることの大切さを再確認させました。

我が国を取り巻く安全保障環境が今後ますます厳しくなる中で、国際社会との連携・協力、防衛力の強化を進めることは大変急務であり、それは戦争を未然に防ぐ抑止力につながります。私は新しい高市政権に大変期待していま

す。

一方、足元の我が宮崎県は、悲しいかな、人口減少時代の最先端を進んでおります。本県人口は令和9年には100万人割れの見込みで、その後も長期にわたって人口減少が続く見通しとされており、この人口減少対策が本県にとって最重要の課題と考えております。

このような中、先日発表された宮崎県の令和8年度重点施策の推進方針では、今後の人口減少対策の方向性として「縮小する人口規模への「適応」」という視点が加えられるとともに、新たな取組として「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくりへの着手」が掲げられました。

まず、今後の人口減少対策の方向性として、「縮小する人口規模への「適応」」を打ち出していますが、人口減少対策にどう取り組んでいくのか、知事に伺います。

続けて、人口減少が進む中、本県の新たな発展に向けた中長期的な取組の方向性についての知事の考えを伺います。

次に、置県150年についてであります。

来年度の重点施策には、置県150年を見据えたソフト・ハードの取組も盛り込まれております。

さきの宮崎県の置県100年行事は、主な記念行事として「新ひむかづくり運動」が提唱され、総合文化公園の建設も記念事業として計画され、後に県立芸術劇場などが建設されました。また、「アイザック・スターン氏のヴァイオリンで春がきます」をキャッチフレーズとした第1回宮崎国際室内楽音楽祭が始まり、祝賀ムードが高まりましたと記録にあります。置県150年では、記念行事を含め、ソフト・ハード面での様々な取組が考えられます。

そこで、置県150年に係る取組には多額の財政負担が生じる可能性があります、どのように対応していくのか、知事に伺います。

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に転じております。また、総務省の統計によると、令和6年10月1日現在、45道府県で人口が減少する一方で、東京都と埼玉県のみが前年比で増加し、総人口の実に約3割が東京圏に集中している状況です。

東京圏への転入超過数は、東京都を中心に年間約12万人となり、しかも転入者の大半を構成しているのが、将来にわたって地域の経済を支える若者であります。

今、日本の人口は1億余りでありますが、明治時代は今の半分以下の人口でありながら、中山間地域の人口は今よりも数倍多かったのであります。

国は、いま一度、東京圏への人口の過度の集中を是正するとした地方創生の理念に立ち返り、特に、大学への就学や就職をきっかけとした若者の東京一極集中に歯止めをかけるため、国策として、次元の異なる抜本的な対策を講ずるべきだとの声は高まっています。

そこで、東京一極集中の是正に向けた全国知事会の議論の状況と、今後どのように対応していくのかについて、知事に伺います。

10月31日に、県北5町村で構成する高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定10周年を記念した、高千穂町でのシンポジウムに出席しました。認定時前から大変尽力いただいた河野知事にも出席いただき、ありがとうございました。

そのシンポジウムでは、基調講演やパネルディスカッションなどを通じ、認定から10年を振り返るとともに、先人たちが厳しい環境にも

かかわらず農林業の営みの中で綿々と守ってきた、山々の斜面を覆う棚田などの美しい景観や神楽などの伝統文化の大切さを改めて認識する機会となりました。

そこで、世界農業遺産認定から10周年を迎えた高千穂郷・椎葉山地域の伝統的な農林業や文化について、未来への継承に向けた思いや今後の展開について、知事に伺います。

今を生きる私たちにとって、後に続く子供たちの教育こそが未来への光であり、希望であります。地域にとっての高校は、地域社会を担う人材育成の拠点であり、地域存続の鍵でもあります。高校無償化を受け、公私の枠を超えて、我が県の教育をつかさどる部署が必要なのではないでしょうか。

今までのように、公立は教育委員会、私立は総合政策部だけに任せるのではなく、負担をかけるのではなく、部局横断的に担当部署を新設し、県の教育委員会と市町村の教育委員会の連携強化、地域との連携強化が、宮崎県及び中山間地域存続のために必要です。

組織のことはいろいろな検討が必要であり、難しいことも承知しておりますが、まずは現時点でできることとして、県が中心となり、公私の枠を超えて県全体の高校教育の在り方を検討することが重要ではないかと考えております。

そこで、公私の枠を超えた今後の県全体の高校教育の在り方について、知事に伺います。

宮崎県を含む全国の神楽をユネスコ無形文化遺産に登録する動きは、2028年の登録を目指して進んできましたが、先週28日、神楽がユネスコ無形文化遺産の新規提案案件に選ばれたという発表がありました。神楽の盛んな西臼杵選出の私としても、中山間地域の方々にとって勇気をもたらえる決定だと喜ばしく思っております。

先週末も、高千穂町の人気スポットであります秋元神社の夜神楽祭りに、県道諸塚高千穂線の奥にあります秋元公民館に、山内いっとく議員ファミリーと河野通博議員とともに伺いました。NHKアナウンサーや北海道松前町の職員、そして本県の文化財課をはじめ多くの方が、夜を徹して行われる神楽鑑賞に浸っておられました。

神事で高千穂神社の後藤宮司が、今回、神楽が選ばれたこと、それまでの取組の中で、参議院議員会館で高千穂町役場の興梠史慎さんが戸取の舞を舞ったこと、知事の熱い気持ち、そして多くの関係者が尽力されたことを強く語っておられました。私もそう考えるところでありませう。

そこで、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた現在の状況と今後の取組について、知事に伺います。

以上を壇上からの知事への質問として、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、縮小する人口規模への「適応」についてであります。

少子高齢化の進展により、地域社会の担い手不足が深刻さを増している中山間地域においては、日常生活に必要なサービスや集落機能をどう維持していくかという厳しい現実と直面しております。

このような中、例えば西臼杵地域においては、廃校跡地を活用し、高齢者の居場所づくりや買物支援に取り組む地域運営組織など、地元で暮らす人々が熱い思いを持って自ら課題解決に取り組む先進事例が生まれています。

また、地域の農作業を請け負う農業法人をは

はじめ、製造業や宿泊業等の担い手確保を図る「特定地域づくり事業協同組合」の設立や地域交通のデマンド化など、課題先進地ならではの工夫を凝らした官民一体の取組も進んでおります。

私は、縮小する人口規模への「適応」に向けては、中山間地域で芽吹き始めたこうした取組にこそヒントがあると考えております。この先の将来も、地域の暮らしや産業を守り抜くという強い覚悟を持って、市町村とも連携しながら、地域の取組をしっかりと支え、県民が安心して暮らせる持続可能な宮崎づくりの実現に邁進してまいります。

次に、新たな発展に向けた中長期的な取組についてであります。

深刻化する人口減少をはじめ、長引く物価高騰や国際情勢の緊迫化など、先行きの不確実性や閉塞感が高まる中、県民一人一人が将来に夢や希望を抱くことができる県づくりを進めるためには、足元の課題にしっかりと対応することはもとより、本県の未来を展望し、新たな発展をもたらす原動力を育てることが、今の県政を預かる私の使命と考えております。

このような思いで、来年度の重点施策では、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」を柱の一つに掲げたところであります。まずは、2年後に迫る国スポ・障スポに向けて、大会の成功と併せて、経済効果や関係人口の創出を図る取組を加速させてまいります。

また、世界基準の施設や受入れノウハウなど、大会レガシーを最大限に活用し、例えばテニスで新たに日本代表レベルの合宿や国際大会の開催が決まったところであり、「スポーツランドみやざき」をこうしてさらなる高みに導くとともに、国際線の拡充など、成長し続ける本

県経済の基盤となる広域交通の強化に取り組んでまいります。

さらに、8年後の置県150年という大きな節目に向けた県政の方向性を新たに示すとともに、ソフト・ハードの両面から未来志向の先駆的な取組にも着手することとしております。

これらの取組を通じて、本県の強みを生かした新たな価値を創造し、県勢をさらなるステージへと進めてまいります。

次に、置県150年への対応についてであります。

昭和58年に迎えた置県100年という大きな節目には、県民文化の一大拠点として総合文化公園の建設が打ち出され、10年を超える歳月と総額約400億円をかけ、県立図書館、芸術劇場等が順次整備されたところであります。この成果というものが、今年30周年を迎えた国際音楽祭や若山牧水賞として大きく花開いているところでありまして、人々に感動と潤いをもたらす県民共有の大切な財産となってきました。

私は、令和15年に迎える置県150年におきましても、先人が築き上げてきた地域資源や社会資本を次世代に引き継ぎ、本県の新たな発展につながるソフト・ハードの取組を進めていきたいと考えておりまして、来年度には調査・検討に着手し、市町村や民間事業者とも意見交換を行ってまいります。

このような中、特にハード整備につきましても、長い年月と多額の財政負担が生じるものと認識しておりまして、市町村との連携や、PPP、PFIの活用等による施設の集約化・複合化やコスト低減に加え、外貨を稼ぐという視点からの収益化についても、しっかりと検討してまいります。

また、第2世代交付金などの国庫支出金や交

付税措置のある有利な県債を積極的かつ計画的に活用するとともに、県内市町村をはじめ全国的にも増加しておりますふるさと納税による歳入確保にも県としてより一層力を入れるなど、取組に必要な財源確保に努めてまいります。

次に、東京一極集中についてであります。

全国知事会では、税収の偏在や行政サービスの地域間格差が顕在化していることから、東京一極集中の早急な是正が必要との声が強くなってきております。今年夏の会議におきましては、税財政に関する議論においては、この偏在是正にまさに議論が集中した、そのような状況がございました。

東京都とその他の道府県との立場の違いも生じているところでありますが、我が国全体が持続的に発展していくためには、都市部と地方部が相互に補完し合うことが重要である、その認識では一致しているところであります。

このような中、国においては、高市総理の「我が国最大の問題は人口減少である」という認識の下で、新たに人口戦略本部が内閣に設置されました。少子化対策をはじめ、地方経済の再生と成長、外国人との共生、社会保障改革など、人口減少対策を総合的に推進していく方針が示されたところであります。また、税におきましても、偏在是正についての議論もかなり高まっている状況でございます。

私としましては、このような新たな取組も含めた国の動きを追い風と捉え、子ども・若者プロジェクトによる出会い、出産、子育ての希望をかなえる支援や、若者・女性にも選ばれる宮崎づくりに向けた対策を加速化するとともに、本県知事として、そして全国知事会の責任ある立場から、東京一極集中の是正について、引き続きあらゆる機会を捉えて国に強く求めてまい

ります。

次に、世界農業遺産の継承についてであります。

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産認定はひとえに、先人が築き上げた山腹用水路や美しい棚田を守り、地域特有の農林業を営んできた生産者をはじめ、多くの方々の知恵や努力、そして強固なコミュニティーの結束のたまもであります。

私自身も先般の記念行事に参加して、認定当時、ローマのFAO本部に参りまして、羽織はかまを着て審査に臨んだ、審査もその後のやり取りも全て英語で行われた、その緊張感、そして認定が決まった当時の感慨、喜びというものを思い起こしたところであります。地域で活躍する生産者や郷土を愛する高校生の気持ちに触れ、その価値を再認識いたしました。改めて、世界ブランドであるこの地域の伝統的システムを何としても将来に継承しなければならないと、強い思いを抱いたところであります。

今後も、これまでの取組をさらに発展させ、地域の思いに共感する民間企業等とも協力しながら、多くの方々にこの地域のすばらしさ、魅力を知っていただく必要があると考えております。

県としましては、芽吹き始めた企業との協働活動により磨きをかけ、農林水産物等の地域資源や神楽に代表される文化、コミュニティーの魅力、活力、情熱を県内外へ発信し、関係人口の拡大につなげていくとともに、地域の方々が生産活動やそれを下支えする住民活動に安心して取り組めるよう、関係者と力を合わせ、しっかりと支援してまいります。

次に、高校教育についてであります。

県立高校は、公教育として、県民にひとしく

高校教育の機会を保障し、本県の基幹産業に必要な専門学科の学びや中山間地域の学びを支えるとともに、持続的な地域コミュニティの核としての役割が期待されております。

一方で私立高校は、建学の精神に基づき、個性豊かで特色ある教育プログラムを提供し、多様な教育ニーズに応えております。

現在、本県の中学校卒業生数は約1万人程度で推移しておりますが、令和10年度以降は1万人を切り、その後は5年ごとに約1,000人ずつ減少する見込みであります。本県高校教育の在り方に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

このような状況にあっても、各高校が地域の学びを維持し、本県の将来を担う人材を育成する役割を果たしていくことが求められます。

このため、関係者が課題を共有し、将来を見据え、公立・私立それぞれが提供する学びや募集定員など学校の規模等について、共に協議、検討していくことが必要であると考えております。

最後に、神楽のユネスコ登録についてであります。

先月28日、国から発表がありましたとおり、我が国のユネスコ無形文化遺産の新規提案案件として、神楽が決定いたしました。

神楽のユネスコ登録は、県民の長年の悲願であり、これまで県議会をはじめ多くの関係者の方々に大きなお力添えをいただいたところでありまして、感謝の思いを新たにしているところであります。

県におきましては、平成24年度から実施した記紀編さん1300年記念事業を契機に、神楽に関する取組を本格化してまいりました。私も、熱心に取り組んでおられる神楽保存団体の皆さん

を何とか支援したいという思いで、本県から全国の関係団体に呼びかけてネットワーク化を図り、神楽の認知度向上のためのPRや国への要望活動などを行ってまいりました。

また、神楽継承・振興知事連合を立ち上げ、本県とともに共同代表を務めていただいております岩手県や島根県など34の道府県と一体となって、国会議員など関係者も巻き込みながら取組を強化しているところであります。

今回の決定は、長きにわたり誇りと情熱を持って神楽を大切に守り伝えてこられた保存団体の皆様にとって大きな励みになるとともに、未来への保存・継承に向けた取組を力強く後押しするものと期待しております。

2028年に予定されるユネスコ正式登録に向けて、さらに機運醸成を図ってまいりたいと考えておりますし、その先を見据えて、神楽を未来につないでいくため、今後とも、文化庁はもとより関係機関・団体等と連携しながら、神楽の文化的・歴史的価値の磨き上げや国内外への神楽の魅力の発信、そして、神楽を核とした地域の活性化に全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。神楽の魅力の発信、神楽を核とした地域の活性化を期待いたします。

次に、行幸啓についてお聞きいたします。

天皇皇后両陛下が国スポの開会式などに御臨席されることは、国民とのつながりを考える上で大変重要な出来事であります。

最近の例では、本年9月28日から29日、第79回国民スポーツ大会に天皇皇后両陛下が御臨場されましたとあります。滋賀県への行幸啓に際し、近江神宮への幣饌料伝達などが行われたようであります。

天皇陛下の御来県の状態を見ますと、宮崎市が6回、都城市が3回、2回が延岡市、日南市、串間市、西都市、高鍋町、新富町、1回が小林市、日向市、えびの市、高原町、綾町、川南町、門川町であります。高千穂町は何と0回であります。

そこで、国民スポーツ大会で御来県が期待される天皇皇后両陛下の御視察において、県北地域、中でも皇室ゆかりの地である天岩戸や高千穂神社、国見ヶ丘などを訪問していただきたいと考えておりますが、このことについて、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 天皇皇后両陛下は、今年の滋賀国スポにおいて、1泊2日の御日程で、総合開会式へ御臨席されたほか、バドミントン競技を御覧になられた後、県立盲学校を御視察されております。

昭和54年の前回宮崎国体では、昭和天皇が3泊4日の御日程で、宮崎市で実施された馬術、体操、ホッケーや、新富町で実施されたウエイトリフティングなどの各競技を御覧になられたほか、天岩戸などと同じく、皇室とゆかりのある宮崎神宮や西都原古墳群などを御視察されております。

県としましては、天皇皇后両陛下が御来県いただける場合には、大会に伴う御日程等も踏まえながら、御覧になられる競技や御視察先について宮内庁に提案するとともに、万全の体制でお迎えできるよう準備を進めてまいります。

○佐藤雅洋議員 天皇家に大変ゆかりのある高千穂町を含む西臼杵、県北地域への行幸啓について、宮内庁への強い提案を要望いたします。

次に、農畜産業について伺います。

持続可能な水田農業を実現するには、大規模化や効率化による経営安定、スマート農業技術

の導入による省力化が不可欠と言われております。

しかし、生産者の減少や高齢化が進む中、地域の実情に合わせ、水田で何を作り、どのように省力化やコスト低減を図るのかなど、持続可能な米の生産・供給体制を構築していくには多くの課題があり、我が自民党として、9月に知事に対し、必要な施策に取り組むよう提言を行ったところであります。

我が地元西臼杵では、一つ一つの水田が1アールから5アール、1畝から5畝と小規模な棚田が多く、拡大と効率化のための農地の集約を進め、1戸当たりの耕作面積を拡大したとすれば、土手の草切り面積が何倍にもなるなど、中山間地域ならではの課題があります。

そこで、米農家の減少や遊休農地の増加など生産構造が変化する中、中山間地域の持続可能な水田農業の実現に向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 食料供給基地である本県にとって、食料安全保障の基盤である水田を維持していくことは大変重要であります。

このため県では、産地交付金等を活用し、主食用米はもとより、全国屈指の畜産業や焼酎製造業を支える飼料用米や加工用米等の生産など、バランスのよい米づくりを推進しております。

また、中山間地域では、効率化や省力化のため、日本型直接支払制度等を活用しながら、水路管理の共同化や作業受託組織の育成等に取り組むとともに、防除用ドローンや自動給水装置など、スマート農業技術の導入を進めております。

今後とも、国や市町村等と連携し、中山間地

域を含め、持続可能な水田農業の実現に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 中山間地域の農業の持続は大変厳しいものがあります。実情をしっかりと調査して、現場の状況に応じた支援が必要であります。それはまだまだできていないと私は考えます。支援の充実を要望いたします。

先ほど質問しました高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産については、10周年のシンポジウムにおいて、県立五ヶ瀬中等教育学校の学生3名による、棚田を潤す山腹用水路に関する調査研究の発表も行われました。この調査研究は、本年、国土交通省主催の第27回日本水大賞の国土交通大臣賞、及び日本地理学会の2025年春季学術大会高校生ポスターセッションの最高賞である会長賞を受賞されております。

このように、次の時代を担う若い世代が、山の斜面の等高線に沿って造られた、長い歴史のある高千穂郷・椎葉山地域の山腹用水路に着眼し、その魅力や価値を全国に発信していただいていることに勇気をいただき、私たちがしっかりと次世代に引き継いでいかなければならないと決意を新たにしたところであります。

しかしながら、山間地域では、維持管理を担う農業者の高齢化や激甚化する降雨等による災害などで、厳しい地形条件下に位置する山腹用水路の維持管理に大変苦勞している状況にあります。

そこで、高千穂郷・椎葉山地域の山腹用水路の保全に県はどのように取り組むのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 高千穂郷・椎葉山地域の山腹用水路は、100年以上の長きにわたり農業者によって守られており、棚田の景観維持や降雨時の排水機能を有するなど、地域

の営みと文化を支える上で不可欠な地域支援であります。

しかしながら、農業者の高齢化や災害等の発生により、その維持が難しくなっていると認識しております。

このため、土砂等の流入を防止する水路の蓋がけや、水路トンネルなどの整備を進めるとともに、遠隔監視設備の導入により維持管理の省力化に努めております。

また、日本型直接支払交付金により、泥上げや草刈り、簡易な補修等、地域ぐるみでの維持管理活動を支援しております。

今後とも、地域と連携し、山腹用水路の保全に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 引き続きの支援拡充をお願いいたします。

小水力発電は、太陽光や風力と異なり、天候に左右されにくいいため、安定した発電と環境負荷の低さから、今後の有効性が期待されています。国土の狭い日本において、水資源の有効活用や地域活性化、災害時のエネルギー自給率向上に貢献する可能性を秘めています。九州電力の協力や企業局の支援があれば、県内の小水力発電所の普及が進み、地域経済の活性化が図られると考えます。

そこで、市町村への小水力発電導入支援について、これまでの実績と今後の取組について、企業局長に伺います。

○企業局長（松浦直康君） 企業局では、市町村から相談のありました小水力発電導入の候補地点につきまして、発電規模や経済性評価等の可能性調査を無償で行っております。

現在の取組を開始いたしました平成16年度以降、これまでに71地点を調査しており、日之影町の下小原発電所や大日止昇小水力発電所、高

千穂町の畑中小水力発電所など、県内9地点で発電を開始しております。

また、今年度、小型の水車発電機を開発しております民間企業と小水力発電の導入促進に関する連携協定を締結したところでありますので、このような民間企業のノウハウや技術も活用しながら、引き続き市町村の取組を後押ししてまいります。

○佐藤雅洋議員 まだまだポテンシャルのある地域を確実に見つけていただきたいと思います。

続いて、肉用牛繁殖農家の経営安定について伺います。

今年の宮崎県畜産共進会の肉用種牛の部において、高千穂地区が団体賞3連覇を達成し、先日、その祝賀会に私も参加してきました。

その中で、出品者代表の方から、「子牛価格は回復傾向にあるが、飼料価格も高止まりしており、畜産情勢は依然厳しい」との御意見がありました。このことは、「これまで子牛価格は長期にわたって低迷しており、飼料や燃料等の資材価格の高騰が続く中、直近では子牛価格が上昇しているものの、依然、肉用牛繁殖経営は厳しい状況にある」という現場の声であり、この声に応える必要があると考えています。

このような厳しい経営環境において、そういう中でも農家は北海道全協に向けて日夜努力を続けております。しっかりと勝ち抜くことが重要と考えております。さきの県の共進会では、地元高千穂地区が団体優勝し、来年のプレ全共、2年後の北海道全共に向けて、意欲は高まっております。全共ですばらしい成績を収めることも大事、今、肉用牛繁殖農家を支え続けることもとても大事であります。

そこで、肉用牛繁殖農家の現状をどのように

認識し、経営安定のためにどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 繁殖農家の現状は、生産コストの高止まりや生産基盤の縮小など、厳しい状況にあります。

このような中、農家経営の支援として、国では、全国の子牛の平均価格が直近の生産コストを反映した基準価格を下回った場合に、その差額を補填する従来の対策に加え、昨年度より、九州・沖縄などブロックごとの子牛の平均価格に応じて奨励金を交付する臨時対策が措置されています。

また、県では、稲わらなど自給飼料確保への支援や、議員御指摘の北海道全共をはじめ、農家所得に直結する和牛改良等に取り組んでおります。

さらには、全国の肉用牛主要産地と連携し、国に対して支援強化の要望を行うなど、様々な取組を通じて、農家経営の安定につなげてまいります。

○佐藤雅洋議員 今ちょうど畜産農家は稲わらの集荷を行っておられます。頑張っている皆さんに光を当て続けていただきたいと思います。

次に、森林・林業行政について伺います。

宮崎県独自の森林環境税は、国の森林環境税の導入に伴い、名称を変更する方針が示されています。

県独自の森林環境税が今まで果たした役割は大変大きいものがあると思いますが、今回名称を変更する宮崎県森林環境税について、税の目的と変更の理由を環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、平成18年度に、森林（もり）づくりの基本理念等を定めた「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の施行に合わせて、県及び県民等が協働して取り

組む森林環境の保全に関する施策に必要な財源とすることを目的に、宮崎県森林環境税を導入しております。

一方、国では、令和元年度に、市町村及び県が実施する森林整備や人材育成などの財源とすることを目的に、森林環境税及び森林環境譲与税を導入し、令和6年度から森林環境税の課税を開始しております。

このように、県と国の税の名称が同一となったことから、混同を避け、本県の税の目的をより分かりやすく示すため、今回、条例の名称に合わせて、「宮崎県水と緑の森林づくり税」に変更することとしたものです。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。林業先進県である本県の一步進んだ森林環境保全を要望いたします。

森林の多面的な機能は、私たちの生活や地球環境にとって重要な役割を果たしています。

しかし、それでも先祖から森林を相続することを負の遺産を相続したように思う方も多岐中、森林由来のJークレジット制度は、森林所有者にとって新たな光ではないかと思えます。

そこで、森林所有者の収益として期待できる森林由来Jークレジットの活用における県の取組状況と今後の可能性について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 森林由来Jークレジットは、適切な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証し、取引するもので、購入者は、事業活動により排出するCO₂を相殺するカーボンオフセットへの活用ができ、森林所有者等の創出者は、販売収益を森林整備に活用できるため、近年、取組が広がってきております。

一方で、制度内容が複雑で専門的な知識を要

することや、審査費用の負担などの課題があるため、県では、計画書作成の支援や審査費用等の補助を行っております。

来年度から排出量取引制度が本格的に始まり、森林由来のクレジットの需要がさらに高まることが期待されることから、県としましては、引き続き活用の支援を行ってまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。森林所有者の収益拡大を大変期待しております。

地域再造林推進ネットワークには、造林費用の削減、森林所有者の経営意欲向上、地域林業の活性化、林業従事者の確保、持続可能な森林経営の推進といった期待が寄せられています。

再造林に関する相談対応等を行う地域再造林推進ネットワークの取組状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 地域再造林推進ネットワークは、地域ごとの実情に即して再造林を進める中心的組織として、森林組合、伐採者、造林者などで構成され、昨年6月に県内8地域に設立したものであります。

このネットワークでは、森林組合に寄せられる森林所有者からの相談対応や、伐採地情報の共有、再造林の働きかけなど、様々な取組が行われております。

これらの取組により、天然更新予定地が再造林に結びついたり、林地を手放したい相談者と購入する事業者とのマッチングが森林の集約化につながるなど、具体的な成果も出てきております。

県としましては、引き続きネットワークの周知広報を行うとともに、体制強化を図り、再造林を着実に推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 私は、森林所有者の組織であります森林組合の体制強化こそが、再造林推進

の肝であると考えます。体制強化に向けた支援を要望いたします。

近年、都市部を中心に木造ビルが増えるなど、非住宅分野における木造建築のニーズが高まっており、県では10月に、みやざき木づかい県民会議総会において、河野知事が「森の国・木の街」づくり宣言を行い、建築物の木材利用のさらなる推進に努めることを確認しました。

今後ますます県産材利用の機運が高まることを期待していますが、こうした中、先月22日、高千穂町観光協会が取り組む木造3階建ての新社屋建築の上棟式に出席してまいりました。長倉環境森林部長にも御出席いただいた上、高いところに上って、餅まき、せんぐまきを行っていただき、大変ありがとうございました。

この新たな建物は、バスターミナルのそばにあり、町民や観光客が高千穂町の歴史や文化、神話、神楽について学ぶことができる施設となるだけでなく、木材に触れることで地域の活性化とさらなる木材利用につながることを期待され、多くの方がその完成を待ち遠しく思っております。

木材を取り巻く現状を見れば、住宅着工が減少傾向にあり、我が県の森林・林業、木材産業の活性化を図っていくためには、事務所や壁や塀などの非住宅での木造建築のニーズをしっかり捉え、県産材利用を推進していくことは急務であると言えます。

そこで、県有施設や民間の商業施設などの非住宅分野における県産材の需要拡大に、県としてどのように取り組んでいるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県では、アスリートタウン延岡アリーナの屋根に、木材を三角形に組み合わせて強度を高めた木造トラス

工法を採用するほか、民間施設では、御質問にありました高千穂町観光協会の木造3階建て新社屋の建築支援や、商業施設等の木造化・木質化の支援を通じ、県産材の価値や可能性を広くPRするなど、非住宅分野での需要拡大に取り組んでおります。

また、木造の設計スキルを持つ建築士を育成し、木造マイスターとして登録するとともに、その活動を後押しするため、みやざき木の建築推進協議会と連携して木造化・木質化に向けた啓発活動を推進するなど、官民一体となった取組を進めております。

今後とも、幅広い関係者等と連携しながら、非住宅分野での需要拡大に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 木造設計スキルを持つ建築士の育成、木造マイスター登録のさらなる推進を要望いたします。

山村地域の中山間地域の持続化、活性化において、商工会は、地域経済の総合的な振興を図る中核的な存在として不可欠であります。人口減少や高齢化といった深刻な課題に対し、地域事業者の経営支援から地域資源を活用したまちづくりまで、多岐にわたる役割を担います。

商工会のあり方等検討協議会での検討結果を踏まえ、地域における商工会の果たす役割について、県の認識を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 商工会は、少子高齢化等により、商工業者数の減少等の課題に直面しております。こうした中でも、将来にわたって活力ある地域が持続できるよう、県や県商工会連合会、市町村等の関係機関で構成する「商工会のあり方等検討協議会」において対応策の検討を進めてきたところであり、先日、経営指導員の合同設置及び広域連携

による事業者支援体制の充実や組織率向上への支援等の方針を決定したところです。

商工会は、地域経済を支える中小企業、小規模事業者の最も身近な支援機関であると同時に、地域振興をはじめ様々な役割を担うなど、地域にとって欠くことのできない存在であると認識しており、引き続き、決定された方針を踏まえ、商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な支援に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 特に、人口減少が進む中山間地域にとって、欠くことのできない最も身近な存在である商工会のさらなる体制強化を要望いたします。

山村地域では公共交通機関に限られ、自家用車が主要な移動手段であります。生活の足の確保のために必要なガソリンスタンドがなくなると、住民は給油のために長距離移動を強いられ、高齢者など移動制約者の生活に深刻な影響を及ぼします。さらには、農業機械や林業機械など、産業活動に必要な燃料の供給拠点として機能します。また、地域内での消費を喚起し、にぎわいを創出する役割も担います。

灯油の安定供給、暖房などに不可欠な灯油の配送も、ガソリンスタンドが担う重要な役割であります。災害時の拠点機能として、多くのガソリンスタンドは、停電時でも自家発電設備などで燃料供給を続けられる住民拠点SSとして整備されており、災害時の最後のとりでとなります。これにより、緊急車両や被災住民への燃料供給が可能となり、地域のレジリエンス（災害対応力）強化に貢献します。

近年では、宅配ボックスの設置や特産品の販売など、多様な生活関連機能、公益機能を集積する小さな拠点としての役割も期待されています。全国的にガソリンスタンドの減少、SS過

疎地問題が進行しており、山村地域では、経営難、後継者不足、設備の老朽化などが深刻な課題となっております。

そこで、ガソリンスタンドは、人口減少が進む地域や中山間地域にとってはなくてはならない存在であると考えますが、県内のガソリンスタンド数の状況と、ガソリンスタンドに対する県の支援について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 経済産業省資源エネルギー庁の集計によりますと、令和6年度末現在の本県のガソリンスタンドの数は431か所で、平成26年度末の537か所と比較し、106か所減少しております。

また、各市町村の状況は、令和6年度末現在でガソリンスタンドがゼロまたは1か所の市町村はありませんが、西米良村と諸塚村が2か所、綾町、木城町及び椎葉村が3か所となっております。

県では、県内事業者に対し、商工会等を通じた経営支援のほか、経営安定化等に向けた資金繰り支援や事業承継支援など様々な取組を進めておりますが、中山間地域などにとって重要な生活インフラであるガソリンスタンドにつきましても、引き続き必要な支援に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 中山間地域のガソリンスタンドが決してゼロになることがないように、対策支援を要望いたします。

10月10日から「あそちほ号」運行が開始されました。あそちほ号は、熊本県阿蘇地域と宮崎県高千穂町を結ぶ、産交バスの新しい直通バス路線の愛称です。両観光地間の移動利便性が向上しました。西臼杵地域へのインバウンドを含む観光客の増加が期待され、特に本県唯一のス

スキー場である五ヶ瀬ハイランドスキー場への誘客も期待されております。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、九州地方の冬季レジャー拠点であると言われております。それは、地域の観光振興、そして自然の恵みを生かしたレクリエーションの場であることなどが挙げられます。日本最南端に位置するスキー場として、九州地方の人々がスキーやスノーボードを楽しむ機会を提供しております。

グレンデに訪れる観光客は、宿泊施設や周辺の飲食店などを利用するため、地域の活性化にも貢献しております。標高が高く、天然雪に恵まれ、晴天時には長崎の雲仙まで見えることもあります。自然を体感できる場所として価値があります。台風災害のため3シーズンぶりの営業再開後も多くの来場者が訪れており、一定の集客力があることが示されております。五ヶ瀬ハイランドスキー場は、九州地方の冬季レジャーを支え、地域経済にも貢献している必要不可欠な存在であります。

そこで、五ヶ瀬ハイランドスキー場について、阿蘇と高千穂を結ぶあそちほ号の運行開始などを踏まえ、県としてどのように誘客に取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 五ヶ瀬ハイランドスキー場は、南国イメージの強い本県にあって、雪遊びが楽しめる大変貴重な観光資源であります。

県では、国内外の観光プロモーションを強化しており、その中で五ヶ瀬ハイランドスキー場についても、県公式観光サイトやSNS等を活用した情報発信に取り組んでおります。

また、本県への旅行者が増加している台湾では、雪になじみがなく、先日の現地旅行会社訪

問においてスキー場のPR素材を提供したところ、強い関心を示されたところです。

台湾は、熊本空港における台湾線の増便や、あそちほ号の運行開始もあり、熊本から本県への周遊も期待される市場でありますので、スキー場を含めたプロモーションを行い、本県への誘客拡大に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 南国宮崎でありながら唯一のスキー場であり、日本最南端のスキー場です。大変貴重な観光資源への継続支援をよろしくお願いいたします。

次に、県土行政について伺います。

先日、東北大学と企業が道路附属物の老朽化に関する住民アンケート結果を公表しました。その中で私が注目した道路施設は、街路樹と区画線であります。全国では、老木化した街路樹による倒木の事故が発生しており、このような事故を起こさないためには適切な対応が必要です。また、区画線も消えていると、雨天時や夜間など非常に見えづらくなり、交通安全上、大変危険であります。

そこで、道路施設のうち、老木化した街路樹や視認性が低下した区画線が見受けられますが、把握の方法と対応について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県では、職員による道路パトロールや、民間委託による巡視、定期点検などを行い、日頃から、道路施設の異状箇所の早期発見と事故防止に努めているところです。

街路樹につきましては、年間委託した専門業者が管理しており、老木化が進行して倒木や枝の落下が懸念されるものについては、剪定や伐採、植え替えなどの対応を行っております。

また、区画線につきましては、通行車両の安

全を確保するため、交差点周辺やカーブ区間などを中心に優先順位を定めて、順次更新を行っているところです。

引き続き、道路施設の適切な維持管理に努め、利用者の安全確保に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。安全確保をよろしく願いいたします。

県道210号宇納間日之影線は、宮崎県東臼杵郡美郷町から西臼杵郡日之影町に至る一般県道で、地域住民の命の道であります。九州中央自動車道との接続にも、関係者をはじめ、町内外の住民から大きな期待が寄せられています。

この地域、岩井川、分城、さらには宇納間地域の住民にとってなくてはならない道路であります。県道宇納間日之影線における西臼杵管内の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県道宇納間日之影線は、美郷町北郷と日之影町七折を南北に結び、林業などの産業振興や地域住民の生活を支える重要な路線です。

本路線は、見通しが悪く、離合が困難な箇所が多数あることから、部分的な拡幅や待避所の整備などを進めており、平成27年度から中尾下工区として4か所の拡幅工事を行い、今年7月に完成しております。

引き続き、令和5年度から糸平下工区として約75メートルの区間の整備に着手しており、今年4月に用地の取得が完了し、10月より拡幅工事を行っているところです。

今後とも、必要な予算の確保に努め、早期整備に取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 早期整備を要望いたします。我が国を取り巻く安全保障環境の悪化は著し

いものがありますが、我が国の治安をめぐる情勢も近年、目まぐるしく変化を続けています。

SNSが目覚ましい普及が見られ、また、人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻るなど、国内外を問わず人と人との交流が活発化しております。

そのような中、地方の独り暮らしの高齢者を狙った犯罪が多発しているようであり、子や孫は都会に出て、すぐに頼れる者、相談できる者のいない高齢者を含む県民を犯罪から守り、安心して暮らせるような環境づくり、情報の共有、広報、啓発が重要だと考えます。

そこで、県内における匿名・流動型犯罪グループの実態と犯罪に向けた対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（高井良浩君） 近年、特殊詐欺等の組織的犯罪は、SNSや求人サイト等での都度募集した実行犯を使い捨てにしつつ、犯罪の収益の大部分を匿名化された中核的な人物が吸い上げる構造となっており、警察では、これを匿名・流動型犯罪グループというふうに呼称しております。

被害の面を見ますと、近年は投資や出会い名目で金をだまし取る手口も見られるなど、中年層、若年層が被害者となる事件もありますけれども、御指摘のとおり、依然として高齢者の方の被害の事件も発生しているところでございます。

警察としては、引き続き、情報収集を強化し、関係都道府県と連携して中核的人物やその組織の活動実態の解明を図るとともに、総力を挙げて、これらの壊滅に向けた検挙対策を推進してまいります。御指摘のとおり、関係機関と連携を図りながら、高齢者等が特殊詐欺等の被害に遭わない抑止対策も併せて推進してまい

ります。

○佐藤雅洋議員 ありがとうございます。安心・安全な宮崎県づくりをよろしく願いいたします。

ここ数日、熊の話をあまり聞かなくなりましたが、熊も冬眠に入ったのではないかと思います。しかし、九州では、冬眠をせず悪事を続ける鹿やイノシシが農林業者を困らせています。

さらに先月、イノシシによる死亡事故が発生しました。熊本との県境で猟友会の方数名で追っていたイノシシに後ろから襲われ、太ももの動脈を切られ、出血多量でベテランの猟師が残念ながら亡くなりました。大変なことであります。白毛の大きな雄イノシシだったとのこと。まだ山中にそのイノシシは存在しています。雄は鋭い牙で肉を切り裂き、雌は牙がありませんが、上に乗り、かみつき、骨をかみ砕き、手足や指を食べるとのことです。

私は、我が県でも猟友会の皆さんが警察や自衛隊と連携することが今後必要だと考えております。このことは次回の質問とし、今回質問はしませんが、我が宮崎県は今後の対策を他県に先駆けて行う必要があると考えますので、御検討をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高陽一副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の重松幸次郎です。

初めに、お忙しい中、傍聴に来ていただきました皆様、またインターネットを御覧になっている皆様に厚く御礼申し上げます。

通告に従い、順次質問させていただきますので、知事をはじめ、関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

本題の前に、公明党は先月17日に61回目の結党記念日を迎えました。結党以来、野党であっても与党であっても、「大衆とともに」の立党精神のままに、生活現場から政策を立案し、福祉や教育、環境などの各分野で政治を大きく切り開いてまいりました。

そして、今年10月、自公連立に区切りをつけて野党になりましたが、今後とも公明党は、是々非々の立場で国民生活の向上につながる予算や法律、政策の実現には協力し、懸念のある政策はただし、建設的な議論、合意形成をリードしていくとの声明を先月発表いたしました。

本県においても、チーム3000のネットワークを生かしながら、一人の声、小さな声を地方議会で反映させていくことをお誓い申し上げて、質問に入らせていただきます。

初めに、令和8年度当初予算の編成について伺います。

財政課より頂いた資料の「予算編成の基本的な考え方のまとめ」に、「令和8年度当初予算の編成に当たっては、財政健全化指針に基づき、人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策に的確に対応するとともに、将来を見据えた基盤づくりと新たな成長活力の創出に向けた施策を積極的に展開する」とありましたが、具体的に本県が抱える課題に的確に対応するため、令和8年度当初予算編成方針のポイントについて

て、知事に伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

令和8年度当初予算編成におきましては、「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」をはじめとする重点施策の推進に向け、既存の基金はもとより、地方創生のため国が大きく拡充いたしました、いわゆる第2世代交付金の積極的な活用を改めて明示したところであります。

また、国スポのレガシーを最大限活用した地域振興や国際線の拡充、そして、置県150年を見据えた取組など、未来志向の新たな発展、さらなる経済成長に向けた取組に対し、私の判断で別途財源を措置することとしております。

さらに、現在の社会情勢を踏まえ、物価高騰や県庁の生産性向上にも引き続き対応するとともに、米国関税措置や抜本的な税制改正等により、県内事業者の深刻な経営難や大幅な歳入減が生じるなど、万が一、経済財政への著しい影響が顕在化した場合には、必要な支援策の構築や歳入規模に応じた事業費圧縮など、別途、予算上の措置を機動的に講じることとしております。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

定例議会開会日の知事提案説明において、政権の枠組み、政策面で国政が大きく動く中、物価高対策の裏づけとなる補正予算については、地方が地域の実情に応じた経済対策を機動的に講じることができるよう、重点支援地方交付金や地方財政措置などを追加・拡充することなど、国へ強く求めていく必要があると述べられました。

その上で、先月は5回にわたり上京され、全

国知事会地方税財政常任委員長として、政府関係者や各党の政調会長らに要請活動を行われたと伺いましたが、では具体的に、地方税財源の確保のため、全国知事会税財政常任委員長としてどのような要請を行ってこられたのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 地方が重要課題に対応しつつ、安定的な行財政運営を行っていく中で、地方税財源の確保は極めて重要だと考えております。

このため、国の総合経済対策に対しましては、地方が物価高対策等を機動的に講じるための重点支援地方交付金の拡充や地方交付税の追加交付、国土強靱化対策等の予算確保などの要請を行ったところでありまして、先日閣議決定された経済対策には、これらの内容がしっかりと盛り込まれたところであります。

また、令和8年度予算に対しましては、物価高を反映した委託料等の高騰や給与改定に伴う人件費の増などに加え、人口減少対策や地方創生、インフラ等の老朽化対策といった重要課題への対応に必要な地方一般財源総額の増額確保・充実等の要望と併せて、減税については、代替財源を確実に確保するなど、国として丁寧に議論していただくことを強く求めております。

年末に向けて、今まさに令和8年度の税制改正や地方財政の議論が進んでいるところであります。税制改正でいうと、自動車関係税の見直しの年にもなっておりまして、これは地方税収にも大きく影響が及んでくるところで、注視しております。引き続き、国の動向を注視しながら、政府・与野党に対し、地方税財源の確実な確保を要請してまいります。

○重松幸次郎議員 分かりました。引き続き、

予算の確保に尽力していただきたいと思います。

一方で、いわゆるガソリン暫定税率の廃止について合意がなされましたが、その代替財源の確保は、地方の道路の維持管理や災害時の復旧財源として極めて重要であることを、9月の代表質問でも確認させていただきました。

私も10月に行われました公明党全国代表者協議会において、地方の極めて重要な財源であり、減税の検討に当たっては、将来世代の負担にならないように慎重に責任を持って議論を進めていただきたい旨、斉藤代表や西田幹事長に申入れをさせていただきました。西田幹事長からは、野党の立場でも責任ある議論をリードしていくということを約束されました。

次からの質問は、毎年行っております我が党の政策要望懇談会での経済・福祉団体からの要望事項の中から質問させていただきます。

初めに、宮崎県商工会議所連合会様からの要望事項の中で、日本遺産フェスティバルと南九州の古墳文化遺産登録について伺います。

先月、宮崎県議会文化芸術振興会の有志で、県西地区、都城市、えびの市と高原町をメインに、歴史や文化財等の調査に参りました。

都城市内の郡元西原遺跡や大島畠田遺跡は、いずれも9世紀中頃から15世紀の重要遺跡であり、また、えびの市内の島内地下式横穴墓群は、5世紀初めから7世紀前半に造られたお墓であり、ともに当時の有力者の暮らしぶりが推察されることを知りました。

さて、話を戻しまして、西都市、宮崎市、新富町、高鍋町などで構成されている「日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会」という団体があることを初めて知りました。西都原、生目、新田原、持田の古墳群と蓮ヶ池横穴群など20か

所の文化財で構成され、それらを保存・活用し、その魅力発信に努めることは重要だと感じました。文化財資源の保護と地域振興の取組は重要です。改めて県議会文化芸術振興会で訪問調査をさせていただきます。

それはさておき、本県でもビッグニュースが飛び込んでまいりました。本年10月に倉敷市で開催された日本遺産フェスティバルが終了し、何とよいよ来年の11月7日、8日に宮崎開催が正式に発表されました。

初めに、日本遺産とはどのようなものなのか、また、本県の日本遺産はどのようなものなのか、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君） 日本遺産は、地域活性化を図るために、地域の文化財と地域で受け継がれている伝承・風習などを踏まえたストーリーをパッケージ化した取組を認定するものであり、現在、全国で104の日本遺産が文化庁により認定されております。

本県では、西都市、宮崎市、新富町、高鍋町の2市2町に所在する古墳群が古墳時代当時の景観を残しており、それぞれを巡り、出土した美しい装飾品や埴輪などを鑑賞することで、当時の生活文化や栄枯盛衰を繰り返した豪族たちの生きざまを時代を超えてリアルに感じられる地域として、平成30年度に認定されております。

○重松幸次郎議員 分かりました。あわせて、令和8年度に宮崎県で開催される日本遺産フェスティバルに向けた県の機運醸成と支援協力について、再度、日隈副知事にお伺いします。

○副知事（日隈俊郎君） お尋ねの日本遺産フェスティバルでございますが、全国各地の歴史や文化を身近に感じ、親しんでいただくため、認定を受けた自治体が毎年持ち回りで開催

してありまして、来年11月7日、8日に、シーガイアコンベンションセンターをメイン会場として、西都市、宮崎市、新富町、高鍋町にサテライト会場を設け、開催することとなっております。

現在、県と2市2町で「日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会」を設置し、日本遺産の内容やフェスティバルに関する情報発信を行っているところであります。引き続き、開催に向け、国内外へ日本遺産とフェスティバルの周知を図り、機運を高めてまいります。

フェスティバル当日は、全国104の日本遺産を紹介するワークショップや、南国宮崎の古墳景観を満喫できる周遊ツアー、地元特産品の販売などを予定しているところであります。

フェスティバルの開催により、本県の観光振興、そして地域活性化が図られるよう、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 県議会文化芸術振興会でも全力で応援し、大成功を期待しております。

さて、次は、日本一プロジェクトの中から1点だけ質問いたしますが、グリーン成長プロジェクトの柱、再生林の支援は重要です。

杉素材生産量34年連続日本一、製材品出荷量全国2位、林業産出額は全国4位と、全国有数の林業県であります。一方で、再生林率は7割にとどまり、再生林の推進による循環型林業の確立が必要です。そのため、官民が一体となって再生林に取り組む宮崎モデルが進められてきました。

そこで、国、県からの補助に上乗せする事業として、令和6年9月から、県11%、市町村11%、現在の補助金と合わせて90%の補助を実施したことで、林業事業者にとっては経営意欲が高まり、新規参入や担い手確保に大きく貢献

しておりますが、2か年計画で終わらせないよう事業者から声をいただいております。

そこで、この機運醸成、また事業継続はますます重要であります。再生林率向上強化対策事業の来年度以降の対応について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再生林率向上強化対策事業につきましては、令和6年度は、事業の準備期間を経て、9月以降の再生林の補助申請を対象としたことから、通常、申請のほとんどを占める6月の申請は対象に含まれておりませんでした。

今年度から対象となった6月申請分の補助面積は1,780ヘクタールで、昨年6月申請分の1,663ヘクタールより117ヘクタール増加していることから、再生林の推進に資する事業であると認識しております。

当事業の来年度以降の事業継続については、関係団体や市町村から多くの要望を受けており、県としましても、再生林率日本一の達成に向け、効果的な事業であることも踏まえ、検討してまいります。

○重松幸次郎議員 豊かな水と緑に恵まれた郷土を後世に引き継ぎ、災害防止や水産業の振興にも資する森林の育成、持続可能な環境社会づくりのため、継続支援をお願いいたします。

次は、宮崎県トラック協会様からの政策要望の中から質問いたします。

先ほどの森林・林業の振興に関連して、全国に先駆け主伐期を迎えた日本一の杉生産県ですが、原木輸送事業者の過積載運行について、県警から注意を受けているとのことでした。

そこで、木材輸送など輸送事業者への過積載の取締り状況について、警察本部長に伺いま

す。

○警察本部長（高井良浩君） 積載物の重量制限を超えた車両を運転する行為は、道路交通法で過積載として禁止されております。

その検挙状況について申し上げますと、昨年、令和6年が30件、本年は10月末までに10件を検挙しております。これら40件のうち、31件が木材を積載した車両でありました。

警察といたしましては、引き続き、関係機関と連携して、適正な取締りを行ってまいります。

○重松幸次郎議員 御答弁ありがとうございます。警察本部長におかれましては、ようこそ宮崎県にお越しくださいました。昨日も所信をお伺いしましたが、宮崎県内の治安維持と、県民の安心・安全を守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本題に戻りますが、先ほどの原木輸送事業者の過積載運行について、万一、トラックが横転する事故が起きると大惨事になることは予想されます。

そこで、木材輸送における過積載運行を防止するため、県はどのように取り組んでおられるのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 木材輸送における過積載運行の防止は、交通安全の確保はもとより、林業・木材産業の信頼性向上の観点からも大変重要であります。

このため県では、一昨年、林業・木材産業の関係団体と宮崎県トラック協会で構成する「ひなたのみやざき材流通対策連絡会議」を設立し、木材輸送の安全運行について、情報交換や助言を行っております。

また、同会議と連携し、過積載防止を呼びかけるポスター等の作成・配布や、運行時におけ

る過積載防止の徹底について原木出荷者等へ文書を発出するなど、啓発・指導を行っているところです。

今後とも、関係機関や団体と連携しながら、適正な木材輸送が行われるよう取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 様々な安全対策への指導と御支援をお願いいたします。

また、大消費地から遠隔地にある本県にとって、長距離運送の長時間労働を抑制し、労働時間改善や環境負荷の軽減に向けたモーダルシフトの対策として、フェリー利用等への支援の声をいただいております。

では、フェリー、RORO船を利用するトラック運送事業者に対する県の支援について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（川北正文君） トラックドライバーの担い手不足や労働時間の上限規制等により、輸送能力の逼迫が懸念される中で、本県の物流を持続可能なものにするためには、ドライバーの長時間労働の解消や物流効率化に寄与する海上輸送等へのモーダルシフトを進めることが大変重要であります。

このため県では、トラック運送事業者に対し、フェリーやRORO船を利用した新規輸送ルートの構築を支援するほか、本県港湾を利用するための高速道路利用料の補助や海上輸送量の増加に応じた補助を行うなど、モーダルシフトを推進するための取組を進めております。

県といたしましては、引き続き、トラック協会とも連携を図りながら、トラック運送事業者によるフェリーやRORO船の利用促進を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 同じく、海上モーダルシフトの推進に当たり、2024年問題への対応やドラ

イバー不足の観点から、有人貨物トラックから運転席のキャビン部分と荷物を載せるシャシー部分を分けて、シャシー輸送への転換が加速される傾向です。

そこで、細島港と宮崎港におけるシャシー待機場等の整備について、取組状況を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） モーダルシフトの進展により、RORO船等によるシャシー輸送は今後ますます増加すると見込まれており、円滑な荷役のためには、シャシー待機場の確保が求められます。

このため細島港では、国が整備しているRORO船専用岸壁の背後に、新たに約2ヘクタールの待機場を整備することとしております。

また、宮崎港では、東地区分譲地の利用を想定して、利活用促進のため、7月に貸付制度を導入したところです。

今後とも、モーダルシフトに対応するため、利用者の意見を伺いながら、シャシー待機場の確保など港湾機能の強化に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

宮崎港に関連して2問、問わせていただきます。

県商工会議所連合会様からの要望に、「宮崎港は農畜産物等を消費地に輸送する神戸航路の維持や、航路等に砂が堆積しやすい海象・地形条件、旅客ターミナル及び官公庁施設の老朽化への対策が急がれる。また、りんかいひなた橋や宮崎駅東通線等、アクセス面の進みつつある、みなと緑地を活用したにぎわい空間の創出も今後の課題です」とありました。

そこで、宮崎港における南防波堤の整備と港

のにぎわい創出に向けた取組状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港は、本県の物流拠点や海の玄関口として、重要な役割を担っております。

南防波堤については、船舶の航行安全を確保するため、現在、国において、津波に対する粘り強い構造とするための補強工事を行っていると同っております。

また、にぎわい創出については、昨年供用した「りんかいひなた橋」や宮崎駅と宮崎港を結ぶ市道の開通効果も見据え、官民連携による「みなと緑地PPP」を活用した緑地のリニューアルなどの検討を行っているところであります。

引き続き、関係機関と連携しながら、南防波堤の整備促進と港のにぎわい創出に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 整備促進をよろしくお伺いいたします。

さて、宮崎港では、水深や岸壁の長さの構造上、3万トン級以内の船しか接岸できません。したがって、細島港や油津港のような5万、10万トン級以上のクルーズ船は入港できませんが、一方で、クルーズ船のグレードは、船体が小さくなるほど高くなることを御存じでしょうか。

そのグレードは、クルーズ船の種類によって、10万トン級の大型船をカジュアル、中型クラスをプレミアム、小型クラスをラグジュアリー、そして、さらに1万トン以内の最上級クラスをブティックと言います。ブティックというのは、コンセプトを重視する究極のプライベートサービスという意味でございます。

その4種類のクラスに分かれますが、クルー

ズ旅行の需要が日本で過去最高にまで高まる中、趣旨確認で知りましたが、来年3月、宮崎港にフランス船籍の「ル・ソリアル」が入港すると知りました。総トン数約1万トン、乗客定員264名ですので、まさに最上級クラスです。

いよいよ宮崎港に初の外国クルーズ船が参りますが、宮崎港における外国クルーズ船誘致の取組と成果について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 外国クルーズ船誘致は、経済効果も大きく、本県インバウンド対策の重要な取組の一つです。

コロナ禍後、全国では、ラグジュアリー船と呼ばれる富裕層向けの小型クルーズ船の寄港が増加しており、県では、外国クルーズ船の寄港実績がない宮崎港についても、新たな寄港先の候補としてPRを強化してまいりました。

そのような取組の成果もあり、来年3月には宮崎港において初となる外国クルーズ船の寄港が決定し、5月までに合わせて4回の寄港が予定されております。

今年10月には、今回寄港するフランスの船会社の責任者と私も直接お会いして意見交換し、本県が誇る豊かな食や、各港湾のそれぞれの圏域に優れた観光地があることなどが宮崎の強みであると評価いただいたところであります。

宮崎港では、今回外国クルーズ船の初寄港となりますことから、地元自治体である宮崎市とともに万全の態勢で受入れを行い、今後のさらなる寄港につなげてまいります。

○重松幸次郎議員 本当にすばらしいことだと思います。また、ロマンを感じます。きっと乗船される皆さんは、洗練された文化、教育、マナー、社交性など、複数の要素が絡み合った社会的な階層、ハイソサエティーな方々ですの

で、宮崎の魅力を存分に伝えていただきたいと思います。

会議所様の要望で、冒頭に述べました旅客ターミナル及び官公庁施設の老朽化に対応するため、合同庁舎の建設において、プロポーザル方式による民間企業を誘致していただきたいと思います。

乗客を快適に迎え受けできるフェリーターミナル、港湾の管理運営をつかさどる港湾事務所及び関係事業団、安全管理の警察や警備企業、また県産品に限定したレストランや物産品売店、そして入港検疫などの機能をトータルで完結できる庁舎が必要だと考えます。それがかないますと、宮崎港やマリナー、フェニックスリゾートやアミノバイタル施設等と連携して、宮崎中心部の観光振興に大いに期待できますので、ぜひとも知事のリードで御検討をお願いいたします。

次に、宮崎県土地家屋調査士会様からの要望で、狹隘道路の解消について要望をいただきました。

国土交通省のホームページから引用させていただきますが、

建築基準法においては、市街地環境等の確保を図る観点から都市計画区域及び準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないこととされています。

一方で、建築基準法の施行に伴う救済措置として、昭和25年に建築基準法が施行された際に存在していた幅員4m未満の道で特定行政庁が指定したものについても、いわゆる「2項道路」として建築基準法上の道路と位置づけられました。

2項道路については、沿道建築物の更新時

に道路とみなす境界を敷地側にセットバックすることで4 m以上の幅員を確保するものとされておりませんが、更新の停滞等により4 mの幅員が確保されない、いわゆる「狭あい道路」として存在しております。

狭あい道路及びその周辺においては、災害時の避難路（救急車や消防自動車の乗り入れ困難）としての防災上の課題、当該道路に面した建築物が得られる日照や通風等の衛生上の課題等が発生しうるため、平成20年には建築基準法施行規則を改正し、指定道路図や指定道路調書の整備に係る規定を追加することで、狭あい道路対策にも資する道路情報の整備を促進しています。

狭あい道路の拡幅整備の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題であり、SDGsの11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の達成にも寄与するものであります。

とありました。

しかしながら、敷地のセットバックには地権者が絡むため、なかなか解消するには至っておりません。

では、建築基準法で義務づけられた道路の後退を土地所有者に適切に行ってもらうため、県としてはどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 建築基準法で義務づけられた道路後退は、火災や救命時の緊急車両の円滑な通行を確保し、安全な市街地を形成する上で大変重要であります。

このため県では、道路後退が必要となる路線をホームページで公開するほか、建て替え等で土地所有者から建築確認申請があった際には、現地立会いで確定した位置に県支給のくいやプ

レートの設置を確認することで、後退位置の明確化を図っております。

さらに、後退範囲で工作物が設置された場合などには、土地所有者に対し、撤去の指導等を行っております。

○重松幸次郎議員 あわせて、調査士会さんからの「特定行政庁である宮崎市、都城市、延岡市、日向市の4市以外の県の管轄する区域では、県が2項道路の沿道建築物の更新時に後退幅を決めて、それを完結する義務があります」という要望であります。

そこで、4市では後退部分を公共用地として管理できる取組を行っていますが、その他の市町においても同様の取組がなされるよう県が支援する考えはないのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 後退する部分を公共用地として管理する取組としては、後退する土地を分筆して寄附していただく場合、国の補助制度等を活用して、測量や登記費用等を負担する取組が一部の市町で行われております。

このような中、県では、狭隘道路の解消に向けた取組の促進を図るため、国が昨年3月に策定したガイドラインを市町に周知しているところです。

さらに今後は、国の補助制度の内容や県内事例を含めた説明会を開催し、市町の理解を深めるとともに、個別の相談に応じるなどの支援を行ってまいります。

引き続き、安全な市街地が形成されるよう、市町と連携して狭隘道路の解消に向けた取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 ぜひ各市町村とも連携してお願いいたします。

先月発生した大分県佐賀関の火災の原因は、空き家が多かったことによる初期消火が進まなかったことと、道路の幅が狭く緊急車両が通行を阻まれて、消火活動が難航したと見られております。改めて大分市佐賀関の皆様にお見舞いを申し上げます。

南海トラフ地震が迫っている本県にとって、狭隘道路の解消は一刻を争う課題だと考えますので、対応をよろしくお願いいたします。

先月11日に、経済団体の政策要望書を届けに、私と県幹事長と工藤県議と3名で、斉藤鉄夫代表をはじめ、九州選出の国会議員を訪ねてまいりました。

その日の午後、少し時間に余裕がありましたので、ちょうどタイミングで国会での衆議院予算委員会を傍聴することができました。

その日は我が党の岡本三成政調会長の質問があり、政府系ファンドの創設や物価高対策、そして奨学金の返済を企業が肩代わりする代理返還制度の普及促進を、文部科学省だけではなく、経済産業省の赤澤大臣に要請されている内容でした。

その奨学金の返済についてですが、通常の奨学金返済は、企業が返済金額の補助を給与に上乗せして返還しておりますが、そうしますと収入とみなされまして、所得税が増えたり社会保障費が加算されて手取りが減ることもありますが、この代理返還は、従業員自身が給与の上乗せ分から返還する方式とは異なり、企業が直接支払いをするために、支援額の所得税は非課税となり、また社会保険料が増えず、手取りが減らないメリットがあります。

また企業側は、返還額を損金算入でき、法人税の課税対象所得が軽減されるほか、一定条件を満たせば税額控除も可能になります。

よって、福利厚生の実施により、企業価値の向上や人材の確保、雇用の安定といった効果も見込めます。

そこで、日本学生支援機構の奨学金代理返還制度について、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 県内企業に就職する若者の奨学金返還を支援することは、本県の将来を担う産業人材の確保・定着につながるため、県では、企業と一体となって、支援金を若者に直接補助する制度を構築しています。

この制度に参画する企業も増加しており、また、多くの市町村が独自の制度を設けるなど、支援の取組が広がっています。

一方、日本学生支援機構の奨学金代理返還制度は、企業等が従業員に代わって返還を行うものであり、企業側にとっても税制上の優遇措置があるなど、新たな仕組みとして活用が進んできております。

これら様々な選択肢を企業や若者に提示することは、県内への就職を促進する上で大変重要であるため、関係機関等と連携しながら、制度の周知に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 おっしゃるとおりですね。学生の約半数が奨学金を活用し、その返済で手取りが少なく、その影響で婚期が遅れたり、また生活設計が見通せなくなることを解消するため、代理返還の周知が大切であると考えますので、よろしくお願いいたします。

次は、福祉保健部、病院局について伺います。

先月5日に、県立宮崎病院のグランドオープン式典に招いていただき、来賓挨拶をさせていただきました。

令和元年5月より新病院の再整備の本体建設

がスタートし、令和4年1月に新病院が開院しました。鉄骨造、地上8階建て、延べ床面積約4万7,000平米、外来駐車場は約430台に拡充し、令和7年8月に再整備が完了しました。

宮崎県の高度急性期医療の施設として、許可病床数502床を有し、今年4月15日時点で、医師数106名、看護師等518名などの合計753名の陣容で、宮崎県央をはじめ県下全域の県民の健康と命を守り、また、次世代の医師・看護師等の医療従事者の育成と医療の進化に資する重要な拠点病院として日夜励んでおられますが、一方で、病院事業においては、がん医療機能の高度化、IMRT（高度な放射線治療）の導入等の設備に投資し、他方では資材の物価高騰と医師・看護師等確保のための処遇改善等がかさみ、厳しい経営状況の中ではありますが、令和12年度の純損益黒字化を目標に、県庁部局横断し、総力を挙げて取り組んでいるというふうに申し上げました。

そこで、グランドオープンを迎えた県立宮崎病院が今後どのように進んでいくのか、知事に思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県立宮崎病院では、このたびの再整備事業により、基幹災害拠点機能をはじめ、高度急性期医療や救急医療、がん治療など、さらなる充実が図られたところであります。

現在の県内医療は、人口減少や高齢化などにより、医療圏域内の患者数や重症症例が減少するとともに、病院経営においても、高騰する人件費や医薬品等の費用を診療報酬で賄えないなど、極めて厳しい状況にあるものと考えております。

このため、診療報酬の見直しの必要性については、国に対し強く訴える一方で、県として

は、医療圏全体で機能分化を進めながら、県立病院としても、医療需要に応じた規模・機能の適正化と安定的な医療の提供を図る必要があると考えております。

県立宮崎病院は、大正10年の開設以来、100年以上にわたり県民の命と暮らしを支えてきた、県立病院事業の中心となる全県レベルの中核病院であります。

今後とも、地域の医療機関との連携を一層強化するとともに、さらに踏み込んだ経営改善を図り、次の100年を見据え、宮崎の未来を担う医療の要として、責任を持って運営してまいります。

○重松幸次郎議員 県民の安心・安全のために、県議会としてもサポートを続けてまいりたいです。

式典の後に、「持続可能な医療提供体制を目指して」と題し、コンサルティング会社、株式会社日本経営の角谷部長の講演がありました。

総論としては、人口動態の影響による医療介護の供給力の縮小、高齢者人口と生産年齢人口のバランスから医療介護は需要が増えるが、その需要の抑制と供給力のアップに各産業が向き合っていく時代に進むとの内容でありました。

そこで、持続可能な医療提供体制の確保に向けた県の考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢化に伴う医療需要の変化や人手不足など、医療を取り巻く環境の厳しさが増す中、持続可能な医療提供体制を確保するためには、医療機能の分化・連携や、医療機関の再編・統合など、地域の実情に応じて様々な角度からのアプローチが必要であると考えております。

現在、国において、2040年頃を見据えた「新

たな地域医療構想」の検討が行われており、高齢者救急機能や在宅医療等連携機能など、地域ごとに医療機関の役割分担を明確化する方向性が示されております。

県としましては、これらの方向性を基に、地域医療構想調整会議における議論を促進し、県民が住み慣れた地域で安心して医療を受けられる体制の確保にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 機能の集約、統合、経営安定への道筋を伺いました。ここでもスマートシュリンク、賢く縮みながら機能を高度化・進化させる、その内容が重要だと感じました。

次に、宮崎県精神福祉連合会様からの要望です。

初めに御礼を申し上げます。数年前の私や複数の議員の皆様からの精神障がい者への医療費助成についての質問が実り、本年度より1級の障害手帳を持っている方を対象とすることになりました。厚く御礼申し上げます。

その上での要望ですが、家族会の当事者は2級の障害手帳をお持ちの方がほとんどです。当事者は、長期の医療負担と、勤務意欲があるのに働けない等の経済的不安に直面しております。全国的に見ると、障害手帳1級から3級全てを医療費助成の対象としている県も見受けられます。

そこで、重度障がい者・児への医療費公費負担事業について、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級所持者を助成の対象に加える考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、重度障がいのある方が身近な地域において安心して生活するために、大変重要な事業であります。

県では、実施主体である市町村と協議を重ね、今年10月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の通院及び精神科を除く入院に係る医療費について、助成の対象に加えたところであります。

県としましては、引き続き、本事業を着実に運営することにより、重度障がいのある方への支援にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 医療費公費負担は市町村とも連携することですので、新富町や木城町のように、自前で取り組まれているところとの格差が生じないように、よろしく願いいたします。

同じく、精神障がい者家族会の方から、摂食障がいの理解を深めていただきたいとの要望がありました。

若年層のダイエットブームに憧れて、食事制限が見受けられます。摂食障がいの低年齢化は深刻な事態につながり、発症してもそのまま放置したり、親や周囲の理解がないため症状が長期化したり、年齢を重ねると克服の可能性が低くなると感じております。年齢が高くなると、衰弱により命の危険性も高まるとのお話をお伺いしました。

そこで、摂食障がいの現状と県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 摂食障がいにより治療を受けている方は、全国で約22万人、本県では約3,200人と推計されておりますが、治療を受けていない方も多く、全体数については、正確に把握されておられません。

議員御指摘のとおり、近年、低年齢化の傾向にあり、成長に与える影響を最小限に抑えるためには、早期発見と適切な支援を速やかに開始することが重要とされております。

現在、県では、精神保健福祉センターや保健所で様々な精神疾患に関する相談に応じていますが、まずは、症状や治療の必要性について、県民が正しく理解することが大事でありますので、県のホームページやチラシを活用し、摂食障害がいに対する理解促進に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 この件を教育委員会の方にも伺ったところ、学校では保健の学習において、心の健康を保つために必要な行動について学習するとともに、必要に応じて個別に対応しているというお話を伺いました。将来のある大切な人材ですので、あらゆる機会を通じて若者の健康を守っていただきたいと思います。

次は、成年後見人の活用について伺います。

成年後見制度は、認知症や精神疾患などで一人で物事を決めるのが難しい人が、安心して契約などの法律的な手続をできるように手助けする仕組みです。しかし現在、国内の認知症の人は約400万人以上いますが、約25万人しか同制度を利用していません。

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2つがあり、法定後見制度は、医師の診断書や鑑定を参考に、家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を決めます。しかし、管理する財産が高額な場合や事務内容が複雑な場合、家庭裁判所は裁量により司法書士などの専門家を選任することがあるということでした。

そこで、宮崎県内の成年後見制度の利用状況と県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 本県における成年後見制度の利用者は、令和7年8月時点で2,913人となっており、年々増加しております。

また、成年後見人の内訳は、約7割が弁護士や社会福祉士等の専門職、約2割が市町村社会

福祉協議会等の法人、約1割が親族となっております。

今後、認知症の方や独り暮らしの高齢者など、制度の利用を必要とする人がさらに増加するものと予想されます。このため県では、専門職に加え、一般の県民や法人を成年後見人として育成するための研修や、制度の周知を目的とした出前講座を実施しております。

引き続き、市町村や弁護士会などの関係機関と連携しながら、制度の利用促進に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 ますます増加する高齢者の特殊詐欺防止対策にも有効であります。任意後見制度は、本人が元気なうちに自分の意思で任意後見人を決めておき、判断能力が不十分となったときに初めて支援が始まるという2段階の仕組みを活用し、早めの備えを周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

先月、我が党の機関紙の中で、公立学校教員の働き方改革に関する指針の改定についての記事がありました。

その内容は、

保護者からの過剰な苦情や不当な要求等への対応は、「学校以外が担う業務」として明示され、教育委員会等が相談窓口を設置することや、弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することが求められている。

しかしながら、既存の「スクールロイヤー」の枠組みは「子どもの最善の利益」を目的とするものであり、多くの場合、学校側の代理人として関わることを想定した枠組みにはなっていない。

既存の枠組みで弁護士が公立学校側の代理人として活動するとなると、基本的には自治体や教育委員会の顧問弁護士が活動すること

になるのですが、顧問弁護士の業務は現場から遠い場所での法的助言が中心であり、現場の状況を把握しているとは限らない。

現時点で、職場の教職員の声を直接汲みとり、公立学校側の代理人として弁護士が関わることが想定される制度は、大阪弁護士会の「スクールアトニー」制度です。

近い将来、多くの自治体・教育委員会において、新たな制度設計が求められるとありました。

そこで、学校から弁護士への法律相談の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君） 教育委員会では、学校だけでは対応が困難な事案に対し、弁護士から法的アドバイスを受けることができるようにしております。

相談状況は、令和6年度が3件、令和7年度はこれまでに2件あり、その内容は、いじめへの対応に関することや、生徒指導上の対応等に関する事となっております。

また、全公立学校の管理職等を対象に、学校経営上必要となる法的知識や困難な事案への対応力の向上を目的に、弁護士による法律研修も実施しております。

法律相談体制の整備により、教員の負担軽減が図られることから、学校に対し、積極的な活用を促しております。

○重松幸次郎議員 ある弁護士会のホームページを引用しますと、病気休職者数は全国で7,119人と過去最高を記録しております。現場の先生方の御負担は深刻であり、教員採用募集にも年々少なくなってきたという影響があると知りました。

そこで、スクールアトニー制度について、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） スクールアトニー制度は、学校において対応困難な事案に対し、弁護士が代理人として関わる制度であると認識しております。

当該制度については、教員が過剰な要求や不当要求に相對することへの負担軽減が期待される一方で、要求等に至った原因そのものの抜本的な解決につながるかは、現時点で導入している自治体もないことから不透明なところがあります。

働き方改革の観点からも、過剰な要求等への対応は喫緊の課題ではありますが、当該制度につきましても、慎重に検討していく必要があると考えております。

○重松幸次郎議員 先ほどのホームページに、先生方から「最後に助けてくれるところがあるから頑張れる」といった声もあると出ております。スクールアトニーの導入検討をお願いいたします。

最後の質問になりました。

先月、宮崎はゴルフマンスが到来し、男子プロのダンロップフェニックストーナメントと、女子プロのリコーカップが開催されました。宮崎県出身の女子プロゴルファーにおいては成績優秀で、そのうち先月は、脇元華選手がプロ8年目にして初優勝を飾りました。涙の姿に感動します。すごい活躍ぶりです。

さて、先月、宮崎県議会スポーツ議員連盟のゴルフ部会で、昨年に引き続き、企業局が所管している一ツ瀬川県民ゴルフ場にて、安田ゴルフ部会長以下、議員の皆さんとゴルフコンペを行いました。晴天、無風の絶好のゴルフ日中で、楽しくラウンドができました。

私は昨年、一ツ瀬川県民ゴルフ場でのコンペの後に知ったのですが、このゴルフ場は、一人

で行って一人で回れる、ハーフでも回れるんです。健康管理のため、このゴルフ場を回ることを決めました。家の周りを1時間歩くのは飽きがきて三日坊主になりますが、このゴルフ場ですと、ちょうどハーフを2時間弱で楽しく回れて、また練習になります。議員の皆さんもぜひ一ツ瀬川県民ゴルフ場を利用してください。

そこで質問ですが、利用者が減少していると聞いておりますけれども、一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者数の状況を、企業局長にお伺いします。

○企業局長（松浦直康君） 一ツ瀬川県民ゴルフ場は、平成2年度に営業を開始し、ピーク時の平成4年度には約6万6,000人の利用がありました。ゴルフ人口の減少に加え、近年は、度重なる冠水被害によるコースコンディションの悪化、大雨、猛暑など環境の変化等により利用者が減少し、直近の令和6年度は、過去最低の約2万2,000人となっております。

○重松幸次郎議員 ピーク時の3分の1に減少しているという状況でございます。何とか持ち直していただきたいと思っております。

そこで、一ツ瀬川県民ゴルフ場の利用者を増やすための取組について、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） ゴルフ場の経営につきましては、利用者の減少に伴い、平成30年度以降は、令和3年度を除き赤字が続いております。非常に厳しい状況にあります。

このため、今年度は、企業局としても指定管理者と連携して、新たにインスタグラムによるキャンペーンの案内やゴルフ場の風景など、情報発信の強化を行っております。また、新規利用者やリピーター確保のため、2回目以降の利用料金割引のキャンペーン、雨の日の利用者

に対して次回のプレー割引券の配付、近隣の温泉施設と連携した温泉チケットのプレゼント企画など、利用者の状況分析等を踏まえ、様々な取組を行っているところであります。

○重松幸次郎議員 値段も安くて、本当にすばらしいゴルフ場だと私は思っております。ぜひとも利用者数の増加に努めてください。

少々時間が残りましたので、先ほど紹介しました11月11日の衆議院予算委員会での岡本政調会長の質問の中から、政府系ファンド、ジャパン・ファンドの創設について御紹介させていただきます。

質問に立った岡本政調会長は、国会議員になる前にはアメリカの証券会社ゴールドマン・サックスに勤務しており、金融及び資産運用のプロ中のプロであります。

政府系ファンドは新たな財源を生み出し、国が持っている金融資産を安定的に効率的に運用し、そこから得た果実で国民が期待するような政策に使っていくものであります。その理由は、デフレからインフレに変わって、物価上昇のインフレ局面では、同じ金額でも買えるものがどんどん少なくなっていくと思います。お金を寝かせておくのではなく、お金に働いてもらわなければ目減りする時代になったからです。

公明党のイメージするジャパン・ファンドは、日本が持っている厚生労働省の年金積立金の基金や、200兆円の外国為替特会（外為特会）、80兆円の日銀のETF（上場投資信託）、そして最も大切なのが、総資産250兆円のGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）のノウハウを活用することです。

様々な公的資産を全て足しますと約500兆円になります。これらを一括して戦略的に運用して、現在よりも2%高い運用益を出すだけで、

年間10兆円規模になります。仮に半分使えると
なりますと5兆円ですから、そのことを片山さ
つき財務大臣へ答弁を求めたところ、「超党派
の議員連盟が立ち上がるようで、非常に期待し
たい」とのお答えでありました。

その後、高市総理にも答弁を求めると、「す
ごく明るい気分になった。夢が持てた。安全性
を担保した上で、リスクとリターンの関係性、
運用しないことによる機会費用は考慮すべき
だ。これから検討に入るということで楽しみに
している」とのお答えでありました。この瞬
間、自民党からも野党からも拍手喝采で、にこ
やかな、前向きな期待を感じさせていただいた
予算委員会でありました。

このように公明党は、与党の立場でも、野党
になっても、冒頭申し上げたように、国益と国
民の生活を守るために尽力し、一方で、県政に
おいても安心・安全に資する取組を続けていく
ことをお約束して、質問の全てを終了いたしま
す。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 以上で本日の質問は終わしま
した。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、
人事案件の採決及び議案の委員会付託でありま
す。

本日はこれで散会いたします。

午後1時53分散会

12月3日（水）

令和 7 年 12 月 3 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (35名)

1番	河野通博	(みやざき未来灯)
2番	永山敏郎	(県民連合立憲)
3番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番	工藤隆久	(同)
5番	山内いっとく	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山口俊樹	(同)
7番	下沖篤史	(同)
8番	齊藤了介	(同)
9番	黒岩保雄	(同)
10番	渡辺正剛	(同)
13番	外山衛	(同)
14番	脇谷のりこ	(未来への風)
15番	松本哲也	(県民連合立憲)
16番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
17番	重松幸次郎	(同)
18番	野崎幸士	(宮崎県議会自由民主党)
19番	佐藤雅洋	(同)
20番	内田理佐	(同)
21番	川添博	(同)
22番	荒神稔	(同)
23番	日高博之	(同)
24番	福田新一	(同)
25番	本田利弘	(同)
27番	凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	中野一則	(宮崎県議会自由民主党)
32番	濱砂守	(同)
33番	安田厚生	(同)
34番	坂口博美	(同)
35番	山下寿	(同)
36番	山下博三	(同)
37番	二見康之	(同)
39番	日高陽一	(同)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東収
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	平山文春
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	吉村達也
警察本部長	高井良浩
選挙管理委員会委員長	成合修
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	日高正勝

事務局職員出席者

事務局局長	川畑敏彦
事務局次長	久保範通
議事課長	菊池博史
政策調査課長	西久保耕史
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎ 議案第22号から第32号まで追加上程

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第22号から第32号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第22号から第32号までの各号議案を一括上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○外山 衛議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告を申し上げます。

1点目は、高病原性鳥インフルエンザの発生についてであります。

今シーズン、韓国では9月に養鶏場での発生が確認され、県内においても、これまでで最も早い10月中旬から野鳥での感染が複数確認されていたことから、養鶏農家や関係機関と情報を共有し、最大限の警戒に努めておりました。

そのような中、先月22日、日向市の約4万8,000羽を飼養する肉用養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

国の特定家畜伝染病防疫指針では、判定後24

時間以内を目安に殺処分を、72時間以内を目安に埋却を完了することとされています。21日午後5時、まだ疑い事例が確認された段階でありましたが、県対策本部会議を開催し、あらかじめ初動防疫の対応等について確認し、全庁を挙げて迅速な対応を図るよう指示しました。

その後、翌22日午前8時、国において疑似患畜と判定されたことを受け、JA、県建設業協会、日向市をはじめとする多くの団体・企業等の御協力をいただき、延べ480名態勢で発生農場の防疫措置を実施しました。

あわせて、同時刻から県内4か所に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施するとともに、同日午前11時より、畜産関係団体等を招集して緊急防疫会議を開催し、改めて発生防止対策の徹底を強く呼びかけたところであります。

今シーズンは、今回の事例を含め、これまで全国で4道県6事例の発生が確認されており、その発生時期も過去と比べて早くなっております。

引き続き、「防疫を標準装備に」を合い言葉に、関係団体等と緊密に連携し、農場へのウイルス侵入防止対策のさらなる強化を図るなど、危機感を持って発生を防止するための取組を進めてまいります。

2点目は、「神楽」の2028年ユネスコ無形文化遺産への提案決定についてであります。

先月28日、神楽が本年度のユネスコ無形文化遺産への提案案件に決定したと国から発表があり、2028年の登録に向けて大きく前進しました。長きにわたり、誇りと情熱を持って神楽の保存・継承に取り組んでこられた全ての皆様に深く敬意を表します。

これまで本県では、日本の伝統文化である神

楽の歴史的・文化的価値をさらに高め、地域における神楽の保存・継承の意欲を創出し、ひいては、地域社会の維持・活性化につなげていくため、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指してまいりました。そして、本県が全国の関係団体に呼びかけ、国への要望活動や機運の醸成に取り組んでまいりました。

県議会におかれましても、神楽の魅力発信や保存・継承に向けた取組に対し、長年にわたり強力に支えていただきましたことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今後、本件については、来年3月末までにユネスコに提案され、2028年の登録に向けた審査が行われる予定となっております。

県としましても、引き続き、ユネスコ登録に向けて国内外に神楽の魅力を発信していくとともに、この取組を通じて、将来にわたり神楽の保存・継承につなげていくことができるよう精力的に取り組んでまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回、追加提案しました議案は、国の令和7年度補正予算に対応するもの、並びに、県職員、市町村立学校職員及び特別職の給与改定を行うものです。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計が459億9,120万3,000円、特別会計が192万7,000円、公営企業会計が17億7,113万1,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,295億9,558万3,000円となります。

今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金8億6,408万円、国庫支出金216億963万7,000円、繰入金54億4,261万8,000円、諸収入8億4,126万8,000円、県債172

億3,360万円であります。

続きまして、一般会計補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

今回、国の補正予算への対応として、国土強靱化対策等の公共事業及び物価高対策事業を計上しております。

まず、国土強靱化対策等の公共事業については、道路や河川、砂防、港湾等の整備、土地改良や農地防災、造林や治山などに要する経費を措置するものです。

次に、物価高対策事業として計上した「物価高対応プレミアム付商品券等発行事業」は、重点支援地方交付金を活用して早期に事業効果を上げるため、市町村に対し、プレミアム付商品券等の発行に要する費用を補助するための経費です。

なお、当事業以外の重点支援地方交付金を活用した物価高対策事業につきましては、国の補正予算の詳細内容等を精査した上で、改めて事業を構築し、補正予算を編成してまいります。

次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第30号及び第31号は、県職員及び市町村立学校職員の給与を改定するため、関係条例の改正を行うものです。

議案第32号は、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、関係条例の改正を行うものです。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山 衛議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○外山 衛議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日南市選出、自民党の黒岩保雄でございます。傍聴席の皆様、インターネットで御覧の皆様、今日はありがとうございます。

本日は冒頭に議案の追加上程があり、一般質問のスタートの時間が少し遅れましたが、私とこの後の山内いっとく議員で何とか12時で終わるように調整しますので、御安心いただきたいと思っております。

さて、私事ではありますが、去る12月1日付で、宮崎県セーリング連盟の会長に就任させていただきました。この連盟の会員はおよそ60名で、約半数を占める高校生や大学生も会費を負担しながら、高校の先生などが役員となって運営されています。

滋賀国スポでも、セーリングの470級や420級、そしてウインドサーフィン級で入賞を果たし、宮崎国スポでの活躍に大きな期待が寄せられています。

私も微力ながら、競技の普及と競技力の向上に努め、本県の天皇杯獲得に貢献できるよう尽力してまいりたいと考えております。どうぞ引き続き、セーリング連盟に対する御理解と御支援をよろしくお願いいたします。そういうことで、今日はセーリング団体の国スポ用のバッジをここに付けさせていただいております。

先日、ある方から、「黒岩さんはセーリング経験者だったんですね」と顔をまじまじと見詰められました。恐らく肌の色が黒いため、そう思われたのかもしれませんが、全くの素人でありまして、これから勉強してまいりたいと思っております。

今回は、県政に関する課題、各方面から寄せ

られた要望事項などを中心に、6項目について質問いたします。今日は一般質問の最終日でございますが、緊張感を持って質問に臨みますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

初めに、チャレンジ県政について質問いたします。

本県が令和6年度から取り組む日本一挑戦プロジェクトは、いよいよ来年度に総仕上げの年を迎えます。最終的には、目標の達成が求められるところではありますが、私は、これまでの過程で、様々なアイデアの絞り出し、試行錯誤しながらの取組、そして条例の制定などが行われ、まさに全庁挙げた取組により、職員にやる気を、県民には誇りをもたらしているのではないかと考えています。

こうしたことから、次なるプロジェクトにも取り組むべきと考えており、その方向を決めるために必要な調査を行うのであれば、令和8年度の当初予算に関連経費を組み込む必要があると思っておりますので、今回確認をしておきたいと思っております。

そこで、日本一挑戦プロジェクトは来年度に最終年度を迎えるが、その先のプロジェクトの方向性について、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

以降の質問は質問者席で行います。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

日本一挑戦プロジェクトは、県総合計画アクションプランの中でも、本県の強みを生かせる3つの分野を特出しし、「安心と希望あふれる宮崎」の早期実現に向けて、昨年度からの3年間、施策と財源の強化を図りながら、重点的、集中的に展開しているものであります。

このような中、来年度にはアクションプランと同じく、日本一挑戦プロジェクトも最終年度を迎えることから、私自身としては、この期間中にしっかりと成果を上げることが最優先とし、目標達成に向け、全庁一丸となって関連施策を推進してまいります。

一方で、県政の次なる成長に向けては、本県の強みにさらなる磨きをかけ、未来を切り開いていく新たなプロジェクトや施策を構築していくことが必要と考えております。

このような認識の下、来年度の「重点施策の推進方針」において、2年後の国スポ・障スポや、8年後の置県150年を見据えた施策の推進を掲げたところであります。

なお、国スポに向けて、今セーリングの御指摘がありました。私自身も大学時代、ごく短い期間であります。私自身も大学時代、ごく短い期間であります。ヨット部に所属し、スナイプ級に乗っていたことがございます。宮崎にとりまして、マリンスポーツは極めて重要であると考えておりますし、国スポを弾みにさらにその振興を図ってまいりたい、今そのような思いを共有したところであります。

喫緊の課題であります人口減少への対応等に加え、これらの取組を着実に進めながら、引き続き、本県の持続的な発展に向けた基盤づくりに努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○黒岩保雄議員 それでは、知事のほうにもぜひセーリング連盟の特別顧問としてお入りいただくように、また御案内をしたいというふうに思っております。

宮崎国スポ・障スポや置県150年が次なるプロジェクトだということでございます。次なる宮崎国スポ・障スポや置県150年は、ダイナミックで幅広い産業の振興、県民生活の向上など、多くの県民が利益やサービスを楽しむ

取組をお願いしたいと思います。

さて、国においては、「建国をしのび、国を愛する心を養う」という趣旨の下、2月11日を建国記念の日としています。

一方、本県では、宮崎県が再置された明治16年5月9日に合わせ、毎年その日に、県庁敷地内にある川越進翁の胸像前に、知事をはじめ、県関係者、県議会議員、川越翁の子孫の方などが参集し、献花式を行っています。

御案内のとおり宮崎県は、一旦誕生したものの、その後、鹿児島県に併合され、当時の鹿児島県議会議員の川越進氏——今の清武町出身でございます——が中心となって分離独立運動を起こし、1883年に再置されました。

顕彰碑には、川越翁が血のにじむような努力を傾け、幾多の曲折を経て、ついに実現したと刻まれています。再置の翌年には、宮崎大学の前身となる宮崎県尋常師範学校が設置されるなど、再置により本県発展の基礎がつけられ、現在に至っています。

こうした県の「再置をしのび、県を愛する心を養う」という意味で、再置された5月9日を記念し、その日を「県民の日」とする考えはないか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 5月9日は、分県運動に尽力されました川越進翁をはじめとする先人の方々の御労苦により、宮崎県が再置された日であります。

毎年、県庁の前庭に置かれております川越翁の胸像の献花式におきましては、本県の礎を築かれた諸先輩方から託された「たすき」を次の世代へつないでいかなければならない、そういう思いを新たにしているところであります。

県民が郷土の歴史や文化に対する理解を深め、ふるさとを愛する心を育むことは、大変重

要なことと認識しております。

「県民の日」を制定することにつきましては、一つの御提案として受け止め、他県の事例等を調査研究しながら、引き続き、郷土に対する誇りと愛着の醸成に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 提案として受け止め、他県の事例等を調査研究いただけるということで、前回の質問で私が提案いたしました水族館の整備よりも知事の反応がよかったなというふうに思っております。

「県民の日」の制定を検討される際には、県内の学校等で、本県の歴史などに焦点を絞った授業などの実施も考えてほしいと思います。九州では、鹿児島県だけが制定しているようでございますので、九州で2番目となるよう、しっかりと調査研究をお願いしたいと思います。

次に、県内では、市町村合併による施設の統廃合や、人口減少による小中学校の閉校などにより、市町村が有する施設の利用が停止されるケースが散見されます。

県教育委員会に伺いましたところ、過去10年間で廃校になった小中学校は34あるとのこと、廃校が活用されている例を私なりに調べたところ、3校ほどしか見つけることができませんでした。もちろん10年以上前に廃校になり、今も利用されていない学校も多数あります。

市町村は遊休施設の活用を模索している状況にありますが、財政的な課題もあり、思うように活用が進んでいないのが現状です。

遊休施設はおおよそ人口減少の著しい地域にあるため、遊休施設を核とした地域振興は、大きな意味を持つものと考えています。

そこで、知事は、市町村が遊休施設を多く保有していることに対し、どのような考えを持っておられるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 市町村において、人口減少等の理由により、これまで地域コミュニティーの核となっていた学校など多くの公共施設の利用が停止され、遊休化している現状は、私としても、県内各地を訪問する中で実際に目にしてきたところであります。

こうした遊休施設の在り方については、それぞれの市町村で、財政状況を踏まえた上で、地域づくりの観点から、地域の特性や住民のニーズ等に応じて検討がなされていると考えております。

このような中、県では、例えば、廃校等を改修しコミュニティー施設を整備するなど、市町村が進める地域づくりに対する支援のほか、公共施設等適正管理推進事業債のような、交付税措置のある有利な地方債などの活用に向けた助言も行っております。

私は以前、日南市で廃校となった潮小学校の跡地にできた、当時あったレストランで食事をしたり、今はキャンプ場として活用されているようではありますが、活用事例というものも目にしているところでありまして、それぞれの市町村で、地域の実情に応じて、様々なアイデアを凝らして取組を進められているということも感じております。

今後、人口減少が進むにつれ、公共施設の遊休化は、地域においてますます大きな課題になるものと考えられますことから、引き続き市町村の取組を支援してまいります。

○黒岩保雄議員 日南市潮小学校の例も挙げいただきました。また、木城町では、閉校した小学校を活用した宿泊や、食品加工の機能を備えた地域活性化の拠点づくりを行う事業がスタートし、県も補助しているというふうに伺っております。まずは、市町村の実態把握とともに

に、このような補助事業の周知や拡充のほか、活用事例の紹介を行うなど、市町村に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次に、医療環境の充実に関連する質問を行ってまいります。

県立3病院については赤字が続いておりますが、私は、県立病院は、救急医療や感染症対応など、民間病院では対応が難しい分野の役割も担っているため、黒字にならなくてもやむを得ない部分があると感じております。

しかし、言い換えれば、救急医療などが行えない公立病院に対しては、住民の不満が高まるということがございます。医師や看護師の確保の課題もある中ではありますが、本県の3つの県立病院は救急搬送の受入れが円滑にできているのか確認したいと思います。

そこで、県立病院の令和6年度の救急患者の応需率について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（吉村久人君） 救急患者の応需率は、救急搬送を受け入れた件数を、受入れ要請のあった件数で割って算出したものです。

令和6年度の救急患者の応需率は、宮崎病院が74.1%、延岡病院が98.2%、日南病院が80.4%です。

○黒岩保雄議員 この応需率が高いのか低いのかの物差しについては、全国のデータをいろいろ調べてもらいましたが、見当たりませんので、評価がしづらいところではあります。

延岡病院はほとんど受入れができているのに対し、宮崎病院はおよそ4回に1回、日南病院は5回に1回の割合で応需できていないということが分かりました。

それでは、このように県立病院間で救急患者の応需率に差がある理由を、病院局長にお伺い

いたします。

○病院局長（吉村久人君） 各地域において、宮崎病院は3次救急、延岡病院は2次・3次救急、日南病院は2次救急を担っており、病院によって受入れ患者の重症度に違いがあります。

このような中、宮崎病院では、1次・2次救急などの医療機関で対応可能な患者の搬送要請が多いことや、当直医師が既に他の重篤患者に対応中の場合があること、延岡病院では、地域内で症例や重症度ごとにあらかじめ搬送先が決められており、延岡病院での治療が必要と判断された患者が搬送されていること、日南病院では、特に平日夜間や休日に同時に複数の救急患者に対応している場合や処置できる医師がいない症例で、受入れが困難となる場合があることなどの理由により、応需率に差が生じております。

○黒岩保雄議員 差がある理由を大まかに私なりに解釈しますと、宮崎病院では、他の医療機関でも受入れできる患者はそちらに搬送している。延岡病院では、延岡病院での治療が本当に必要と判断された患者のみを搬送するよう、あらかじめ決めていっている。日南病院は、処置できる医師がいないため、受入れできないことがあるということがございます。

最も問題なのは、日南病院の受入れ体制が整っていない、さらに言えば、宮崎病院や延岡病院のように、ほかに紹介できる医療機関もあまりないということがございます。

そうした中、とりわけ深刻なのが、南那珂地区における消化管出血による救急患者の搬送先の確保です。

そこで、昨年11月議会で私が行った一般質問の答弁にあった、広域での救急搬送における消防機関と医療機関の連携強化に向けたメディカ

ルコントロール協議会のその後の対応についてはどうであったか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 消防や医療機関及び県などで構成するメディカルコントロール協議会では、救急患者の迅速かつ適切な搬送及び受入れ体制の構築のため、あらかじめ二次医療圏内を中心とした搬送先医療機関を消防本部ごとに定めた上で、受入先が速やかに決まらない場合に備え、広域的な搬送先医療機関を整理しているところです。

昨年11月以降の取組としては、南那珂地区をはじめとする各地区メディカルコントロール協議会で、搬送困難事案の情報共有と事後検証が行われたほか、令和7年4月開催の県メディカルコントロール協議会では、高齢者等の救急患者の搬送困難事案の増加に伴う二次医療圏を超えた救急患者搬送の連携の在り方などについて協議を行ったところです。

今後、南那珂地区における消化管出血の傷病者などの対応が困難な地域の搬送先医療機関の見直しや連携強化に向けて、関係機関と協議を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 昨年11月の答弁では、「県のメディカルコントロール協議会において、適宜、搬送先医療機関の見直しを行うなど、救急関係機関の連携強化を図ってまいり」とされておりましたが、この1年間、その課題に対する取組が進んでいないということは非常に残念でございます。今後は搬送医療機関の見直しや連携強化の協議を進めるということでございますので、早急な取組をお願いいたします。

先日、日南市消防本部に、令和6年における消化管出血による傷病者の搬送実績をお伺いしました。

1月から12月までの間に42件の搬送を行っていましたが、医療機関に受入れの交渉を行った時間が平均17.7分、交渉を行った回数が平均3.9回となっていました。現場に救急に行っても、搬送先が決まらず、その場で18分近く滞在を延長せざるを得ない状況であります。そして、最も長かった交渉時間は100分、実に20回の交渉を行っていた例もございました。

また、42件の搬送のうち、日南市内の医療機関に搬送できたのは14件、全体の3分の1で、そのほかは、ほぼ宮崎市内でございます。

救急搬送を要請された本人や御家族の心情、そして家族の視線を受けながら必死に搬送先を探す消防職員の心中は、察するに余りある状況でございます。

搬送先の医療機関の確保は、医療圏内のメディカルコントロール協議会などで行うことになっていますが、圏域内での受入れ医療機関の確保が困難な場合は、県が事務局を務める県メディカルコントロール協議会がしっかりと機能し、役割を果たすべきだと考えています。

また、先ほどの県立日南病院のように、専門医がいいため救急患者の受入れができない状況にあることは、最終的には医師の確保の問題となってきます。

このように、救急搬送先が医療圏内に見つからず、他の医療圏を探すのに時間を要する事例もある中、県民が不安なく医療を受けられるよう、どのように取り組んでいくのか、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 二次医療圏内で対応困難な疾病等の救急患者の救命率の向上を図るためには、医療圏を超えた患者の迅速な搬送、医療機関の受入れ体制の構築が極めて重要であります。

搬送時に、受入れ医療機関において手術中であったり専門医が不在である場合など、やむを得ず受入れ調整に時間を要する事案もありますことから、県では、答弁申し上げましたように、メディカルコントロール協議会において搬送困難事案の検証を行った上で、傷病者の搬送に関する実施基準や、傷病者の状況に応じた受入れ医療機関を事前に定めるなど、受入れルールの策定に取り組んでおります。円滑な受入れのために、極めて重要なものと考えております。

また、県民が安心して医療を受けるためには医師の確保が重要でありますので、関係機関と連携し、地域枠の設置等を通じた若手医師の養成確保や、ドクターバンクなどによる県外からの医師招聘に取り組んでいるところであります。

今後とも、メディカルコントロール協議会において、圏域内で対応が困難な事例も含め、消防機関と医療機関の連携や救急搬送体制の強化に向け協議を行うとともに、医師確保の取組を着実に進めながら、救急医療をはじめ、県民の皆様が安心して過ごせるような医療提供体制の確保に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 今後、今回の消化管出血の傷病者の搬送のように、圏域内での対応が困難な事例も含め、連携や救急搬送体制の強化の協議を行うということでございますので、一日も早い体制の構築をお願いしたいと思います。

また、こうした問題は、本日、日南市議会の議員がお二人傍聴に見えておりますので、情報を共有させていただき、連携した取組を図っていききたいというふうに考えております。

救急搬送の時間短縮においては、高速道路の整備は欠かせないところであります。東九州自

動車道の清武南―日南東郷間の開通により、日南市から宮崎市への救急搬送の時間も短縮されたほか、急カーブなどもなく、患者の安全な搬送に大きな効果をもたらしています。

整備促進に御尽力いただいている知事をはじめ、関係各位、そして本日、傍聴席におられる宮崎日南生活（いきいき）ロード女性の会の皆さんに心からお礼申し上げます。今後もさらなる整備と開通を心待ちにしております。

一方で、特に日南東郷インターから日南北郷インターの区間の路面に数か所の段差が見られ、救急車に同乗した家族の方からも改善を求める声をいただいております。

私も県庁に行く際にはこの高速道路をよく利用しますが、確かに段差が見られ、車が小さくジャンプし着地した地点に黒いタイヤ痕が残っている箇所が散見されます。救急患者、障がい者、高齢者の方々には、特に衝撃の伝わりが大きく感じられるのではないかと思います。

そこで、県土整備部長に、東九州自動車道の未整備区間の早期整備や開通区間の機能維持に向けた取組についてお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 東九州自動車道の開通に伴い、日南市から宮崎市方面への緊急搬送では、約9割が高速道路を利用しており、県南地域の救急医療環境の改善に大きく寄与しております。

今後さらに緊急搬送などの医療環境を充実させるためには、未整備区間の早期整備や開通区間の良好な走行性を確保する維持管理が大変重要と考えております。

このため、鹿児島県など4県1市で構成する建設促進協議会等において、計画的かつ長期的な道路整備と維持管理を国土交通省等へ強く訴えたところであり、今後も関係機関と連携しな

がら、必要な予算の確保に向けて国へ要望してまいります。

○黒岩保雄議員 今回の段差の件も、国土交通省宮崎河川国道事務所によるしくお伝えいただきまして、関連する予算の確保につきましては、知事を先頭に引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、県内の厚生福祉関係団体から県に出されている要望などについて、幾つか県の見解を伺ってまいります。

保険指定を受けた薬局である保険薬局は、休日にも当番薬局として開局しています。宮崎県薬剤師連盟によりますと、当番日には、県内で30軒ほどの保険薬局が、休日当番医の発行した処方箋に応需し、調剤、服薬指導を行っているそうであります。

休日当番医は市町村から運営を委託されておりますが、休日当番薬局は委託されていません。こうした中、同連盟から県への要望として、休日の開局について、人件費などの経費負担が重くなっているとして、必要な予算措置のお願いがされています。

そこで、休日当番薬局に対する支援について、県の考えを福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 休日当番薬局は、休日受診による調剤や薬の相談などに対応されており、県民が安心して暮らす上で不可欠な存在であると認識しております。

国が策定した「患者のための薬局ビジョン」において、薬局は24時間対応機能を備えることとされており、休日当番を含む薬局の経費負担は、時間外等加算などの調剤報酬で措置されているものと認識しております。

一方で、休日出勤に伴う経費負担が重くなっ

ているという意見を伺っておりますので、県としましては、休日当番薬局が安定的に機能し、薬剤師の皆様が安心して働けますよう、薬剤師会等関係団体と意見交換を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 休日当番を含む薬局には、時間外等加算などの調剤報酬が措置されているということでございますが、この措置がちょっと足りないんじゃないかということでございますので、薬剤師連盟としっかりと意見交換をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、宮崎国スポに向けたドーピング防止のために、スポーツファーマシストの養成についての支援要望が、同じく薬剤師連盟から出されています。

スポーツファーマシストとは、最新のアンチ・ドーピング規則やスポーツ薬理学などに関する知識を持つ薬剤師のことであるようです。

ここで、宮崎国スポに向けたドーピング防止の取組について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺ひいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 県では、県競技力向上対策本部が設置するコンディショニングサポート専門委員会の取組として、九州ブロック予選を含め、当年の国スポに参加する全ての選手を対象に、服用している医薬品やサプリメント等に関する調査を実施し、薬剤師が禁止薬物のチェックを行っております。

また、本大会に向けては、選手、指導者を対象とした研修が義務づけられており、県スポーツ協会と連携し、医師、薬剤師等で構成されたスポーツ医・科学委員会において、日常における服薬等の留意点やドーピングについての基礎的な知識の講義を実施しております。

さらに、選手や指導者が年間を通じて薬剤師

に相談できる窓口を設置し、ドーピング防止に努めているところです。

○黒岩保雄議員 薬剤師連盟によりますと、この活動のためには、スポーツファーマシストの資格を持つことが望ましいというふうに言われておりました、その資格取得を支援してほしいということでございます。万全の体制を構築する上で、しっかりと薬剤師連盟の意見も伺っていただきたいと思っております。

次に、看護師等養成所の支援です。

県立看護学校については、この後、山内いっとく議員が取り上げるとして、先日、県医師会からの御意見で、医師会が運営する看護学校は、大多数の学生が県内医療機関に就職しており、地域貢献は高いにもかかわらず、行政からの支援が少ないと伺っています。看護師不足の中、こうした養成所には支援が必要ではないかと考えています。

そこで、福祉保健部長にお伺いいたしますが、県内の看護師等養成所に対する県からの運営費補助金の状況と補助対象養成所の県内就職率、並びに県としての支援の強化についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 運営費補助金は、養成所の運営の強化等を目的に補助するものであり、令和7年度の当初予算額は、対象の15校合わせて約2億6,000万円となっております。

また、対象となる県内の看護師等養成所の令和7年3月に卒業した学生の県内就職率は、医師会立の養成所全体で85.9%、学校法人などそれ以外の養成所の合計で58.1%となっております。

県内養成所は、少子化等に伴う学生数の減少、物価高騰や人件費の増により、経営が厳し

い状況にあります。本県の看護人材の確保に大きな役割を果たしており、安定的な運営を図ることは大変重要でありますので、県としましては、今後とも必要な支援に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 県看護連盟によりますと、看護師等養成所の定員充足率は年々減少しており、令和6年度は75.4%で、このままいきますと、県内の看護職員数の確保は危機的状況になるというふうに言われております。看護師等養成所の地域貢献、必要性は御認識いただいているようでございますので、必要な支援に努めていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、県有施設の管理についてです。

先日、県議会厚生常任委員会で、延岡市にある県立むかばき青少年自然の家を調査させていただきました。豊かな自然、多機能な設備、教員等の資格を有した専門的なスタッフの配置など、すばらしい環境でございました。

ただ、ここで違和感を覚えましたのが、青少年自然の家の県の所管が教育委員会ではなく、子供政策を担う福祉保健部であるということでございます。

県の条例を見ると、「教育関係の公の施設に関する条例」の中に、県立高校、特別支援学校とともに、3つの少年自然の家が明記してあります。この施設が青少年の健全育成などを目的としていることや、対象年齢が子供だけではないということ等を考慮しますと、教育委員会が所管することが適切だと思われま

す。そこで、知事部局と教育委員会で青少年自然の家をどのように管理しているのか、過去の経緯を含めて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県では、平成17年度まで、青島に設置した総合青少年センターを知事部局で、青島、むかばき、御池の3つの少年自然の家を教育委員会で所管しておりました。

18年度以降は、指定管理者制度の導入と併せ、3施設とも青年層まで利用対象とするとともに、名称も「青少年自然の家」に統一し、知事部局で管理することとなりました。

なお、指定管理者による児童生徒への指導状況を確認する際など、教育的観点が必要な場合には、教育委員会と連携して指定管理者への助言等を行っております。

○黒岩保雄議員 青年層まで利用対象を広げまして、青少年自然の家に名称を統一した、そのタイミングで知事部局が管理することになって、現在はこども家庭課が所管されているということでございます。

ところで、昨年9月の決算特別委員会の分科会におきまして、3つの青少年自然の家について、教育や施設の管理など、幅広い観点から施設の在り方を検討するよう意見が出されましたが、その検討状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 青少年自然の家の在り方の検討については、今年4月に教育委員会と福祉保健部でワーキングチームを立ち上げ、現在、施設活用の現状や全国の状況等について、情報収集や整理を行っているところです。

今後、施設利用者の声の集約や維持コストなどについての検討を行いながら、学校教育活動や青少年健全育成の観点も踏まえた上で、中長期的な展望も含めた施設の在り方について取りまとめることとしております。

○黒岩保雄議員 担当課にお伺いしましたところ、全国においては、青少年自然の家は設置主体が都道府県ではない場合もありますが、全ての都道府県に設置してあるということでございます。

この3つの自然の家に係る公共施設等総合管理計画の行政系施設個別施設計画の改訂に向けた検討を令和5年度に行い、今後10年間は適切な修繕を行いつつ施設を継続していくとされています。

存続か廃止かという視点ではなく、いかに施設の効果を高めていくかという視点での検討が必要ではないかと考えております。

このように、現在、在り方を検討中であるということですが、青少年自然の家が今後どのようにあるべきと考えるか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 青少年自然の家は、恵まれた自然環境の中で仲間たちと宿泊生活を送りながら、自然体験や集団体験などを通じて、健康で心豊かな人間形成を図ることを目的として設置しておきまして、このような体験活動の機会を持つことは、青少年の成長過程において大変重要であると考えております。

健全な心と体を育てていく上で、青少年自然の家は、周囲の豊かな自然環境を最大限に生かしながら、年齢に合った様々な体験活動を教育的観点を踏まえて実施できる唯一の施設でありまして、年間約10万人の青少年が利用されるなど、多くの県民に親しまれております。

今後の在り方としましては、老朽化や少子化の影響などにより、様々な課題はありますが、教育委員会ともしっかり連携しながら、引き続き、適切な管理・運営を図るとともに、時代のニーズに合った学びの場を提供し、青少年の健

やかな成長を支えてまいります。

○黒岩保雄議員 しっかりと管理していただけるということでございます。今後は、施設の目的、機能、管理団体との連携などを踏まえた上で、施設の管理はどの部署が適切かといったところについても検討いただきたいと思っております。

次に、地方自治法に基づく指定管理者制度の目的については、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上、管理主体の選定手続の透明化であることは御案内のとおりです。

今年2月の外山衛議員——現在の議長でございますが——の代表質問でも応募状況について取り上げられましたが、今回、少し掘り下げて質問いたします。

指定管理者制度を導入している施設のうち、募集に対して応募が1者のみとなっているものは何件あるのかお伺いします。また、そのうち前回募集も1者のみ応募となっているものは何件あるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 本県において、指定管理者制度を導入している施設は145施設ありますが、指定管理者の選定に当たり、複数施設をまとめて募集するものなどもありますことから、件数としては27件の募集を行っております。

それぞれの直近の応募状況につきましては、1者のみとなったものが20件であり、そのうち前回も1者であったものは18件となっております。

○黒岩保雄議員 総務省は、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させる

ことが望ましい」と通知しています。

現在、管理を受託している団体等に何か問題があるということは全く考えておりませんが、1者のみ応募では競争性が働かず、指定管理者制度の目的が十分に果たせていないのではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 指定管理者制度は、民間事業者等の有するノウハウの活用により、多様化する県民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としておりまして、導入施設については、県民サービスの向上や施設管理における費用対効果などの観点から、一定の効果が見られているものと認識しております。

議員御指摘のとおり、県民サービスのさらなる向上のためには、募集に当たって複数の応募者を確保し、競争性を持たせることが重要と考えております。

そのため、他の自治体で実績がある団体等への個別の呼びかけのほか、参入しやすい環境を整えるため、関心を寄せる団体等のニーズ把握に努めているところであります。

引き続き、施設の特性に合った募集要件の検討、見直しなどを適宜行いながら、効果的な制度運用に努め、さらなる県民サービスの向上につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 働く人の確保の問題、人件費をはじめとするコスト上昇などを考慮しますと、1者だけでも応募していただけることはありがたいという見方もございますが、知事の言われるように、県民サービスの向上、さらには選定や委託料算定の透明性を高めるためにも、複数の申請者となるよう、募集要件の検討、見直しを各部でしっかり考えていただきたいと思っております。

次に、国スポ・障スポに関連した質問です。

宮崎県庁の職員の中には、職員の顔のほか、各種スポーツ競技における県内トップレベルの選手や、競技役員などの顔を持つ方が結構おられるというふうに聞きます。仕事の傍ら選手として、また競技役員として活動されていることに敬意を表したいと思います。

そこで気になるのが、こうした方々が大会などに胸を張って行ってきますと言える職場環境にあるかということでございます。言い換えれば、私的な用務として、年次休暇で出場することになっていないかという点でございます。

私は若い頃、日南市役所野球部で全国大会に出場する機会があり、職場からせんべつや激励の言葉をいただき、気持ちよく送り出させていただきました。また、その際の休暇等のサービスについては、年次休暇ではなく職務専念義務の免除、分かりやすく言いますと、「職務のほうはいいから頑張ってください」という取扱いをしていただきました。こうした激励を受け、1回戦で負けたものの、思い切りプレーすることができたのを覚えています。

宮崎国スポ・障スポに向けて、プレ大会の出場など、県職員である選手や競技役員の出場機会の増加が見込まれる中、各部課長がせんべつを出されるかどうかは別として、本県開催の国スポ・障スポにおいて、職員が意欲を持って役員や選手として参加できるように、休暇等のサービスの取扱いを検討すべきではないかと考えておりますが、総務部長の見解をお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君） 本県開催となる国スポ・障スポを円滑に運営し、成功させるためには、全庁を挙げた協力体制が不可欠でありまして、県職員が、選手や監督、審判員をはじめ

とする競技役員、さらには大会運営スタッフなどとして、積極的に参加する必要があると考えております。

現状、国スポ・障スポに参加する際の職員のサービスについては、それぞれの参加する形態によって、公務としての出張や職務専念義務の免除、年次休暇の取得といった整理をしておるところでございますが、今後の本県開催に向けて、職員が意欲的に参加できるよう、現在、先催県の事例等も参考にしながら検討を進めております。

○黒岩保雄議員 総務部長も職員が意欲的に参加してほしいという気持ちがあり、現在、検討を進めておられるということでございます。

検討に際しましては、職専免の手續の簡素化を図るなど、取得しやすい環境づくりにも配慮いただきたいと思います。

そして、県内の市町村や企業等にも、こうした選手や競技役員がおられますので、整理された際には、同様のサービスの取扱いの要請もお願いしておきたいと思っております。

次に、外国人労働者の住居確保についてであります。

本県においても、外国人労働者の雇用が進む一方で、その住居の確保に多くの事業者が苦慮されています。

これまでに私も、公営住宅の目的外使用による外国人労働者の入居などについて、一般質問で取り上げてまいりました。昨日も今村議員が取り上げたところでございます。

県の建築住宅課をはじめ関係する部署の方々には、市町村への制度の周知や円滑な運用に尽力されていると伺っています。

一方で、公営住宅の目的外使用の一つの課題としてあるのが、外国人の入居に際しての住宅

の修繕であります。目的外使用であるため、その修繕には市町村も予算を組みづらいところであるのでしょうか。

こうした中、農政水産部では、農業外国人の入居に関して、その修繕に係る補助金を市町村に交付していると伺いました。

そこで、令和6年5月に施行された農業外国人材住居確保対策加速化事業の目的と創設経緯並びに周知状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君） 外国人材の受入れに当たって、住居の確保は大きな課題ですが、民間の賃貸住宅が少ない地域では、住居の確保が困難な場合があります。

このため、令和5年度から、都城市の県営住宅において、国の承認を得た上で、農業分野で働く外国人材の受入れを開始したところ、これまで6人の入居に至っております。

議員御指摘の事業は、この取組を市町村営住宅に拡大するため、昨年度から、公営住宅活用マニュアルを作成し、市町村へ配布するとともに、公営住宅の修繕費の一部を補助しているものです。

この事業を農業や公営住宅の市町村担当者会議で周知したところ、これまでに、宮崎市や日南市など6つの市で、公営住宅での受入れが始まったところであります。

○黒岩保雄議員 この補助事業の周知によりまして、6つの市で受入れが始まったということでございます。さらなる活用を期待しております。

また、この補助金の交付要綱では、1室に複数人の外国の方が入居するケースが多い中で、部屋の間仕切りをする工事は対象になっていないということがございますので、そういったプ

ライバシー保護の観点からも、制度の内容についても見直しをよろしくお願いしたいと思いません。

ただいまの農政水産部長の説明では、民間の賃貸住宅が少ない地域では、住居の確保が困難な場合があるために、市町村営住宅の入居を促進するものであるということではありますが、住居の確保が難しいのは農業外国人だけでしょうか。建設や水産、林業など、他産業も同様に苦慮されております。これこそ県庁の縦割り行政の弊害で、制度の公平性に欠けていると言わざるを得ません。

今年度から、県の産業政策課が外国人材の受入れ・定着の推進に関する総合調整や窓口となることになりましたので、こうした課題を解決していただけるものと期待しております。

そこで、先ほど説明のありました農業外国人材住居確保対策加速化事業を他の分野に拡充するなど、公営住宅を活用した外国人材の住居確保の支援について、総合政策部長の見解をお伺いいたします。

○総合政策部長（川北正文君） 外国人材の受入れ・定着を促進するためには、住居の確保など、受入れ環境の整備は大変重要であります。

昨年度、県が実施した調査においても、多くの事業者が、住居の確保に関することを、外国人材を受け入れるに当たっての課題として挙げておりました。

県ではこれまで、農業や介護の分野において住居確保に係る支援を行ってきたほか、庁内の外国人材関係部署を集めた会議を開催し、公営住宅の利活用をはじめとした住居確保の取組について、全庁的な情報共有を図ってきたところです。

また、外国人材の受入れに関する市町村との

意見交換の場も設けており、今後、各地域や産業におけるニーズを丁寧に聞き取りながら、公営住宅の利活用を含め、必要な取組を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 ただいまの答弁では、各地域や産業のニーズを伺い、公営住宅の利活用を含め、必要な取組を進めるということでしたので、どうぞ早急な対応をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、私の選出区である日南市に関する懸案事項について質問します。

まず、サーフィンの関係でございます。

本県の県北から県南までの海岸は、その地形などにより、それぞれ個性のあるサーフスポットがございます。

各スポットでは、駐車場、トイレやシャワー施設の整備に差があるため、開催できるサーフィン大会の規模にも違いが出ているのではないと思う一方で、大きな大会は開催できないものの、プライベートでも訪れたいくなるような人気のスポットもあるようでございます。

このように、本県には多くのサーフスポットが存在しておりますが、今後どのように活用し、誘客を図ろうとしているのか、知事にお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県内には、初心者から上級者まで楽しめる多種多様なサーフスポットがありまして、この恵まれた地域資源を最大限に生かし、サーフィンによる誘客を図ることは、本県のスポーツツーリズムを推進する上で大変重要であると考えております。

先日、東京から朝一便の飛行機で帰ってまいりましたときに、あのターンテーブルのところに、次から次へサーフボード、そしてゴルフバッグが運ばれてくる。このスポーツが大きく

誘客に結びついていることを改めて実感いたしました。

そのため県では、ワールドサーフィンゲームス等の大規模大会が開催される国内屈指のサーフスポットであります宮崎市木崎浜の環境整備のほか、県内各地で開催されます国内外のサーフィン大会への支援などを行っております。

また、インフルエンサーやSNS等を活用した県内サーフスポットの情報発信により、本県の魅力をPRするとともに、民間が行うサーフィンスクールなどへの支援に取り組むことで、訪れる人々が本県の魅力を深く体験できるスポーツアクティビティーを生かした誘客を図っております。

サーフィンの大会などでは、ネットでライブ配信されることも多いわけですが、そうすると国内外に魅力を発信することができる。この大会誘致も極めて重要な課題であろうかと考えております。

今後とも、こうした取組により、本県のサーフィン環境を国内外にPRすることで、「サーフィンの聖地みやざき」としてのブランド力の向上を図るとともに、県内各地における新たな大会誘致や誘客促進につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 宮崎市の木崎浜は、世界大会が開催される国内屈指のスポットであります。県内の各地で開催されるサーフィン大会にも支援を行っており、今後も県内各地への大会誘致や誘客を促進するということですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

こうしたサーフスポットの環境整備として、日南市から、風田浜のスポットに駐車場や常設のトイレ整備などの要望が出されています。

この環境が十分でない風田浜について、県は

今後どのように取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 風田浜は、地元サーフィン連盟主催のサーフィン大会や、過去には全日本クラスの大会が開催されるなど、県内有数のサーフスポットであります。一方で、常設のトイレ等がなく、今後、大会等の誘致を優位に進めるためには、環境整備は課題であると認識しております。

このため県では、サーフィン大会誘致やスポーツキャンプ受入れのため、施設等の改修を行う市町村への支援や、多くのサーファーが安全・安心にサーフィンを楽しめるよう、ルールやマナーを示した看板設置等の環境整備に取り組んでおります。

引き続き、市町村や関係団体等と連携しながら、スポーツ環境づくりにしっかりと取り組み、「スポーツランドみやざき」のより一層の推進に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 木崎浜の大会に出場した国内外の選手は、その合間などに日南のスポットにもよく来ているようでございます。木崎浜だけ環境が整っても、知事の言われる「サーフィンの聖地みやざき」にはなりません。

今紹介のあった施設等の改修支援については、その期間が本年度までとなっているようでございますので、令和8年度以降においても支援できる予算をしっかりと組んでいただくようお願い申し上げます。

次に、日南市油津港は現在、東京航路のROR船、神戸航路のフィーダー船、クルーズ船のほか、大型チップ船などが就航しています。

特に近年は、モーダルシフトの受皿として、船舶需要の高まりのほか、高速道路開通による港湾機能の充実の期待を受け、県はその機能向

上として、油津港第10岸壁の延伸工事に着手しておられますが、その進捗状況と今後の整備について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 油津港では、県南地域の産業や経済を支える重要な拠点として、物流機能や災害対応力の強化に取り組んでいるところです。

第10岸壁の整備については、大型化する貨物船への対応や、地震時の耐震性を確保するため、令和5年度に75メートルの延伸事業に着手したところです。

工事に際して、耐震設計を行った結果、岸壁基礎部の液状化対策が必要と判明したため、令和6年度から施工の範囲を広げて地盤改良工事を行っており、今後の本体工事の早期着手に向けて、鋭意、進捗を図っているところです。

今後とも、国土強靱化対策などを活用し、必要な予算の確保に努め、早期の整備に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 答弁では、本体工事はこれからということでございますので、遅れているんだなということが分かりました。必要な予算獲得を、知事を先頭に国にしっかりと働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後の質問です。

県は、県内3つの県立高校において、令和8年度から高等特別支援学校を開設いたします。

先日の松本哲也議員の質問にもありましたが、県では、高等特別支援学校の卒業生について、一般就労100%を目指すとしており、生徒をはじめ、保護者の方々の期待も大きいのではないかと思います。

また、就労に向けては、地域企業と連携し、より就労に近い実践的な学習を行うデュアルシステムの実施が重要となりますが、その体制の

構築が求められるところであります。

そこで、日南くろしお支援学校日南校説明会における参加者の反応や、デュアル教育システムを行うための準備の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君） 来年4月に日南高校内に高等特別支援学校として開校する日南くろしお支援学校日南校の学校説明会を今年8月に開催し、入学希望者、保護者、学校職員など、合わせて45名が参加しております。

参加した生徒や保護者からは、実際の教室等を見学したことで、日南高校の生徒の雰囲気を感じることができ安心した、入学への期待が高まったなどの声が寄せられております。

また、現在、日南市企業連携協議会と連携した企業向け学校説明会等を行い、生徒の実習への理解と協力を呼びかけるなど、デュアル教育システムの構築に取り組んでおります。

なお、県立日南病院においても、清掃や資材の補充等の実習を行うことも検討しているところ です。

○黒岩保雄議員 質問は以上でございますけれども、先日、神楽のユネスコ無形文化遺産への提案決定のニュースを見ました。ライバルと目されていきました温泉文化よりも先に神楽が申請候補になったということは、大きな喜びでございます。

このニュースのインタビューの中で、河野知事が涙している姿が映し出されるのを見て、私も目頭が熱くなりました。日頃あまり喜怒哀楽を表情に出さない知事の人間味のある一面を見て、これまでの苦労や傾けられた情熱の大きさが伝わってきたからでございます。

今回の質問では、救急搬送で行き先の見つかからない傷病者のことを取り上げました。南那珂

地区の住民や消防隊員は、そうした不安を抱えながら今日を過ごしています。どうか知事におかれましては、県民の立場に寄り添った人間味のある県政を進めてほしいと願っております。

以上で質問を終わります。（拍手）

○外山 衛議長 次は、山内いっとく議員。

○山内いっとく議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自由民主党、都城選出の山内いっとくです。傍聴に来てくださり、ありがとうございます。楽しく、真面目に、信念を持って、一生懸命、「たましい」の力で活動しております。先輩議員のように短歌を歌ったりお笑いを取ったりすることはできませんが、今回も宮崎の未来をつくるため質問させていただきたいと思っております。

まず、子供・若者の自殺対策について伺います。

去年1年間に県内で自殺した人は188人で、30年ほど前に統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。一方、自殺する人の割合に着目すると、宮崎県の人口10万人当たりの自殺者数は去年18.4人で、宮崎県は全国と比べ厳しい状況が続いております。

また、若年層の自殺は全国的に深刻な社会問題であり、国も自殺総合対策大綱を改訂し、特に子供・若者への支援強化を求めています。

宮崎県においても例外ではなく、令和5年の統計では、若年層の自殺率が高い水準で推移していると報告されております。

そこで質問します。宮崎県における子供・若者の自殺の現状について、知事の認識を伺います。

以降の質問は質問者席にて行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えしま

す。

本県の10代の自殺者数は、令和元年の4人から毎年増加し、令和5年には10人となりましたが、令和6年は3人に減少したところであります。しかしながら、毎年自殺者が生じていることに変わりはなく、私も大変心を痛めているところであります。

子供・若者の自殺は、家庭や学校、地域社会に深刻な影響を与えるものであります。継続的で多岐にわたる対策が極めて重要と考えております。

国におきましては、全国的に小中高生の自殺が増加し続けておりますことから、今年6月に自殺対策基本法を改正し、子供に係る自殺対策を社会全体で取り組むことを基本理念として明記したところであります。

自殺は、学校問題や健康問題、家庭問題など多様な問題が複合的に絡み合い、追い込まれた末に引き起こされるとされておりますことから、県では、学校におけるSOSの出し方に関する教育や、関係団体による幅広い相談窓口の設置など、様々な施策を実施しております。

子供・若者の命はかけがえのないものであります。自殺を防ぐことは大変重要な課題でありますので、誰一人自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、今後も関係機関と一体となって対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山内いっとく議員 国においては増加しているが、宮崎では減少しているようです。

現在の自殺対策は、学校、福祉、医療が連携して対応しております。しかし、支援の手が届きにくい子供や、家庭、学校以外に相談できる場を持たない若者が多数存在いたします。子供・若者の自殺を防ぐためには、学校内の対策

だけではなく、日常の中で悩みを打ち明けられる第三の相談窓口が必要です。

千葉県では、24時間LINE相談を導入し、若者の声に寄り添う取組が進められております。また、都城市では、子供の命を守るために、市内の公立小中学校で貸与されている約1万4,000人の全てのタブレット端末に「かくれてしまえばいいのです」というアプリを導入しました。これは、生きるのがしんどいと感じている子供・若者向けのウェブ空間です。

そこで質問します。本県でも、子供・若者の自殺対策として、ICT等を活用した支援強化の必要性や今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 議員御指摘のありましたとおり、家族や教師等の身近な大人に相談しづらい状況にある子供・若者が多くいると考えられますことから、ICTを活用した支援強化は重要であると認識しております。

県では、子供・若者専用のSNS相談窓口の設置や、全国規模のSNS相談事業者と連携協定を締結し、当該事業者で受けました県内在住者からの相談を県内の支援機関に適切に紹介するなど、幅広い支援を行っているところであります。

県としましては、今後とも、子供・若者の行動様式やニーズを的確に捉えながら、ICTを適切に活用した子供・若者の自殺対策に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 ぜひ、教育委員会とも連携し、ICTを適切に活用し、子供・若者が誰一人、自ら命を落とすことがないように進めていただくよう要望したいと思います。

続きまして、子供の居場所に関してですが、近年、共働き世帯の増加を背景に、子供の居場所が注目され、放課後児童クラブや放課後子供

教室、公園、児童館、子ども食堂など、様々な場所が見直されております。

特に、放課後児童クラブの重要性とニーズが高まっております。しかしながら、定数に枠がなかったり費用負担のため、諦める家庭もあります。

一方、放課後児童クラブの職員に対する手当が、他県と比較して不十分との声もあります。補助が少なく、職員確保も難しく、児童クラブの存続が厳しい。そのため、待機児童も多いと伺いました。また、3年生になったら出ていかなければならないという話もあります。

そこで質問します。放課後児童クラブの待機児童の状況とその解消に向けた取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内の放課後児童クラブにおいては、利用を希望される方が年々増加する中、必要な人材や場所の確保等が課題となっており、また、定員超過のほか、低学年や特別な事情を有する子供が優先されることなどから、本年5月1日現在の待機児童数は、6市で356人となっております。

このため県では、市町村に対して、放課後児童クラブの運営や施設整備のほか、今年度から新たに、本県独自の取組として、職員の配置基準や開所日数など、国が定める要件に満たない居場所の確保についても支援を行っているところです。

これらの取組により、年度当初と比べて、待機児童が104人減少する見込みであります。

○山内いっとく議員 そもそも学年で区切らなければならないような現状も課題だと考えます。

子供の居場所の一つとして、文部科学省が全国で推進している放課後子供教室があります。

地域と学校が連携して、放課後に子供の安全な居場所と多様な体験活動を提供する取組です。

宮崎県としては、地域コミュニティーが強く、地域のおじちゃん、おばちゃんが子供を見守る体制がつくりやすく、学校内の空き教室を活用すれば、安心・安全、移動負担なしの運営が可能と期待していたところですが、なかなか進んでいないように感じます。

また、放課後児童クラブとの連携型の子供教室が11、交流型の教室が10と、なかなか少ないように感じますが、教職員や保護者に過度な負担をかけず、地域全体で放課後の遊びと学びを保障する仕組みを広げることが必要だと考えます。

そこで質問します。放課後子供教室と放課後児童クラブの連携した取組の状況について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 放課後の子供の安全・安心な居場所として、全ての小学生等を対象とした放課後子供教室、共働き世帯などを対象とした放課後児童クラブがあります。

この2つが連携することで、子供たちが多様な活動を体験したり、双方の関係者が子供の居場所確保に関する問題意識を共有することができます。

このため県では、連携・啓発のパフレット作成や研修会開催、連携した際の施設整備のための補助制度を設け、取組の推進を図っております。

放課後児童クラブの待機児童が発生していることもあり、引き続き、市町村や福祉保健部と連携を図り、安全・安心で魅力的な居場所づくりを進めてまいります。

○山内いっとく議員 放課後子供教室の魅力づくりに今後期待していきたいと思っております。

しかし、多くの小学生は、児童クラブや子供教室以外で過ごすことが多いです。公園ではボール遊びや鬼ごっこをして注意された、体育館で窓を閉めて声を出すなどと言われ、警察を呼ばれたような事例も聞いております。

また、児童館が18時まで開館していても、学校として17時までには帰らなさいとか、休日遊びに行くのは10時以降と決めている学校もあります。児童遊園は、1982年の4,456施設から、2024年には約2,000施設に減少しております。子供が自由に過ごせる環境はなくなりつつあります。

そこで質問します。子供が自由に過ごせる遊び場の現状と居場所確保の重要性について、どのような認識をお持ちか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子供の遊び場につきましては、近年、共働き・共育で世帯の増加に伴いまして、放課後児童クラブや児童館等に対するニーズが年々高まっております。

一方で、議員御紹介もありましたボール遊びが禁止されている公園も存在する、また、騒音のために公園を廃止する、そのような事例も都市部ではあるというふうに伺っておりますが、自由に遊び、過ごせる場所が減少していることが国の調査結果で示されており、これは大変残念なことだと思っております。県内においても同様な状況と認識しております。

放課後児童クラブをはじめ、子供たちが安心して遊び、過ごせる場所の確保は、多種多様な体験を通じて創造力や社会性などが身につくほか、保護者にとっては、子育てに係る心身の負担が軽減されるものでありまして、少子化対策を進める上でも大変重要な取組であります。

今後、安全・安心な居場所を確保し、地域全体で子供や子育て家庭を支えることにより、

全ての子供が身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 児童クラブや子供教室の課題を改善し、ぜひ「こどもまんなか社会」の実現に尽力していただきたいと思っております。また、Park-PFIの活用や屋内遊具など、様々な視点で遊び場の確保もお願いしたいと思っております。御当地ポケモンがいる自治体というのは12道県ありますが、このうちの半分はポケモン公園ができております。ぜひ宮崎でも設置し、子供の居場所確保を行っていただきたいなと思ったところです。

続きまして、高齢者の居場所に関して質問します。

高齢者が地域で役割を持ち、生きがいを感じることは、健康寿命延伸に直結します。健康寿命は、静岡県が男女ともに1位となっており、宮崎県は女性が3位から5位へ、男性は9位から26位へと大幅に下がっております。

そこで質問します。高齢者が生きがいを持って活躍できる社会をどのように構築していくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少、少子高齢化がますます進展する中で、長寿化や高齢者の体力的な若返りによりまして、65歳以上の就業者が増加するなど、元気に社会で活躍される高齢者も増えております。

私自身、お祭りやイベント、それから行きつけのジムなど、様々な場面で高齢者の方々にお会いしますが、そのパワーには目をみはるものがありまして、高齢者の活躍は、地域社会を支えるために欠かせないものであると強く感じております。

このような状況を踏まえ、高齢者それぞれの意欲や能力に応じて、一律に高齢者として捉えるのではなく、活躍できる多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる場をつくっていくことが重要であると考えております。

県としましては、高齢者の様々なニーズを捉えた生きがいづくりを推進し、高齢者が元気に活躍できる社会を築いてまいります。

○山内いっとく議員 高齢者が元気に活躍できる社会を築いていくということですので、高齢者が活躍する場所というのにも必要かと思いません。

渋谷区では、健康マージャンの場所やeスポーツを行う場所など、高齢者が集まる場所があります。県内の中山間地域でも、地域の公民館や学校空き教室を活用したり、空き家をリノベーションしたりして、地域交流の場を高齢者の生活支援拠点とする取組があります。

しかしながら、まちなかでもそのような場が欲しいという声もあります。特に今後、65歳から75歳の方々が、趣味、学習、ボランティアを通じて交流できる場が必要だと考えます。

そこで質問します。高齢者の居場所づくりにつながる県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県ではこれまで、NPO法人等の活動を体験し、自分に合った活動を見つけていただくシニアインターシップや、老人クラブが行う社会奉仕や子供の見守りなど、幅広い活動を支援しております。

また、老人クラブでは、eスポーツ・ニュースポーツ体験会を実施するとともに、75歳未満の高齢者の参加促進にも取り組んでおります。

一方、地域における人と人とのつながりの希薄化、個人の生活様式や価値観の多様化など、

高齢者を取り巻く社会環境の変化に対応した居場所づくりが必要であると考えております。

このため、今後は、これまでの取組に加え、様々な関係団体との連携などにより、地域における高齢者の居場所づくりに努めてまいります。

○山内いっとく議員 eスポーツ・ニュースポーツ体験を実施しているということですので、今後、様々な関係団体との連携に期待していきたいと思えます。

続いて、女性の県外流出と看護師確保に関して質問を行います。

看護師の確保は、地域医療体制を維持する上で極めて重要です。宮崎県立看護大学は、その中核を担う人材育成機関です。

6月議会の答弁では、「大学では、学長による高校訪問や推薦入学生への入学前のスタートアップ講座をはじめ、県内就職への意識醸成を目的としたキャリア教育を低学年から必修化するとともに、県内医療機関へのバスツアーの開催や合同就職説明会など、県内就職率向上のため様々な取組を行っております」と、県内就職率が改善されているような感じでした。

しかし、その後の発表で、前年度より悪化している現状がありました。県が予算を投じて設置しているにもかかわらず、卒業生の県内就職率は必ずしも高くないのが現状です。

そこで質問します。宮崎県立看護大学の女性の割合、県内就職状況、大学の運営維持に係る県の年間支出及びこの看護大学における女性の県外流出の現状をどのように受け止めているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県立看護大学の女性の割合は、令和7年4月1日現在で90.7%であります。

次に県内就職率ですが、令和6年度末は学部で37.3%、別科助産専攻や大学院を合わせた全体では44.3%となっております。

また、大学運営に係る経費につきましては、運営費交付金約8億3,000万円のほか、大学施設の老朽化対策費用などに補助しており、令和7年度当初予算で、合わせて約12億6,000万円となっております。

県としましては、県内就職率が低下している現状について非常に重く受け止めており、県内就職率の向上に向け、大学と連携してしっかりと取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 県内就職率が学生で4割を切っていると。県立看護大学の多くの女性が県外へ流出している現状があります。また、県内の看護師育成として、1人当たり相当額をかけていることとなります。これは、同じ予算をかけるなら、専門学校生に奨学金を給付するから宮崎に就職してくれというほうが効果が高いのではないかとこの声もあります。

宮崎の医療現場を支える看護人材を地元で育て、地元で生かす体制が急務です。県内医療機関への就職を前提とした推薦枠の導入を拡充し、看護大学と医療機関の連携を強化すべきだと考えます。加えて、県内就職者へのインセンティブも有効です。6月議会で推薦枠をさらに増加するなどの検討を提言しましたが、その後どうなったのでしょうか。

そこで質問します。看護大学卒業生の県内就職率向上に向けた課題と今後の取組を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 県内就職率向上のためには、地元で働くことの魅力や意義を学生に十分伝えるなど、県内就職に向けたさらなる意識醸成が課題であります。

このため大学では、合同就職説明会やキャリア教育等、地元就職の魅力を学生たちに伝える取組を行っているほか、「県内看護職者の確保」という推薦入試の目的を明確化するため、今年度から「一般推薦」を「みやざきの医療枠」に名称変更した上で、推薦の意義や要件を本人だけでなく保護者にも確認する仕組みを構築するなど、学生の確実な県内就職に向けた新たな取組を行っております。

今後とも、県内で活躍する看護職者を一人でも多く輩出するため、関係機関と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

○山内いっとく議員 今回、県内の看護に携わっていく者という条件で「みやざき医療枠」に変更され、改善されたようです。今後の県内就職率向上に期待するとともに、インセンティブなど、次の取組を期待していきたいと思いません。

続きまして、宮崎の歴史文化の継承に関して質問してまいります。

宮崎の歴史、偉人の継承は、地域の誇りと教育力を高める基盤です。国でも郷土学習や文化継承教育の重要性が強調されており、本県でも次世代への伝承は欠かせません。また、「読書県みやざき」として、読書の推進を行ったり、絵本などの読み聞かせが行われております。

一方で、現場の教職員に過度な負担が生じれば、学習機会の拡充は難しくなります。実際、地域の歴史文化や偉人の功績を伝える活動は、地域のボランティアに依存しており、継続性に課題があります。

そこで質問します。小中学校等において、宮崎県の歴史や偉人の功績を伝えるための県が行っている取組を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 小中学校等では、社

会科や総合的な学習の時間において、本県の歴史や偉人の功績について学ぶ学習を行っており、教育委員会では、その充実を図るための教材を作成しております。

具体的には、郷土の伝統文化や偉人の生き方について社会科の授業で幅広く学べる小学校社会科副読本をデジタル版で作成しており、今後、総合政策部が作成している偉人を紹介した漫画などのコンテンツとの連携も進める予定です。

また、子供や一般の方でも気軽に利用できる、本県とゆかりのある15名の偉人の功績や県内各地の歴史や文化について掲載した教材を、「ひむか学ネット」として作成・公表しております。

○山内いっとく議員 偉人を紹介した漫画などのコンテンツとの連携も進んでいくということで、分かりました。

地域文化を守り育てるには、子供たち自身が主体的に学び、発信する仕組みも重要です。

例えば、中高生が宮崎の神話や歴史、偉人を題材に紙芝居を作成する活動等は、創造力を育てながら地域理解を深めます。また、こども園や小学校では、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っているところが多数あります。幼少期から宮崎に触れ合わせる機会となります。そこで、読み聞かせで活用できる絵本や紙芝居があれば、宮崎県の偉人や歴史を多くの県民に広げる有効な手段であるのではないかと考えます。

そこで質問します。宮崎県の歴史や偉人に関する絵本の読み聞かせや紙芝居の活動を支援するための取組を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 絵本の読み聞かせや紙芝居は、読み手が絵を見せながら直接語りかけることから、宮崎県の歴史や偉人について子

供たちにも分かりやすく伝えることができる有効な手段であります。

また、絵本の読み聞かせや紙芝居の活動は、本県における生涯学習や社会教育の推進に寄与するものだと考えております。

読み聞かせや紙芝居を実施する団体に、これまで以上に積極的な活動を展開していただくために、県教育委員会が広く県民を対象に開催している「読書県みやざきシンポジウム」への出演、県内の優れた生涯学習及び社会教育活動の普及や参加団体の活性化を目的に実施している「宮崎県生涯学習実践研究交流会」への参加を促してまいりたいと考えております。

○山内いっとく議員 いろいろ呼びかけを行っていくということで理解しました。紙芝居の団体に話を伺いますと、全国大会の誘致の話があるようです。もし神楽の絵本や紙芝居があれば、その際、いいPRの機会になるのではないかと考えております。ぜひ検討していただきたいなと思います。

続きまして、自然環境保全に関して質問します。

大淀川は、県民にとって重要な水辺空間であり、生態系保全や環境教育の場としても大きな役割を担っております。

しかし近年、特定外来生物に指定される方向であるコウライオヤニラミの生息が確認され、在来魚類の稚魚などを捕食することで、生態系への影響が懸念されております。

そこで質問します。大淀川流域を中心とした県内におけるコウライオヤニラミの生息状況に関する実態把握と認識を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君） 強い肉食性であるコウライオヤニラミは、本来は国内に生息

しない朝鮮半島原産の外来魚ですが、平成29年に国内で初めて大淀川支流の萩原川で確認され、昨年7月には大淀川上流域で確認されたところでは、

なお、水産試験場では、周辺河川の調査も実施しておりますが、現在のところ、他の水域での生息は確認されておられません。

今後、生息数や生息域が拡大することがあれば、内水面の水産資源や生態系への影響が懸念されることから、駆除等による生息域の拡大防止の対策が重要であると考えております。

○山内いっとく議員 地域の自然と生物多様性を守るためには、県としての予算措置や支援体制が不可欠です。

宮崎大学では調査研究が行われていたり、南九州大学では、コウライオヤニラミのレシピ開発と試食会が実施されております。また、9月27日には市民団体や水産政策課による釣り大会が行われ、11月9日にも自然環境課が企画した釣り大会がありました。

茨城県の霞ヶ浦では、アメリカナマズの駆除として、毎月のように釣り大会が行われているようです。大淀川でも継続してコウライオヤニラミの駆除に向けた調査費や捕獲活動への支援を行うため、予算を確保し、関係機関や市民団体との連携体制を構築すべきだと考えます。

そこで質問します。大淀川の健全な生態系を守るため、コウライオヤニラミの生息拡大防止に対する取組について、環境森林部長と農政水産部長に伺います。

○環境森林部長（長倉佐知子君） コウライオヤニラミの生息域を拡大させないためには、生きたまま他の水域へ持ち出さないことや、飼育しているものを放流しないなど、正しい取扱いについて広く県民へ普及啓発することが重要で

あります。

このため県では、ホームページ等により周知するとともに、今年度新たに、漁協などとの共催による講習会を開催したところでは、

また、昨年、国に要望した特定外来生物への指定が来年夏にも行われる見込みと伺っており、指定されると、飼育や運搬、野外への放出などが法的に禁止されることから、より一層の普及啓発が必要となります。

今後も引き続き、水産部局や関係機関等と連携して、生息域の拡大防止に向けた取組を進めてまいります。

○農政水産部長（児玉憲明君） 県では従来から、内水面環境を保全する事業の中で外来魚対策にも取り組んでおり、コウライオヤニラミにつきましては、その事業を活用して、漁協の協力を得ながら駆除活動を行っております。

また、効果的な駆除方法を検討するため、昨年から今年にかけて、産卵期等を把握するための生態調査を実施いたしました。

さらに、本年度新たに、地元の市民団体や都城市、大学及び河川管理者である国土交通省と連携し、駆除を目的とした県民参加型の釣り大会を開催し、115名の参加をいただいたところでは、

今後とも、関係団体と連携し、これまでの駆除活動を継続するとともに、さらに効果的な駆除の取組についても研究してまいります。

○山内いっとく議員 特定外来生物への指定が来年夏にも行われるということで、連携して生息域の拡大防止に向けた取組を行う、さらに効果的な駆除の取組についても研究されるということですので、年間を通じて定期的に駆除する仕組み等をつくっていただくよう提言したいと思っております。

続きまして、宮崎県公立高等学校連絡協議会に関して質問します。

本県では、公立高校と私立高校の定員割合をおおむね7対3とする調整が長年続いております。これは地域の教育バランスを保つための仕組みとして理解しておりますが、近年は、少子化や学校再編、広域通信制高校の増加などにより、制度の実態と時代の変化にずれが生じているとも言われております。

1年前の議会答弁で、「公立学校と私立学校が連携しながら課題解決を図り、子供や若者の夢や希望をかなえるための教育に取り組んでいくことは大変重要である。公私間でより積極的な議論が行われるよう取り組んでいく」とありました。

そこで質問します。宮崎県公立高等学校連絡協議会において、どのような議論が行われたのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 今年6月に開催した宮崎県公立高等学校連絡協議会においては、公立学校の関係者や学識経験者の出席の下、県立高校と私立高校の募集定員総枠の調整について議論が行われ、令和8年度の募集定員は、県立が中学校卒業予定者のおおむね7割、私立が令和7年度の募集定員の範囲内と、公私の意見に基づき、合意が得られたところであります。

また、今後の定員調整の見直しの必要性や高校無償化による影響、地域における公私連携など、今後の教育の在り方を考える上で重要な課題について、活発な意見が交わされたところであり、それらにつきましては、引き続き議論を重ねていくこととなったところです。

○山内いっとく議員 定員調整の見直しの必要性の意見が出て、引き続き議論を重ねるとのこ

とですが、積極的な議論も中身が見えておりません。結果的に、結論の先延ばしを行い、生徒が自由に学校を選べない現状を生んでおります。

他県では既に定員協定を見直している地域も多数あります。全国でも定員協定があるところは4割程度と聞いております。また、協定には広域通信制の高校が入っておりません。不登校の生徒も増加しており、県外の広域通信制に行く生徒も増加しております。

そこで質問します。公私の定員調整についてどのように協議を進めているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 公私の定員調整につきましては、毎年開催される公立高等学校連絡協議会において議論がなされているところです。

当協議会には、公立を所管する県の担当課及び私立学校設置者などで構成される幹事会が設けられており、この幹事会において、今後の中学校卒業予定者数の推移やこれまでの募集定員の状況などを基に、公私双方の意見を踏まえつつ、協議会に提出する議案等が議論されます。

その後、協議会において、公立学校の校長会や保護者会の代表者、学識経験者などの委員9名により、幹事会での協議内容も踏まえて、様々な視点から議論が行われ、最終的な合意がなされているところです。

○山内いっとく議員 この協議会に、部長や知事、副知事、そういったメンバーも入っていただきたいというような声も聞いているところです。

子供や若者の夢や希望をかなえるための教育に取り組んでいくことは大変重要です。おおむ

ね7対3の比率を見直し、公私の自由な競争と協働を促すことで、県全体の教育力向上につながると考えます。

教員時代から、子供たちが希望する学校に行けるよう定員調整をなくしてはと言ってきました。しかしながら、公立高校としては、過去に公立高校で担えない生徒たちの受皿として私立高校に頑張ってもらった経緯があり、公立の枠を増やすことはできないという話を聞いてきました。そこは公立の主張を尊重し、卒業予定者の7割でよいと、そこを減らせとか増やせと言っているわけではありません。今話をしているのは私立、今後、子供たちのニーズに応えるため、私学の定数を柔軟にすべきだと考えているところです。

教育の公共性と多様性の両立に向け、協定の撤廃、または段階的に見直しをする必要があると思います。

そこで質問します。見直しの意見が出されましたが、今後の定員調整についてどのように対応するのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（川北正文君） 少子化の進行や高校無償化、教育ニーズの多様化など、本県教育を取り巻く状況がますます複雑化する中、各学校においては、生徒の確保や学科の編成などについて、変化に対応する柔軟性が求められており、その前提となる公私の定員調整についても、様々な視点からしっかりと議論を行っていく必要があります。

今年度の県公立高等学校連絡協議会においては、今後の定員調整に係る見直しの要望も出されたところでありますので、事務局を担う県としては、次回の幹事会に向けて公私双方の意見を伺い、整理を進めてまいります。

なお、幹事会や協議会における議論に当たっ

ては、生徒の多様な選択機会の確保、地域における学校の存在意義や役割などを十分考慮することが重要であると考えております。

○山内いっとく議員 議論という言葉が多く出てきましたが、議論ではなく、将来どのような宮崎の高校教育にしていくのか、決断していただきたいなと思っているところです。

いろいろ話を理解しますと、私学が幹事会の前までに定数に関する提案をすれば、議論されるのかなというふうに捉えました。今までも募集定員の範囲内というのは私学のほうから上がってきて、それに基づいて合意されているということです。私学が幹事会までに意見を出せば、そこで協議され、また連絡協議会の中で合意形成されていくという流れのようですので、まず私学のほうに動いてもらわなきゃいけないのかなと感じたところです。

公立は、公教育としての役割や、地域における学校の役割がありますが、私立は、それぞれの建学の精神があります。通学区が廃止されたのは、公立の役割よりも、生徒の進路選択の自由を拡大することや、特色ある学校づくり、学校改革の推進を重視したからではないでしょうか。

高校の授業料無償化により、生徒は公立も私立も同じ土俵で学校を選ぶことが可能になります。子供たちの進路選択の自由を図るため、私学の定員調整を見直し、公立と私立、広域通信制の高校も含めて、教育内容で勝負していく時代へと変化しております。それが子供や若者たちのためではないでしょうか。

文部科学省は先月11月28日、高校教育改革に関する基本方針の骨子を公表しました。人工知能に代替されない力の育成を目指し、改革を後押しするための高校向け交付金を2027年度に創

設することを盛り込みました。高校授業料の無償化が拡充されるのに合わせて、2025年度中に基本方針を策定し、各都道府県が具体的な計画を立てることになるようです。教育長にはスピード感を持って取り組んでいただきたいなと思います。

今こそ教育改革です。知事、子供・若者のことを本気で考えてほしいと、県民の皆さんが知事の取組を見ております。知事の子供・若者に対する本気度を期待しております。繰り返しになりますが、定員調整の見直しを提言して、次の質問に行きたいと思います。

学校支援に関してですが、近年、地域と学校の連携が重要視される中、全国では、クラウドファンディングを活用した取組で、学校施設の改修や教育活動を支援する動きが広がっております。宮崎県内でも、都城西高校や小林秀峰高校など、多数の学校で実施されているようです。小林秀峰高校では、課題学習で実現するため、地域企業や卒業生と協力し、独自の特色づくりに取り組んでいるようです。ウエディングでニュースにもなったところでした。

生徒たちの活発な探究活動を後押しするためにも、また、地域ぐるみで生徒を支える動きは、地域活性化の観点からも、大変意義があると考えます。

そこで質問します。クラウドファンディングを活用した探究的な学びの現状について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君） 県立高校において、クラウドファンディングを活用し、地域課題の解決を目的とした探究的な学びの中で生まれた生徒のアイデアを具現化したケースがあります。

具体的には、門川高校では、防災学習に活用

するためのカードゲームの作成を、小林秀峰高校では、地元資源を活用した結婚式の企画を行っております。

クラウドファンディングの方法としては、同窓会やPTAによるインターネットを通じた資金募集や、自治体が発行するふるさと納税制度の活用などがあります。

○山内いっとく議員 学校現場からは、資金確保の難しさや継続的な支援体制が整っていないという声も上がっております。特に地方では、地域経済規模の差により、学校間で活動資金に格差が生じる懸念があります。

他県の事例では、北海道は道立学校を対象に、道立学校ふるさと応援事業として、クラウドファンディング型ふるさと納税プロジェクトを実施しています。また、福井県の若狭高校では、探究学習のテーマに「子ども食堂」を選び、地元である福井県小浜市の現状を調査し、様々な理由から、市内にも子ども食堂が必要だと、まだまだ足りていないという現状から、自分たちでできる取組をしたいという目的で、1日限定子ども食堂を企画したようです。

こうした他県の事例を踏まえ、学校と地域をつなぐ新しい仕組みとして、学校版ふるさと納税の創設や、クラウドファンディングを活用した財源確保の新しい仕組みを検討すべきだと考えます。

そこで質問します。学校支援の一つとして、クラウドファンディング等の活用があると考えますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（吉村達也君） 学校に係る予算に限りがある中、クラウドファンディング等の活用により、生徒にとってよりよい学びや、施設・設備環境を提供できるものと考えております。

今後、生徒数のさらなる減少が見込まれる

中、クラウドファンディングの主体となる保護者や同窓会、地域住民や地域企業等との連携を深め、魅力ある学校づくりに参画していただくことで、地域の方々によって地域の魅力ある学びが生まれ、地域活性化にもつながるものと考えております。

○山内いっとく議員 クラウドファンディング等の活用については、教育委員会としても有効であると理解していることが分かりました。今後、全国でもより活用が増加していくことと思います。クラウドファンディングの主体となる関係者や学校運営協議会等への働きかけ、手段の周知を行っていただきたいと考えます。また、県として、クラウドファンディング型のふるさと納税の検討も行うよう提言したいと思っております。

続いての質問に移ります。

国では、観光を通じた関係人口の創出や地方移住の推進が重要政策として挙げられております。観光は、単なる交流ではなく、地域の人材や文化とつながる入り口にもなります。新型コロナウイルスの影響で大きく減少した宮崎県の観光客数は、全国的な回復傾向が見られる中でも、いまだコロナ前の水準には戻っていない状況にあります。

そこで質問します。本県におけるコロナ禍からの観光客の回復状況と課題認識について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県の令和6年の観光入り込み客数は約1,532万人回となっており、コロナ禍前の令和元年比で約96%まで回復しております。

一方で、本県の令和6年の延べ宿泊者数は約361万人泊となっており、コロナ禍前の令和元年比で約84%となっております。

なお、国の速報値によりますと、本県の令和7年1月から8月の延べ宿泊者数は、前年同期比で約107%と着実に回復しておりますが、令和元年同期比では約88%となっており、いまだ回復途上にあります。

このため、本県においては、特に宿泊を伴う滞在型観光の回復が課題であると認識しております。

○山内いっとく議員 滞在型観光が課題であると。他県では、テーマ型観光モデルを展開し、リピーターや移住希望者を増やしている事例も見られます。例えば熊本県では、熊本県スポーツツーリズム推進戦略を策定し、地域スポーツ、観光資源、アウトドアアクティビティを組み合わせたモデルコースを作成し、滞在型交流を進めております。

また、人口減少が加速する中で、観光を通じた関係人口づくりが地域維持の鍵となっております。本県では、スポーツ、自然、森林、食、神話といった独自の強みを生かした「S旅」が観光再生の鍵となる可能性があります。この5つのSを組み合わせたモデルコースの作成と魅力発信は、滞在型観光に効果的であり、有効な関係人口創出につながると考えます。

そこで質問します。本県におけるテーマ型観光の展開状況と、モデルコース化についての見解を、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） モデルコースの設定は、効率よく観光が楽しめ、旅行者の満足度向上につながる有効な取組であるため、県では、癒やしをテーマとした「デトックス・トリップ」や日向神話に触れる「キキタビ」などのテーマ旅を展開する中で、5つのSを組み合わせるコースを設定しています。

例えば、デトックス・トリップにおける青島

エリアのコースでは、サーフィンなどのマリンスポーツ体験や海を一望できるレストランでの食事をはじめ、南国特有の植物が観賞できる宮交ボタニックガーデン青島や神話に彩られた青島神社を巡るプランなど、県内で10のコースを設定し、周遊促進を図っております。

今後さらなるモデルコースの設定など、本県の強みである5つのSを生かしたテーマ型観光を推進してまいります。

○山内いっとく議員 せっかく宮崎に来たなら、この4つ、5つのSを体験できるようなモデルコースがあるといいなと思ったところです。

観光から関係、そして定住へとつなぐ戦略的展開が求められます。ふるさと住民登録制度や二地域居住といった関係人口の創出が重要となってきます。

ふるさと住民登録制度では、背景として、少子高齢化、人口減少に直面する地方自治体に対して、定住ではなく継続的な関与をする人を住民登録させ、地域の担い手を拡大したり、地方創生のため、都市部に住みながら地方と関わる関係人口を制度的に取り込む狙いがあり、国は制度発足から10年で1,000万人の登録を目指すようです。しかしながら、考えられる課題としては、登録者が増え、制度が広く使われるかどうかは、自治体の制度設計力や地域間格差、参加者へのメリット次第だと言えます。

そこで質問します。関係人口の創出・拡大に向けた知事の思いや取組を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 関係人口につきましては、人口が減少する中であっても、都市と地方の多様な人材が交流し、地域の課題解決や新しい価値の創造により、地域の活力を高めることができるものでありまして、共に未来をつくる

大切な存在であると認識しております。

私は、20数年前になります、総務省の地域づくりの窓口課に勤めておりましたときに、都市と農山漁村の共生・対流を進めようという国会議員の勉強会に出席していたことがあります。そのときに、長崎選出の虎島先生が座長を務め、今の有村総務会長もそこに出席しておられました。当時、関係人口という言葉はなかったにしろ、同じような問題意識の下で取組が長年にわたって取り組まれていると、改めてそのことを実感しておるところであります。

県では、関係人口の創出・拡大には、国内外の方との継続的な心の通った交流が基本になるという考え方の中で、暮らしや神楽などの伝統文化の体験、都市部に住む方々との交流会等の開催、県人会との関わりを深めるなどの直接的な取組のほか、観光や食、スポーツキャンプ、先ほど議論があったサーフィンとかゴルフ、さらにはふるさと納税など、様々な分野の魅力の磨き上げなど、幅広い取組を総合的に進めているところでもあります。

また、国において、関係人口を定義し可視化する、ふるさと住民登録制度が検討されておりますが、この制度が本県にとっても関係人口創出・拡大の後押しとなるよう、全国知事会を通して、実情を踏まえた要望を行っているところでもあります。

県としましては、引き続き、市町村や関係団体と一体となって、関係人口を創出・拡大するための取組をより一層推進してまいります。

○山内いっとく議員 より一層の関係人口創出に期待していきたいと思っております。

最後の質問に入りたいと思います。

SNSによる情報発信が急速に拡大し、選挙の公平性を揺るがす事例が全国で増えておりま

す。直近では、宮城県知事選挙において、SNS上で誤情報が拡散され、選挙全体への信頼性が問われる状況が報じられました。国においても、総務省はSNS選挙対策の検討を進めており、ファクトチェックの重要性が高まっております。宮城県においても、来年は県知事選もあり、懸念されるとの声があります。

そこで質問します。選挙におけるSNSの影響について、どのような認識を持っているのか、選挙管理委員会委員長に伺います。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） インターネットを利用した選挙運動は平成25年に解禁され、スマートフォンやSNS等の普及と相まって、今や候補者や政党にとって重要なツールの一つとなっております。

昨年の衆議院議員総選挙に合わせて実施された全国意識調査では、有権者の約21%が「SNSや動画共有サイトに投稿された選挙に係る情報や動画を見た」と回答するなど、幅広い世代で選挙におけるSNSの活用が定着してきております。

このように、選挙におけるSNSの普及は、政治や社会への関心を高めていくことにつながる一方で、近年の選挙では、虚偽情報の拡散等により、選挙の公平性が脅かされる事態が生じておりますことに、強い危機感を抱いているところであります。

○山内いっとく議員 SNSの普及により、選挙に関する誤情報や扇動的な投稿が瞬時に広がる環境が生まれているのが分かります。公平で透明性が高い選挙を守るためには、誤情報への対応力を高めることが不可欠だと考えます。

特に、SNSでの誤解や誘導を防ぐため、選挙管理委員会自らがファクトチェックを行い、公式に正しい情報を迅速に発信する体制の構築

は大変重要かと考えますが、県民が安心して選挙に臨めるよう、専門員の配置や外部団体との連携、ガイドラインの整備など、段階的な取組も可能です。選挙管理委員会として、こうした新しい選挙支援体制を検討すべき時期に来ているのではと考えます。

そこで質問します。SNSでの誤情報の拡散に対して、選挙管理委員会としてはどのように対応していくのか、選挙管理委員会委員長に伺います。

○選挙管理委員会委員長（成合 修君） 民主主義の根幹たる選挙が適正に執行されるためには、有権者が公正・公平な環境下で自由な意思により投票することが欠かせません。

そのためには、情報の真偽を検証するファクトチェックが社会全体として機能することが重要だと考えておりますが、同時に、表現の自由あるいは政治活動の自由への配慮やファクトチェック機関の独立性の確保など、様々な視点を踏まえ、慎重に検討を講じていくことが求められております。

選挙管理委員会といたしましては、現在取り組んでいる中高校生への出前授業等を通じて、特に若者の選挙における情報リテラシー向上に努めてまいります。また、ファクトチェックの在り方等についての国の議論を注視するとともに、機会を捉えて、マスコミ等の関係機関と課題を共有していきたいと考えております。

○山内いっとく議員 先日の宮城県知事選挙では、約4割の書き込みが県外からであったなどの情報もありました。県の代表を選ぶ県知事選、ぜひ県民の声をしっかり反映できるような選挙体制、そういった形になればなと思っております。県としても、ファクトチェックへの取組、検討をお願いしたいと思うところで

す。

これまで過去5回の一般質問では、自分の中で目指す宮崎像をつくり、ひなた創造ビジョンとしてテーマを掲げ、それに関する質問を行ってまいりました。今回は、これまで行った質問に関連したものなど大きく10項目について、現状と取組を伺ったところです。今後も宮崎の未来をつくるため、魂を込めて活動してまいりたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。(拍手)

○外山 衛議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分再開

○外山 衛議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 今議会、最後の一般質問者となりました。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い質問を行ってまいります。それぞれ県民の立場に立った御答弁、御回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、知事の政治姿勢から伺います。

新田原基地でのF-35Bステルス戦闘機配備と垂直着陸訓練実施についてです。

この課題は6月議会でも伺いましたが、その後についてです。

現在、F-35Bステルス戦闘機は5機配備され、今月4日から垂直着陸訓練も始まりしました。防衛省は、この訓練開始に先立って、検討課題であった爆音軽減策についての回答を地域の説明会で行いました。私も新富町役場で行わ

れた説明会に参加させていただきました。約2時間半に及ぶものでした。

防衛省による軽減策は、夜間訓練の回数を数回減らすものの、日中の訓練回数は減っていません。騒音調査をした後、防音工事を行うとしましたが、申請は令和12年以降になるなど、おおよそ爆音対策とは言えない内容でした。

特に、激甚地区と言われる地域での説明会では多くの意見が出され、少し紹介いたしますと、「対策の回答が住宅防音工事しかない。もっと多くの要望が出たではないか。全てに回答してほしい。防音工事はコンターで線引きせずに、町内全域でやってほしい。新築にも防音工事を、そうでないと町民は増えない。子供たちも新富には住めないと言う」「自分は新富に住んで50年、爆音を我慢してきたが、さらにF-35Bでこの先も爆音にさらされなければならないのか。我慢も限界」「基地内にシェルターを造っていると聞かすが、何かあったら住民が一番先にやられるのではないかという不安がある。住民にシェルターは必要ないのか」などなど、激しく怒りが飛び交ったと聞きます。

住民に寄り添った回答とはとても言えないのではないのでしょうか。被害を被っている住民は納得していないと思います。知事はどのように受け止めておられますか、お伺いいたします。

後の質問は質問者席から行います。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

F-35Bの配備に係る負担軽減策について、国は10月下旬に地域住民に対する説明会を11回実施しております。

説明会では、「厳しい安全保障環境下であり、F-35Bの必要性は理解できる」といった

意見や「防音対策を充実してほしい」との要望があったほか、住民の一部からは、訓練に反対する声や騒音に対する負担感など、厳しい意見もあったとの報告を受けております。

県としてはこれまで、国に対し、一貫して地元寄り添った適切な対応を求めてきたところであり、今回示された負担軽減策は、夜間における垂直着陸訓練回数の軽減や防音対策の充実など、地元が要望していた内容が一定程度考慮されたものと受け止めております。

一方で、依然として不安や厳しい声もありますことから、引き続き、地元の理解と納得を得られる方策を実施するよう、基地周辺自治体と連携しながら国に求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 私は、数日前に夜間訓練の状況を見てまいりました。その日は、F-35Bの垂直着陸訓練はありませんでしたが、F-15戦闘機の通常訓練が行われておりました。上空を旋回しては轟音をとどろかせながら、タッチ・アンド・ゴーを繰り返していました。その音はすさまじく、この音を昼夜を問わず聞かされての生活がどれほど苛酷なものか。夜間訓練は日没後、夏は9時まで、冬は8時までです。長年住んでおられる方々にしかそのつらさは分からないとつくづく思います。

「受忍限度を超える違法な爆音」と断じた爆音訴訟の判決を知事はどのように受け止めておられるのか。また、「受忍限度を超える」とは、どのような状態と認識されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） ここで言う受忍限度とは、一般的に、他者の権利を侵害する行為に対し、影響を受ける者が、社会生活を営む上で、どの程度まで我慢すべきかを示す概念であると

認識しております。

そして、「受忍限度を超える」とは、騒音や振動などの被害の程度が、社会通念上、我慢できる範囲を超えた状態であり、判決においては、司法が総合的に判断したものと認識しております。

○前屋敷恵美議員 生活できる状態でないというのが受忍限度を超える、そういうことではないかというふうに思います。

新田原基地は、これまで配備されている約40機のF-15戦闘機を半分に減らしてF-35Bを配備、最終的には戦闘機は約60機体制に強化されることとなります。既に受忍限度を超える爆音にさらされている方々を、これまでよりひどい轟音にさらすことなど、あってはならないことではないでしょうか。人道的にもやってはならない、生活そのものを壊してしまう、このように私は思います。

県民を守るという立場からも、F-35Bステルス戦闘機の配備、垂直着陸訓練の中止を求めるべきと思いますが、知事の見解を改めてお聞きしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） このF-35Bの配備につきましても、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められております。配備そのものや必要最小限の訓練については、令和3年度に地元市町も受け入れているものと認識しております。

しかしながら、今年2月に国が垂直着陸訓練に係る方針転換を示したことから、県としては、県民の安心な暮らしを確保する立場から、国に対し、騒音への不安や負担感など、地元の皆様の切実な思いを伝えるとともに、地元が求めていた夜間の垂直着陸訓練の軽減や騒音対策

の充実等を繰り返し求め、先般、これらを含む負担軽減策が示されたところであります。

県としては、地元の皆様の不安や負担感が解消されるよう、引き続き、地元自治体とも連携しながら、地域住民に寄り添った対応を国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 地元の皆さん方は、今、防衛省が示している内容では負担軽減にはならない、安心した暮らしはできない、このように言われているわけですから、そこはしっかり県としても受け止めていただき、今後の対策に生かしていただきたい、このように思います。

次に、えびの駐屯地への長射程ミサイル配備について伺います。

防衛省が、外国の領土を攻撃できる長射程ミサイルをえびの駐屯地に配備することを公表いたしました。県は防衛省から、配備の目的など、どのような説明を受けているのかお聞かせいただきたいと思っております。危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（津田君彦君） 国からは、離島等を含む我が国への侵攻に対して、相手方兵器の脅威が及ぶ範囲の外から対処ができる能力、いわゆるスタンドオフ防衛能力を抜本的に強化する必要があるとの考えに基づき、長距離ミサイルを運用する部隊を、令和8年度にえびの駐屯地に新設する予定であると聞いております。

○前屋敷恵美議員 防衛省は、長射程ミサイル配備計画の第一弾として、今年度中に熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地に12式地对艦誘導弾を配備するのを皮切りに、全国6道県に配備を開始するとしています。そのうちの一つが、えびの駐屯地への配備です。

えびの駐屯地には、来年度、26年度に、高速

で変動軌道を描いて飛び、射程が2,000キロから3,000キロに及ぶ高速滑空弾を運用する部隊を編成して配備する、弾薬庫も5棟建設するとしています。このミサイルを保管する弾薬庫は、最優先の攻撃目標になることは言うまでもありません。しかし、住民の方々への説明はいまだにありません。

この長射程ミサイル配備や弾薬庫建設などで、地元住民に及ぼす影響をどのように考えておられるのか、敵基地攻撃能力を持つ長射程ミサイル配備は、先制攻撃の危険性をもうかがわせるもので、そもそも憲法違反です。

こうした危険極まりない長射程ミサイル配備は撤回を、弾薬庫の建設は中止を国に求めるべきではありませんか。知事の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） えびの駐屯地における新たな部隊の設置や火薬庫の増設は、現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ、防衛力の強化が必要であるという判断の下、国の責任において進められているものと認識しております。

県としては、訓練の実施や新たな防衛装備品の配備等の方針が国から示された際には、これまでも、県民の安全を第一に、地元への配慮を国に求めてまいりました。

今回も、安全対策はもちろんのこと、運用に当たっては、安全・安心な暮らしへの配慮を求めるとともに、地元自治体等への丁寧な説明を改めて要請したところであります。

地元自治体は、国から説明を受けた上で、「国には、今後も情報公開しながら、安全な運用に努めてもらいたい。市民の安全な暮らしを守るため、自衛隊との協力を続けていきたい」との立場を示しているところであります。

県としては、引き続き、県民の安全を第一

に、地域と基地の共生が重要であるという思いの下で、適切に対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 国の責任でなされること、このように言われますが、県民に危害が及ぶことが想定されれば、それを取り除くことが知事の責任ある仕事ではないかというふうに思います。私は、長射程ミサイル配備、そして弾薬庫の建設は国に中止するよう求めることを、重ねて強く求めたいと思います。

次は、細島港の特定利用港湾指定の受入れについてです。

せんだって、県は細島港の特定利用港湾指定を受け入れる方針を明らかにされました。宮崎空港に次いで2施設目です。

県は、「港は民生利用が基本であり、自衛隊などが施設を優先利用したりすることはない。港の整備が着実に進み、南海トラフ巨大地震などの災害時の迅速な支援につながり、有事の利用を対象とはしていない」などとしております。しかし、果たしてそうなのでしょうか。

細島港は商業港ですから、民生利用は当然です。しかし、指定された空港、港湾は、平時から自衛隊の航空機や船舶が訓練や運用で円滑に利用できるようにする仕組みとしています。そのために、港や空港を整備強化して、有事に利用できるように備えることなのではないでしょうか。ましてや、南海トラフ大地震対策を口実にするなどはとんでもありません。巨大津波で最初に被害を受けるのは、まさに細島港であり、海岸に隣接する宮崎空港ではないのでしょうか。

山口宇部空港が特定利用空港に指定されたのに伴い、我が党議員が情報開示請求で入手した資料で判明した重大な問題がありました。戦闘機の訓練や弾薬庫など、爆発物の運搬などが想

定されていたことです。

紛争において住民や民用物——民間が使用するものと理解いたしますが——保護を定めたジュネーブ条約追加第1議定書の52条は、民生物であっても、それが軍事活動に効果的に資するものとして利用されている場合には軍事目的になるとしていることです。港湾も空港も、自衛隊が使用すれば民用物ではなくなり、攻撃目標にされる危険性が出てくるということになるわけです。

10月に実施された大規模な自衛隊統合演習は、輸送の中継地点も含めて20道府県で実施され、40以上もの民間空港・港湾、漁港を使用しています。ますます攻撃目標にさらされることになりかねません。

細島港も宮崎空港も特定利用指定の受入れは撤回すべきと思いますが、知事の見解、御判断を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 特定利用港湾は、平素から必要に応じて、自衛隊や海上保安庁が港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁と港湾管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けるものであります。

今年5月に、国から細島港を特定利用港湾の候補としている旨の説明があり、それ以降、質疑応答を重ね、あくまで平素の訓練等に関する取組であり、自衛隊等の優先利用や専用施設の整備を行うものではないこと、住民の安全・安心や港湾の民生利用に配慮されることなどを確認したところであります。

さらには、細島港の整備が着実に促進されることに加え、迅速な災害対応も期待できますことから、先月20日、「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨、国へ回答しました。

県としては、県民の安全・安心を確保する観

点から、引き続き、自衛隊等が訓練を実施する際は、関係自治体等への事前の丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 事前の丁寧な情報提供とか説明があったとしても、軍事訓練等が行われる。そのことがひいては戦争などにつながりかねない。そういう事態になれば、安心・安全どころではなくなるのではないのでしょうか。先を見越す、そういう立場が県には求められていると思います。

次に、高市首相の「台湾有事は存立危機事態」発言について伺います。

この発言が今大きく波紋を広げています。高市首相が「台湾有事は存立危機事態になり得る」と発言したことは、日中の戦争の可能性に言及する極めて危険なものだというふうに思います。

この高市首相発言により、中国の渡航自粛などで日本の観光業界に影響が出ている報道がありますが、宮崎県での影響はどうでしょうか、把握しておられればお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 国の宿泊旅行統計調査によりますと、本県の令和6年外国人延べ宿泊者数は約21万3,000人であり、そのうち中国からの延べ宿泊者数は約1万1,000人で、本県の外国人延べ宿泊者数の5%を占めております。

中国から本県への旅行者について、主なホテル等への聞き取りでは、宿泊のキャンセルが一部あったと伺っておりますが、現時点で大きな影響は確認できていないところであります。

引き続き、関係機関と連携しながら動向を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

存立危機事態とは、日本が攻撃されていない状態でも、集団的自衛権を行使し、自衛隊が米軍のために武力行使できる事態をいいます。

高市首相は、台湾海峡で米中の武力攻撃が起こることを想定して、「どう考えても存立危機事態になり得る」と発言しました。日本への攻撃がなくても米軍を守るために参戦する、つまり日本が中国と戦争することがあり得ると宣言したことに等しいもので、そうなれば、日本にも中国にも甚大な被害をもたらし、憲法をもじゅうりんするものです。ここに一番の問題があるというふうに思います。

政府は、戦争に至らないための外交努力こそ必要であって、県民の安全を守る知事としては、首相発言は撤回を求めるべきと思いますが、知事の御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 外交や防衛など国家の安全保障に関することは、国会で十分に議論され、政府として責任を持って判断がなされるべき事項であると認識しております。

これらの動向は、国民の安全・安心や生命・財産に直接関わる重要な問題でありまして、また、国民生活に様々な面で大きな影響を生じさせる可能性もあると考えております。

私としては、我が国を含む国際社会の平和と安定を維持するため、国において国民生活への影響に十分配慮しつつ、粘り強く丁寧な対話と不断の外交努力に尽力されることを強く期待するものであります。

○前屋敷恵美議員 県民にどういう影響が及ぶことになるか、そこをしっかりと知事としても配慮して対応していただきたい、このように思います。

今回の高市首相の発言は、過去の歴史の中

で、2008年の日中共同声明の「双方は、互いに脅威とならない」との合意にも反する軍事的威嚇の発言です。今、対立と緊張が高まり、様々な影響が生じていますが、発端は高市首相の誤った発言です。解決のためには撤回するしかないのではないのでしょうか。その上で、日中双方がこれまでの合意に基づいた冷静な対話を行うことが必要であることを述べておきたい、このように思います。

では、次の質問に移ります。賃上げのための中小企業支援についてです。

長引く物価高騰が家計を大きく圧迫しています。しかし、賃金がこの物価高に追いつかないのが現状です。

宮崎県の最低賃金が昨年より71円高い1,023円に引き上げられましたが、全国最低ランクです。しかし、この最低賃金を実効あるものにする必要があります。それには、物価高騰の中で苦勞している中小企業を支援して賃上げを実現すること、そのための国や県の支援は不可欠と思います。

そこで伺います。これまで県としての中小企業への支援策はありますか。その取組と、どれほど活用されているのか、実績を伺います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 最低賃金の大幅な引上げが続く中、県内企業においては、人材確保の必要性などを受け、賃上げが進められている一方で、その原資の確保が喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、昨年度、小規模事業者パワーアップ支援事業を実施し、適切な価格転嫁に向けたセミナー等を開催したほか、294社に対して生産性向上のための設備投資等を支援しており、家族経営などを除いた支援先のうち、

その事業場内最低賃金を5%以上引き上げた事業者が53.9%あったところです。

今年度は、生産性向上への支援に加え、価格転嫁促進支援員による伴走支援を新たに実施しており、今後とも、これらの取組を通して、県内企業の持続的な賃上げにつながるよう支援に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 県の取組としても、一定の賃上げも行われている。それは今お答えいただいたとおりでと思います。しかし、生産性向上に向けた取組などと言われますけれども、賃上げにつなぐ即効性は極めて乏しいのではないかというふうに私は思います。今必要なのは、中小企業への直接支援を行うことです。既に、徳島県、岩手県、群馬県などが直接支援を実施して成果を上げておられます。

群馬県では、昨年度立ち上げた中小企業賃上げ促進支援金制度をさらに今年度改善して、申請要件の緩和と対象の拡大が図られています。

岩手県では、賃上げ支援金拡充の第3弾を発表し、時給を60円以上引き上げた中小企業に、従業員1人当たり6万円から8万円、最大50人分を補助するとして、この12月定例会の補正予算に27億円を計上します。これは、国の経済対策に先駆けての実施だというふうに思います。

こうした他県の実例も参考にして、まず県が直接支援に踏み出すことが必要、重要だと思います。

賃上げ支援に向けた今後の県の取組、お考えをお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君） 本県経済の好循環のために、持続的な賃上げの実現を図ることは重要であると認識しております。

今般、国は「強い経済」を実現する総合経

済対策」を決定し、中小企業等の賃上げ環境の整備として、価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化に加え、重点支援地方交付金を拡充し、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業等に対する支援を後押しすることなどが示されました。

県におきましては、引き続き、国や関係機関等と連携して、各種制度の周知を含め、中小企業等の持続的な賃上げに向けた現在の取組を進めるとともに、国の交付金等の活用も念頭に、ほかの自治体の取組も参考にしながら、今後、必要に応じて対応を検討してまいります。

○前屋敷恵美議員 昨年度、徳島県が中小企業への賃上げ支援を実施して以降、徳島県の実質賃金がプラスに転じているということが示されています。効果が上がっているわけです。

これまで行ってきた本県の生産性向上を必要条件とするような支援策では、賃金引上げの即効性や効果は十分に期待できないのではないのでしょうか。今必要なのは、賃上げ促進の中小企業直接支援の実施です。ぜひ早急な検討を、そして実施を求めたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、教員不足の解消と教員の働き方改革についてです。

教員不足と教員の長時間労働の問題が大きな課題となっています。

教員の時間外業務時間の現状をお聞かせください。あわせて、教員給与特別措置法、いわゆる給特法が6月に改正されましたが、教員の長時間労働の問題解決になるのか、今後の働き方改革推進の取組について伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 本県の公立学校教職員を対象とした、令和6年度教職員勤務状況調

査によると、10月一月当たりの時間外業務時間が上限45時間を超える職員の割合は、校長が25.5%、副校長・教頭が82.6%、教諭等が32.2%となっております。

全国的に教職員の時間外業務の多さが問題になっており、今般、教員給与特別措置法が改正され、教職調整額引上げ等の処遇改善や、県及び市町村教育委員会に対し、業務量管理及び健康確保に向けた計画策定が義務づけられています。

県では、第2期推進プランに基づき働き方改革を進めておりますが、今年度中に策定する業務量管理等計画に、新たに、部活動や課外の在り方の検討、校務DXのさらなる推進、学校、家庭、地域の役割の明確化等を盛り込むことで計画的に時間外業務の削減を図り、教員が本来担うべき業務に専念できるよう取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 では、学校現場の現状について、数点お伺いいたします。

小中学校における教員の未配置状況と、その対応についてお伺いします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 9月1日時点における小中学校等の未配置は44名であり、未配置の学校には、可能な限り会計年度任用講師を配置するよう努めております。

また、教員の成り手不足が続いていることもあり、未配置の学校においては、チーム担任制や教科担任制を行うなど、授業に支障がない体制を確保するとともに、あわせて、業務支援員を配置することにより、教員の負担軽減を図っております。

○前屋敷恵美議員 続けて、特別な支援が必要な児童生徒について、いわゆる通級による指導

を受けている、利用している小中学校の児童生徒の数、また、担当する教員の確保、配置についての考え方についてお伺いします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 通級による指導を利用している児童生徒数は、令和7年5月1日現在、小学校が2,168名、中学校が588名となっております。

また、当該年度に通級指導を担当する教員の数は、前年末に把握した次年度の対象児童生徒総数の見込みをベースに、国の規定に基づき、児童生徒13人に対し教員1人を目安に配置することとしており、令和7年度は188名となっております。

○前屋敷恵美議員 同じく、特別支援学級に在籍している児童生徒の数と、担当する教員の確保、配置の考え方についてお伺いいたします。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君） 特別支援学級に在籍している児童生徒数は、令和7年5月1日現在、小学校が2,873名、中学校が1,104名となっております。

また、当該年度に特別支援学級を担当する教員の数は、4月の始業日における各学校ごとの対象児童生徒数をベースに、国の規定に基づき、1学級8人を上限に教員1人を配置することとしており、令和7年度は838名となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

前段お聞きしました給特法ですが、残業代の代わりとして支給される教職調整額を給与の4%から今回10%に引き上げるという僅かな改善はありました。しかし、それをもって時間外勤務は無制限では、問題の解決にはなりません。正確な勤務実態の反映など、現場の実態と

声を踏まえたものにすることが必要だというふうに思います。

文部科学省が調査した2024年度のいじめの件数は、4年連続で過去最多を更新し、8人の中学・高校生が自殺しています。

こども家庭庁と文科省は、11月に「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」をまとめました。学校や教育委員会がいじめを早期発見し、対応することを強調していますが、現場の教員は、長時間過密労働の中で、子供に寄り添った丁寧な対応ができないのが現状で、現場の先生方は悩んでおられます。

いじめの問題は、子供たちの命と尊厳に関わります。留意事項集でも、子供の話を丁寧に聴くことを求めています。そうであれば、それができる体制をつくること、教員がゆとりを持って子供たちと向き合える時間を保障することです。今必要なのは、教員の長時間労働をなくす働き方改革と、教員定数を改善すること、教員を増やすこと、この両方を同時に進めることではないでしょうか。

もちろん、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、子供たちの心のケア、生活のケアを専門に担当する職員もしっかり配置することが必要だと思います。

そこでお伺いします。教員不足、教員の成り手不足の現状を踏まえて、教育委員会として、その解消に向けた具体的な対策、取組についてお聞かせください。教育長、お願いいたします。

○教育長（吉村達也君） 教育は、子供たちの人格の形成に大きく寄与するものであり、教職は、子供たちと人生を共に歩み、成長を感じることができる仕事です。

教育委員会では、この教員の魅力を発信して

いく取組として、教員を目指す中高生を対象に、若手教員がやりがいや魅力を直接伝える「ひなた教師ドリームカフェ」や、大学1・2年生等を対象に、教員の業務や学校の魅力を直接体験できるスクールトライアル、教員を志望する高校生や大学生、社会人を対象に、本県で教員として働く魅力を伝える説明会を全国8か所で開催するなど、様々な取組を行っております。

今後、これまで以上に、教員の魅力発信とともに働き方改革に全力で取り組み、情熱と使命感を持った人材の確保に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

将来、教員を目指したい学生・生徒に希望が持てるような明るい未来を示すことが、今、本当に何よりも大事です。学校現場や教員がブラックだなどと言われるような、そういう間違つた受け止めをされては、教員の成り手はなかなかないと思ひます。それにはきちんと教員が配置され、安心して通える学校を子供たちに保障すること、こうした手だてが教員の志望者を増やし、教員不足の解決になると思ひます。定数改善の声を国にもしっかりと上げていくこと、そして実現させることを強く求めるものです。よろしくお願ひいたします。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入支援について伺ひます。

60歳半ばから70歳半ばで3人に1人、75歳以上では約半数以上が難聴に悩んでいるというデータが示されております。

加齢性難聴は、年を取れば誰にでも訪れる病気で、治ることはありません。難聴がきっかけで、社会参加ができなくなったり、認知症を発症したり、また内臓にも影響を及ぼすことが明

らかになっております。しかし、補聴器で補えば聞こえを取り戻すことができます。ところが、補聴器は性能によっては高価で、年金生活者にはとても手が出ないと訴えられております。

今、全国の43都道府県483自治体で、補聴器購入助成制度を実施して、高齢者の社会参加を促しております。県内でも助成制度を実施している自治体もあり、県の一定の支援があれば、多くの自治体の制度化を促すことにもつながります。

加齢性難聴者の補聴器利用の効果についての認識と、県の助成制度が設けられないか伺ひたいと思ひます。福祉保健部長、お願ひします。

○福祉保健部長（小牧直裕君） 高齢者が社会的孤立や認知症疾患にならないためには、他者との交流や社会参加が大変重要であります。

議員御指摘のように、聞こえづらくなることで、人とのコミュニケーションがおっくうとなり、ひきこもりや認知症のリスクが高まる可能性があるものと考えております。

現在、県では、高齢者等が仲間と交流できる通いの場や、認知症の方や御家族、地域の方が集う認知症カフェなどの取組を支援しているところです。

今後とも、市町村や関係団体とも連携しながら、難聴の高齢者がコミュニケーション能力を維持できるよう、その社会参加の促進に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 補聴器購入助成制度については、国の制度として図っていただくような要求も、せんだって厚労省にはしてまいりました。しかし、まずは、県と各自治体との共同での支援体制を求めたいと思ひます。

補聴器があれば、まだまだ働けるという高齢者も多く、ボランティアなどで世の中のために

尽くしたいという高齢者もおられます。何より高齢者の積極的な社会参加にもつながり、認知症予防にも効果を発揮します。

先ほど来、お話も出ていますが、元気に活躍できる高齢者でいてもらうために、ぜひ補聴器購入助成制度の創設を県として検討していただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

では、続いてまいります。学生の公共交通機関利用について伺います。

学園木花台にあります宮崎大学が、宮崎駅前に、大学のキャンパス、錦本町ひなたキャンパスを開校いたしました。ここで授業を受ける学生は、木花キャンパスから通うことになったわけです。交通手段は主に公共のバス利用です。

しかし、交通費がかなりの負担になると学生は訴えています。木花キャンパスから宮崎駅まで片道約700円、往復1,400円にもなり、本当に大きな負担だというふうに思います。

大学生は今、授業料値上げ問題にさらされ、物価高騰が生活を直撃し、心穏やかに学ぶことに厳しさがあるのではないのでしょうか。宮崎を学びの地に選び、生活している学生・若者に、何らかの手助けができないものかと思うわけです。

県としても、若者にとって利用しやすい路線バスの環境づくりにどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（川北正文君） 若者がバスを利用しやすい環境づくりは、路線バスの維持・充実を図り、県民の移動手段の確保につながるものです。

このため県では、昨年度実施した県民アンケートや本年度のバス無料デーにおけるヒアリ

ング調査等により、若者も含めた県民の皆様から、バスを利用したいと思える方策等について御意見を伺っており、今後の利用促進策の検討などに活用してまいります。

また、事業者においても、平日の特定時間内に乗り放題となる割引チケット等を販売するなど、学生等が利用する際に有用なサービスを提供しております。

県としましては、今後とも、路線バスが若者にとって利用しやすいものとなるよう、市町村や事業者と連携して取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 私は本来ならば、宮崎大学がキャンパスを新たに設けたわけですから、大学側として何らかの手だてがあつてしかるべきかとも思うわけですが、学生にとっては、宮崎駅前キャンパスに毎日通学するわけではないので、定期券を購入するまでには至らない。

これは私の考えですが、必要なときに割安で利用できる回数券などのような支援ができないかと。今、乗り放題の割引チケットとかの御提示もありましたけれども、回数券は必ず乗りますよという先付手形のようなものですから、事業者にとってはそんなに損はないというふうに思うんです。

高齢者には大いに乗ってもらおうという支援策があります。学生にも若者にも乗ってもらう、利用してもらう方策があつてもいいのではないかと思います。路線バスの維持にもつながると私は思います。

ぜひ、県からも交通事業者への提案、働きかけをお願いしたい。そしてまた、先ほどお話ししましたが、この宮崎の地で学び、働いて、生活していただく、こういう若者を増やしていくためにも、若者にもっと支援していく、こういう方向性が必要ではないかと思いますので、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

今回用意いたしました質問は以上です。今回は私の今年最後の質問となりました。

今、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すとして、住民を犠牲にしての基地強化、軍事拡大が進み、国民の暮らしに予算が回らない。こうした中での県民の今の暮らしです。

戦争の危険から県民を守る、戦争にさせない外交に徹するよう国に進言すること、これが地方自治体の最大の責務だと私は思ひます。軍備強化で威嚇しても解決にはなりません。さらなる危険を増すだけです。

今、日本からの武器輸出拡大が狙われ、軍需産業が著しい伸びを示しています。ここにさらなる税金が使われる悪循環を生み出す危険性すらあります。こうした軍事に使う税金は国民の暮らしにと要求して、県民の安心・安全な暮らしのために、ぜひ新年度予算に生かしていただき、こういうことを申し述べて、本日全ての質問を終わります。

少し時間も残りましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛議長 以上で一般質問は終わりました。

○外山 衛議長 次に、今回提案されました議案第1号から第32号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第19号から第21号まで採決

○外山 衛議長 ここで、教育委員会委員及び収用委員会委員の任命の同意についての議案第19号から第21号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第19号から第21号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号まで委員会付託

○外山 衛議長 次に、議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号までの各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日4日から9日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時47分散会

12月10日（水）

令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）

午前10時0分開議

出 席 議 員 (35名)	
1 番	河 野 通 博 (みやざき未来灯)
2 番	永 山 敏 郎 (県民連合立憲)
3 番	今 村 光 雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工 藤 隆 久 (同)
5 番	山 内 いっとく (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 口 俊 樹 (同)
7 番	下 沖 篤 史 (同)
8 番	齊 藤 了 介 (同)
9 番	黒 岩 保 雄 (同)
10番	渡 辺 正 剛 (同)
13番	外 山 衛 (同)
14番	脇 谷 のりこ (未来への風)
15番	松 本 哲 也 (県民連合立憲)
16番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
17番	重 松 幸次郎 (同)
18番	野 崎 幸 士 (宮崎県議会自由民主党)
19番	佐 藤 雅 洋 (同)
20番	内 田 理 佐 (同)
21番	川 添 博 (同)
22番	荒 神 稔 (同)
23番	日 高 博 之 (同)
24番	福 田 新 一 (同)
25番	本 田 利 弘 (同)
27番	凶 師 博 規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄 (自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉 (県民連合立憲)
31番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
32番	濱 砂 守 (同)
33番	安 田 厚 生 (同)
34番	坂 口 博 美 (同)
35番	山 下 寿 (同)
36番	山 下 博 三 (同)
37番	二 見 康 之 (同)
39番	日 高 陽 一 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	川 北 正 文
政 策 調 整 監	大 東 収
総 務 部 長	田 中 克 尚
危 機 管 理 統 括 監	津 田 君 彦
福 祉 保 健 部 長	小 牧 直 裕
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	児 玉 浩 明
農 政 水 産 部 長	児 玉 憲 明
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 仁
宮 崎 国 スポ・障 スポ 局 長	山 下 栄 次
会 計 管 理 者	平 山 文 春
企 業 局 長	松 浦 直 康
病 院 局 長	吉 村 久 人
財 政 課 長	池 田 幸 優
教 育 長	吉 村 達 也
公 安 委 員 長	松 山 昭
警 察 本 部 長	高 井 良 浩
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 会 委 員 長	桑 山 秀 彦

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 畑 敏 彦
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 課 長 補 佐	古 谷 信 人
議 事 課 議 事 担 当 主 幹	池 田 憲 司
議 事 課 主 任 主 事	前 鶴 彩 友

◎ 常任委員長審査結果報告

○外山 衛議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号まで及び第22号から第32号までの各号議案、並びに継続審査中の請願第11号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和7年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、硫黄山に設置した水質改善施設の補修や施設内の火山噴出物等の処分を行うもの、国際テニス大会開催に向けて関係機関で組織する委員会に対して、大会の広報に係る費用を負担するためのものなどで、14億1,600万円余の増額となっております。

次に、議案第22号は、国の令和7年度補正予算のうち、国土強靱化等の公共事業、物価高対策事業に係るもの及び職員等の給与改定に要する経費について措置するもので、459億9,100万円余の増額となっております。

両議案を合わせた歳入財源の主なものは、国

庫支出金が219億6,600万円余、県債が180億2,800万円、繰入金が57億700万円余となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,295億9,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、議案第1号が、一般会計で2,500万円余を、議案第22号が、一般会計で7,000万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は178億6,500万円余となります。

総務部の補正予算は、議案第1号が、一般会計で1億4,000万円余を、議案第22号が、一般会計で2億4,600万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,455億8,400万円余となります。

また、宮崎国スポ・障スポ局の補正予算は、議案第1号が、一般会計で4億6,400万円余を、議案第22号が、一般会計で1,900万円余を、それぞれ増額するものであり、補正後の予算額は121億700万円余となります。

次に、宮崎県山村振興基本方針についてであります。

これは、令和7年3月に山村振興法が改正され、法期限が10年間延長されたことに伴い、宮崎県山村振興基本方針を改定するものであります。

このことについて委員より、「山村振興基本方針を改定することが目的ではなく、方針に掲げたことを具現化していくことが大変重要であるため、引き続き、積極的に市町村への支援を行い、広域的な連携に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、「第12次宮崎県交通安全計画」の策定についてであります。

これは、国の交通安全基本計画に基づき策定することとされている都道府県交通安全計画について、第11次計画が令和7年度末で終了することから、新たに第12次計画を策定するものです。

このことについて委員より、「特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティに関する法令遵守の徹底と安全対策について、どのように周知を行っているのか」との質疑があり、当局より、「小型モビリティの利用に当たっては、速度制限、年齢制限、運転免許の要否など、様々な条件があるため、テレビやSNSの活用など幅広い広報活動を通じて、安全利用に係る啓発に取り組んでいる」との答弁がありました。

このことについて委員より、「小型モビリティは、公共交通機関が利用しづらい地域でも運転することができるため、自動車免許を返納した高齢者の利用も期待できる。幅広い世代への利用促進を図るためにも、他県に先駆けて利用条件や種類、安全対策の周知徹底に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、宮崎国スポに向けた体制づくりについてであります。

県カヌー協会の元理事長であった県立高校の教諭が、選手強化費などの名目で交付された補助金を横領した容疑で逮捕された件について、当局より、「今後、事実関係を確認した上で、教育委員会と連携し、必要な対応などにしっかりと取り組んでまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、他の競技でも同様の事案が発生しないよう、教育委員会と連携し、金銭の取扱いについてはしっかりと指導するとともに、特定の指導者に役割が集中しない

ような体制づくりについても取り組んでいただくよう要望します。あわせて、宮崎国スポを目前にして、選手が大切な指導者を失うことなく、競技に集中できる環境をつくっていただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案についてはいずれも全会一致により、継続審査中の請願第11号については賛成少数により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、ドクターヘリ運航支援や病院救急車の運行に係る経費の補助などによるもので、一般会計で3,300万円余を、議案第22号が、職員の給与改定に要する経費として、一般会計で2億3,500万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,445億5,700万円余となります。

このうち、新規事業「病院救急車活用促進事

業」についてであります。

この事業は、病院救急車の運行に係る経費への補助を実施することにより、病院救急車を活用した高次の医療機関からの転院搬送を促進し、救急搬送の需要が高まる場合に備えた患者搬送の手段の確保を図るものであります。

このことについて委員より、補助の対象となる医療機関及びその経費について質疑があり、当局より、「病院救急車を保有する第2次救急医療機関のうち、希望のあった4施設を対象に、給与費や備品購入費、通信運搬費など、病院救急車の運行に係る経費に対して補助を行うこととしている」との答弁がありました。

また、別の委員より、病院救急車のメリットについて質疑があり、当局より、「救急医療機関から、回復した患者の転院搬送を病院救急車が担うことで、救急搬送を主とする消防機関の負担軽減が図られるとともに、転院搬送における役割分担の明確化により、救急患者の適切な受入れにもつながるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、救急搬送など緊急性の高い事案に対して消防機関の救急車が適切に対応するために、比較的緊急性の高くない転院搬送における病院救急車の活用が重要であることから、より一層の活用促進のため、医療機関への継続的な支援を行っていただくよう要望します。

次に、議案第13号「訴えの提起について」であります。

これは、宮崎県母子福祉資金貸付金に係る債権について、返還に係る協議に真摯に対応しない借主及び連帯借主の計2名に対し、償還金及び違約金の支払いを求める訴えを提起するものであります。

このことについて委員より、訴えを提起する判断基準について質疑があり、当局より、「返還に係る協議に真摯に対応しない者であること、一般的な家庭と同等以上の暮らしをしているなど返還できる資力があると判断できる者であること、回収見込額が法的措置に係る費用に対して合理的であること、通常の返還請求手続では解消が見込まれないと判断されること、これら全てに該当する債務者に対して訴訟を検討することとしている」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に要する経費として、病院事業費用について8億4,300万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は486億3,700万円余となります。

次に、県立病院事業の令和7年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて委員より、県立宮崎病院の入院収益が昨年度同期と比較して減少している要因について質疑があり、当局より、「要因の一つとして医師の欠員が挙げられ、欠員による手術件数への影響は大きく、その結果として減収となったことを真摯に受け止めている。今後は、関係大学との連携を図りながら、一人でも多くの医師確保に努めていく」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、商工建設常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」で行われる国際大会の開催支援等に要する経費として、一般会計で200万円を、議案第22号が、市町村と連携して発行するプレミアム付商品券等及び職員の給与改定に要する経費として、一般会計で10億8,500万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、補正後の予算額は501億800万円余となります。

このうち、新規事業「国際テニス大会開催支援事業」についてであります。

これは、令和8年3月に完成予定の「ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI」で行われる国際大会の開催を支援することで、本県への誘客の増加やテニスの一大拠点としてのブランド力向上を図るものであります。

このことについて委員より、本大会の開催に伴う本県への経済効果の具体的な見込みについて質疑があり、当局より、「直接的な経済効果については、少なくとも1億4,000万円を目標に考えている。PR効果などによる間接的な経済効果については、現時点で試算をしていない

が、大会終了後にしっかり算出してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県民からの理解を得るためにも、大会終了後には、県外からの宿泊客数も含め、直接的、間接的な経済効果を正確に算出し、公表していただきたい」との要望がありました。

次に、物価高対応プレミアム付商品券等発行事業であります。

これは、継続する物価高の影響により、地域経済や県民の暮らしが厳しい状況にあることから、市町村と連携してプレミアム付商品券等を発行することにより、県民の負担軽減を図るとともに、消費の下支えを行うものであります。

このことについて委員より、「本事業は経済対策に伴う国の重点支援地方交付金を活用し、実務は市町村が担うことになるが、実際に県民の手元に届く時期をどのように想定しているのか」との質疑があり、当局より、「国の補正予算については、現在、国会にて審議中であるが、事業の早期実施を図るため、県としては迅速に予算措置をしたいと考えている。市町村に対しては早期の予算措置を要請しており、自治体によっては年度内の事業開始を目指す動きもある」との答弁がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、災害対策事業等に係る経費として、一般会計で3億6,500万円余を、議案第22号が、防災・減災、国土強靱化等及び職員の給与改定に要する経費として、一般会計で308億4,800万円余を、議案第24号が、職員の給与改定に要する経費として、特別会計で50万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた

補正後の予算額は1,207億9,900万円余となります。

このうち、国土強靱化対策に関連する公共工事についてであります。

このことについて委員より、「第1次国土強靱化実施中期計画では、5年間で20兆円強の公共事業が計画されているが、国会にて審議中の補正予算による県内公共工事への影響について、どのような所感を持っているか」との質疑があり、当局より、「国土交通省の補正予算について、総額は約3兆円、30%程度の伸びを見せているものの、公共工事においては10%程度の伸びとなっている。県内への影響については、現時点では見通せない状況である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内経済を活性化させていくためにも、地元の建設産業がこれまで以上に県の事業に参画できる機会をつくっていただきたい」との要望がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、環境農林水産常任委員会、川添博委員長。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第6号については賛成多数によ

り、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、硫黄山河川白濁対策に要する経費などとして、一般会計で2億1,400万円余を、議案第22号が、給与改定に要する経費及び国の経済対策に係る補正予算に対応するための経費として、一般会計で43億6,300万円余を、議案第23号が、給与改定に要する経費として、特別会計で30万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は272億1,000万円余となります。

このうち、硫黄山河川白濁対策推進事業についてであります。

これは、令和8年4月に県が設置した水質改善施設をえびの市に譲与する方針であることを踏まえ、施設の補修や、施設内に堆積している火山噴出物等を最終処分場へ搬出し、処分するための経費を措置するものであります。

このことについて委員より、「水質改善施設の整備に係る経費を県が負担したということだが、他県で国が整備した事例はあるのか」との質疑があり、当局より、「他県では、国が河川管理の必要上、施設を整備した事例はある」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「本県の事案についても、国が整備してよかったと考えるが、県は国に対して支援を要望しないのか」との質疑があり、当局より、「県は火山活動が発生した平成30年から国に対し支援を要望している」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、農産物の生産性向上や高付加価値化、コスト削減など産地収益力の強化を図るために要する経費などとして、一般会計で1億1,000万円余を、議案第22号が、農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止する事業に要する経費などとして、一般会計で54億円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は500億7,900万円余となります。

このうち、農業支援サービス立ち上げ支援事業についてであります。

これは、農業の持続的な発展を図るため、農作業受託といった農業支援サービス事業の実施に必要なスマート農業機械等の導入を支援するものであります。

このことについて委員より、「各地域の申請状況はどのような傾向があるのか」との質疑があり、当局より、「全県で取り組まれている状況ではあるが、西諸県地域が多い傾向にある」との答弁がありました。

また、同じ委員より、「地域の農業を守っていく上で、中山間地域や条件不利地域で継続して営農できることが重要である。そのための仕組みづくりをどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「当該事業は、個人事業主など幅広い実施主体を対象とし、持続可能な農業ができるように、農業支援サービスを充実させることとしている。また、中山間地域などにおいては、町や村が出資する事業体と連携して、支援サービスの充足状況を調査していきたい」との答弁がありました。

次に、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画

(後期計画)の素案についてであります。

このことについて委員より、「家族経営体や法人経営体などが協力して、長期的に地域の農業を守っていくという機運が重要であることから、計画を策定するに当たっては、将来像やメッセージ性を明確にしていきたい」との意見がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 次は、文教警察企業常任委員会、荒神稔委員長。

○荒神 稔議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第26号は、電気事業会計について、職員の給与改定に要する経費及び国の補正予算等を受け、県土整備部において多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであり、収益的支出の事業費及び資本的支出で9億2,400万円余の増額を行うものであります。この結果、電気事業会計の補正後の事業費及び資本的支出の

合計は111億4,100万円余となります。

また、議案第27号は、工業用水道事業会計について、議案第28号は、地域振興事業会計について、それぞれ職員の給与改定に伴い収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の事業費の合計は、工業用水道事業会計が4億8,000万円余、地域振興事業会計が1,900万円余となります。

次に、令和8年・9年度の売電入札結果についてです。

これは、企業局で発電する電気の売電料金について、これまで総括原価方式に準じた価格交渉により決定していたが、令和8年3月をもって現在の契約が満了となるため、国の通知に基づき、一般競争入札により、契約先及び契約単価の決定を行ったことから、その結果を報告するものであります。

このことについて委員より、「契約単価が現行契約の単価より上がっているが、全国的にも上昇傾向にあるのか」との質疑があり、当局より、「これまでの単価は必要な経費を積み上げて決定していたが、今回、一般競争入札としたことで、競争性が生まれたことにより単価は上がっている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、一般会計で、ひなた宮崎県総合運動公園自転車競技場の改修工事に係るものなどで5,800万円余を、議案第22号が、一般会計で、職員の給与改定に要する経費で30億3,300万円余を、議案第25号が、特別会計で100万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,277億9,000万円余となります。

次に、県立高等学校の教諭が、選手強化費などの名目で交付された補助金を横領した容疑で逮捕された件についてです。

このことについて委員より、「県内には多くのスポーツ団体があるが、今後どのように再発防止に取り組むのか」との質疑があり、当局より、「宮崎国スポ・障スポ局と連携して、県スポーツ協会に対して、各スポーツ団体への事務の適正な執行等の指導を要請したところである。さらに今後は、部活動に関わる指導者や関係職員に対する指導を徹底するなど、今回の教訓を生かして再発防止に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第22号が、職員の給与改定に要する経費として、一般会計で6億5,200万円余を増額するものであり、補正後の予算額は307億6,200万円余となります。

次に、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の現状と被害防止対策についてです。

このことについて委員より、「県内の特殊詐欺等の被害における最大の被害金額はどの程度なのか。また、被害額は増加傾向にあるのか」との質疑があり、当局より、「令和7年中にSNS型投資・ロマンス詐欺で1億円を超える被害が発生している。また、令和7年は9月までの被害額が昨年度1年間の被害総額を超えており、被害額は増加傾向である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「特殊詐欺等の被害防止対策で成果が上がっている取組はあるものの、特殊詐欺の手口は巧妙化している。撃退力向上対策、看破対策、未然防止対策などの被害防止対策について、これまで以上に力を入れて

いただきたい」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○外山 衛議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○外山 衛議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、まず、議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号について、反対の立場から討論いたします。

議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連がありますので、一括して討論いたします。

議案第1号は、14億1,607万3,000円の追加補正をするもので、内容は、県単事業の硫黄山河川白濁対策推進事業や国庫補助決定に伴う事業など、県民生活にとって必要な各種の補正事業であると思います。

問題とするのは、屋外トレーニングセンター

事業に補正予算措置されていることです。

議案第16号は、屋外トレーニングセンターの管理運営を、フェニックスリゾート株式会社、株式会社馬原造園建設、株式会社MR Tアドの3社で構成するグループ、シーホース宮崎に指定しようとするもので、期間を3年から5年に延ばしています。

このトレーニングセンターは、県の「スポーツランドみやざき」のさらなる推進を目的に、シーガイア跡地をフェニックスリゾート社から無償提供を受けて、当時18億2,600万円を投じて建設されました。

プロスポーツチーム等の利用が主となる同施設、どれほどの利用があったのでしょうか。また、あくまでも公共施設であり、県民利用も促進されなければなりません、どうだったのでしょうか。

指定管理者の選定に当たって、公募に応じ申請したのは、シーホース宮崎1社です。指定管理料は年額5,260万円、5年間で2億6,300万円が提案されており、今期に続いての指定管理者の指定です。

しかし、指定管理者がグループ会社とはいえ、トレーニングセンターの要である土地を無償で提供した会社がグループの一員であることの違和感を感じざるを得ません。運営上の利害関係が起きない保証があるのでしょうか。そこは実に不透明であり、県としても問題意識を持つ必要があるのではないのでしょうか。

今回の屋外トレーニングセンターの指定管理者の指定に反対するものです。

次に、議案第3号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」及び議案第6号「宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例」については、関連しますので、併せて討論いたし

ます。

今回提案の条例改正は、平成18年から実施している県の森林環境税の県民税均等割の超過課税の実施適用期間を、令和12年度分まで5年間延長しようとするものです。その額、県民1人年間500円です。

また、令和6年から国が導入し、住民税に上乗せして1人年額1,000円を徴収している、県と同じ名称の国の森林環境税ですが、ここの混同を避けたいとして、県の名称を「水と緑の森林づくり税」に、また、宮崎県森林環境税基金の名称を「宮崎県水と緑の森林づくり税基金」に変更、改正しようとするものです。

そもそも国の森林環境税は、東日本大震災の復興を名目にした復興特別住民税1人1,000円の終了を機に、森林環境税と名前を付け替えて税の徴収を継続した理不尽なものです。

国の森林環境税は、譲与税として一定額が県に還元されます。県は、県の森林環境税とは使途・目的を異にするものとしていますが、県民にとって双方からの森林環境税の徴収は、二重の県民負担であることは疑いありません。

しかし、決して森林環境の保全や整備をないがしろにするものではありません。必要な事業には必要な財源を投入することは当然です。しかし、目的税に頼ったり県民負担に頼る事業の在り方は改めるべきと思います。

今回提案の税徴収の期間延長及び名称の変更ではありますが、私は、森林環境税そのものの廃止を求めるものです。

次に、議案第32号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職等の給与改定に準じて、知事や議員等、特別職の期末手当の引上げ

を行うとするものです。

人事院・人事委員会勧告による職員給与や手当を引き上げることは当然のことです。しかし、今、異常な物価高騰が長期化する中、賃金は物価高騰に追いつかず、県民所得は伸び悩み、消費税の負担、国保税や介護保険料の引上げなど県民負担が増大する中で、個人消費の落ち込みは地域経済にも影響を及ぼしています。

こうした状況の中で、知事をはじめ特別職の期末手当を引き上げることなどは、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。

今回の特別職に係る期末手当引上げの提案には賛成できません。

続いて、請願について述べます。

常任委員長報告で不採択とされた継続請願第11号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願」は、採択を求めます。

本請願は1年前に提出されたものです。継続審査が繰り返され、今議会5回目の審査の結果が不採択です。現在の深刻な医療を取り巻く現状をどのように審査されたのでしょうか。

請願者である22の医療機関・団体が、2024年度の診療報酬改定は物価高騰には全く見合わず、このままでは地域医療の存続が危ぶまれ、医療機関の事業と経営の危機は、必要な医療を受ける国民の危機でもあり、この深刻な医療の現状を先送りにできない、2年後の改定を待たないと、診療報酬の再改定と財政支援を求めた切実かつ緊急性を要するものでした。

ですから、医療機関の存続と地域医療を守るためにも、一刻も早い採択、そして国への意見書提出が求められていたのです。

今、次期の診療報酬の改定率が12月末に決まるのを前に、全国でも運動が広がり、日本医師会や日本病院会など医療・介護・福祉43団体でつくる国民医療推進協議会は、国民医療を守るための総決起大会を開いて、診療報酬の大幅なプラスを求める決議を上げました。まさに全国的・国民的課題となっています。

厚生労働省が先月末、中央社会保険医療協議会総会に報告した医療経済実態調査の結果は、2024年度、一般病院の72.7%が赤字で、平均利益率はマイナス7.3%と2年連続の赤字であり、物価高騰や人手不足などで厳しい経営と存続の危機に直面している医療機関の実態が明らかにされました。

まさに、地域医療や医療従事者を支えるための支援は待ったなしです。今からでも遅くはありません。県議会から「地域医療を守れ」と意見書を上げることは、県民を守る県議会の責務でもあると思います。

本請願を不採択と切り捨てず、採択して、県民の願いに、期待に応えようではありませんか。採択を求めるものです。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○外山 衛議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号採決

○外山 衛議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山 衛議長 起立多数。よって、議案第1号、第3号、第6号、第16号及び第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第4号、第5号、第7号から第15号まで、第17号、第18号及び第22号から第31号まで採決

○外山 衛議長 次に、議案第2号、第4号、第5号、第7号から第15号まで、第17号、第18号及び第22号から第31号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第11号採決

○外山 衛議長 次に、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○外山 衛議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山 衛議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉

会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員派遣の件

○外山 衛議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山 衛議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○外山 衛議長 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと21日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられますよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和7年11月定例会を閉会いたします。

午前10時52分閉会

資 料

令和7年11月定例会日程

20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
11. 21	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
22	土	休 会	(閉 庁 日)	
23	日		(閉 庁 日) 勤 労 感 謝 の 日	
24	月		(閉 庁 日) 振 替 休 日	
25	火		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
26	水			
27	木	本会議	一 般 質 問	
28	金			
29	土	休 会	(閉 庁 日)	
30	日			
12. 1	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
2	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
3	水			議会運営委員会 9:30
4	木	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
5	金			
6	土		(閉 庁 日)	
7	日		(閉 庁 日)	
8	月		特 別 委 員 会	議会運営委員会 13:30
9	火		(議 事 整 理)	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
1 0	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和7年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の変更について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 訴えの提起について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 当せん金付証票の発売について
- 議案第19号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第20号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第21号 収用委員会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

21500-1317
令和7年12月3日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和7年11月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第22号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第26号 令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第27号 令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）
- 議案第28号 令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）
- 議案第29号 令和7年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第30号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第31号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第32号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（文書取扱 財政課）

令和7年11月定例会

一般質問時間割

11月27日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	みやぎき未来灯	河野 通博	10:00~11:00	
2	自由民主党	川添 博	11:00~12:00	休憩
3	未来への風	脇谷のりこ	13:00~14:00	

11月28日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
4	自由民主党	福田 新一	10:00~11:00	
5	自由民主党	下沖 篤史	11:00~12:00	休憩
6	自由民主党	二見 康之	13:00~14:00	

12月1日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
7	県民連合立憲	松本 哲也	10:00~11:00	
8	県民連合立憲	岩切 達哉	11:00~12:00	休憩
9	自由民主党	山口 俊樹	13:00~14:00	

12月2日(火)

順序	会派	質問者	時間	備考
10	公明党	今村 光雄	10:00~11:00	
11	自由民主党	佐藤 雅洋	11:00~12:00	休憩
12	公明党	重松幸次郎	13:00~14:00	

12月3日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
13	自由民主党	黒岩 保雄	10:00~11:00	
14	自由民主党	山内いつとく	11:00~12:00	休憩
15	日本共産党	前屋敷恵美	13:00~14:00	

令和7年11月定例会

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第3号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例				可決	
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	可決				
第9号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例		可決			
第10号	工事請負契約の締結について			可決		
第11号	工事請負契約の変更について	可決				
第12号	工事請負契約の変更について	可決				
第13号	訴えの提起について		可決			
第14号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第15号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第16号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第17号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第18号	当せん金付証票の発売について	可決				
第22号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決	可決	可決	可決	可決
第23号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第24号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第25号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）					可決
第27号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）					可決
第28号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）					可決
第29号	令和7年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）		可決			
第30号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第31号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第32号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

〔請 願〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第11号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		不採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和7年11月定例会

委 員 会 名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	12月10日・可 決
〃 第2号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃
〃 第3号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	都市公園条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県森林環境税基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	訴えの提起について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第19号	教育委員会委員の任命の同意について	12月3日・同 意
〃 第20号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第22号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	12月10日・可 決
〃 第23号	令和7年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第24号	令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第25号	令和7年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第26号	令和7年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）	12月10日・可 決
〃 第27号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）	〃
〃 第28号	令和7年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）	〃
〃 第29号	令和7年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
〃 第30号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	〃

議 員 發 議 案 等

議 員 派 遣

令和7年12月10日

次のとおり、議員を派遣する。

1 令和7年度九州各県議会議員交流セミナー

- (1) 目 的 九州各県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等について情報や意見の交換を行うことにより、政策提案その他議会機能の充実を図るとともに、議員間の親睦を深め、ともに九州の一体的な発展と地方主権の確立を目指す。
- (2) 派遣場所 熊本県熊本市
- (3) 期 間 令和8年2月5日（木）
- (4) 派遣議員 荒神 稔 黒岩 保雄 佐藤 雅洋 下沖 篤史
 福田 新一 山内 いっとく 渡辺 正剛 重松 幸次郎
 松本 哲也 河野 通博

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	—	—	—	
厚生	—	1	1	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	0	1	1	

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
請願の件名	<p>医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願</p> <p>(理由)</p> <p>厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25%を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。</p> <p>帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。</p> <p>このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88%と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。</p> <p>本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、</p>		

	<p>実施を強く求めるものです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。</p> <p>(要請事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	前屋敷 恵美 永山 敏郎 函師 博規

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月21日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（二見康之議員、岩切達哉議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第21号上程 知事提案理由説明
11月22日	土	休 会	（閉庁日）
11月23日	日		（閉庁日） 勤労感謝の日
11月24日	月		（閉庁日） 振替休日
11月25日	火		（議案調査）
11月26日	水		
11月27日	木	本 会 議	一般質問（河野通博議員、川添 博議員、脇谷のりこ議員）
11月28日	金		一般質問（福田新一議員、下沖篤史議員、二見康之議員）
11月29日	土	休 会	（閉庁日）
11月30日	日		
12月1日	月	本 会 議	一般質問（松本哲也議員、岩切達哉議員、山口俊樹議員）
12月2日	火		一般質問（今村光雄議員、佐藤雅洋議員、重松幸次郎議員）
12月3日	水		議案第22号～第32号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（黒岩保雄議員、山内いっとく議員、前屋敷恵美議員） 採決（議案第19号～第21号）（同意） 議案委員会付託
12月4日	木	休 会	常任委員会
12月5日	金		
12月6日	土		（閉庁日）
12月7日	日		
12月8日	月		特別委員会
12月9日	火		（議事整理）
12月10日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号、第3号、第6号、第16号、第32号に反対、請願第11号不採択に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第1号、第3号、第6号、第16号、第32号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月10日	水	本 会 議	採決（議案第2号、第4号、第5号、第7号～第15号、第17号、第18号、第22号～第31号）（可決） 採決（請願第11号）（不採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり決定） 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 副 議 長 日 高 陽 一

宮 崎 県 議 会 議 員 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 岩 切 達 哉